

令和 6 年

島本町議会 1 2 月定例会議 会議録

令和 6 年 1 2 月 1 3 日 開 議

令和 6 年 1 2 月 1 6 日 散 会

令和 6 年 1 2 月 1 3 日（第 1 号）

令和 6 年 1 2 月 1 6 日（第 2 号）

島 本 町 議 会

令和6年島本町議会12月定例会議会議録目次

第 1 号（12月13日）

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○諸般の報告	4
○第 2 号選挙 島本町選挙管理委員補充員の選挙について	8
○一般質問	9
・ 福嶋議員	9
・ 大久保議員	23
・ 戸田議員	32
・ 伊集院議員	42
・ 中田議員	52
・ 中嶋議員	65
・ 山口議員	72
○延会の宣告	78

第 2 号（12月16日）

○出席議員	81
○議事日程	82
○開議の宣告	84
○一般質問	84
・ 永山議員	84
・ 川嶋議員	94
○第 8 号報告 令和6年度島本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について	101
○第 9 号報告 損害賠償の額を定めることの専決処分について	101
○第 10 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	101

○第 91 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	101
○第 92 号議案	工事請負契約の変更について……………	102
○第 93 号議案	島本町印鑑条例の一部改正について……………	103
○第 94 号議案	島本町税条例の一部改正について……………	105
○第 95 号議案	島本町職員定数条例の一部改正について……………	106
○第 96 号議案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について……………	106
○第 97 号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について……………	106
○第 98 号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について……………	106
○第 99 号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	106
○第100号議案	令和6年度島本町一般会計補正予算（第6号）……………	106
○第101号議案	令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）…	106
○第102号議案	令和6年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）……	106
○第103号議案	令和6年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	106
○第104号議案	令和6年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）……………	106
○第105号議案	令和6年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）……………	106
○第 1 号意見書案	再審法改正を求める意見書……………	122
○第 2 号意見書案	性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化 を求める意見書……………	123
○散会の宣告……………		124
※付議事件の議決結果……………		126

令和 6 年

島 本 町 議 会 1 2 月 定 例 会 議 会 議 録

第 1 号

令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 (金)

島本町議会 12月定例会議 会議録（第1号）

年 月 日 令和6年12月13日（金）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり13人である。

1番	川嶋 玲子	2番	野口 日利美	3番	山口 博好
4番	中嶋 洵智	5番	大久保 孝幸	6番	福嶋 保雄
8番	中田 みどり	9番	東田 正樹	10番	平井 均
11番	伊集院 春美	12番	清水 貞治	13番	戸田 靖子
14番	永山 優子				

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 山田 紘平 副町長 高岸 信之 教育長 横山 寛

総合政策 北河 浩紀 総務部長 川畑 幸也 健康福祉 原山 郁子
部 長 部 長

都市創造 名越 誠治 上下水道 近藤 治彦 消防長 三浦 毅
部 長 部 長

教育こども 岡本 泰三 会計管理者 杣木 利徳
部 長

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多田 昌人 書 記 村田 健一

令和6年島本町議会12月定例会議議事日程

議事日程第1号

令和6年12月13日（金）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸 般 の 報 告

日程第3 第 2 号選挙 島本町選挙管理委員補充員の選挙について

日程第4 一 般 質 問

福 嶋 議 員 1. 町営住宅の退去準備から新規入居まで
2. 中小企業者の受注機会の増大にむけた取組について
3. 避難所への避難で真夏・真冬に必要な物

大久保議員 1. 島本町の高齢者ごみ出し問題、その後について
2. 島本町の高齢者移動支援について

戸 田 議 員 1. 多様な学びの場の充実と教育の総合的ビジョン
2. 連続テレビ小説「虎に翼」が伝えたかったこと

伊集院議員 1. 生ごみの堆肥を活用し循環型を！
2. 就学前児童に対する幼児教育・保育について v o l . 2

中 田 議 員 1. 文書保存の考え方について
2. 地球規模のプラスチック汚染について

中 嶋 議 員 日本一の英語教育を掲げる町へ舵を切ろう！

山 口 議 員 財政状況について

永 山 議 員 1. 共同親権の導入に向けた自治体の課題整理について
2. 香害・化学物質過敏症
～理解をさらに深める取り組みを～

川 嶋 議 員 1. 低出生体重児への支援・ケアについて
2. がん罹患患者への「アピアランスケア」について

日程第5 第 8 号報告 令和6年度島本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

日程第6 第 9 号報告 損害賠償の額を定めることの専決処分について

日程第7 第 10 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第8 第 91 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第9	第92号議案	工事請負契約の変更について
日程第10	第93号議案	島本町印鑑条例の一部改正について
日程第11	第94号議案	島本町税条例の一部改正について
日程第12	第95号議案	島本町職員定数条例の一部改正について
	第96号議案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	第97号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
	第98号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
	第99号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	第100号議案	令和6年度島本町一般会計補正予算（第6号）
	第101号議案	令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第102号議案	令和6年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	第103号議案	令和6年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第104号議案	令和6年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）
	第105号議案	令和6年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）

(午前10時00分 開議)

清水議長 おはようございます。

公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名で、全員出席であります。

よって、これより令和6年島本町議会12月定例会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

議案等はお手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から12月16日までの4日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、本定例会議では、会議資料のペーパーレス化試行を実施するとともに、議員及び職員におかれましては、タブレット端末や業務用ノートパソコンを議場に持ち込み、本定例会議の内容に関わって使用することを試行的に認めておりますので、注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、スマートフォンなどは電源をお切りいただくか、マナーモードにして音が出ないようにしていただき、使用は控えていただきますよう、また、どうしても使用しなければならない場合は、音声を放送しているロビーで使用していただきますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

本定例会議の議案の内容説明については、議会運営委員会で確認されておりますとおり、あらかじめ原稿を配付することによって、朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

なお、傍聴用の資料には、巻末に原稿をとじております。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、島本町議会会議規則第127条の規定により、1番 川嶋議員及び10番 平井議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

総務建設水道常任委員会及び民生教育消防常任委員会の調査研修が実施されましたので、各委員長より、順次御報告いただきます。

まず、総務建設水道常任委員会委員長から御報告をいただきます。

東田委員長 (登壇) おはようございます。

それでは、総務建設水道常任委員会の所管事務調査研修について、御報告いたします。

去る10月24日に「平成28年に発生した熊本地震後の復興に向けた行政の取組について」をテーマに熊本県益城町へ、翌10月25日に「上西郷川のグリーンインフラの取組について」をテーマに福岡県福津市へ出向き、所管事務調査研修を行ってまいりました。

参加者は、総務建設水道常任委員会委員6人と随行した議会事務局参事の計7名でございます。

まず、熊本県益城町は、熊本県のほぼ中央から北寄りに位置し、面積は65.68平方キロメートル、令和6年11月末日現在の人口は3万4,123人の町です。町内には「阿蘇くまもと空港」があり、熊本県の空の玄関口となっています。また、隣接している熊本市のベッドタウンとなっているものの、平成28年熊本地震前の人口には戻っていない状況となっています。

益城町は、平成28年4月14日21時26分にマグニチュード6.5の前震、約28時間後の4月16日1時25分にマグニチュード7.3の本震により、震災関連死を含め45名が亡くなり、約98%の家屋が被災しました。

町有施設の被害も大きく、全58施設のうち、対策本部の拠点となる役場庁舎をはじめ、48施設が被災しました。職員の85.2%が自宅に被害を受け、前震があった夜のうちに職場に参集した職員は61.6%だったこと、また、道路等公共インフラの被害の甚大さから参集する職員の人数を予測できず、混乱している状況の中、参集した職員に本部がその都度指示する状態となり、業務によって職員の数にばらつきが出たということです。しかしながら、発災から1週間が経過した頃には、避難所対策、住まい支援、被害認定・罹災証明、役場再建の4つのプロジェクトチームを立ち上げ、課題に対応するための体制を構築し、復旧に取り組まれております。

益城町では、被災した教訓を踏まえ、災害時は住民と同じように役場庁舎や職員自身が被災することも想定され、公助が機能しない可能性が高いことから、益城町防災基本条例を制定し、「町民、事業者及び町は、自助・共助・公助の考え方にに基づき、それぞれの責務と役割を果たすとともに、相互に連携し、協力して防災対策に取り組まなければならない」と定められています。

また、議員の多くは、地元を中心に被災の状況及び被災者の現状把握に努めながら、区長等と協力して公民館等で避難者の支援を行いました。その一方、災害対策本部が応急対策業務に追われ、混乱している状況の中、議員の行動状況によっては災害対策本部の負担を増大させることとなりました。地域の実情に精通している議員は、住民から直接収集した信頼性の高い情報を迅速に発信し、情報等のつなぎ役としての機能を果たすことができ、そうすることにより、執行部における災害対策の質の向上や地域住民の安全確保、不安の軽減につながります。同時に、応急対策に奔走する災害対策本部に配慮した適切な対応が必要となります。

このような経験を踏まえ、震災発生時の議員の基本的な行動指針等を定め、益城町議

会議員の災害対応マニュアルを策定しており、これは、島本町議会においても参考になるものであると考えています。

そのほか、現在も大規模な道路改修が行われており、災害発生時の交通網の確保の重要性を改めて痛感しました。南海トラフ地震の発生が懸念される中、実際に大規模災害を経験されたお話を聞いたことは、大変有意義であったと感じております。

続いて訪れた福岡県福津市は、福岡県の北部に位置し、面積は52.76平方キロメートル、令和6年11月末日現在の人口は6万9,141人です。東部を山、西部を海に囲まれ、風光明媚な自然景観を形成し、また、福岡市、北九州市の両政令指定都市の通勤・通学の利便性を背景とした住宅地域となっています。

福津市内を流れる西郷川を改修するに当たり、平成12年に西郷川リバー基本計画が策定され、西郷川に流れ込む上西郷川の整備が行われることとなりました。もともとはコンクリート三面張りの水路だったものを、土や草を用いた護岸改修を行い、川幅を広げ、自然の川へ整備されています。整備に当たり、地域住民やコンサルタント、関係者だけではなく、地元小学生も巻き込んだワークショップを行ったほか、九州大学とも協定を結び、整備を進められました。ワークショップの中で、住民からの川の安全面に関し懸念する意見が出たものの、最終的には、誰もが自由に利用できる川となるよう自然再生に取り組まれました。

実際に上西郷川を視察した際には、緑が多く、野鳥が飛び、ゆったりと水が流れ、地元の園児が元気に走り回っており、広く住民に親しまれていることを実感いたしました。

本町も水無瀬川が流れ、多くの方が隣接した公園を利用されていますが、今後、維持管理を行っていくに当たり、自然との調和や安全面の問題も考えなければならず、福津市の取組は非常に参考になるものと感じました。

以上が、今回の調査研修の概要ですが、詳しい資料等につきましては議会事務局に保管しておりますので、そちらも御覧ください。

以上をもって、総務建設水道常任委員会の所管事務調査研修の報告といたします。

清水議長 続いて、民生教育消防常任委員会委員長から御報告をいただきます。

大久保委員長（登壇） おはようございます。

それでは、民生教育消防常任委員会の所管事務調査研修について、御報告いたします。

去る10月29日に「『きらりルーム』を活用した長期欠席者ゼロの取組について」をテーマに広島県福山市へ、翌10月30日に「人生会議の必要性和普及について」をテーマに広島県広島市へ出向き、所管事務調査研修を行ってまいりました。

参加者は、民生教育消防常任委員会委員会委員6人と議長、随行した議会事務局参事の計8人でございます。

まず、広島県福山市は、広島県の東部に位置し、岡山県に接しており、面積は517.72平方キロメートル、令和6年11月末日現在の人口は45万5,366人です。「ばらのまち」

として有名な福山市内には、福山城や鞆の浦をはじめ、様々な歴史・文化・芸術施設があり、平成10年4月に中核市へ移行、平成28年には市制100周年を迎え、広島県第2位の都市として、今なお発展を続けております。

福山市は、平成28年1月、「福山100NEN教育」を宣言し、一斉・画一を求めてきた従来の学校の価値観を問い直しながら、全ての子どもたちが学ぶ意欲や知的好奇心を発揮し、学びが面白いと実感する子ども主体の学びに向けた取組が始められました。

国におきましても、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保、不登校に対する教育相談体制の充実のため不登校特例校や適応指導教室の設置促進・機能強化について示されたことに伴い、平成30年4月に不登校等児童生徒の状況に応じた多様な学びができる場として、市内の中学校5校に校内フリースクール「きらりルーム」を設置、現在は中学校6校、小学校2校に設置されております。不登校傾向にある、集団での学びが難しいといった児童生徒が、自分らしく学べる場として設置されており、一人一人に応じた学びを教職員が児童生徒と一緒に考え、取り組んでおられます。また、市内3か所に校外フリースクール「かがやき」があり、自分で時間・内容・方法等を決めて、学ぶことのできる場として、生徒児童一人一人の思いや願いを実現することを目指したもので、市内の小中学生の誰もが自由に利用できるようになっております。

本町におきましても、不登校の課題のある児童・生徒に対し、早い時期から適切な指導・支援を行うことができるよう配慮するとともに、各関係機関とも連携しながら、適切な支援を行うように取り組んでいるところでございますが、フリースクールに関する先進的な取組についてお話を聞いたことは、大変有意義であったと感じております。

続いて訪れた広島市は、広島県の西部に位置し、面積は906.69平方キロメートル、令和6年10月末現在の人口は117万4,324人です。中国・四国地方で最多の人口を有しており、政令指定都市として8区の行政区で構成されており、国際平和文化都市として世界的に名高い都市です。

広島市は、平成26年の介護保険法改正に伴い、平成27年度から市町村が行う事業として、地域支援事業、包括的支援事業に、在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられたことから、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することを目的とし、事業が開始されました。

その中で、人生の最後をどのように過ごしたいか、医療やケアを受けたいかを、元気なうちに自分で考え、家族や医療者、ケアチームと話し合い、共有しておく取組として「人生会議」通称ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の推進に取り組まれております。これは、自分の考えを周囲の方へ伝えられなくなった場合に備え、前もって受ける医療に対する希望を家族や医師に伝えておくことは重要であり、自分の安心だけでなく、家族の負担軽減にもつながるものです。

そのため、普及に当たっては、医療や福祉の専門職だけではなく、救急搬送等を行う消防局職員に対してもＡＣＰの研修を行い、理解を深めていただけるよう取り組まれておられます。啓発用の冊子につきましても、専門職向けのものだけではなく、より身近に感じてもらえるよう、そして、若い世代の人たちにも興味を持ってもらえるよう、漫画による冊子も作成しておられます。

しかしながら、ＡＣＰの認知度は低い状況であり、高齢者だけでなく、その家族となり得る若年層への認知度の向上が課題となっております。また、自分の将来を相談することができない独り身の方への対応も課題となっております。

本町におきましても、「人生会議」の意義や大切さを理解してもらえることを目的とした講演会を行うなど取り組んでいるところでございますが、啓発用冊子の内容や活動内容につきまして、広島市の取組は、本町でも非常に参考になるものと感じました。

以上が、今回の調査研修の概要ですが、詳しい資料等につきましては議会事務局に保管しておりますので、そちらも御覧ください。

以上をもって、民生教育消防常任委員会の所管事務調査研修の報告といたします。

清水議長 次に、島本町議会会議規則第129条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣しましたので、御報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、第2号選挙 島本町選挙管理委員会補充員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理員補充員に、田中修さん、横井正子さん、岩村一教さん、谷川清さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました田中修さん、横井正子さん、岩村一教さん、谷川清さん

を選挙管理員補充員の当選人と定め、補充員の順序は、ただいま申し上げました順序とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が選挙管理員補充員に当選されました。

なお、補充員の順序は、ただいま申し上げた順序といたします。

日程第4、一般質問を行います。

通告の順によりまして、福島議員、大久保議員、戸田議員、伊集院議員、中田議員、中嶋議員、山口議員、永山議員、川嶋議員の順で行います。

それでは、最初に、福島議員の発言を許します。

福島議員（質問者席へ） 改めまして、おはようございます。

12月議会の福島保雄からの一般質問を通告に基づき行います。よろしくお願いいたします。

1つ目の質問、「町営住宅の退去準備から新規入居まで」と題して問います。

令和6年9月議会の議案質疑の中で、町営住宅退去時の敷金還付事務手続の改善の一案として、入居者の責めに帰すべき修繕等が発生する場合においても、入居者から入居者負担修繕費用の支払いに係る承諾書を提出いただいた上で、敷金を入居者に全額返還し、入居者自身において必要な修繕を実施していただくことにより、町が入居者負担修繕費用を立て替える現在の運用を原則廃止してまいりたいとの答弁がございました。

敷金返還後、入居されていた元入居者が修繕を行えるようにされる手順では、様々な課題の発生を懸念しております。改めて、町営住宅退去時の敷金還付等事務手続をはじめ、居住者からの退去連絡をいただいてから退去、退去後の住宅補修、整備、新規入居の一連について問いたいと思います。

まずは、町営住宅退去時の敷金還付事務手続の改善検討状況及び内容について、お教えください。

都市創造部長 おはようございます。

それでは、福島議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「町営住宅の退去準備から新規入居まで」についてでございます。

「町営住宅退去時の敷金還付事務手続の改善検討状況及び内容」に係る御質問でございます。

9月定例会議（後半）において、一案としての改善案を御答弁させていただきましたが、その後、種々検討いたしましたところ、議員御指摘のとおり、入居者負担修繕の完了前に担保となる敷金を入居者に全額返還するのは、町として担保がなくなるといった課題があるとの結論に至りました。

こうした課題を踏まえ、入居者から退去希望の連絡があった場合、まず、原則退去希

望日の30日前までに町へ住宅返還届を御提出いただき、入居者自身で退去予定日を決めていただきます。次に、退去予定日までに入居者と町職員の二者が立ち会い、住宅の事前検査を実施し、入居者の責めに帰すべき修繕等の有無を確認いたします。その結果、入居者の責めに帰すべき修繕等が発生する場合は、退去予定日までに入居者自身において必要な修繕を実施していただき、待機予定日までに行う最終検査で確認した上で、入居者から住戸の鍵を返還していただきます。また、鍵の返還後、未納家賃等がある場合は敷金から未納家賃等を差し引いた残額を、未納家賃等がない場合は敷金全額を入居者へ還付いたします。

以上のように、事務手続を改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 町営住宅退去時の敷金還付事務手続は、入居者の責めに帰すべき修繕等の完了を確認した上で鍵の返還をいただく。その後、当該月分の家賃を含め未納家賃等がある場合は敷金から未納家賃等を差し引いた残額を、未納家賃等がない場合は敷金全額を入居者へ還付されるという改善を予定されているとのことですが。

まず、島本町の場合、退去時の手続としては、入居者に原状復帰を求めるのではなく、補修費の負担区分を入居者と町に切り分け、入居者負担部分を入居者に修繕いただくことになっていると思います。その中で、家財があれば確認できない、負担部分を確定・入居者との合議ができない場合もあると思うのですが、退去のどのタイミングで事前検査を行われ、負担区分の合議をされるのか、お教えてください。

都市創造部長 「町営住宅退去時の事前検査と負担区分の合議のタイミング」に係る御質問でございます。

事前検査につきましては、退去予定日までに、入居者と町職員の二者が立会いの上で、2回実施いたします。1回目は、住宅内に家財等がある状態で、入居者負担の修繕箇所の有無を確認いたします。2回目の検査では、住宅内の家財等を搬出された後に、1回目の事前検査において確認できなかった入居者負担の修繕箇所の有無を確定いたしております。このように、事前検査において、入居者と町において区分負担の合議をいたしているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 退去日は原則月末とのこととお聞きしております。敷金還付はいつになるのか、事務手続をお教えてください。

都市創造部長 「町営住宅退去時における敷金還付までの事務手続」に係る御質問でございます。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、まず、退去予定日までに行う最終検査で完了を確認した上で、入居者から町へ鍵を返還していただきます。次に、最終月の家賃の納付を確認後、敷金還付事務手続を行います。時期については、会計処理等も含めると、

入居者への敷金還付は約２週間後を見込んでおります。

以上でございます。

福嶋議員 現状、町営住宅入居待ちが発生しており、空き室が発生した場合に入居審査が行われると理解しておりますが、空き室発生から新規入居はどのような手順で行われ、どれぐらいの期間がかかっているのか、標準的な場合について教えてください。

都市創造部長 「空き室発生から新規入居に係る手順と期間について」の御質問でございます。

入居者から町へ住宅返還届が提出され、最終検査を行い、入居者から鍵を返還していただいた後、町負担の住宅補修の発注手続と新規入居登録者への入居資格審査の案内を行っております。

なお、空き室発生時から新規入居者への鍵渡しまでの期間については、空き室補修や新規入居者に係る各種書類の提出、暴力団排除条例に基づく警察照会手続などに相当の時間を要するため、３か月程度を見込んで事務を執行いたしているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 細かい話になりますが、島本町として空き室が発生したと判断されるタイミングは、鍵の返却時点、退去時、敷金返還時点など、どの時点とお考えか。また、諸般の手続があるが、もう少しすれば空き室が発生すると判断できる最速のタイミングはどの時点とお考えか、教えてください。

都市創造部長 「空き室発生のタイミングと、空き室発生とみなすことができるタイミング」についての御質問でございます。

現在、町におきまして、空き室が発生したと判断しているタイミングにつきましては、入居者から鍵が返還され、最終月の家賃の納付を確認した後、敷金還付事務手続を終えた敷金返還時点でございます。

次に、空き室が発生すると判断できるタイミングにつきましては、住宅内の家財等が搬出され、入居者から鍵が返還された鍵の返還時点においては、一定可能であるものと認識いたしております。

以上でございます。

福嶋議員 新規入居者への鍵渡しまでは、空き室発生から３か月ほどを要するとのことでした。

空き室発生判断タイミングが鍵の返却時点とお考えであれば、その時点から新規入居の手続を開始することで、空き室発生判断から空き室発生の時間を稼ぐことができ、より早いタイミングでの入居ができるのではないかと考えます。このやり方が可能なのか、実施すればどの程度早く入居できる可能性があるのか、御見解をお聞かせください。

都市創造部長 「空き室が発生したと判断できるタイミングと、新規入居の手続開始のタイミング」に係る御質問でございます。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、空き室が発生すると判断できるタイミングを鍵の返却時点とし、この時点から新規入居の手続を開始した場合、空き室である期間を一定短縮することが可能と考えております。具体的には、鍵の返却時点が月の初めである場合、新規入居者への鍵渡しを現状の3か月程度から、最大1か月程度短縮できるものではないかと推察いたしております。

以上でございます。

福嶋議員 空き室が発生すると判断できるタイミングを鍵の返却時点とされ、鍵の返却時点が月の初めである場合、新規入居者への鍵渡しを最大1か月短縮できるのではないかとのお考えですが、町営住宅入居待ちが発生している現状を考えると、もっと積極的に鍵渡し期間が短縮できる方法を考えなければいけないのではないのでしょうか。

退去手続としては、町への住宅返還届を提出、退去予定日決定、1回目の修繕箇所の確認、家財搬出後に2回目の検査を行い、修繕箇所の確定、入居者による入居者負担の修繕箇所の修繕実施、修繕完了を最終確認で確認し、入居者から鍵の返還をいただく。同月分家賃の納付を確認後、敷金還付事務手続が行われるとのことですが。

民間企業での新規入居者募集であれば、できるだけ早く入居してもらいたいことから、住戸返還届入手時や住宅内家財等搬出された2回目検査で修繕箇所が確定したタイミングには、少なくとも着手されるものと思われます。

町営住宅での退去手続の場合、退去手続の中断はどの段階まで可能でしょうか。また、中断ができなくなったステップ以降のできるだけ早いときから、新規入居者決定に向けた手続を開始されるのが、新規入居者にも島本町にもメリットがあると思いますが、併せて考えをお聞かせください。

都市創造部長 「新規入居者への鍵渡し期間が短縮できる方法」と「退去手続の中断が可能な時期」についての御質問でございます。

まず、新規入居の手続を開始するタイミングにつきましては、入居者負担の修繕及び支払いのめどが立たない場合を除き、空き室が発生すると判断できる鍵の返却時点から、家財等を搬出された2回目検査時点にすることで、空き室である期間をより短縮することは可能であるものと考えております。

次に、町営住宅の退去手続の中断が可能な時期につきましては、現在、町営住宅条例や「住まいのしおり」において明確なルールは設けておりませんが、家財等を搬出された2回目点検時点を新規入居の手続を開始するタイミングとする場合、家財等を搬出された2回目検査前までを、退去手続の中断が可能な期間として運用する必要があるものと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 今回の質問で御答弁いただいた内容が、町営住宅退去時の敷金還付事務手続の改善の一案になるかと思えます。この内容は、町営住宅の「住まいのしおり」の内容に

反映されるとの理解でよろしいでしょうか。

都市創造部長 「『住まいのしおり』への反映」に係る御質問でございます。

町といたしましては、今回の御質問で御指摘いただいた内容について、「住まいのしおり」の記載内容と整合を図ることができるよう、適宜修正等を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 今回の質疑を通じ、町営住宅退去時の敷金還付事務手続の改善、少しでも早い新規入居手続ができるようになる方法の一案について、提案できたと思います。まずは手続の検討、明確化、文書化いただくことをお願いいたします。

そして、今後、手続が改善されたとき、その手続が「住まいのしおり」に書かれ、居住者に配付されるものだと思っています。これは大変重要な書類と思いますので、その発行日がどの版であるか分かるように発行日の記載なども行っていただき、早急に全住民に説明・配付いただくことをお願いし、1つ目の質問「町営住宅の退去準備から新規入居まで」を終わります。

次に、2つ目、「中小企業の受注機会の増大にむけた取組について」と題し、問います。

近年の原材料や燃料費、電気代の高騰、労務費の増加などにより、企業経営の厳しさが続いているともお聞きしております。そういう中で、大阪府では、官公需施策は、経営資源の脆弱な中小企業者にビジネスチャンスを提供するとともに企業の競争力を高める機会であり、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、中小企業者の受注機会の増大に向け、中小企業者向け官公需確保のための基本方針を定められ、取組を進められています。本質問では、関連・類似する事項について、島本町の考えた取組について問いたいと思います。

まずは、大阪府の取組を簡単に御紹介いただくとともに、島本町の考え方と取組について、お示してください。

総務部長 続きまして、「中小企業者の受注機会の増大にむけた取組について」でございます。

大阪府では、毎年度、中小企業者向け官公需確保のための基本方針を策定しておられ、今年度においても中小企業者向け契約目標の設定や14項目からなる中小企業者への受注機会拡大のための措置として、公共工事等の一般競争入札等の実施に際し、極力、同一資格等級区分内の者による競争を確保するなどして受注機会の拡大を図るなど、同基本方針を策定しておられます。

本町におきましても、中小企業、特に町内事業者への受注機会の確保に取り組むことは、町内業者の保護・育成・健全な発展の促進につながるものと考えておりますことから、当該基本方針を各課へ情報提供し、町内業者の受注機会の拡大に努めているところ

でございます。

福嶋議員 大阪府は、中小企業者向け契約目標の設定や14項目からなる中小企業者への受注機会拡大のための措置の一つとして、公共工事等の一般競争入札等の実施に際し、極力、同一資格等級区分内の者による競争を確保するなどして、受注機会の増大を図られています。

島本町においても、各課に情報提供し、町内業者の受注機会の増大に努められているということです。具体的な受注機会の増大の取組状況と成果について、教えてください。

総務部長 「本町における受注機会の増大の取組」としましては、島本町建設工事に係る町内業者指名基準、島本町町内業者優先発注等に係る実施方針に基づき、町内業者の適切な受注機会の確保について配慮しつつ、指名業者を選定しているところでございます。

成果につきましては、直近2か年の指名状況を申し上げますと、令和5年度では指名競争入札の件数30件中、町内業者が希望している工種の入札件数が26件、そのうち町内業者を指名した件数が26件で、率にして100%となっており、令和6年度では、9月末現在で指名競争入札の件数17件中、町内業者が希望している工種の入札件数が14件、そのうち町内業者を指名した件数が13件で、率にして92.9%となっております。

以上でございます。

福嶋議員 大阪府の14項目の中にもありました公共工事等の入札についてですが、島本町競争入札参加者選定規程で、入札参加者の選定は別表2で、請負金額により、A5億円以上、B、そして、C1億円未満により資格者選定と、等級が分けられています。

町内企業はCの資格者が多いと思いますが、考え方について、教えてください。

総務部長 島本町競争入札参加者選定規程に規定している等級区分につきましては、地方自治法施行令第167条の5の規定に基づき定めているもので、公共工事の品質確保を目的に、経営事項審査結果の総合評定値に応じ、土木一式、建築一式、電気、管、舗装の5工種について、等級をA・B・Cの3ランクに分類して、それぞれのランクごとに入札に参加できる請負金額を定めているものでございます。この総合評定値は、経営状況、経営規模及び技術的能力などを数値により評価したものであり、中小企業や町内業者につきましてはCランクとなる場合が多いものと考えております。

なお、工種として実績の多い土木一式と建築一式のCランクの町内業者につきましては、町内業者指名基準に基づき、CランクをさらにC₁・C₂・C₃の3ランクに細分化しており、さらなる公共工事の品質確保に努めているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 5工種においては公共工事の品質確保を目的に、経営事項審査結果の総合評定値に応じ、A・B・Cランクに等級分類されている。そのうち、土木一式と建築一式については町内業者指名基準に基づき、さらにC₁・C₂・C₃ランクに細分化し、さらに公共工事の品質確保に努められているとのこと。

町内業者指名基準に基づいたC₁・C₂・C₃ランクの細分化はどのような分類なのか、お教えてください。また、細分化で、どのようにさらなる公共工事の品質確保に努められているのか、お教えてください。

総務部長 「島本町建設工事に係る町内業者指名基準の細分化」につきまして、土木一式及び建築一式工事に限り、発注しようとする予定価格がC₁の業者は1億円未満、C₂の業者は5,000万円未満、C₃の業者は500万円未満の場合に指名できることとしており、ランクアップの要件として、C₃の業者は500万円以上の契約実績があればC₂へ、C₂の業者は特定建設業の建設業許可を取得すればC₁へランクアップできることとしております。

このようなことから、実績等のない町内業者の大規模な工事の受注制限を行っていることから、予定価格の高額な大規模工事の指名を受けるためには、各町内業者が実績等を重ねてのランクアップが必須であるとの仕組みにより、公共工事の品質確保に努めているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 発注予定額でC₂：5,000万円、C₃：500万円で区切られているとのことですが、この金額設定の理由、背景について、お教えてください。

総務部長 Cランクの細分化につきましては、平成15年6月から運用を開始しており、約21年が経過していることから、過去の資料が残っておらず、平成15年当時の建設業法施行令に規定のある金額では、建築一式工事以外の工事において建設業許可が不要となる軽微な建設工事の基準が500万円、建築一式工事において公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事として専任の主任技術者又は管理技術者を置かなければならない基準が5,000万円等となっておりますが、それらの金額が根拠となっているかは分かりかねるところでございます。

いずれにいたしましても、今後、細分化したCランクの設定金額の見直しを行う際には、見直し後の金額の根拠を明確にした上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 建設業法施行令に規定のある金額と同一金額ではあるが、根拠となっているかどうかは不明とのことです。

施行令では、同時に、専任する管理技術者の配置についても規定されていると思いますので、その状況と現在の運用について、御紹介ください。

福嶋議員 「専任の技術者の配置」についてでございます。

現行の建設業法施行令では、第27条の各号に該当する建設工事で、工事一式の請負代金の額が4,000万円、当該建設工事が建設一式工事である場合では8,000万円以上のものについては、専任の主任技術者又は管理技術者を必要とする旨規定されており、過去の

改正では、平成28年に2,500万円から3,500万円、建築一式工事で5,000万円から7,000万円、令和5年に3,500万円から現行の4,000万円、建築一式工事で7,000万円から現行の8,000万円となっております。

また、建設業法第26条第2項及び建設業法施行令第2条に基づき、発注者から直接請け負う1点の建築工事につき、その工事の全部又は一部を下請契約を締結して施工しようとするものは、現行では、下請金額の総額が4,500万円以上、建築一式工事の場合は7,000万円以上であれば、主任技術者に代えて管理技術者を設置する必要があるとございます。過去の改正では、平成28年に3,500万円から4,000万円、建築一式工事では4,000万円から6,000万円、令和5年に4,000万円から現行の4,500万円、建築一式工事で6,000万円から現行の7,000万円となっております。

以上でございます。

福嶋議員 今まで御紹介いただきましたが、島本町建設工事に係る町内業者指名基準の発注予定価格を基準とするC₂・C₃の閾値金額は、Cランクを細分化する制度を始めた平成15年当時の建築業法施行令に規定のある金額と同一であることが確認できました。

施行令の金額が指名基準の根拠であるかどうかは分かりかねる状況ですが、平成15年当時、特定建設業許可が必要な下請金額が3,000万円以上であり、建築一式工事でも、予定価格5,000万円未満であれば管理技術者の専任配置を行う必要はないという中で、町内業者のことを考え、より高い金額である5,000万円を判断根拠にされたということは想像に難くない事項と思料いたします。

そして、技術者配置等に係る金額要件を見直す建築業法施行令の改正履歴は、島本町建築工事に係る町内業者指名基準を制定する前には、平成6年にありました。制度を開始した平成15年以降は、平成28年と令和5年の2回ありました。この2回の改正理由は、平成28年が「最近における社会経済情勢の変化に鑑み、特定建設業の許可を必要とする1件の建設工事についての下請代金の額等を引き上げる必要がある」、令和5年が「近年の工事費の上昇を踏まえ、金額要件の見直し、建築業における中長期的な担い手の確保及び育成を図るため、管理技術者等の専任を要する請負代金等の見直し」という内容でした。

島本町においても、建築業法施行令の改正に鑑み、島本町建築工事に係る町内業者指名基準の見直しが必要と考えますが、島本町の考えをお聞かせください。

総務部長 「島本町建設工事に係る町内業者指名基準の見直し」についてでございます。

議員御紹介のとおり、建設業法施行令において、社会経済情勢等により改正が重ねられているほか、他の種々の制度においても、近年のインフレ等を受けて見直しが進められているところであり、本町においても、島本町建設工事に係る町内業者指名基準に定めるCランクの細分化基準の見直しの必要性は認識しているところです。

当該基準の見直しに当たりましては、設定当初の具体的な金額の根拠は不明であるも

の、多くの町内業者に影響があることから、島本町競争入札参加者選定規程に規定している他の等級区分と併せて、他市町村の状況や議員御指摘の基準等を勘案し、どの基準をどのような根拠で見直すかについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 予定価格、発注内容によって手順が異なると思いますが、場合分けして入札の手順について、お教えてください。

総務部長 「入札の手順」についてでございます。

まず、制限付き一般競争入札につきましては、島本町制限付き一般競争入札要綱に基づき、本町が発注する建設工事のうち、予定価格1億円以上の工事を対象としており、予定価格が1億円未満となる工事は指名競争入札としております。また、随意契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に適合することを要件としております。

それぞれの手順につきまして、まず、制限付き一般競争入札につきましては、担当課にて入札の告示に関する起案を財政課合議の上行い、告示を行った後、資格審査結果の通知、設計内容の質問・回答を経て、入札を執行いたしております。指名競争入札につきましては、担当課にて入札執行に関する起案を財政課合議の上行い、財政課にて指名調書の公表を行った後、設計内容の質問・回答を経て、入札を執行いたしております。

なお、随意契約につきましては、業務の性質上、相手方が特定される場合を除き、担当課に複数業者から見積書を徴集の上、金額比較を行い、安価であった業者と契約の締結を行っております。

以上でございます。

福嶋議員 元請からの下請先に関して、地元業者に配慮した下請先選定をお願いすることの可否に関して、島本町の考えをお教えてください。

総務部長 「元請業者、下請業者の考え方」についてでございます。

本町におきましては、元請、下請に関し配慮していることや、反対に制約していることはありません。なお、下請業者を活用する場合には、担当課において、受注者から下請負委任通知書を提出いただいております。下請負業者についても適切な管理に努めているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 地元企業が大きな工事の下請に入ることを配慮していること、制約していることとはないとのことです。

他自治体においては、元請人は下請契約を締結することについては、できる限り地元の中小企業に発注するように依頼されている場合もあります。島本町も、下請への地元企業の活用をお願いすることの検討についての考えをお聞かせください。

総務部長 「下請への地元企業の活用」についてでございます。

御指摘の事例につきましては、複数の自治体においてホームページ等において、あくまで要請という形で掲載されているものと認識いたしております。本町においては、現時点で同様の取組は行っていないものの、他自治体の事例等を参考に、地元企業の活用
の要請の在り方について検討を行ってまいります。

以上でございます。

福嶋議員 御答弁、ありがとうございました。

本質問では、官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律がある中で、中小企業者の受注機会の増大に向けた島本町の取組状況について問いました。

受注機会の増大の取組は、島本町建設工事に係る町内業者指名基準、島本町町内業者優先発注等に係る実施方針に基づき、町内業者の適切な受注機会について配慮しつつ、指名業者を選定し、成果をあげられているとのこと。土木一式と建築一式については町内業者指名基準に基づき、平成15年Cランクを細分化される制度を開始して以来、閾値金額は変更されていないとのこと。近年の人手不足、人件費高や物件費高などが起こっている中、制度の見直しを適切に行っていないと、結果的に中小企業の経営に影響を与えてしまうのではないのでしょうか。

また、今回は入札制度について問いましたが、島本町が業務執行する中で、同じような事例があるのではないかと危惧しております。類似事例の有無を含め、業務の見直しを行っていただくことをお願いし、2つ目の質問、「中小企業者の受注機会の増大にむけた取組について」を終わります。

3つ目、「避難所への避難で真夏・真冬に必要な物」と題して、質問いたします。

近年、大規模な災害の発生とその対応状況の報道が増え、災害への取組、発災後の避難所対応などへの関心が高まってきているように思います。そして、避難所に関する話をするとき、いつ、どのような災害が起こったときにどうするのかという話ではなく、ある程度の発生が予想できる風水害と発生日時が予想できない地震を同一で議論されることも多くあります。

今一度、改めて、島本町の避難所体制の整備状況と、住民に求める防災・減災の準備と心構え、考え方について、質問を通し、共有化したいと思えます。

まず、避難所が開設されるような災害は、どのようなものが想定され、その発生時期が限定的なのか、また、事前予測が可能なものなのか不可能なものなのか等について、島本町の考えをお聞かせください。

総務部長 続きまして、「避難所への避難で真夏・真冬に必要な物」についてでございます。

自然災害には、地震、津波、台風をはじめとする風水害や、洪水、竜巻、火山爆発、干ばつなどがあり、本町における大規模自然災害としましては、活断層及び海溝型地震による地震や台風、集中豪雨からなる洪水や土砂災害が考えられるところであります。

このうち、地震につきましては、季節性はないもので、通年で備えが必要であり、事前予測につきましては、今年8月のように南海トラフ巨大地震臨時情報のような形はございますが、基本的に困難であると承知しております。一方の洪水や土砂災害につきましては、出水期と呼んでおります6月から10月の梅雨期と台風シーズンに多く起きるところですが、近年では、その時期を外れた時期にも発生しております。

事前予測については、気象庁の早期注意報などを活用し、数日前から予測ができるものであり、タイムライン防災など、事前予測を前提にした防災の備えを行っているところです。これらの災害は専ら避難所を開設する災害としているところですが、その他災害につきましても、状況に応じて避難所を開設することとしております。

以上でございます。

福嶋議員 島本町で避難所開設が求められる大規模自然災害想定は、ある程度事前予測が可能な、主に出水期の洪水や土砂災害といつ起こるか分からない地震ということで確認させていただきました。

避難が必要と考えられるときの避難先の考え方について、島本町の考えをお教えください。

総務部長 「避難が必要と考えられるときの避難先の考え方」についてでございます。

コロナ禍の期間においては、密を避ける観点からも、避難所への避難よりも、親戚・知人宅や宿泊施設等への避難を検討していただく分散避難を推奨しておりました。感染症以外の観点においても、避難所は本来人が生活する場所ではない場所で暮らすことになるので、何かと不便な場所で、プライバシーの確保も十分ではなく、ストレスのある生活になりますので、御自宅の被害状況が小さく、引き続き被災のおそれのない場合、あえて避難所へ来られなくても、御自宅でプライバシーを確保された生活をしていただくことが望ましいと考えております。このような在宅避難につきましても、自治会、自主防災会などを通じて、支援物資の配布などの支援の対象となるところです。

もちろん、避難所はどなたでも受け入れることが法律で規定されており、断水等インフラがないなど、生活に不便である場合、1人で過ごすのが不安な場合などは、状況に応じてお越しいただくことも可能であると考えております。

以上でございます。

福嶋議員 これらの避難のときに備えておくのが、非常持ち出し品や非常備蓄品として示されていると思います。どのような目的で備えるのか、改めてお示しください。

総務部長 「非常持ち出し品等を備える目的」についてでございます。

風水害の場合、島本町では、洪水の浸水継続時間が最も長い場所でも72時間程度、多くの場所では24時間未満となっており、それほど長時間過ごしていただくことにはならないものと考えられます。長い時間お過ごしいただくのは地震の場合であり、過去の地震とその支援状況から、大阪府では、直下型地震の場合は1日、プレート境界型地震の

場合は3日程度で、他地域からの支援が届くと考えております。

町の備蓄物資は限られたスペースの中で、基本的に直下型の1日を自前の物資で過せる最低限度の物資を選択して備蓄しています。避難所へお越しの際には、御自宅分が3日や1週間、これがないと困るという観点で、持ち出し品を御家族一人一人が選んでおくことが重要です。

家庭の備蓄物資は、電気・水道・ガスなどのインフラが止まってしまうこと、また、店が閉まってしまうことをイメージして、食料、飲料水、給水活動が行われる際の入れ物、電源を必要としない明かりなどを中心に選んでいただき、その消費期限を考慮して、毎年、古いものを使用して、新しいものを買直しすることを習慣づけていただきたいと思います。

以上でございます。

福島議員 今、お示しいただいた非常持ち出し品や備蓄品の考え方について、島本町はどのように住民に周知しているのか、状況をお教えてください。

総務部長 「非常持ち出し品等の考え方をどのように周知しているか」についてでございます。

ホームページやハザードマップの中面に表示しているほか、少し詳しい特集を、今年の広報しまもと7月号で、イラストを添えて掲載させていただいたところです。そのほか、出張講座などの機会でもお知らせさせていただいています。

以上でございます。

福島議員 ハザードマップや広報しまもとで紹介されているということなのですが、島本町のホームページでは、それらがリストの形で示されています。しかしながら、住民一人一人が自分事として備えていただくためには、その考え方をホームページなどでより詳しく、理解できる形で周知されるほうが、より考え方の理解が進み、自分事として準備が進むと思いますが、いかがお考えでしょうか。

総務部長 「ホームページ掲載などによる周知」についてでございます。

先ほど申し上げましたような出張講座などの機会は、それほど多くありませんので、ホームページにおきましても、非常持ち出し品等の掲載方法を工夫するなど、有事の際の備えを住民の皆様一人一人がより一層取り組んでいただけますよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福島議員 次に、避難所に避難される場合についてです。

特に、いつ発生するか分からない、事前に避難することの難しい地震で、在宅避難が困難と判断された場合、指定避難所へ避難することになると思います。避難所に避難する場合、どのような心構えで避難すればよいでしょうか。

総務部長 「避難所で望ましい心構え」についてでございます。

避難所は、被災者が共に協力しあって生活する場です。一人一人がサービスを享受する立場ではなく、皆で協力して、避難所の運営に協力をさせていただく一員になっていただくものです。能登半島地震では、あまりにも被害が大きく、地域の枠組みを超えて避難所の入居者が混在したことになり、避難所の自主運営が難しかったとの報告があるところではあります。

また、避難所には老若男女の多くの方がいらっしゃいます。少人数の都合に合わせることもできる御自宅とは違い、インフラの事情もありますが、大きな空間の環境は調節できません。そうした意味では、我慢をさせていただく場面もあるかと思います。

以上でございます。

福嶋議員 真夏・真冬、比較的過ごしやすい春・秋で、避難所に避難するとき、季節の違いにより留意することがあれば、教えてください。

総務部長 「避難所での季節ごとの留意点」についてでございます。

先ほどの「避難所で望ましい心構え」でもお答え申し上げたところですが、避難所は御自宅よりも不便な場所です。当初、町が備蓄している物資は食料や毛布など、多くの人が必要とする最低限度のものしかありません。冷暖房を効かせた御自宅よりも、夏は暑く、冬は寒くなります。まずは着る物で調節していただくことになります。

その他、個人個人で毎日欠かさず使うもの、これがないと困る物は、季節にかかわらず持ち出し品として持参いただきたいと思います。例としましては、普段飲む薬はもちろん、入れ歯洗浄剤、コンタクトレンズの手入れに必要な物、同行避難するペットの食事などが挙げられます。

以上でございます。

福嶋議員 避難所は、冷暖房を効かせた御自宅よりも、夏は暑く、冬は寒くなるということです。

避難所・避難生活学会では、極寒や酷暑での避難生活の環境検証が行われています。どのような環境で検証を行われ、検証結果はどうであったか、御存じの範囲で御紹介いただくとともに、島本町が参考とすべき事項などがあれば、御紹介ください。

総務部長 「避難所・避難生活学会での避難生活の検証結果等」についてでございます。

議員お尋ねの酷暑期避難所演習につきましては、7月27日、28日に、八尾市の指定避難所で、一般社団法人避難所・避難生活学会が主催で、大阪府及び関係団体などが参加して実施されたものです。その様子が報道され、また、同会のホームページ上でも動画等の一部資料が公開されているところでございます。

この演習は、市町村職員の受入れ人数はごく限られており、本町からは参加しておりませんが、参加された大阪府職員に聞き取りを行い、断片的ではありますが、情報収集を行っているところですが、詳細につきましては不明な点もあり、今後、同会による検証結果の公開を待って、本町の避難所運営にも生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 八尾市での酷暑期避難所演習では、就寝時間の午後11時に室内温度が30度C前後、湿度も70%前後であったようです。報道映像等の情報によると、参加者の体調管理の観点からか、体育館の扉を開放状態にした上で、スポットバズーカを設置、稼働させるとともに、大型扇風機を用いて体育館内の空気をかき混ぜられておられたように思います。このような運用を行えば、体育館内の人がいる床面近くの温度を下げることはできないはずです。

まずは、この状況に対する島本町の考えと、実際に停電しているとき、停電していないときの体育館の避難所でのスポットバズーカの運用方法の考え方、扇風機などの使用方法の考え方について、教えてください。

総務部長 「通電時・停電時のスポットバズーカ等の運用」についてでございます。

議員お尋ねの酷暑期避難所演習におきましては、議員おっしゃるとおり、体育館の扉を開放し、また、4台運転すべき空間で2台のみ運転したなど、スポットバズーカの性能を十分に発揮できない状況で使用していたことを確認いたしております。

実際の避難所運営におきまして、通電時については、その性能が発揮できるよう、扉や窓を閉めて運転いたします。停電時については、備蓄しているポータブル発電機では規格が合わず運転することができませんので、ポータブル発電機で使える大型扇風機を活用し、地上レベルの扉、窓だけではなく、熱い空気の排出ができるよう上階の窓も開けて使用することを想定しております。

災害時においては、様々な状況が発生いたします。支援物資の到着なども含め、避難者の健康を考え、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 御答弁、ありがとうございました。

今回、改めて住民に求められる防災・減災の準備と心構え、考え方、そして避難所への避難についての考えを確認しました。

その一例としては、島本町のホームページを「避難所」で検索すると、まず、避難所一覧のページが最初に表示されますが、本来、必要とする最初に開設する避難所がどこにあるのか。風水害にはふれあいセンター、町立第二小学校、第三小学校が開設される。震度5強以上の地震では全小学校が開設されるという情報が、下のほうに掲載されている別ファイルの中にあり、最初は探し出すことができませんでした。これは、住民が最初に考える非常持ち出し品、備蓄品などの主要キーワードでも、ホームページの検索では、ほぼ同じ状況ではないかと考えております。

島本町の新しく作られたホームページは検索型であることから、緊急時に必要な情報がすぐに出てくるような工夫、啓発的なページを作成し、キーワードを適切に設置する必要があるのではというふうに、今回、感じました。御検討のほど、よろしく願い

いたします。

そして、避難所運営、特に学校体育館についてです。緊急防災・減災事業債を活用して導入されたスポットバズーカの運転等について調査・検討いただき、ありがとうございました。スポットバズーカは、外気や、自ら排気する排気を巻き込むショートサーキットがなければ、体育館内の床面の必要な場所に冷気が届く仕様として導入されたものとして理解しております。突然起こる災害に備え、関連部門とともに、改めて一般住民が扱える運用課題のない状態の確保の確認をお願いしておきます。

それらを踏まえ、3つ目の「避難所への避難で真夏・真冬に必要な物」の質問を終わりとし、12月議会での福島保雄からの一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

清水議長 以上で、福島議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時10分～午前11時25分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、大久保議員の発言を許します。

大久保議員 (質問者席へ) それでは、通告どおりに質問に入ります。

1点目、「島本町の高齢者ごみ出し問題、その後について」、伺います。

令和3年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課が作成した高齢者のごみ出し支援制度導入の手引きによりますと、「我が国の65歳以上の高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、2040年には35.3%に達すると推計されている。その後、2042年以降は、高齢者人口は減少に転ずるものの、65歳到達者数が出生者数を上回り、引き続き高齢化率は上昇を維持する。2065年には38.4%に達して、国民の2.6人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されている。また、高齢化社会や核家族化の進展等に伴い高齢者のみの世帯が増加するにつれて、家庭からのごみ出しに課題を抱える事例も増加しており、一部の地方公共団体においては高齢者のごみ出し支援が開始されている。こうした傾向は、今後数十年にわたり続くものと見込まれ、全国の地方公共団体において、従来の廃棄物処理体制から、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制へとシフトしていく必要が生じている。」とのことでした。

本町におきましても、高齢化率が令和6年(2024年)11月現在で約28.0%、令和22年(2040年)には30.9%と推計され、今後とも増加が予想されております。また、国内の全世帯に占める単独世帯の割合が、令和32年(2050年)に44.3%になる見込み、うち65歳以上の高齢者が半数近くに達することが、国立社会保障・人口問題研究所の日本の世帯数の将来推計で分かっており、高齢者のごみ出し問題は、ますます深刻化する懸念があります。

このような現状を踏まえて、今後、島本町がどのように対応されていくのかを質問さ

せていただきます。

まずは、島本町では、現在、島本町社会福祉協議会による高齢者を対象にした、住民同士が助け合う有償ボランティア事業（たのむ和）で、ごみ出しなどの生活援助を有料で地域のボランティアに頼むことができます。この「たのむ和」の利用状況と問題点について、伺います。また、ごみ出しができない高齢者世帯の把握はされているのでしょうか。

健康福祉部長 それでは、大久保議員の一般質問に御答弁申し上げます。

1点目、「島本町の高齢者のごみ出し問題、その後について」のうち、「有償ボランティアの利用状況等」についてでございます。

島本町社会福祉協議会で実施されている有償ボランティア「たのむ和」の利用状況につきましては、令和5年度にごみ出し支援のニーズで対応された件数は延べ56人で166回、令和6年度上半期では延べ14人で39回とお聞きしております。また、同事業の問題点ですが、ごみ出し支援に関する相談は多いものの、早朝に対応可能なボランティアの調整が困難で対応できなかった事例があったとお聞きをしており、マンパワー確保が課題であると認識をしております。

次に、「高齢者世帯の状況」でございます。

要介護認定を受けておられる方で、ヘルパーによるごみ出し支援をケアプランに組み込んでいる場合は、本人によるごみ出しが難しい世帯であると推察されます。本年8月に、町内で事業展開している居宅介護支援事業所11か所に、現状把握のため調査を実施いたしましたところ、ケアプラン作成件数1,114件に対して、既にごみ出し支援をケアプランに組み込んでいる、もしくは、介護保険外のサービスで対応している事例は53件ありました。また、このほかに、現在はごみ出しの支援は受けていないものの、今後、ごみ出し支援の制度があれば利用したほうがよいと考えられる高齢者については35件との回答がございました。

以上でございます。

大久保議員 御答弁から、令和6年度上半期で「たのむ和」の利用率なんですが、前年度に比べますと下がっているように推察します。また、町内のごみ出しができない高齢者世帯数に関しましては、このケアプラン作成数から割り出しておられまして、約1割の方が該当するのではないかと推察します。

このことも踏まえまして、高齢者のごみ出し支援は、その制度や時間帯など、介護サービスでは対応しにくい面があると認識しますが、本町の見解を伺います。

健康福祉部長 次に、「ごみ出し支援を介護サービスで対応することへの見解」についてでございます。

高齢者のごみ出し支援については、要介護認定を受けられた方の場合、介護保険の訪問介護（ホームヘルプサービス）で対応も可能です。

しかしながら、介護サービスでの対応に関する課題としては、サービス提供時間の問題、また、時間帯における需要と供給の問題がございます。ごみ出し支援をケアプランに位置づけて行う場合、家事援助のサービス提供時間は最小で20分以上となっております。ごみ出しのみで20分以上のサービス提供になることは少ないため、その場合は、ケアプランへの位置づけや提供が難しくなります。また、ごみ出し支援に関しては朝の時間帯に利用希望が集中いたしますが、その時間帯はデイサービス等の送迎のための身体介護の利用希望が多い時間帯であり、ヘルパーの人数に限りがある中で、需要の集中に供給面で対応できない場合があります。

このように、介護サービスでの対応に関しましては、一定の課題があると認識しております。

以上でございます。

大久保議員 やはり時間帯であったり、ヘルパーの数等、多々問題があると思います。

それでは、本町のごみ出し問題は、ごみ収集の場所や時間帯などを工夫することで解決できないのでしょうか。

都市創造部長 次に、「場所や時間帯などの工夫」についてでございます。

現在、本町のごみ出しにつきましては、午前8時までに収集場所へ出していただくこととしており、ごみ出しが困難な単身世帯の高齢者の方々は、その時間帯に介護ヘルパーで対応できない、親族支援も受けられないなど、様々な理由により、ごみ出しができないとの御要望を多数いただいております。

現行の運用では、ごみ出し時間を8時以降にすることは、清掃工場での適正なごみ処理を行う上で支障が生じることや、収集場所についても、本町がごみ置き場の位置を決定しておらず、各地域でごみ置き場を御利用される方々が、周辺にお住まいの皆様へ承諾をいただいた上で決定されることから、現状では収集場所や時間帯の変更は困難でございます。

以上でございます。

大久保議員 このごみ出し時間が朝の8時でお困りの方の地域で、現在、本町が採用しているごみネットを折り畳み式ごみネットボックスに代えることで、前日のごみ出しも可能になり、問題の解決につながると考えますが、見解をお伺いします。

都市創造部長 「前日からのごみ出し」についてのお尋ねでございます。

本町におけるごみ出し時間につきましては、おおむね日の出から午前8時までに収集場所へ出していただくこととしております。

議員御提案の、現在、地域の皆様へ御利用いただいておりますカラスネットから折り畳み式ボックスに変更した場合、現状では、既存の収集場所が道路沿道になっている場合も多く、また、可燃ごみはごみの量が瓶などの不燃ごみと比較するとかなり多いことから、折り畳み式ボックスを設置することで、道路幅員が狭隘となり、通過交通に支障

が生じることが懸念され、また、ごみステーションにおきましても、ごみ置き場の大きさによっては、設置できない場所が多数出てくるとも想定され、町域全体の統一的なルールによる運用が困難になるものと考えております。加えて、夜間に、当該ごみ収集場所御利用者以外の方からのごみの投棄や、収集場所に長時間ごみが滞留することによる臭気の問題等が懸念されるところでございます。

なお、近隣自治体におかれましても、一般的には前日ではなく、朝の早い時間帯からのごみ出しが多いものと聞き及んでおります。

これらのことから、ごみ出し時間の変更は課題も多いことから、柔軟な収集時間の導入による対応を視野に入れ、支援制度を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 よく分かるんですけども、高齢化が進みまして、ごみネットなんか、折り畳むのも結構大変な作業となります。新しい住宅街を見ますと、折り畳み式のものが結構利用されていたり、他市町村も結構、最近は折り畳み式のごみネットボックスを採用されているところが非常に多くなっていますので、試験的に試していただきたいなと思います。統一的なルールによる運用が困難になるということなんですが、地域によって事情が違いますし、道路の幅員も違うわけですから、ここは柔軟に考えていただきたいなと要望をします。あと、柔軟な収集時間の導入による対応を視野に入れ、支援制度を構築するということですので、大変期待するところです。

次の質問です。

質問が重複するかもしれませんが、本町の高齢者ごみ出し支援、介護保険や有償ボランティア事業「たのむ和」だけではカバーできない方がおられると聞いております。今の本町の現状では、十分に町民の皆様のニーズに対応できていないのではないかと、本町の見解をお伺いします。

健康福祉部長 次に、「住民ニーズへの対応」についてでございます。

現状は、介護保険のサービスや介護保険以外の民間サービス等で高齢者のごみ出し支援のニーズに対応しておりますが、先ほど御答弁いたしましたとおり、支援者の調整が困難で対応できなかった事例もございます。今後、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、ごみ出しが容易にできない高齢者への対応は、高齢者が地域で安心して生活していく上で非常に重要な課題であり、ごみ出しを容易にできる環境を整備する必要があるものと考えております。

以上でございます。

大久保議員 一つ、問題解決をしましても、また新たな問題が出てくるので、なかなか対応は大変だと思いますが、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

次に、視点を変えまして、ごみ出し支援の担い手はボランティアや自治体職員に限りません。新潟市亀田西小学校区コミュニティ協議会では、市の支援制度を利用して、中

学生が高齢者のごみ出し支援を行っています。積雪のある冬期限定で、自主的に手を挙げてくれた生徒が登校の途中で、高齢者の玄関先から集積所までごみを運ぶ取組です。高齢者の方にとっては、自分の孫のような年齢の生徒たちがごみ出しを手伝ってくれることがうれしく、生活のめり張りにもなっているようです。このような取組を、本町でも検討できないでしょうか。

都市創造部長 次に、「中学生による支援などの取組」についてでございます。

ごみ出しが困難な高齢者につきましては、本町といたしましても重要な課題であると考えております。御紹介いただきました新潟市の事例につきましては、市の支援制度として取り組まれているコミュニティ型支援の一つであり、ごみ出しが困難な方々にとっては、ごみ出しが可能になる支援だけに留まらず、子供たちと触れあうことができ、生きがいの一助であるのではないかと思料いたします。

一方で、コミュニティ型支援は、ごみ出しが困難な方にとって効果的な支援策の一つではございますが、担い手の確保等の課題のほか、このような共助が成り立たない地域での対応など不安定要素も考えられることから、長期的な視点に立って、安定したごみ出し支援策を検討することが望ましいと考えております。

このことから、本町が行政施策として、回収時間や短時間介助の課題をクリアできる仕組みを町内全域において構築することが先決であり、具体的には収集業者により委託する方法や本町が雇用する会計年度任用職員が柔軟に収集する方法など、多様なケースを想定し、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

大久保議員 おっしゃるとおり、公助で行う安定したごみ出し支援策が非常に重要だと思います。

しかし、コミュニティ型の支援、共助の部分ですけれども、これも非常に私は大事だと思っております。不安定ではありますけれども、特に核家族化が進んでおりまして、高齢者の方と触れ合う機会のない子供が増えておりますので、こういった機会を利用して触れ合っていただく。また、いろんな災難のあったときに、お互いに助け合えるという関係構築にも非常に役立つものですから、今の時点で難しいかもしれませんが、また参考にして、御検討をお願いします。

1点目の最後の質問です。

島本町は小さい自治体ではありますが、地域、地域でその事情が違うため、その対応も違ってくると考えます。町内でごみ屋敷を作らないためにも、ボランティアや自治体職員、清掃業者などを含め、しっかりと連携し、超高齢化社会を支える仕組みづくりが急務であると考えますが、見解をお伺いします。

都市創造部長 次に、「連携による仕組みづくり」についてでございます。

ごみ出しが困難な高齢者の方々が、ごみ出しをできる仕組みの検討におきましては、

現在、福祉部局と各種情報の共有や連携を図っており、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどにおいて、どのような支援サービスを行っておられるのか、また、実態として高齢者の方々がどのような支援サービスを活用され、何が課題となっているのかなど、様々な視点から現状把握に努めてきているところでございます。

具体的には、対象要件として、親族支援をはじめ、介護サービスや福祉サービス、その他の支援制度などを御利用されておられても、ごみ出しが困難な方や、要介護度、重度障害者の方々への要件整備など、どのような方々を対象に認定するかなど、近隣自治体における支援事業の内容も検証した上で、本町に見合った制度設計を確立するための具体的な内容について、現在、検討を重ねているところでございます。今後、制度スキーム等を精査し、一定の方向性がまとまった段階で、お示しさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 ぜひとも制度スキーム等を精査されて、一日も早く、私たちのこの議会のほうに報告していただくよう、お願い申し上げます。

次の質問に入ります。

2点目、「島本町の高齢者移動支援について」、伺います。

超少子高齢化に伴い、在宅で生活する高齢者の日常生活をいかに維持するかが、日本全体の課題となっております。特に、虚弱な高齢者が日常生活を営むために必要となる買物、通院、社会的交流等を行おうとする際の移動手段については、地域包括ケアシステム推進の観点からも確保が求められています。一方で、公共交通には、利用者の減少や運転手の人材不足等が生じており、人口減少、少子高齢化の進行が著しい地域では維持が困難な状況であり、どのように移動手段を確保するかが課題となっております。

高齢者をはじめ、日常生活での移動に困っている人々を支える移動手段の一つとして、地域の支え合いの取組として行われる住民相互による移動支援サービスへの関心が高まっています。しかし、住民相互による移動支援サービスは、地域の困りごとを何とかしたいと考える住民の方々によって検討されるものの、「進め方が分からない」という状況が見られます。また、相談を受ける自治体等においても、「その位置づけや考え方が整理されていない」、「相談対応・支援を取り組む場合に体制等の環境が整っていない」などの状況が見られます。

このような状況の中で、島本町においても高齢者移動支援について、いろいろな解決すべき課題があると考え、質問してまいります。

まず、島本町で実施している高齢者移動支援について、伺います。

健康福祉部長 続きまして、2点目の「島本町の高齢者移動支援について」のうち、「本町が実施している高齢者移動支援」についてでございます。

本町が実施している高齢者の移動支援に関する施策といたしましては、高齢者等の外

出支援のため町内を巡回する福祉ふれあいバスと、要介護２以上の高齢者の通院や官公庁利用等に際し、１回３,０００円を上限として月３回までタクシー費用を助成する移送サービスを実施しております。

以上でございます。

大久保議員 それでは、島本町で、高齢者の方から移動手段についての御相談や御不便などの訴えはないでしょうか。

健康福祉部長 次に、「移動手段に係る御相談等」についてでございます。

町内の高齢者の方からの移動手段に関するお声につきましては、福祉ふれあいバスの便数増などの運行拡充や通院などで利用したいときにタクシーが確保できないなどのお声は、よくいただいております。また、第９期介護保険事業計画の策定に当たり、令和５年に実施した高齢者アンケートでは、外出する際の困りごととして、「タクシーが利用しにくい」や「バスの停留所が近くにない」という選択肢を回答された方も一定数いらっしゃいました。そのほか、「近くにスーパーがなく離れたところに買物に行く必要があるが、その移動手段がない」ということや「運転免許の返納を考えているが、返納した後の移動に不安がある」といった御意見などをいただいたこともございます。

以上でございます。

大久保議員 タクシーが利用しにくい、バスの停留所等が近くにないなど、いろいろなお困りごとがあると思います。

こういったことを踏まえまして、次の質問に入ります。

令和６年（２０２４年）４月から日本版ライドシェアが解禁され、新たな移動手段となり得るかが注目を集めていますが、本町への影響を伺います。

都市創造部長 次に、「日本版ライドシェア解禁の影響」についてでございます。

ライドシェアが解禁されて以降、大阪市域及び大阪市内に隣接する一部の地域においてライドシェアサービスが利用できる状況となっており、多くのタクシー事業者を中心に参入していることを確認いたしております。しかしながら、本町を含む周辺の自治体においてはライドシェアの導入がなされていないことから、現時点におきましては、直接的に本町の公共交通への影響はないものと認識しております。

以上でございます。

大久保議員 大阪市域及び大阪市内に隣接する一部の地域は、来年に開催される大阪・関西万博の影響もあろうかと思いますが、今後、本町にも影響が及ばないのか、分析されているのか、伺います。

都市創造部長 ライドシェアについて、本町以外の近隣市町が取組を進めた場合の本町への影響でございますが、ライドシェアの取組を進めた地域で、これまで不足していたタクシードライバーが自家用有償旅客運送で補われることにより、当該地域のタクシー不足の解消に向けた取組がなされますが、このことにより、本町が直接どのような影響を

受けるかにつきましては、取組を行った地域のタクシー不足の解消度合いによって異なるものと想定いたしております。

また、大阪府域及び大阪市に隣接する一部の地域につきましては、令和6年5月より順次ライドシェアの制度を導入しておりますが、当該地域の近隣市町における現在の交通影響の状況といたしましては、現時点では影響は受けていないと聞き及んでおります。以上でございます。

大久保議員 残念ですけども、今現在では影響がないということです。

今週11日の水曜日の新聞報道で、公共交通機関を利用しにくい交通空白の解消を図るため、国土交通省は、個人が自家用車に客を乗せるライドシェアの仕組みを導入する自治体への財政補助などの支援策を強化する、計画の策定や運行管理などに必要なシステムの導入までを一環として補助し、全国の自治体で移動の足が確保されるよう、2025年度からの3年間を交通空白地域の解消に向けた対策期間として集中的な支援を行う方針ということでございます。近隣の動向にも合わせまして、今後、こういった施策を利用して、島本町にも考えていただければと思います。

次の質問です。

冒頭でも述べましたが、島本町では地域の支え合いの取組として行われる住民相互による移動支援サービスへの関心は高まっているのでしょうか。

健康福祉部長 次に、「住民互助による移動支援サービスへの関心」についてでございます。

本町では、介護保険事業の一環として、地域における高齢者の日常生活上の支援体制の充実を図るため、生活支援体制整備協議体（ささえ愛ネットワーク）での取組を進めています。この中で、本町が直面している高齢者を取り巻く課題として、買物や通院などの移動支援があるとお声はよくいただいております、そのお声を受ける形でコープ島本による買物客の送迎車「買いもん行こカー」の運行が新たに開始されるなど、高齢者の移動支援に関する関心は高いものと考えております。

一方で、地域の住民互助による移動支援の関心につきましては、車両や、担い手となる人材の確保等の複数の課題があるためか、これまで直接はお聞きしておりません。

以上でございます。

大久保議員 高齢者の移動支援に対する関心は高いものだということでもあります。

このコープ島本による「買いもん行こカー」の運行が新たに開始されたということですが、利用状況や利用者の御意見は聞いておられますか。

健康福祉部長 「買いもん行こカー」につきましては、生活協同組合コープこうべが自社の取組として他自治体の店舗で実施しておられたものを、本町の店舗でも令和3年2月から導入され、現在に至っているものでございます。

利用状況につきましては、コープこうべに確認いたしましたところ、コープ島本での

運用状況といたしましては、令和5年度は延べ2,891件、令和6年度は10月までで延べ2,174件の御利用があったとのことでした。また、利用者のお声としては、「町内のスーパーが移転し、困っていたので助かる」や「週1回、友人と交流できる機会になっているのでうれしい」などのお声をいただいているとお聞きしております。

以上でございます。

大久保議員 町内ではコープのみということだと思います。引き続き、他のスーパーも、このような取組をしていただけるような働きかけが行政からでもできるのであればお願いしたいと思いますし、私たちも他のスーパーの動向を注視したいと思っております。

次の質問です。

島本町では、「住民相互による移動支援サービス」への相談対応・支援に取り組む場合に、体制等の環境について、どのようにお考えでしょうか。また、高齢者だけに特化した移動支援サービスではなく、住民全体を対象とした移動支援サービスの構築が必要と考えますが、本町の見解をお伺いします。

都市創造部長 次に、「相談支援体制及び住民全体を対象とした移動支援サービスの構築」についてでございます。

住民相互による移動支援サービスにつきましては、道路運送法上の許可や登録を要しない運送という位置づけではありますが、その実施に当たっては、車両等の維持管理、人員の確保、労務の管理、安全確保など、一般的な交通事業者が行っている同じような取組を、運行者が責任を持って実施する必要があるものと考えております。また、当該サービスは、既存の公共交通でカバーができない部分について、補完的に実施するものであることから、町全体の交通網との整理を行った上で位置づけすることが必要でございます。

一方、相談には丁寧に応じるとともに、現在、町内を運行されている公共交通事業者をはじめ、利用者の皆様から御意見を聴取するなど、慎重に取り組む必要があるものと考えております。

以上でございます。

大久保議員 最後の質問となります。

段階的に取り組んでいく必要があると理解をしますが、本町は、住民相互による移動支援サービスは、他市町村の事例からハードルが高いというような認識でしょうか。

都市創造部長 住民相互による移動支援サービスにつきましては、他自治体の事例を見ますと、サービスの運営主体は主にNPO法人や地域の住民組織などが担っており、また、運転者はボランティア登録で確保し、実施されております。また、行政の役割としては、運営主体への補助制度の構築や運行車両の貸与、交通事業者への説明などを担っているという役割分担となっております。

この点から鑑みますと、本町では、実際に事業化するに当たっては、サービスを実施

する運営主体や、運転するボランティアが確保できるのかといった点が、まず、クリアしなければならない課題であると認識いたしております。

なお、住民相互による移動支援サービスにつきましては、一例として、介護保険の生活支援態勢整備協議体の活動などをきっかけに、地域の実情に応じ、事業につながっている事例なども出てきていることから、本町といたしましても、地域から事業の相談があった場合、交通事業者への説明などが必要ではありますが、スムーズな事業化が図れるように、このような事例の情報収集に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 種々御答弁、ありがとうございました。

高齢者のごみ出し問題、そして、この高齢者移動支援は喫緊の課題でございます。どうか、いろいろな施策を検討されて柔軟に対応していただきたいと要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

清水議長 以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時01分～午後1時00分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員 (質問者席へ) 2024年(令和6年)12月定例会議の一般質問です。

「多様な学びの場の充実と教育の総合的ビジョン」、「連続テレビ小説『虎に翼』が伝えたかったこと」、2つのテーマで質問します。

(Ⅰ)「多様な学びの場の充実と教育の総合的ビジョン」

先ほど、民生教育消防常任委員会委員長より報告がありましたように、この秋、広島県福山市に行政視察に行つてまいりました。校内フリースクール「きらりルーム」を活用した学びの提供がテーマでした。

「きらりルーム」は、「福山100NEN教育」の「多様な学びの場の充実」に位置づけられています。1人1台の端末を活用した学習、スポーツ、自然、芸術文化、IT体験を通じて、興味と関心、知的好奇心を、ゆっくり、じっくり、その子らしく育てていく場とのことです。

お話をいただいているうちに、上位に位置する計画として「福山100NEN教育」があること、また、それがイェナプラン教育の理念に基づいていることが分かりました。学校教育におけるルールは、果たして児童生徒のためになっているのかという疑問から、イェナプラン教育を研究され、子供を主体とする教育へのパラダイムシフトを目指してこられたということでした。

9月の民生教育消防常任委員会での私の質疑と、それへの答弁を踏まえて、まず、通告に基づき、「校内教育支援ルーム」について、質問いたします。

令和5年度から、第二中学校内に大阪府の事業を活用して校内教育支援員を配置し、校内教育支援ルームを設置され、同校における新規不登校生徒が半減したとのこと。生徒は、ここでどのように過ごしているのでしょうか。生徒一人一人のニーズに寄り添った支援や学習支援とは、どのような取組であるのか、御説明ください。また、社会的自立に向けた支援、不登校の未然防止、早期発見対応についても、御説明をお願いいたします。

教育こども部長 それでは、戸田議員の一般質問に御答弁申し上げます。

(I) 点目、「多様な学びの場の充実と教育の総合的ビジョン」のうち、「校内教育支援ルーム」についてでございます。

校内教育支援ルームにつきましては、学校内において、不登校等の悩みを抱える生徒への支援の核となる場所として設置しており、生徒一人一人のニーズに応じた相談支援や学習支援など、社会的自立に向けた幅広い支援を行っております。校内教育支援ルームを利用する生徒は、落ち着いた環境の中で、教室内にいる教職員と1対1で対話をしたり、自分で決めた学習課題や授業で扱っている学習プリントに取り組んだりして過ごしております。

「生徒一人一人のニーズに寄り添った支援や学習支援」といたしましては、教室で授業を受けたい気持ちはあるものの、不安があるため、登校後、すぐに教室に行くことができない生徒に対し、校内教育支援ルームで教職員と話すことで気持ちをほぐしたり、その日のスケジュールを教職員と一緒に確認したりすることで、生徒本人がスムーズに教室に入ることができるよう支援を行っております。また、1日のうち長く校内教育支援ルームで過ごす生徒に対しては、静かな環境の中であれば学習に集中できるという場合には、教室内をパーティション等で区切り、一人で学べる空間を作るといった配慮も行っております。

校内教育支援ルームを利用する生徒一人一人の状況を把握し、適切かつ柔軟に寄り添うことで、生徒が学校に来やすい環境を作るとともに、生徒の小さな変化に気づき、早期に対応することで、新規の不登校数の減少につなげることができております。どのようなことに悩み、どのような不安を抱えているかは、生徒一人一人で異なりますため、今後におきましても、生徒一人一人の社会的自立に向け、丁寧な支援を継続していくことが重要であると考えております。

以上です。

戸田議員 これについては、各小中学校に校内教育支援員を配置できるように大阪府に要望を行っておられますが、令和7年度に向けて目指しておられることはどういったことなのでしょう。各小学校に校内教育支援ルームを設置していくには、幾つもの課題があると思われます。どのようなお考えで、どういったグランドデザインを描いておられますか。

教育こども部長 次に、「校内教育支援ルームの運営に関する今後の方針」についてでございます。

本町の不登校児童数については、校内教育支援ルームを設置した第二中学校以外の5校では、令和4年度と令和5年度を比較すると、約34%増加し、新規の児童生徒数も25%増加していますが、第二中学校では総数は約23%減少し、また、新規の不登校生徒数も半減していますことから、大きな効果があるものと理解いたしております。

本町といたしましては、残り5校でも校内教育支援ルームを設置するとともに、校内教育支援員を配置し、不登校の状況にある全ての児童生徒に寄り添った指導、支援を行ってまいりたいとの考えの下、大阪府に対して、次年度に向けての府政要望の1つとして、「不登校等対策支援事業の拡充」を提案させていただいたところでございます。

なお、これらの整備を進めるには、各校において校内教育支援ルーム設置の必要性についての共通理解を図るとともに、教育委員会といたしましては、校内教育支援ルームの運営を円滑に行うための環境整備等、課題は種々ございますが、本町のような小規模自治体といたしましては、財源措置を行っていただいている大阪府の支援が最も重要でございます。文部科学省も来年度当初予算で設置促進に向けた要求を行っておりますので、今後も府に働きかけを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 二中での効果、そして、今後の課題、考え等、お示しいただいたところです。

たとえ校内教育支援員の配置がなくても、各小中学校に校内教育支援ルームを設置することは大変重要であり、積極的、計画的に進めていただきたいと思っておりますが、一方で、校内教育支援員が担っている職務を、誰が、どのように行うことになるのでしょうか。

教育こども部長 次に、「校内教育支援員の職務」についてでございます。

校内教育支援員の具体的な職務につきましては、大阪府教育庁の不登校等対策支援事業実施要綱第4条において「不登校等児童生徒に対する学習支援及び相談対応等の支援、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家、市町村教育支援センター等関係機関との連携、教員・保護者との連携、大阪府教育委員会主催の研修会等への参加、その他本事業の実施に当たり学校長が必要とする職務」と明記されております。

校内教育支援員のような不登校児童生徒の対応を主な職務とする人員の配置がない学校につきましては、各校所属の教員がその役割を担っております。また、現在、校内教育支援員が配置されている学校につきましても、校内教育支援員配置の日数が週2日程度でありますことから、校内教育支援員が勤務しない日につきましては、学校の教員がその役割を担っているところでございます。

いずれにいたしましても、不登校等の不安を抱える児童生徒一人一人に寄り添い、支え続けるためには、人員配置等、学校支援体制を構築することが重要でありますことか

ら、そのために学校と教育委員会が力を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

戸田議員 現状においても、教員が役割を担っておられるということ。ノウハウの蓄積に期待するところですが、府のさらなる支援を要することは明らかであること、理解できました。

次に、通告の「みづまるキッズプランと教育の総合的ビジョン」についてです。

福山市におかれましては、本年度、認知科学が御専門の慶応義塾大学・今井むつみ教授を講師に招き、校長・主任研修において「記号接地」について学ばれたそうです。認知科学の世界には「記号接地」という概念があり、「記号接地」は人工知能（ＡＩ）用語の１つ、教育分野において使われる際には、「身体を使った生活体験をもとに、言語の意味を理解していること」というような意味を持つと思います。

「イチゴ」を食べたことがあると、「イチゴ」の色や酸っぱい・甘いなどの味覚、ツブツブの食感などを含めて「イチゴ」が理解できるというようなことと私は理解しています。「言語」という記号は、身体的体験を通じて成り立っているということが言えると思います。この体験との合致は、チャットＧＰＴが解決できていない問題とされていますが、就学前の子供たちが、既に日々の体験や遊びを通じて当たり前にな身につけているものと言えます。

そこで私は、福山市の「教育１００ＮＥＮビジョン」に、「みづまるキッズプラン」との共通点を見いだすことができると気づきました。

さて、「福山１００ＮＥＮ教育」の９年目に当たる２０２４年度は、学校教育の取組として、次の４点を挙げられておりました。主体的・対話的で深い学び、元気・笑顔で学び続ける教職員、学びをつくる教職員研修、そして、多様な学びの場の充実です。

みづまるキッズプランは、主体的・対話的で深い学びの幼保小中継続カリキュラムに当たると言えるのではないのでしょうか。

教育こども部長 次に、「みづまるキッズプラン」についてでございます。

みづまるキッズプランは、自ら考え判断し行動できる子どもと、違いを理解し自他を尊重する子どもを「めざす子ども像」として、令和３年度から令和５年度まで３か年かけて策定したものでございます。その中で、保育所・幼稚園の遊びを通した学びと小学校での学びをつなぐ自己表現力・課題探求力・社会参画力を重視したみづまるキッズカリキュラムを作成し、今年度は、そのビジョンを中学校の学習にもつなげていくための取組を進めているところであり、幼児期から一貫したビジョンで取組を進めるという点においては、主体的・対話的で深い学びの幼保小中接続カリキュラムと重なるところがあると認識いたしております。

以上です。

戸田議員 主体的・対話的で深い学びのカリキュラムに加えて、ほかの3つの要素についても、同時進行的に取り組んでいくという総合的な考えが必要になってくると私は考えます。この点、いかがでしょうか。教職員の笑顔と元気、教職員研修、多様な学びの場の充実、このどれを欠いても、みづまろキッズプランの成功はないと思えてなりません。いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

教育こども部長 次に、「成功のための要素」についてでございます。

みづまろキッズプランは、「めざす子ども像」と「実現するための3つの力」を、すべての教職員共通の保育・教育ビジョンとして掲げており、教職員同士が対話し、学びを深め合うことは必要不可欠なものであると考えております。また、子供たちが、自ら考え判断し行動することや、違いを理解し他者を尊重するといった経験を積み重ねていくためには、従来の学校教育のように学習環境を固定するのではなく、学びの場所やメンバー構成など、多様な学びの場になるような工夫も重要でありますことから、「福山100NEN教育」における学校教育の取組とみづまろキッズプランとの関連性はあるものと認識いたしております。

以上でございます。

戸田議員 そこで、私は考えました。「福山100NEN教育」のような総合的な上位計画の策定が必要ではないでしょうか。御答弁をお願いいたします。

教育こども部長 次に、「上位計画」についてでございます。

みづまろキッズプラン策定までの3年間の取組を経て、「めざす子ども像」と、自己表現力・課題探求力・社会参画力という「実現するための3つの力」を、すべての教職員共通の保育・教育ビジョンとして掲げ、全ての町立保育所、幼稚園、小中学校が一貫したビジョンの下で教育活動を実施しており、本年6月に改訂した教育大綱以下、本町の定める方針の下、保幼小中が連携した取組を講じることができておりますことから、改めて上位計画を策定することは予定いたしておりません。

以上でございます。

戸田議員 改めて上位計画を策定することは予定していないという、はっきり、そのようにおっしゃいました。

「福山100NEN教育」の9年目を迎えておられる同市教育委員会が、その成果と課題に基づいて行っておられる教材研究、校内研修の再構築などは、みづまろキッズプランの10年後を考える上で、非常に参考になるのではないかと感じているところです。

みづまろキッズプランを構築するに当たり参考にされたのは、こういった教育法であったのか、今一度、御説明をお願いいたします。

教育こども部長 次に、「参考にした教育法」についてでございます。

みづまろキッズプラン策定委員会は令和3年度から開始いたしましたが、取組を推進していくに当たり、その当時、全国的に幼小接続研究の先進的研究校園であった長野県

の信州大学教育学部附属松本学校園及び大阪府松原市の学校法人今川学園木の実幼稚園を視察し、子供たちの主体的な遊びを通して、子供たちの気づきや思いを大切に育むことで、深い学びにつなげていく保育・教育の実践方法について学ぶことができました。

これらの先進校の取組を参考とさせていただく上で、本町の実態、そしてかがく遊び等の実践を踏まえ、保育所・幼稚園・小学校に関わる教員、保育士が議論、そして検討を重ね、その上で島本町独自の保育・教育プランであるみづまるキッズプランを策定したものでございます。

以上でございます。

戸田議員 本町独自のみづまるキッズプランに私は大いに期待しているわけなんです、福山市におかれましては、2022年に、公立小学校として初めてイエナプラン教育に基づいた学校を開校され、全国的に注目されています。イエナプラン教育はドイツに発祥し、フランスのフレネと呼ばれる教育の影響を受けつつ、オランダで普及・発展したそうです。日本に知られることとなったのは、リヒテルズ直子氏の普及活動によるそうで、私自身、2017年に一時帰国されていたリヒテルズさんの御講演を聞いております。

一般的に、オルタナティブ教育とは、独自の教育理念を掲げ、子供の個性を生かした教育、多様性を重視した教育のことを指し、主体性や自立性を尊重しているという特徴があると思います。

質問いたします。

画一的な教育ではない学びの向こうにあるのは、個人を尊重し、子供が主体であることではないでしょうか。みづまるキッズプランの上位プランにおいて、そのことを明確にしておかなければならないのではないかと私は思っております。再度の質問になります。この点、どのようにお考えでしょうか。

教育こども部長 次に、「みづまるキッズプランにおける子供の主体性」についてでございます。

みづまるキッズプランにおきましては、自ら考え判断し行動できる子どもと、違いを理解し自他を尊重する子どもという「めざす子ども像」と、「実現するための3つの力」を、みづまるキッズ保育・教育ビジョンとして掲げて取組を進めているところでございます。この「実現するための3つの力」である自己表現力・課題探求力・社会参画力につきましては、具体的には、「自己表現力」は、自分が観て、聴いて、感じたことを自分らしく表現する力、「課題探求力」は、自分なりにこだわりを追究する力、積極的に多様な関わりを楽しむ力、「社会参画力」は、友だちと一緒に工夫しながら深める力、協力しながら活動を楽しむ力と定義し、全て「子ども」を主語としております。

以上のことを踏まえますと、みづまるキッズプランにおいては、議員御指摘の個人を尊重すること、そして、子ども主体であることに関しましては、既に明示されており、教職員が意識しながら取組を進めているものと認識いたしております。

以上でございます。

戸田議員 全て「子ども」を主語としている。なるほど、確かにそういうことになりますが、今のままでは、将来的な学力の向上が期待できる非認知能力を育む学習方法という枠組みを超えて理解されることが難しいのではないかと懸念します。目指すところは主権者教育であってほしい、そうでなければいけないと思います。そして、そのことを分かりやすくするため、将来ビジョンを示す総合的なプランを策定し、これを教師や保育士、保護者と共有しつつ、みづまろキッズプランを推進していただきたいと考えております。

これについて、教育長、町長、それぞれのお考えをお聞かせください。まず、教育長に御答弁いただきます。

横山教育長 みづまろキッズプランと主権者教育について、御答弁申し上げます。

「主権者教育」についてでございますが、平成29年3月、総務省の主権者教育の推進に関する有識者会議において、主権者教育とは「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと」とされており、また、令和4年度に文部科学省が実施した令和4年度主権者教育に関する実施状況調査においても、主権者教育を「政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることを目的とした教育」と定義しております。

みづまろキッズプランが掲げる子ども像は、自ら考え判断し行動できる子ども、違いを理解し自他を尊重する子どもであり、それを実現するために掲げている3つの「見えない学力」を育み、「めざす子ども像」を具現化したみづまろキッズを育てていくことは、各校・園・所における主権者教育の一端を担う重要な取組であると考えております。

教職員及び保護者との共有につきましては、今年度当初に、町立保・幼・小中学校の全ての保護者に対して、みづまろキッズプランに係るリーフレットを配布し、そのビジョンや取組の方向性について共通理解を図ってまいりました。教職員につきましては、令和3年度から取り組んできた経緯等の詳細を掲載したみづまろキッズプラン教職員用指導書を共有し、一貫した取組の推進を図っているところでございます。

いずれにいたしましても、みづまろキッズプランを推進し、子どもたち一人一人が確実に力をつけ、「めざす子ども像」を具現化したみづまろキッズを育てていくためには、子どもたち一人一人を尊重することだけではなく、教職員と保護者が共通の理解と目的を持って、子供の成長を促し、見守る姿勢が重要でありますため、それらを意識しながら、取組のさらなる充実と推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 教育長から、国の示す主権者教育の定義について、お示しいただきました。ま

た、丁寧な御答弁をいただきまして、計画のための仕事をする余裕というのは、今の教育委員会にはおそろくないであろうということを考えると、上位計画の策定をこれ以上求めることは、私からはできないという思いであります。

町長に、同じようにお尋ねしておりますので、町長から御答弁をお願いいたします。

山田町長 教育長の御答弁にもありましたように、みづまるキッズプランにおきましては、「めざす子ども像」の下、その達成のためにつけたい3つの力が示されておりますが、それらはいずれも子どもたちが主語となっております。本町の保幼小中の連携はもとより、子どもたちには自分らしく生きていける力を身につけてほしいと思っており、それが主権者教育にもつながると認識をしております。

また、令和6年6月1日には、本町の教育大綱も改訂しており、みづまるキッズプランに係る内容を最上位の目標として位置づけております。子供たちが、いきいきと、自分らしく育つために、今後もより一層、みづまるキッズプランの取組を推進していただきたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 今回の質問を通じまして、教育大綱にみづまるキッズを位置づけたことの意義が、今また、改めて腑に落ちました。

まとめてまいります。

イエナプラン教育に限らず、モンテッソーリ教育、シュタイナー教育など、他国で培われた教育法を取り入れる学校は、オルタナティブスクールと総称されています。個々の教育法について私は詳しく知るわけではありませんが、その理念がいかに素晴らしくとも、日本社会と日本人の肌感覚にはどうもそぐわないのではないかとというのが、これまでの私の個人的な印象でした。しかし、今、子供が本来持っているはずの探求心に基づき、自律的・主体的に学習することを目指そうとしている日本の学校教育を思うと、欧米で培われた教育法から学ぶべきところは決して少なくない、今こそ学ぶべきと考えるようになりました。みづまるキッズプランが、児童・生徒を主体とする教育、主権者教育へとパラダイムシフトを目指すものであるよう願ってやみません。

(Ⅱ)「連続テレビ小説『虎に翼』が伝えたかったこと」

平等であること、自由であること、幸せでありたいと思うことは、日本国憲法に基本的人権として定められています。人権が尊重される社会の実現に向けて、私たちが行うべき不断の努力の延長線上にあるのは、必ずしも、ほかの誰かの理解や寛容ではなく、社会的権利の平等でなければならないと考えます。

今回の質問では、性的少数者の人権と同性婚を考える上で、事実婚について現状を確認し、気づきを得たいと思います。ここで言う「事実婚」とは、当事者間の主体的・意図的な選択によって、婚姻届を出さないまま同居し、共同生活を営む場合の事実婚を言います。

1) 「事実婚であることの証明について」です。

男女がともに生活して家族を形成するに当たり、事実婚を選択する場合、法律婚の夫婦と同等の社会保障を受けるためには、夫婦関係の事実を証明する必要が生じますが、どのような証明が必要になるのでしょうか。

健康福祉部長 続きまして、(Ⅱ)点目の「連続テレビ小説『虎に翼』が伝えたかったこと」のうち、「事実婚であることの証明」についてでございます。

公的な書類として、事実婚証明書といったものはございませんが、年金制度など一部の制度においては、住民票の続柄欄に「妻（未届）」や「夫（未届）」と記載することにより、それをもって準婚として、法律上の夫婦関係と同等の取扱いを受けているものと認識しております。

以上でございます。

戸田議員 住民票は事実婚を判断する公的書類の中で最も有力な証拠になると思いますが、世帯主との続柄の具体的な記載は各自治体に任されていると認識します。

住民票の続柄に、「妻（未届）」や「夫（未届）」と記載されていれば、双方に婚姻の意思があり、入籍はしていないと確認できるとされています。本町でも、そういった記載を行っているという理解でよいのでしょうか。また、事実婚の件数が分かれば教えてください。

健康福祉部長 議員御指摘のとおり、自治体によって、「妻または夫（未届）」との記載を認めず、「同居人」や「縁故者」と記載する場合もあるようでございます。本町においては、妻または夫の未届の記載を求められた場合、事実婚状態であることを申立ての上、次の3点の事項を確認し、支障がなければ「未届」で記載しております。

確認事項の1点目は、未届と記載される方自身が窓口で手続をされること。2点目は、請求者の二人が戸籍上どなたとも婚姻状況にないこと。3点目は、請求者の二人が婚姻年齢——18歳以上でございますが——に達していることでございます。これらのことを確認し、「妻あるいは夫（未届）」と記載をしております。

なお、このような請求は、本町の実績としては非常に少なく、昨年度1年間においては0件であり、今年度においては、現時点までで1件ございました。

以上でございます。

戸田議員 分かりました。

現在の民法の下では、結婚に際して男性または女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければなりません。選択的夫婦別氏制度とは、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度です。一般に、選択的夫婦別姓制度と呼ばれていますが、民法等の法律に通じて、法務省では選択的夫婦別氏制度としていると認識することから、本質問では、性別の性と区別する意味においても、分かりやすいように「氏」と述べることにいたします。

男女が婚姻届を出さないで生活する理由としては、夫婦別氏のほかにも戸籍制度そのものへの反対などがあるかと思いますが、法律上の同性結婚が認められない現在の日本では、同性カップルは事実婚の状態にならざるを得ないという現状があります。

そこで、2)点目、「社会保障」について質問します。

厚生年金保険等に参加している会社員の方に扶養されている配偶者で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方は、国民年金の第3号被保険者となることができます。社会通念上、男女の間でともに生活するという合意があり、なおかつ共同生活を行っているという事実があり、事実上、法律婚と同様の関係性にあると認められた場合、国民年金の第3号被保険者となることは可能ですか。また、遺族年金の受給についてはどうでしょうか。

健康福祉部長 次に、「社会保障」についてでございます。

国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法等の用語の定義におきまして、「この法律において、『配偶者』、『夫』及び『妻』には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。」と、それぞれ同様に記載されております。そのため、事実婚の配偶者であっても、国民年金の第3号被保険者となることは可能でございますし、遺族年金の受給も可能となっております。

以上でございます。

戸田議員 事実婚について御説明いただいたわけなんですけど、現在の日本では、同性のカップルは、異性間の婚姻に比べて著しく不平等な状況に置かれています。同性婚が法的に整備されていないのは、主要7か国で日本だけです。

家族の在り方や家族観は、いかなる文化圏、いかなる時代においても、常に歴史的に変化し続けて現在に至っているはずです。共生社会の実現を目指す条例を制定されているある市の職員が、こんなことをおっしゃいました。つがいを作る動物には、必ず同性カップルがいて、同性カップルがいる群にはストレスが少ないことが研究結果として明らかになっている。一方で、なぜ人は異性を好きになるのか、実は分かっていない。群れイコール社会としての健全性を考えるとき、少数者の存在がいかに重要かという気づきをいただいたと思います。

同性婚を認めることは、誰もがもっと生きやすい社会への一歩になると私は考えています。今年3月、同性婚を認めないことは婚姻の自由を保障した憲法条文に違反するという札幌高裁判決がありました。10月には、東京高等裁判所が違憲と判断しています。本日も判決が出ると思います。日本国憲法に定められている基本的人権は、自由や権利は、国や他の誰かから与えられるものではなく、全て人間は生まれながらに自由かつ平等で、幸福を追求する権利を持つという自然権思想によるものです。

現在の日本において、同性間の婚姻を合法化することは、人が尊厳を持って生きる権

利を尊重することであり、性的多数派がそれを拒んだり、阻んだりできるものではない。
このことを訴え、令和6年12月の一般質問を終わります。

清水議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員（質問者席へ） それでは、一般質問をさせていただきます。まず、順番どおりにさせていただきます。

1番、「生ごみの堆肥を活用し循環型を！」

先般、農林業祭が盛大に開催されました。実行委員の皆様をはじめ、御協力いただきました皆様方にも、心から感謝、御礼申し上げます。

過去は農林業祭でも、先着順ではありましたが、わらの無料の配布がありました。今回、やはり保管の場所など、費用や手間がかかってくることもありますし、今回は倉庫で保管されたようなわらにおいては、湿気の吸収が少ない商品として300円、また、そうでないわらにおいては200円と、金額を変えた工夫をされていらっしゃいました。

さて、地球温暖化防止に循環型社会へと、20～30年ほど前より、父の質疑より、親子二代で生ごみ処理機などの助成等も、循環型の推進を訴えてまいりました。令和4年6月の伊集院の一般質問に対しまして、生ごみ処理機においては一般廃棄物処理基本計画の見直しに改めて検討いただきまして、この令和6年度より支援いただいております。今やSDGsの時代、ともに声をあげる議員も増えまして、実現へとできたところであると考えております。

そこで、生ごみ処理機助成やコンポスト等を含めまして、今回の予算の現状と内訳、この辺も併せまして、実施の状況を詳細にお伺いいたします。

都市創造部長 それでは、伊集院議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「生ごみの堆肥を活用し循環型を！」についてでございます。

生ごみ処理機等購入補助事業につきましては、生ごみをはじめとしたごみの減量化について住民意識の向上を図るため、令和6年度の施策事業として実施しているものでございます。当該補助事業につきましては、令和6年5月7日から申請受付を開始し、16名の方から申請があり、内訳といたしましては、2台購入された方々も含めまして、生ごみ処理機10台、コンポスト容器8台の合計18台の実績となっております。

受付につきましては、令和6年5月30日時点で予算上限額である20万円に達したため、現時点におきましては、申請受付を終了しておりますが、受付終了後も、生ごみ処理機購入補助に関するお問合せをいただいております、多くの方々に関心を持っていただいているものと考えております。

このことから、今後も引き続き、生ごみ処理機やコンポストの普及を目指し、ごみの減量化を推進すべく、積極的な周知・啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 5月7日に申請受付の開始をされて、30日時点で上限の予算20万円に達している事実、確認させていただきました。

今年度は、わずか1か月もたたないうちに補助サービスというのは終了されましたが、ニーズが高いという補助事業において、先ほどの答弁にありました終了後もお問合せなどをいただいているということなどを確認させていただきましたが、この問合せに対しまして、どのような説明をされているのか。また、その対応状況とトラブルなどはなかったのか、この点についてお伺いいたします。

都市創造部長 「生ごみ処理機等補助事業に伴うお問合せ」についてのお尋ねでございます。

当該補助事業につきましては、令和6年5月7日から申請受付を開始し、約1か月で予算額に達し、受付を終了いたしました。お尋ねの申請受付終了後のお問合せへの対応といたしましては、受付を終了した旨を都度御説明し、御理解いただいている状況となっております。その際の御意見といたしましては、トラブルはございませんが、今年度、また予算が計上されるのかのお尋ねや、来年度も当該補助事業があるのかのお尋ねを多数いただいております。現段階においては確約できないことから、御意見として賜っている状況となっております。

以上でございます。

伊集院議員 当該補助金について、今年度の予算規模からいきますと、申請受付人数も少数であったという部分において、本来、この取組が大きな波になって、少しでも清掃工場の負担の軽減になることも含めてお伺いしていきます。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で掲げていらっしゃる数値目標に対しまして、令和6年度の現時点での成果指標を表すということは、正直、数値的には難しい話だろうということは理解しておりますが、この点についてどのようにお考えか、お伺いするとともに、中長期的にはどういった対策につながるのか、この点をお伺いしていきます。

都市創造部長 「生ごみ処理機補助事業の成果指標」についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、現時点におきまして、本町が掲げる地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の温室効果ガス削減目標につきましては、本補助事業を実施することで、具体的な数値による成果指標でお示しすることは困難であると考えております。

しかしながら、本補助事業を計画的かつ継続的に実施することで、地域の皆様への認知度が上がり、生ごみ処理機やコンポストの利用が促進され、生ごみの処理方法について、利用されていない方も含めた住民全体の意識が変わることで、中長期的にはごみの排出抑制につながり、清掃工場の処理施設の負担軽減につながるものと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 清掃工場の処理施設の負担軽減につながるものの、実際的には、さほど目に見えるような数値等は、そこまではいかないだろうということは理解しておりますが、

この生ごみ処理機も、結局、意識向上が主力の成果というふうになってしまいます。生ごみ処理機の成果としては、具体的にどういうものがあるか、お伺いいたします。

都市創造部長 「生ごみ処理機の具体的な効果」のお尋ねでございます。

生ごみ処理機は、安価なものから高価なものまで幅広い商品がございますが、今回、申請の多かった電気式生ごみ処理機につきましては、生ごみに含まれる約90%の水分を生ごみ処理機で乾燥することで、生ごみが減量するものでございます。このことから、本補助事業を継続的に実施し、生ごみ処理機が普及することで、中長期的にはごみの減量化が図れるものと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 生ごみ処理機やコンポストを購入された方々は、家庭菜園やファミリー農園などを活用されている方もおられると思いますが、各御家庭で余った堆肥については、町で回収し必要とされる方に配付するなどの資源の循環、この仕組みが必要と考えますが――担当部署でもその必要性を感じていると思っております、この循環の仕組みについて、見解をお伺いいたします。

都市創造部長 「生ごみ堆肥化における資源循環」について、御答弁申し上げます。

現在、生ごみ堆肥の活用につきましては、堆肥化した肥料を各御家庭の家庭菜園において直接活用される場合や、そのまま可燃ごみとして処理される場合が多いものと認識いたしております。

生ごみ処理機等の補助金交付を実施されている他自治体の事案といたしましては、各御家庭で堆肥化したものを、ごみステーションでの回収や、堆肥化センターの設置などによる回収の仕組みを構築し、住民の皆様処理機等を配付する方法により活用されておられるケースがございます。しかしながら、各自治体が直接回収を行い、配付する場合、回収場所となるごみステーションの匂いへの苦情対応をはじめ、堆肥以外の不法投棄されたごみの処理、また、異物の除去や堆肥の質の均一化への日常的な対応など、管理上の課題が多いと聞き及んでおりますほか、費用の問題もございます。

このことから、資源循環の仕組みについては、これらの課題を踏まえると、慎重に検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 ごみステーションというのを実施していこうとすると、本町自体も町有地売却等をされて、さほどあるわけではないということも理解しておりますし、答弁いただいた日常的な対応や管理上の課題は、ほんとに一つ一つクリアしていかなければならないというところになります。答弁で、大枠の課題については理解いたしました。

そこで、ほんとに細かいところで、ごみステーションの匂いというのが先ほど答弁ありました。堆肥に特化したとしても、やはり匂いがあるものではないでしょうか。先ほど答弁ありました生ごみの90%の水分を飛ばすことで、家庭では匂いは抑えられているという

ものの、収集後の保管期間にもよるんでしょうけど、やはり堆肥に特化しても匂いは出るという認識でよいのか、この点、お伺いいたします。

都市創造部長 各家庭から出される「堆肥の臭気」についてのお尋ねでございます。

各家庭で御利用されている生ごみ処理機から出る堆肥につきましては、基本的に乾燥された生ごみになりますので、通常の生ごみよりも匂いは軽減されるものと認識いたしております。しかしながら、生ごみ処理機の機能や生ごみの種類によっては、匂いに違いが出てくるものと想定されますので、ごみステーションに堆肥のみを置いた場合でも、匂いは少なからず発生するものと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 先ほど来の答弁で、「検討する必要性」とおっしゃっている時点ですので、ごみステーションを実施されたというところの部分でいけば、それぞれごみの区別、複数分別をされての実施しているごみステーションが多いと私も捉まえておりますので、そのような答弁になってしまうんだなということは想定して、理解しております。

参考までに、先ほどおっしゃっていた実施されている自治体などを御紹介いただけないでしょうか。私自身でも体験してくる、その匂いというのがほんまにどうなのかとか、こういったことは可能だと思いますので、把握されているか、聞き及んでいらっしゃるような自治体があれば、御紹介を願います。

都市創造部長 生ごみ処理機等の補助事業を実施されておられる自治体は、現時点におきまして、大阪府内で18団体でございますが、そのうち、資源循環の取組として生ごみ処理機で作られた乾燥生ごみを回収されておられる自治体につきましては、池田市が地域と連携され、園芸用の肥料等として活用されておられると聞き及んでおります。

以上でございます。

伊集院議員 池田市ですね、分かりました。

そして、この資源循環に、例えば、生ごみ処理機やコンポストにより堆肥化されたものを公共用地に保管するような場所は検討できないのか、お伺いいたします。

都市創造部長 「生ごみ処理機やコンポストにより作られた堆肥の保管場所」についてのお尋ねでございます。

現在、生ごみ処理機やコンポストにより作られた堆肥につきましては、本町として回収や保管までの体制は構築しておりませんが、先ほど御答弁申し上げました理由と同様の理由により、今後、堆肥化の普及が進み、諸課題について一定の解決策を講じることができれば、議員御指摘の保管場所をはじめとする管理の在り方や活用方法について、費用対効果も含め、検討を進める必要があるものと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 「堆肥化の普及が進み」ということですので、現在、年間20万円ですから、なかなか進まないだろうと思っておりますが、先ほどの質問に引き続きまして、仮に公

共用地で保管できた場合や公共用地以外でも御提供などあって保管場所が確保できた場合で、農林業祭で無料配布をやっていくなど、たくさんたくさんやっていこうとすると無理なんで、農林業祭でしたら年に1回ですし、実行委員の御理解も必要かと思いますが、まず、こういった年に1回できそうなことから、やはり循環型社会に向けて、小さなことからコツコツではないですけども、やっていくようなこと、そういうことはできないか、お伺いいたします。

都市創造部長 本町の「農林業祭における無料配布」についてのお尋ねでございます。

今年度から実施しております生ごみ処理機等補助金事業を継続的に実施し、堆肥化の普及かつ諸課題の解決の見通しが立った場合、回収方法や保管場所、活用方法など、資源循環の観点から、配布の仕組みを構築することができるものと考えております。有料にせよ無料にせよ、各種イベントにおける配布は、地域の皆様がごみの減量化に対する意識向上の観点から効果的な啓発であるものの、配布場所や配布時の人員確保も含めて、最終的には実行委員会により判断されるものと認識いたしております。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。農林業祭は確かに実行委員もいらっしゃいますので、その判断も出てこようかと思えます。

それでは、町として、今後、生ごみ処理機やコンポストの普及により活用できそうな堆肥が増えた場合、何か活用できる仕組みなども考えていかなければならない、循環できるようにすべきだと考えておりますが、町の考え方をお伺いいたします。

都市創造部長 「資源循環に向けた仕組みの構築」についてのお尋ねでございます。

令和6年度から実施しております生ごみ処理機やコンポストの購入補助事業につきましては、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定後、施策事業として始めさせていただいたものでございます。本事業につきましては、計画的かつ継続的な実施が重要であり、地域の皆様への啓発強化を行うことで、生ごみ処理機やコンポストの認知度や、購入される方々の普及を目指すことが、地球温暖化対策につながるものと考えております。このことから、本事業を継続的に実施することが、結果的に堆肥が多く活用できるような資源循環の基礎になるものと考えております。

また、実情を把握するためにも、今年度、生ごみ処理機やコンポストの補助事業を申請された方々に対しましてアンケート調査を実施し、現状を把握したところでございますことから、今後、構築に向けた調査・研究に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。本事業を継続的に実施していき、堆肥が多くできるような循環資源の基礎になるものの点の答弁もいただきました。

今年度の予算額としては20万円で、1か月も足らず補助事業は終了しました。問合せも多数あったこと、先ほどの答弁でも理解します。また、実施計画に併せましても、こ

の地球温暖化防止や循環型の構築をしていくために身近な実績がある補助事業の予算規模の拡大に向けた検討は、必要不可欠だと考えています。この予算規模の拡大に向けた検討をする必要があると思いますが、町の見解をお伺いいたします。

都市創造部長 「生ごみ処理機等補助金の予算規模」についてのお尋ねでございます。

当該補助事業は、今年度からの施策事業として実施させていただいておりますが、初年度ということもあり、地域のニーズが把握できていない状況の中、近隣自治体の状況も検証した上で、予算規模について判断したものでございます。先ほど御答弁申し上げましたとおり、申請受付終了後も地域の皆様からのお問合せ状況により、当該補助事業はニーズの高い事業であることが把握できましたことから、来年度以降については、財政状況も勘案した上で、事業の継続の在り方について、現在、検討中でございます。

以上でございます。

伊集院議員 現在、検討中ということで、これでなくならないように本当に祈るところではございますが、島本町として決議を出されましたので、やはり、町長も、ここの部分を何とか輪を広げていただいて、地道な、小さなことですが、コツコツとしていただくように心からお願いを申し上げまして、次の質問へと入りたいと思います。

2 番目、「就学前児童に対する幼児教育・保育について vol. 2」

過去より幼稚園ニーズが減り、保育ニーズが増えるため、こども園の誘致を訴え、その間のことは、昨年12月の一般質問でも冒頭に述べておりますので省略させていただきますが、その際、幼稚園ニーズ減少、また、実態把握のアンケート調査で選べない要因なども、はっきりしています。このことにおいて、続投させていただきます。

①先般、各会派への保育所等の利用者数及び待機児童数並びに空き状況など、現状の状況を各自御説明に回られたということで理解しておりますが、構成上、改めて保育所、認定こども園、そして、幼稚園の利用状況や待機児童の現状をお伺いいたします。

教育こども部長 続きまして、2 点目の「就学前児童に対する幼児教育・保育について」のうち、「利用状況や待機児童等の現状」についてでございます。

本町における令和 6 年11 月 1 日現在の保育所等の入所児童数につきましては1,068 人、待機児童数は 1 人、保留児童数は41 人となっております。また、第一幼稚園の入園児数は32 人、認定こども園の教育部分を含む私立幼稚園の入園児数は307 人となっております。

以上です。

伊集院議員 現在では町内でのマンション開発が行われておりますが、開発を把握している場所や想定戸数などお伺いしますとともに、就学前児童に対する幼児教育・保育に関わる計画に、現段階で踏まえられているものと見据えられていないものについても、併せてお伺いいたします。

教育こども部長 次に、「マンション開発」についてでございます。

現時点におきまして、教育こども部としては、総戸数が50戸以上の共同住宅、または総区画数が50戸以上の開発について把握いたしておりますが、その対象で申し上げますと、水無瀬二丁目の集合住宅、青葉三丁目の集合住宅、J R島本駅西地区の集合住宅及び戸建て住宅、江川二丁目の集合住宅、百山の集合住宅及び戸建て住宅の合計1,191戸となっております。

現時点におきまして把握していない開発戸数につきましては、事業者から提出される開発行為等に関する事前協議書を通じて随時把握するものであり、今後につきましても、適切に現状把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

それでは再質問の中で、先ほどの①の答弁におきまして、現状の利用状況や待機児童に保留児童、こういった部分で教育こども部としては開発も把握している状況をお伺いいたしました。

今後の推移においては、正直どれぐらい子育て世代が入ってくるのか、想定は難しいところではありますが、これまでの経緯や本町の動向、まちづくりの方針など考えてこられて、行政のプロとして、今後の幼稚園と保育所等の利用の待機児童数などを想定していかなければならないと考えておりますが、今後の推移をお伺いいたします。

教育こども部長 保育所と幼稚園の利用人数等についての「今後の推移想定」のお尋ねでございます。

まず、保育所といたしましては、全国的には少子化が進行する社会情勢の中、本町における子育て世代の増加数を正確に予測することは困難でございますが、一定条件の下での推計においては、令和7年度以降、現有施設における認可定員を超えた保育需要が継続的に発生することが見込まれているものと考えております。

また一方、幼稚園につきましては、子育て世代の増加に伴って、幼稚園における利用希望者数につきましても一定数増加することが考えられますが、本町における近年の保育需要率の推移を踏まえ、公立・私立を問わず、これは限定的となるものと見込んでおります。

以上でございます。

伊集院議員 公立・私立問わず、限定的ということで見込んでいらっしゃるということです。

先ほどの②の答弁におきまして、把握していない部分となると、開発行為等に関する事前協議書に基づいて現況把握に努めていらっしゃるということは理解いたしました。その反面、それ以上の推移、基準を持ってできかねるということも解釈できました。

現在、ミニ開発もところどころ、たくさんされている状況であります。教育委員や町民の皆様に見回り、パトロールなどされている中で、一定、先ほどの基準外においても

情報は入ってくる努力をされているというふうに存じておりますが、さきの推移から、さらに増えるというお考えか、教育こども部としての想定や考えをお伺いいたします。

教育こども部長 教育こども部といたしましては、先ほど御答弁させていただきました総戸数が50戸以上の共同住宅、または総区画数50戸以上の開発について把握させていただいており、町内ミニ開発などにつきましては、住民基本台帳に反映された人口としてこれを把握することで対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、町内の全ての開発を事前に把握して、今後の推移に反映させ続けることは困難でございますことから、一定の基準以上の開発を対象としているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。教育委員会としては、一定の基準の中での把握であるということで、今回、タイトルを絞り過ぎましたので、そこでとどめておきます。

③において、第一幼稚園の今後において、昨年12月にも一般質問で問いましたが、第一幼稚園の空きスペースを学童保育室として検討しているとの答弁がありました。今までの答弁から、検討方向の変化は余儀なくされると思われそうですが、考え方をお伺いいたします。

教育こども部長 次に、「第一幼稚園について」でございます。

議員御指摘のとおり、第一幼稚園の空きスペースにつきましては、これまで様々な活用方法が考えられる中で、学童保育室として活用することを検討してきたところでございます。しかしながら、従来想定しておりましたとおり、子育て世代の増加が見込まれる状況の中、これに加え、近年保育需要が急速に高まっておりますことから、早急に保育の受皿を確保する必要性が生じているところでございます。

以上のような状況を踏まえまして、今般、JR島本駅西地区集合住宅内施設において予定していた事業につきまして、民間学童保育室は予定どおりとする一方、地域子育て支援センターにつきましては、小規模保育事業所とする用途変更を図ったものでございます。

また、第一幼稚園につきましては、本町唯一の公立幼稚園として維持しながら、保育需要の受皿としての機能を確保すべく、3年保育の導入、給食の導入、開園時間を町立保育所と同様に7時半から19時までとする方向で検討を進めているところでございます。現時点におきましては、詳細をお示しできる段階ではございませんが、今後、できるだけ早期の実現を目指し、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、当初、第一幼稚園の空きスペースとして検討しておりました学童保育室につきましては、民間学童保育室の開設により、当面の必要量を満たすことができるものと考えているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 昨年述べていたように、幼児教育を取り入れて、そういう教育をさせたいんだけど、働いていてなかなか難しいという思いの方もいらっしゃると思います、働く中での子育て、開園時間や給食の問題は大きな壁となっていたこと、この点は前回から質問の中でも答弁いただいておりますが、開園時間を延長される。この3本柱を検討いただいているということは、大きな支えとなり、大変評価しております。この3本、ぜひ、全てが行えるように要望をお願いしておきます。

そこで、先ほど来のやりとり、去年も踏まえまして、選択肢として絞られていたことがクリアになるということになると、今まで減少傾向であった唯一の町立第一幼稚園、駅前の立地良好である中、さきにいただいた今後の推移も変わってくると思われますが、この点について、お考えや推移をお伺いいたします。

教育こども部長 「第一幼稚園における3年保育の制度化、給食の導入、開園時間を町立保育所と同様に7時半から19時までとする」内容につきましては、これを実現することができましたら、同園への入園希望者が増加傾向へ転じるものと考えており、長年の懸案であった第一幼稚園の空きスペースの課題が解消されるとともに、保育需要の受皿の1つとして、効果的に機能するものと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。現時点の状況と今後の推移として、対応として、ほんとに急ぐ必要と現在の財政状況なども鑑みて、無理してでも③でいただいた3本柱、最低限していかなければならないと、私・伊集院も考えております。

そこで、検討中だからこそお伺いしたいのですが、去年の一般質問でも、現第一幼稚園の面積等——先ほどちょっと答弁で触れていらっしゃるような感じではありましたが、給食棟を造るのもなかなか難しく、課題も種々あると考えていらっしゃっていましたが、だからこそ学童保育室とも解釈できていましたが、特に3本柱のうち、給食の実施をしていかなければ、中長期的に見て待機児童解消には至らないと考えていますが、これまでのやりとりからいけば、給食実施においての実施に向けては、どう回避していく検討なのか、お伺いいたします。

教育こども部長 第一幼稚園における各検討内容につきましては、現時点におきましては詳細をお示しできる段階にございませんが、給食の実施に当たりまして、同園内で給食棟を建設することは、敷地面積や財政負担、工期などを踏まえますと、現実的に選択肢とは言えないものと考えております。あくまでも検討段階にある現状においての現有施設を最大限活用することを想定した場合の有力な候補の1つといたしましては、町立保育所からの親子方式による給食搬入が考えられるものでございます。

いずれの選択肢を採用するとしても、様々な課題を解消する必要がある、一定規模の予算措置を必要といたしますことから、慎重かつ迅速に検討を進め、今後、できるだけ早期に詳細をお示しできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 現有施設をできるだけ活用しながらということのお考えをお示しいただきました。分かりました。

次に、町長にお伺いいたします。

これまでの御答弁をお聞きして、教育委員会としては50戸以上のものを把握しながら想定計画を立ててやっていらっしゃると思いますが、島本町のまちづくりにおいて、幼児教育・保育に対し緊急的に整備が必要となってきましたが、現在ではなく、長期視点での山田町長は、児童たちの幼児教育・保育等の環境において、島本町としてはどのようにしていきたいのか、どのようにしていくべきなのか。町長の展開していきたいお考えをお伺いいたします。

山田町長 私は、就任以来一貫して、本町の良さを生かした小さくても魅力あるまちづくりを進めたいと申し上げてまいりました。また、令和6年度施政方針においてもお示しをしておりますとおり、子育て支援・教育の充実に最も力を入れてまいりました。

今後につきましても、引き続き、子どもたちを健やかに育むまちづくりをはじめ、住民のみなさまの負託に応えるべく、住民福祉の維持・向上と本町の更なる発展に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。基本的には、現状の施設でやっていく中の工夫しながらという部分で、町長としては、一貫して、本町の良さを生かして、小さな魅力のあるまちづくりを進めていくということでありました。

こういった中、本当に、教育委員会としては50戸以上の部分の開発の把握、また基準は定めた中で把握されておりますので、それ以外の部分というの、やっぱり大きな内容となってきます。ここからいくと、大きなまちづくりの観点になっていきますので、この点においては続投していきたいと考えております。

ただ、国の令和7年度の予算もそうですが、先日、11月22日に内閣府特命担当大臣の三原じゅん子参議院議員のところに、同志の皆さんとともに1日かけて要望書をお願いしてきました。いろんな思いがあります。島本町の現有地でいこうとすると、なかなか難しい、公立だけでも難しい部分がある。かといって、私立にお願いしても、私立の事情も私たちもお伺いしておりますので、給与等を上げていかなければならなかったり、地域手当も上げていかなければならない。雇用者側と経営者の側の苦労も理解した中、A4のたくさんの要望書がありますので、この内容は差し控えさせていただきますが、令和5年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査などの内容を国のほうもされております。見ると、実際やっていきたいんだけど、なかなか課題があったりというような状況でありますので、私立となれば大阪府のお力が必要不可欠となってまいります。ここにおいて、何とか島本町教育委員会としても、また島本町として

も、大阪府だけではなく島本町も助けてくださいという話がありましたときには、やはり、ぜひとも話をさせていただきますように切に願ひまして、これ以上の部分においては、まちづくりになりますので、続投してまいります。

今回の件においては、要望等の声がありましたら、大阪府につながり、そういったことの尽力をお願いしたいと思っておりますので、伊集院の一般質問を終わります。

清水議長 以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時13分～午後 2 時30分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員 (質問者席へ) 2024年12月定例会議一般質問を行います。

1 項目、「文書保存の考え方について」です。

公文書は、住民の知る権利を保障して、開かれた町政を実現し、また、行政が説明責任を果たすための礎となるものです。その公文書の保存方法については、文書取扱規程に定められていますが、町は2023年度に改正しました。この件について、9月の委員会で少し取り上げたのですが、その際は限られた時間の中で十分な質疑ができませんでしたので、改めて問います。

今年度の文書取扱規程の改正に当たり、町は文書の保存年限から永年保存というカテゴリを廃止しました。その判断の根拠について、伺います。

総務部長 それでは、中田議員の一般質問に御答弁申し上げます。

1 点目、「文書保存の考え方」のうち、「永年保存の廃止」についてでございます。

国が保有する公文書に関する保存年限の規定については、公文書管理法施行令の別表において定められており、行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書以外の公文書については、30年以下の保存年限が設定されています。

これは、公文書管理法の見解として、行政文書ファイル管理簿等の継続的に保存すべき行政文書以外の公文書については、30年以下の有期の保存年限を定めるという趣旨であると解されており、本町においても、国の公文書管理に係る運用を参酌し、永年保存文書を廃止し、最長の保存年限を30年と定めたものでございます。

以上でございます。

中田議員 公文書管理法を参考にしたとのお答えです。確かに、公文書管理令施行令別表では、全ての文書が有期になっています。しかし、一方で、法はその第1条で、行政文書の適正な管理に加えて歴史公文書の適切な保存及び利用を図ることをうたっています。また、公文書館法第3条では、地方公共団体の責務として、「歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。」としています。つ

まり、公文書管理法は、歴史資料として重要な公文書等を保存することを重視していることが見てとれます。ここが、重要なポイントです。

この観点から、本町の現状を考えたいと思います。

例えば、町議会の議事録や都市計画審議会の議事録は、これまで永年保存する書類と分類されていたと思いますが、それでよいですか。また、変更後のそれぞれの保存年限はどうなっているか、伺います。

総務部長 次に、「変更後の保存年限」についてでございます。

本町における各種文書の保存年限の基準につきましては、島本町文書取扱規程の別表保存年限基準表に定める保存年限に沿って、各種文書の保存年限を設定することとなります。例に挙げられました町議会の議事録及び都市計画審議会の議事録については、令和5年度における保存年限は、永年保存文書となっております。

なお、文書取扱規程の全部改正後の基準によりますと、町議会の議事録については、議決事項等の報告に関する文書として30年保存とすることが考えられ、また、都市計画審議会の議事録については、当該審議会が附属機関に当たるため、附属機関における会議の記録に関する文書として10年保存が適用されるものと考えられます。ただし、これはあくまで附属機関全般に関する一定の基準を示すものであることから、当該会議の重要性等を鑑み、30年保存として取り扱うことも可能であると考えております。

以上でございます。

中田議員 以前は永年保存だった町議会及び都計審の議事録は、今は、町議会の場合では30年、都計審の議事録では30年ないし10年ということです。

今、お答えいただいたそれぞれの文書について、その保存が有期でいいと判断した理由は何か、伺います。

総務部長 保存文書の有期化の目的といたしましては、永年保存文書に関する保存年限の見直しが適切に行われず、実質的に書庫内において塩漬け状態となってしまう可能性があることを改善するものであり、国の運用等を参考に取り入れたものでございます。

例に挙げられた文書であっても、さきに述べた行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書以外の公文書に該当するものと判断し、有期的な保存年限を設定することは可能であると判断したものでございます。

以上でございます。

中田議員 つまり、これらの議事録は業務に常時使用するものではないから永年保存する必要がないということかと思います。そして、保存年限を過ぎた書類は、延長の可否を検討し、廃棄を決定した場合、適切に廃棄しなければならないとされています。ということは、現状の規定では議事録を廃棄することも可能になっているということです。

しかし、議事録等は、記録として、いつ参照の必要が発生するか分からない種類の文書です。常時利用しないからといって廃棄してしまうと、将来の町の政策決定に支障が

生じるのではないのでしょうか。

質問です。

府内で、永年保存というカテゴリーをなくした自治体はあるのか、伺います。

総務部長 次に、「府内自治体の状況」についてでございます。

大阪府下全ての自治体を調査したものではございませんが、枚方市などの一部の自治体においては、永年保存文書を廃止し、30年保存を上限としているものと聞き及んでおります。

以上でございます。

中田議員 私自身で北摂の自治体をザッと調べて見ましたが、高槻、茨木、摂津、吹田、能勢、豊能、池田、箕面と、近隣自治体は全て永年保存がありました。府内でも、永年保存をなくしたところはそれほど多くない状況だと思われまふ。法第3条の地方公共団体の責務を鑑みれば、当然の状況かと思ひます。

これに関し、町は今回の改正で永年保存をなくす一方で、「歴史的公文書の保存及び活用のために必要な措置を講ずる」という条文を追加しています。9月の委員会で行政は、第38条の規定により、歴史的文書については保存期間満了後も引き続き保管できるような仕組みづくりを検討していきたいと答弁しており、重要な書類を廃棄せずに済む道筋を開くものとして評価できます。しかし、現状の規定には、「歴史的文書」の定義が書かれておらず、どのような文書がそれに当たるか、はつきりしません。

そこで、「歴史的文書」とはどういったものを想定しているのか、伺ひます。

総務部長 次に、「歴史的文書」についてでございます。

現時点においては、歴史公文書の適用範囲や運用等については、調査・研究を行っているところですが、本町における歴史公文書の位置づけに関しては、公文書管理法に規定する歴史公文書等の位置づけを参酌してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 つまり、まだ、何が歴史公文書か決まていないということだと思ひます。

ということは、現状、第38条は文言があつても使えない規定ということになると思ひます。具体的に、公文書管理法に規定する「歴史公文書等」とはどういう内容か、伺ひます。

総務部長 公文書管理法第2条第6項において、「『歴史公文書等』とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書」と規定されております。また、国の行政文書の管理に関するガイドラインによると、歴史資料として重要な公文書その他の文書とは、「【Ⅰ】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書、【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書、【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書、【Ⅳ】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録さ

れた文書」と記載されております。

以上でございます。

中田議員 本町の文書では、どういうものがそれに当たるのか、伺います。

総務部長 さきに述べたとおり、現時点においては、歴史公文書として取り扱う文書の範囲等を含め検討中ですので、具体的にどの文書が対象となるかについては、お答えいたしかねます。しかしながら、国の行政文書の管理に関するガイドラインでは、どのような文書が具体的に歴史公文書等に該当するのか等も示されており、本町においても、国や他自治体での運用を参考に、対象となる文書の具体化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 現在、検討中で、どの文書がそれに当たるかは答えられないとのことですが、先ほど紹介いただいた国のガイドラインの内容からすると、冒頭確認した町議会や都計審の議事録はこれに当たると思われますし、改正前までは永年保存の対象だった文書はおおむねこれに該当するのではないのでしょうか。

また、改正前にはルールの中に「永年保存」という文言はあったものの、こういった文書が重要な文書に当たるかというところは曖昧だったことも踏まえると、今回、国のガイドラインを参考に詳細を検討することは、大変よいことだと思います。ぜひ、前向きに進めていていただきたいと思います。

ここまで、文書取扱規程の改正に当たって、見受けられた課題をどう解決していくのかということについて伺ってきました。ここからは、現状の課題について、なぜ、このような状態になったのか、伺っていきます。

島本町文書取扱規程第9条に（文書の種類）という項目があります。改正後に、歴史的文書という文言を新たに加えたのであれば、ここで、こういったものがそれに当たるかの説明があるべきではなかったのでしょうか。

総務部長 次に、「文書取扱規程第9条」についてでございます。

歴史公文書に関する規定については、島本町文書取扱規程第38条に定めておりますが、さきに述べたとおり、現時点においては、歴史公文書として取り扱う文書の範囲も検討中であることから、第9条を含め、定義に関する規定を設けておりません。歴史公文書に関する取扱いに関し、制度設計ができ次第、その定義に関する内容についても別途定めさせていただく予定でございます。

以上でございます。

中田議員 そのように内容が定まっていない文言が含まれているのは、規程として不備があると言わなければなりません。

なぜ、定義がない文言を規程の中に入れたのでしょうか。文書管理規程がこのような不備がある状態になってしまうことに問題があると思わなかったのか。これは町長に伺

います。

山田町長 島本町文書取扱規程の全部改正につきましては、令和6年度から導入している文書管理・電子決裁システムの運用を見据えた内容に見直すことを第一義的な目的として、改正をしたものでございます。

その中で、町として、いまだ規定していなかった歴史公文書に関しても取組を進めようとする意思を示すために、第38条の規定を設けたものでございますが、さきに説明があったように、詳細については、現在未整備の状態となっております。この点に関しましては、議員御指摘のとおり、永年保存文書の廃止及び有期による30年保存等の規程改正と同時に整備しておくことで、より適切かつ明確に文書管理体制をお示しすることができたものと考えておりますので、本町といたしましても、今年度をめどに歴史公文書の位置づけ・選別や、文書保存期間延長・廃棄の統一的基準等に関し整備を進め、必要な文書を後世に引き継げるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 意思を示すため、定義のない文言を入れたという御答弁ですが、正直、当惑します。誰に、何の意思を示そうとしたのでしょうか。そして、何のために意思を示すのでしょうか。「必要な文書を後世に引き継げるよう」という御答弁ですから、30年の保存期間を超えて引き継ぐべき文書が存在することについては、町長も御認識されていることかと思えます。であれば、やはり、今回の改正はよく理解できません。

また、私は、同時に整備しようとは申しませんが、御答弁のとおり、歴史公文書の定義や取扱方法を整備した後に、保存年限の有期化を行っていれば、必要な文書が廃棄可能になるという現状の問題は生じなかったと考えます。

次です。

町が作成した「島本町情報公開制度の趣旨と解説」の中では、町が保有する情報は、住民の共有財産であると位置付けています。文書の中には、情報が含まれていますから、文書は住民の共有財産です。全ての情報を未来永劫保存する必要があるとは思わないですが、今回のように文書が保存できなくなるといった廃棄のルールを改変するときには、住民の同意が必要なのではないですか。また、これを行政の内部的な処理だけで決定するのは、情報公開条例の趣旨と照らし合わせてそごを来すものと考えます。この点、行政はどのように考えているか、伺います。

総務部長 次に、「住民の同意」についてでございます。

公文書に関しては、住民の共有財産であることは十分に認識しており、適切な文書管理を行うことは、町として最も重要な責務の1つであると考えております。

今回の改正におきましては、文書の永年保存を廃止し、保存年限を最長30年とするものではありませんが、30年経過後の文書においても、必要に応じて保存年限を延長することを可能としております。また、現在、整備中の制度ではありますが、歴史公文書に関

する措置を確立することで、必要な文書を永続的に保存することも視野に入れ、事務を進めているものです。

なお、文書の保存年限の設定につきましては、文書管理の運用の一部であり、町内部の事務処理に係るものであることから、町民の同意は要しないものであると判断しております。

続いて、「行政内部で決定すること」についてでございます。

先ほど御答弁させていただきましたが、文書の保存年限の設定につきましては、文書管理の運用の一部であり、町内部の事務処理に係るものであることから、行政内部で検討し、決定することに関しては、情報公開条例の趣旨・目的に反するものではないと考えております。ただし、議員からお示しいただきました「公文書は住民の共有財産である旨」に関しましては、本町としても十分理解しており、議会等において御指摘いただいた点や、お尋ねのあった点について、行政主体の考え方ではなく、住民目線に立った制度の設計・構築をし、廃棄や保存年限の延長を判断することが必要であると認識しております。

以上でございます。

中田議員 一般論として、町内部の事務処理という点で、住民の同意が必要ないというのは、そのとおりだと思います。しかし、事は住民の共有財産の廃棄に係るものです。これは、一般の町内部の事務処理にとどまらない特別なものですから、一般論を適用してよしとされるわけではないと思います。

この件に関して、再度、見解を求めます。

総務部長 先ほどと重複いたしますが、町といたしましても、公文書は住民の共有財産であるといったことを念頭に置き、公文書管理を行っているところです。その中で、住民の意見を聞くといったことに関しては、様々な手法があるものと考えており、その1つとして、議員の皆様からいただきました御指摘や御質問に対して、傾聴する、説明責任を果たすといったことをもって、その目的は果たせるものと考えております。

また、公文書管理に関しては、ただ残すといった考えではなく、必要なものを残すことが重要であり、その判断については、専門的な見地も必要であると考えますので、国や他の自治体等の取組を参考に、適切な文書管理を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 おっしゃるとおり、住民の意見を聞く手段の1つとして、議員とのコミュニケーションを用いることはあると思います。

では、今回の改正案ができてから決定するまでの間に、具体的な案について、議員の意見は聞きましたか。事実関係の確認です。

総務部長 議員がお示しされている期間におきまして、文書取扱規程の具体的な案について、議員の意見を伺った事実はございません。

以上でございます。

中田議員 であれば、やはり住民の意見を聞かないままに、住民の共有財産を廃棄しやすくなるような規程の改正を行ったということになるように思えます。町所有の不動産は行政の判断だけでは処分できないのですから、それと類した扱いをすべきだったのではないのでしょうか。

さて、次です。

文書の保存年限に関し、必要に応じて延長できるというものの、それは永年とは違います。言葉は、人の考え方を縛ります。永年保存がある状態を知っている職員や議員が入る今はともかく、時間がたって、すべての書類の保存年限が有期である状態しか知らない職員や議員ばかりになったときに、今と同じように適切に文書を保存し続けられるかは分かりません。にもかかわらず、全ての文書の保存年限が有期である状態で規程の運用が進められているのは、問題ではないのでしょうか、伺います。

総務部長 議員お見込みのとおり、保存年限の延長と永年保存は、その性質や取扱いについては異なります。また、今回の文書取扱規程の見直しにより、文書を有期化し、既に永年保存文書として保存しているものに関しても、30年の保存年限を超えるものについては、廃棄の精査対象としており、既に、この規定に関しては施行しております。

見直しに当たりまして、文書の保存期間が満了した際に、これを残すか廃棄するかの判断につきましては、当該文書の保存年限が30年かどうかに限らず行う性質のものであり、その点では制度の立てつけは従来と変わるものではなく、現規程に問題があるものとは考えてはおりません。

しかしながら、さきの決算委員会で議員より御指摘いただきました保存年限満了の文書に関する延長措置の統一的な指標がないことなどの課題を踏まえまして、それらの指標等を示した上で、30年の保存年限を超える文書の廃棄や歴史的文書の判断等の事務を進める必要があるものと考えており、現時点において、廃棄処理を進めているものではありません。

以上でございます。

中田議員 改正前は永年保存とされた文書は、保存期間が満了しないのですから、残すか廃棄するかの判断は生じず、保存期間の変更が可能になるだけでした。ですから、制度の立てつけが変わらないという今の御答弁は、理解に苦しみます。そもそも、もし立てつけが同じなのであれば、改正の必要がなかったということにならないのでしょうか。

ともあれ、町議会の議事録など、誰の目にも廃棄すべきでないことが明らかな文書は存在します。そのような文書を保存するための枠組は、一時的と言えどもなくすべきではなかったと考えます。

質問です。

島本町情報公開条例第1条には、「開かれた町政を推進する上において、住民の『知

る権利』の保障が必要不可欠である」とあります。一方、30年で文書を廃棄するということは、住民の知る権利を制約するものです。今回のルール変更において、この「住民の知る権利」の観点から検討は行われたのか、伺います。

総務部長 次に、「知る権利の観点からの検討」についてでございます。

永年保存文書の見直しの目的といたしましては、永年保存文書が書庫等に保存されたまま、その必要性が見直しされることなく、塩漬け状態となっている状況を鑑み、30年を区切りとして、この必要性を見極めることを目的とするものです。

「知る権利」の観点から、文書をできる限り多く保存しておくことも一定考えられますが、行政が保有する文書は膨大であり、不要な文書と必要な文書が混在することで文書の特定が困難になることや、文書管理が煩雑になり、それに割く労力も甚大となること等を鑑み、必要な文書を精査・特定し、適切に保存する文書管理体制を整えることで、「住民の知る権利」と行政コストの関係を調整することができるものと考えております。

以上でございます。

中田議員 これが、知る権利と行政コストの関係を調整するものかどうかについては、聞いていないです。答えになっていないので、改めて伺います。

この改正案を考えるときに、「住民の知る権利」の観点から検討しましたか。

総務部長 公文書に関しては、情報公開条例の目的である「知る権利」の保障を担う上で、非常に重要な財産であるものと理解しております。

今回、永年保存文書を廃止し、30年保存を上限とする旨の運用を検討するに当たっても、その点を十分に踏まえ、検証を進めたものです。したがって、文書の廃棄・延長措置等の文書の処分に関する取扱いについては、町として統一的な指標等を示し、不当に必要な文書が廃棄されることのないよう整備を図ることに努めてまいっております。

以上でございます。

中田議員 「知る権利」の観点を十分に踏まえ検討したということですが、一方で、今、言われたとおり、全ての文書が有期になっており、それを補完すべき歴史文書に関しての詳細は未整備なままです。ということは、その検証の結果が反映されていないということではないですか。

総務部長 保存年限経過後も、引き続き文書を保存するための補完的な措置といたしましては、「歴史公文書」と「保存年限の延長処理」の2つの措置を考えております。

一方、議員御指摘のとおり、これらの措置に関しては現時点で未整備の状態となっていることから、早期に整備できるよう努めてまいります。また、さきにも述べましたが、これらの措置が確立されるまでは、重要な住民の共有財産である永年保存文書等の重要な文書が不当に廃棄されることのないよう、文書管理担当課より各課へ周知する等して、情報共有させていただくものでございます。

以上でございます。

中田議員 重要な文書が不当に廃棄されることがないように、全庁的に周知するという事です。この対応は必須なものと考えます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

本件について、廃棄することがふさわしくないことが誰の目にも明らかな文書が、現状はどこかのタイミングで廃棄されることが基本になっており、保存を続けるには追加の判断をし続けることが必要だということは問題であると考えます。この問題に対して、不当な廃棄が起こらないよう、現状、一定の対策が取られること、また、歴史公文書の定義と扱いを整備することにより、適切な保存の道が開かれ得るということは理解できました。

一方、なぜ、このような状態になってしまったかについては、納得のいく御答弁ではなかったように思えます。「知る権利」の観点から十分な検証を行っていたのであれば、歴史公文書の定義も整備されないままに、先行して保存年限の有期化を行うことはなかったのではないのでしょうか。

先日も、ある住民からこんな話を聞きました。昭和50年頃にあった水害について調べたいと役場に問い合わせたものの、庁舎移転の影響か分かりませんが、記録が残っておらず、知りたい情報を得ることができなくて困ったとのこと。いかに情報公開制度が整っていても、記録そのものが残っていなければ、住民はその情報にアクセスすることはできません。国のガイドラインによると、災害の記録は歴史公文書に該当しています。その教訓を将来に生かすべきであることは言うまでもありません。

今回の一般質問のタイトルは、「文書保存の考え方について」です。ただの文書保存についてではなく、その考え方について問いたかったからです。文書管理において、業務の効率化・適正化という観点はもちろん重要ですが、そのような行政運営のロジックだけではなく、住民にとっての利益という観点も同様に重要です。住民の共有財産であり、現在と将来の住民の「知る権利」を保障する重要な知的資源である公文書を守り、次世代に受け継いでいくこと、それこそが文書管理の真の目的だからです。その目的を忘れた業務の効率化は無意味です。このことを強く訴えて、本質問については終えたいと思います。

2つ目、「地球規模のプラスチック汚染について」です。

世界のプラスチックの生産・使用量は増加を続けています。2年前のOECDの報告書によると、世界のプラスチックの生産と廃棄量は過去20年で倍増しています。そして、2019年だけでも、適切に処理されなかった210万トンのプラスチックが環境に流出しているなど、プラスチックによる環境汚染が深刻化しています。この問題を重く見た国際社会が、先日、プラスチック汚染根絶のための国際会議を開催したことも記憶に新しいところです。

本町も、人類社会の一員としてプラ汚染対策に取り組まなければならないわけで、既

に本町はプラスチックスマート宣言をしています。それから3年、取組状況とその成果について伺います。

都市創造部長 続きまして、2点目の「地球規模のプラスチック汚染について」のうち、「プラスチックスマート宣言」についてでございます。

本町の「プラスチックスマート宣言に伴う取組状況と成果」についてのお尋ねでございます。

本町のプラスチックスマート宣言につきましては、大阪府のプラスチックごみによる汚染の防止に向けた取組に賛同し、本町におきましても、使い捨てプラスチック削減の推進や資源としてのさらなる循環を目的に、令和元年5月31日付で、適正に処理されないプラスチックがゼロとなるよう、様々な取組を進めていくことを宣言いたしております。

具体的な取組状況と成果につきましては、ペットボトルなどの使い捨てプラスチックの使用削減を推進し、海洋汚染防止のほか、ごみの減量や地球温暖化対策等に資することを目的として、おおさかマイボトルパートナーズに加盟し、給水機のレンタルを行う事業者と令和3年9月28日に使い捨てプラスチックの使用削減の推進に関する連携協定書を締結し、役場庁舎やふれあいセンターなど、一部の公共施設に給水機を設置いたしております。その成果といたしまして、地域の皆さんがマイボトルを持参し、当該給水機を活用していただいていることで、1か月約1,400本の500ミリリットルのペットボトルの削減効果となっております。

令和5年5月25日には、町内事業者と、安定的にペットボトルとしてリサイクルすることを目的に、水平リサイクルに係る協定書を締結したほか、平成30年4月1日には、北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定書を締結し、プラスチックポイ捨てへの未然防止やエコバッグ持参によるレジ袋削減の推進などの取組を行った結果、町内におけるマイバッグ持参率は、現在、約86%となっております。

さらには、令和5年12月1日に、その後継事業となる食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する協定を締結し、国の目標を踏まえ、食品ロス及びワンウェイプラスチックや容器包装の排出抑制などに向けて、積極的に取り組んでおります。

以上でございます。

中田議員 給水機設置で月1,400本のペットボトル削減効果があったとのこと。9月の決算委員会でも、ペットボトルの収集量が前年と比較して500キロほど減少していることも確認しています。500ミリリットル1本当たりの空のボトルを20グラムとすれば、年間2万5,000本分が減っている計算です。

とは言え、住民1人当たりで考えると、年1本にも満たない数です。日本人の年間ペットボトル消費量は100本のオーダーだそうで、年1本ではほんのささやかな減少にし

かなりません。さらなる取組が必要です。

また、プラスチック問題の解決には、そもそもプラごみを出さないようにすることが肝要です。その点で、1年前に北摂自治体と事業者の間で結ばれた協定、排出抑制に関する協定は重要ですが、残念ながら、その動きがなかなか見られません。町としても、事業者への積極的な働きかけを続け、成果を出してください。

次の質問です。

2年前には、プラスチック汚染を終わらせるという決議が国連で採択されています。日本は、2025年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提案国でもあります。本町もプラ汚染ゼロを目指し、対策を量的に拡大していく必要があると思います。今後の取組について伺います。

都市創造部長 「プラスチック汚染ゼロに向けた今後の取組」についてのお尋ねでございます。

プラスチックごみにつきましては、御指摘のとおり、2019年のG20大阪サミットにおいて、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが共有され、2050年までに海洋プラスチックごみにおける追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すこととされており、また、2022年には、国連において、日本が提案した内容や考え方が大きく反映されている「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際文書（条約）に向けて」の決議がなされたところでございます。

このことから、本町といたしましても、先ほど御答弁申し上げましたプラスチックスマート宣言に基づく使い捨てプラスチック使用削減を目的とした公共施設への給水機の設置や、安定的にペットボトルとしてリサイクルすることを目的とした水平リサイクルの取組を継続するとともに、国や大阪府をはじめ他市町村の動向を注視しながら、効果的な取組について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 プラ汚染ゼロに向け取り組まなければならないと思っているものの、具体的な案がないという状況かと思えます。

これについては、以前から私が申し上げているように、まだ様々な取組があると思います。例えば、プラ容器包装を削減するように町内事業者に働きかけるですとか、公共施設の自販機でのペットボトル飲料の販売を中止する、給水スポットについて公共施設だけでなく町内事業者にも設置をお願いする、町内イベントでリユース食器の利用を促進するなど、それほど予算をかけずともできることはまだまだあります。

リサイクルは、永遠にできるわけではありません。繰り返し申し上げますが、そもそもプラごみを出さないということ、この視点からの対策が重要だと思います。今後の取組拡充に期待します。

次の質問です。

町は宣言の説明として、以下のように述べています。「ポイ捨てにより適正に処理されなかったプラスチックが、河川などを通じて海へ流れ込み、海洋環境や生物に深刻なダメージを与えていることが、近年、地球規模で問題となっており、マイクロプラスチックによる生態系への影響も懸念されています。」と。本町においては、水無瀬川、その他水路、小河川からプラごみが淀川へ流出していかないことが重要です。この点、どのような対策をしているか、伺います。

都市創造部長 次に、「水無瀬川、その他の小河川における対策」についてでございます。

マイクロプラスチックによる生態系への影響に対する対策についてのお尋ねでございます。

本町は海と隣接していないものの、町域内に流れる各水路をはじめ水無瀬川や下流域に位置する淀川などの河川があることから、マイクロプラスチックによる防止対策につきましては、重要な課題であると考えております。

マイクロプラスチックは、ポイ捨てされたプラスチックごみが風や雨によって河川などに入り、小さな破片となってマイクロプラスチックになるため、継続的に適切なごみ収集を実施することや、不法投棄への迅速な対応が、マイクロプラスチックの削減、さらには、生態系への影響を軽減できる防止対策につながるものと考えており、これらの取組を継続的に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、マイクロプラスチックの排出抑制に向けた取組に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 現状、取り組んでいるのは適切なごみ収集と不法投棄対策ということですが、重要な課題と捉えておられる割には、対策が弱いように感じます。

私が知る限り、現状、複数の団体や個人の方が、水無瀬川でごみ拾いを行ってくださっていると認識していますが、にもかかわらず、水無瀬川が淀川に合流する場所付近には、多くのプラスチックごみがいつもたまっています。私も水無瀬川で個人的にごみ拾いをしていますが、拾っても拾っても、少したてば、また同じぐらいたまっているといった状況で、切りがないと感じています。

そこで、水無瀬川のごみの発生源を特定し、対策を取ることが有効だと考えますが、どうお考えか、伺います。

都市創造部長 「水無瀬川のプラスチックごみに対する対策」についてのお尋ねでございます。

水無瀬川におきましては、現在、多くのボランティア団体により清掃活動を実施していただいております、一定の美化が保たれておりますが、ポイ捨てや不法投棄等により、プラスチックごみが確認されている状況でございます。プラスチックごみの発生原因につ

きましては、ポイ捨てや不法投棄によるものなど様々な原因が考えられることから、効果的な対策を講じることは課題が多いものと考えております。

そのため、今後につきましては、大阪府・大阪市が共同で策定しております大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画で示されている調査結果をはじめ、これらを踏まえた他市町村の動向や効果的な取組、また、島本町環境基本計画での取組であるごみマップの作成を通じ、河川のごみの散乱状況等を把握し、効果的な取組が実施できるよう、併せて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 ごみマップの作成を通じ、河川のごみの散乱状況等を把握し、対策につなげていくとのこと。発生源を特定するなどして、プラスチックを含む河川及び水路等のごみゼロに向けて取り組んでいただきたいと思います。

同時に、清掃活動の頻度を上げることも量的拡充の1つです。水無瀬川は、島本町の水と緑の象徴的存在です。ボランティアまかせではなく、行政としても予算をかけてでも清掃を行い、清掃の頻度を上げるよう検討すべきではないですか、伺います。

都市創造部長 「水無瀬川の清掃活動に伴う頻度」についてのお尋ねでございます。

水無瀬川につきましては、アドプトリバーなど、地域の方々と連携したボランティア活動をはじめ、河川管理者である大阪府におかれまして、維持管理が行われているものと認識いたしております。本町といたしましても、水無瀬川は町域内を流れる主要な1級河川であり、適切な管理により、上流の水無瀬川の自然環境の保全に努めることで、淀川や大阪湾へのプラスチックごみ排出を抑制することにつながるものと考えております。

このことから、今後におきましては、大阪府との連携をより一層深め、水無瀬川の美化向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 他自治体では、河川に特化した浄化月間ですとか、クリーンキャンペーンみたいなものを設定して、積極的に自治体として河川清掃に取り組んでいるところもあります。府との連携をより一層深めていくということですので、そうした機会——府もクリーンキャンペーンなどやっておりますが、連携して、町としても積極的にそういう機会を設定・活用して、水無瀬川のプラごみを含めたごみゼロに向けて、主体的かつ積極的に参加して、清掃活動も行っていっていただきたいと思います。

ここに至るまでも対策は取られていると思いますが、今後もより一層、水無瀬川を含め島本町からプラスチックごみが出されないことに向けて、量的拡大をしてほしい、このことを訴えまして、質問を終わりといたします。

以上です。

清水議長 以上で、中田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時09分～午後 3 時45分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、中嶋議員の発言を許します。

中嶋議員 (質問者席へ) それでは、よろしくお願いいたします。

令和 6 年12月定例会議、中嶋より一般質問をさせていただきます。内容は、「日本一の英語教育を掲げる町へ舵を切ろう！」です。

日本で暮らしていると、日常的に英語を使う機会は少なく、英語の必要性に疑問を感じる方はたくさんいるかもしれません。かくいう私も、生活の中や仕事の場においても英語を使う機会はほとんどなく、英語が話せたらよかったなと若干のあこがれを持ちながらも、日々の生活では英語を使えないことによる支障は生じていないというのが現状です。

私事ではございますが、私は今年で43歳となり、昭和56年生まれです。私の世代では、英語の習得というものは、英語が好きな人や仕事で英語を生かしたい人がするものという程度の認識であり、英語ができるということは、ある種の特殊能力でした。約20年前に私が就職活動をする際でも、英語を使えないことが大きなビハインドにはならなかったように記憶しています。

しかし、これからはどうでしょう。日本では急激な人口減少が進み、内需の先細りが目に見えています。経済大国日本は過去のものとなり、企業はもちろんのこと、個人においても、日本だけを見て生きていける時代は終わりを告げ、世界に目を向けていかなければ未来を切り開くための選択肢が大幅に下がってしまう、そんな時代がもう目の前に差しかかってきています。

今では、英語の習得が以前と比較にならないほど重要なものとなり、教育の場でも、学習指導要領の改訂によって、2020年度から小学校 3・4 年生で外国語活動が、小学校 5・6 年生では教科としての英語が導入されました。

英語の習得には長い年月が必要なことも事実であり、全国の各自治体では、文部科学省が掲げているグローバル人材の育成に向け、英語の授業の時間を増やしたり、外国人英語指導助手、いわゆる A L T の数を増やしたりといった独自のカリキュラムを組み込んでいたりしています。また、時代の流れを酌み取った多くの保護者が、学校教育に対し、英語教育に力を入れてほしいと望んでいるのも各種アンケートによって明らかになっており、自治体主導による独自の英語教育は一種のトレンドのようになっています。

そんな中、島本町で特に力を入れてきたものはみづまるキッズプランであり、自ら考え判断し行動できる子ども、違いを理解し自他を尊重する子どもになるような教育を目指しています。教育というものは奥深いものであり、何が正解かは誰にも分かりません。テクノロジーの急激な発達によって、10年後、20年後に必要な能力が何なのかさえ予測

しづらい世の中になっています。しかし、グローバル化が進むことは確実に分かっており、今後の教育においては英語の比重を増やして、グローバル化に耐え得る人材を育てる必要性を私は強く感じています。

そこで、ここからは何点か質問をさせていただくことによって、行政が島本町の子供たちに対して、今後どのような教育を行っていくのか、お答えいただきたいと思います。

まずは、みづまろキッズプランについて、お尋ねしたいと思います。

令和3年から時間をかけて策定したみづまろキッズプランですが、その概要と今後のスケジュールを教えてください。

教育こども部長 それでは、中嶋議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「日本一の英語教育を掲げる町へ舵を切ろう！」のうち、「みづまろキッズプランの概要とスケジュール」についてでございます。

学力には、数値で示すことができる「見える学力」と、生きていく上で必要とされる「見えない学力」があり、みづまろキッズプランは、この「見えない学力」を育てることを目的とした取組でございます。「めざす子ども像」、自ら考え判断し行動できる子ども、違いを理解し自他を尊重する子どもをみづまろキッズと称し、それを「実現するための3つの力」、自己表現力・課題探求力・社会参画力を、みづまろキッズ保育・教育ビジョンとして定めました。

令和3年度から5年度までの3か年をかけて、このみづまろキッズプランを策定し、令和6年度からは、町立幼稚園、保育所及び小学校の低学年の生活科の時間において、幼児期の遊びを通した学びと小学校低学年期の主体的に自己を表現する学びをつなぐためのみづまろキッズカリキュラムに基づいた取組を実施しております。子どもたちの遊びたい、学びたいという気持ちを大切にしながら、授業改善の視点を持って、自己表現力・課題探求力・社会参画力といった「見えない学力」の育成に努めております。

また、その取組を中学校にも広げるため、小中学校の教員で構成される小中一貫教育推進協議会が主体となって、小学校3年生から中学校3年生までの総合的な学習の時間において、どのような取組ができるかについて、保育所の保育士、幼稚園の教諭も交えて研究会を実施しております。

今後につきましても、今年度の各校・園・所における取組を継続するとともに、子供が自分自身のことを振り返ることができるみづまろキッズアンケートを実施することで、子供一人一人の変容を経年的に見取りながら、取組のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

中嶋議員 御説明、ありがとうございます。

みづまろキッズプランによって得られる自己表現力、課題探求力、そして社会参画力といった「見えない学力」は、社会に出る上でとても大切な能力であり、子供たちが得

られる心の豊かさも、こういった能力によって得られるものと思います。

全国の各自治体が、教育に対して様々な特色を出す中、島本町においては、この「見えない学力」を伸ばすための教育方針を打ち出したわけですが、島本町が独自に進めているこのみづまろキッズプランは何を目指しているのか、また、なぜ、子供たちの「見えない学力」を伸ばそうと思ったのか。その根拠となるものがあれば、御説明をお願いいたします。

教育こども部長 次に、「みづまろキッズプランの目的、根拠」についてでございます。

みづまろキッズプランが目指すところといたしましては、みづまろキッズ保育・教育ビジョンに基づいた取組を、幼児期から一貫して推進していくことにより、子ども一人ひとりの自己表現力・課題探求力・社会参画力といった「見えない学力」を身につけ、みづまろキッズを育むことであると考えております。

また、みづまろキッズプランの策定に当たりましては、平成29年に告示された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び小学校学習指導要領において、持続可能な社会の創り手として必要な能力の育成や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿をはじめ、学校種を超えた共通の視点で子供の成長を支えていくために必要な手がかりが整理されていることを根拠として進めてきたものでございます。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

お答えいただきました「見えない学力」は、なかなか結果の出にくいものであり、島本町が推し進めるみづまろキッズプランは、とても興味深いものがあると思います。

先ほどの答弁で、みづまろキッズプランの対象を中学校3年生まで増やしていく方針がありましたが、それによって授業の組替え等も必要になってくるかと思います。そこで、今年4月からみづまろキッズプランが実施されている小学生1・2年生の授業の時間調整も必要だったと思いますが、何の教科がみづまろキッズプランの授業に変更されたのか、お答えをお願いいたします。

教育こども部長 次に、「何の教科が変更されたのか」についてでございます。

本町では、令和5年度から、町内の全小学校において、総枠としての授業時数は維持した上で、標準授業時数の1割を上限に、各教科の標準授業時数を下回った教育課程の編成を行い、それにより生じた授業時数を別の教科等の授業時数に上乗せできる授業時数特例校制度を活用いたしております。具体的には、小学校1年生及び2年生で、それぞれ国語を年間20時間削減し、生活科を20時間増加させております。増加させた生活科の時間を活用し、かがく遊びを実践し、物質や現象の性質や仕組みを感じ取り、自分で考えたり、他者に伝えたり、話し合ったりするスキルを学んでおります。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

何か新しいことに取り組むと、どうしても何か、ここで言う国語の時間を犠牲にせざるを得ず、本町において、みづまろキッズプランの取組に大きく力を入れているということがよく分かる答弁だったと思います。

さて、このみづまろキッズプランですが、このみづまろキッズプランは、前教育長である中村教育長が音頭を取って進めてきたものだと言及んでいます。とても特色豊かな内容であり、前教育長の教育への思いがとても詰まったものだと思います。

そんなみづまろキッズプランを推し進めてきた中村教育長から横山教育長に替わって、それなりの時間が経ちましたが、横山教育長はみづまろキッズプランをどのように評価しているか、また、今後の指針として、同プランをどのように運用していくのか、今の段階で考えがあれば、お示し、お願いいたします。

横山教育長 次に、「みづまろキッズプランへの評価等」についてでございます。

まず、みづまろキッズプランの評価についてでございますが、去る6月定例会議において、みづまろキッズプランの取組の効果について御答弁申し上げたとおり、みづまろキッズプランは数値で表すことができない「見えない学力」を育む取組でありますことから、子供たち一人一人の変容を確認し、適切に評価し、判断することは簡単ではございません。また、令和6年度から保育所・幼稚園・小学校において、みづまろキッズカリキュラムに基づいた保育・教育活動を実施したところですので、評価については、これらの取組の状況を見極め、判断するものと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、私も教育長に就任し、一定の時間も経過しておりますので、みづまろキッズプランについての考えを申し上げておきます。

保育所・幼稚園・小中学校で連携し、保育活動、教育活動を行うことは、従来から大きな課題があり、文部科学省も、令和4年度から3か年程度を念頭に、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間の教育を充実させることを目的とした「幼保小の架け橋プログラム」の充実を推進しております。みづまろキッズプランにおいて作成されたみづまろキッズカリキュラムは、まさに、この幼保小の架け橋プログラムに当たるものであり、本町のみづまろキッズプランに係る取組は、全国でも先進的なものであると評価しております。

また、小学校、中学校においては、学習指導要領の総則に、「課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること」と明記されており、これはみづまろキッズプランの目指すところと合致しております。このことから、学校教育における教育課程の適切な運用にも役割を果たしているものと認識しております。

次に、「今後の指針としてどう行い、どのように運営をしていくのか」についてでございます。

今後も、みづまろキッズプランに基づいて各保育所・幼稚園・小学校は取組を進め、

小学校3年生から中学校におきましても、みづまろキッズ保育・教育ビジョンに基づいて授業を実施してまいります。その上で、子供の発達段階に応じて、自分自身のことを振り替えることができるみづまろキッズアンケートを実施し、子供一人一人の変容を経年で確認し、みづまろキッズカリキュラムの運用に反映させてまいります。また、今後、みづまろキッズプランの経過報告の方法などについても、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中嶋議員 御丁寧な答弁、ありがとうございます。

島本町の教育を、今後、どのように進めていくのかが答えられており、とても重要な答弁だったと思います。これまでの何個かの質問と答弁によって、みづまろキッズプランの必要性や重要性も再確認できました。これからも、みづまろキッズを育て上げるために尽力していただけたらと思います。

さて、今までお答えいただいたとおり、みづまろキッズプランは「見えない学力」を育てるプランであり、長期的な教育が実施されていくことになりますが、それに対して「見える学力」、つまり、点数としての学力もとても大切だと思っています。

そこで、令和6年度に実施された小学校、中学校における全国テストによる各教科の点数、また、府内における順位をお示ください。

教育こども部長 次に、「全国テスト」についてでございます。

令和6年4月18日に、令和6年度全国学力・学習状況調査が実施されました。小学6年生を対象に国語と算数、中学3年生を対象に国語と数学について実施されたもので、その結果としては、平均正答率のみが公開されているところでございます。令和6年度の結果といたしましては、小学校国語では大阪府の平均正答率が66%、全国の平均正答率が67.7%に対して、本町の平均正答率は70%、小学校算数では大阪府の平均正答率が63%、全国の平均正答率が63.4%に対して、本町の平均正答率は68%でした。中学校の国語では大阪府の平均正答率が57%、全国の平均正答率が58.1%に対して、本町の平均正答率が63%、中学校数学では大阪府の平均正答率が51%、全国の平均正答率が52.5%に対して、本町の平均正答率は59%でした。

また、府内における順位につきましては、令和5年12月21日付の令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要綱の中で、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこととされておりますため、お示しすることはできません。

以上です。

中嶋議員 ありがとうございます。

小学校の国語・算数、また、中学校の国語・数学、ともに高い平均正答率となっており、島本町の教育水準が全国の中でも、また、大阪府の中でも高い水準であることがよ

く分かりました。このような結果が出たのも、行政や各学校の教員の努力の賜物と感じます。今後も高い教育水準を維持できますよう、よろしくお願いします。

さて、ここで内容を英語教育に移させていただきます。

各自治体は、島本町がみづまろキッズプランを作成して進めたように、独自のカリキュラムを組むことによって、何かに特化した教育を実施することができます。そこで、こんな町を1つ紹介したいと思います。

茨城県にある境町です。境町は、先進英語教育を推し進めている話題の自治体で、人口は2万4千人ほどの町ですが、英語教育に魅力を感じて移住者が増加し、令和4年度は1,245人が転入しています。境町では、小学校6年間で210時間ほど、他の一般的な学校と比べて英語の時間数が多く取られています。英語の授業は1年生から始まり、全ての小中学校に平均3人のALTが勤務しています。ホームページにも、「境町に英語移住しませんか？」とアピールされており、英語教育に力を入れていることを前面に押し出して、子育て世代の流入に成功しています。

冒頭、述べさせていただきましたとおり、これからは英語の必要性は高まるのが分かっており、島本町でも、境町のように英語の教育にもっと力を入れて、「英語に力を入れている町」ということをアピールすることによって、近隣自治体から子育て世代の流入が図れると思います。

そこで質問です。

本町において近隣地域にアピールできるような英語の授業で、特に力を入れている点があれば、お答え願います。また、子供たちに英語の授業を通じて、こうなりたいといった目的があれば、その御説明も併せてお願いいたします。

教育こども部長 次に、「本町における英語の授業」についてでございます。

まず、本町において英語の授業で特に力を入れている点といたしましては、実践的な英語授業への取組です。保育所・幼稚園・小学校においては、聞くことを中心に、外国語に慣れ親しみ、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することを目的として、外国人英語指導助手、いわゆるALTを配置いたしております。また、中学校では、生徒一人一人が英語で話す機会を確保し、国際理解を深め、より積極的にコミュニケーションを図ろうとする学習意欲及び実践的な英語活用能力の向上を目的として、オンライン英会話を実施しているところでございます。

これらの英語学習を通じて、外国語や多文化について慣れ親しみ、国際理解を深め、自ら進んでコミュニケーションを図ろうとするような大人になってほしいと考えております。

以上でございます。

中嶋議員 生徒一人一人によるオンライン英会話は、近隣自治体に見ない取組で、子供た

ちにとっても生の外国語に触れる貴重な授業だと思います。これからも、子供たちの英語に対する知見を広げる授業を積極的に取り入れていただけたらと思います。

このオンラインを導入した英語の授業は新しい取組ですが、オンライン授業を導入する前と、した後とでは、英語のテストによる点数の変化はありましたでしょうか。また、子供たちの英語に対する姿勢はどのように変化したか、分かる範囲で御説明をお願いいたします。

教育こども部長 次に、「オンライン授業」についてでございます。

大阪府が実施しております中学生チャレンジテストにおいて、令和5年度の2年生は大阪府の平均正答率を1とした場合、約1.17でしたが、令和6年度の3年生では約1.13となっており、いずれも大阪府平均と比較し、高い結果となっております。

また、令和6年度のオンライン英会話委託事業者による生徒対象のアンケート調査によりますと、「以前と比べて外国人講師の言っていることを聞き取れるようになった感じますか」との問いに対し、肯定的回答割合が90.9%、「外国人講師の質問に答え、話すことができましたか」という問いに対し、肯定的回答割合が95.5%、「次のレッスンを受講する意欲はどうですか」との問いに対し、肯定的回答割合が88.2%でした。

この結果から、本授業の目的であります外国語学習における主体性・積極性や学習意欲の向上については、現時点で一定の成果が出ていると認識いたしております。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

島本町の英語のテストの点数が府内において高い結果が出ており、なおかつ、オンライン授業による前向きな成果も出ていることが分かりました。

グローバル化が進む現代において、引き続き特色ある英語の授業を進めていただけたらと思いますが、今後、島本町の英語の教育について、新たに考えていることがあれば、お答え、お願いいたします。

教育こども部長 次に、「本町の英語の教育について新たに考えていること」についてでございます。

先ほど御答弁させていただきました大阪府の中学生チャレンジテストの結果では、本町全体の平均正答率では大阪府の平均正答率を上回っているものの、基礎基本の知識及び技能に課題が見られる生徒が一定数いるため、デジタルドリル等を積極的に活用し、基礎基本の知識及び技能の定着を図るとともに、個々の生徒の実態を把握し、より一層個別最適な学びを推進してまいりたいと考えております。

また、現在、実施しております外国人指導助手の配置やオンライン英会話につきましては、学習指導要領の求める児童生徒の実践的な英語活用能力及び積極的コミュニケーションを図ろうとする学習意欲につながるものでありますことから、今後も継続した取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中嶋議員 丁寧な御答弁、ありがとうございます。

今回、なぜ、「日本一の英語教育を掲げる町へ舵を切ろう！」といった題名による一般質問をしたかという、国際社会を生き抜くために英語の能力は必須だということはもちろんのこと、小規模自治体を運営していく上で、周りの地域に対して何かアピールすることは大変重要だと考えているからです。特に、冒頭述べたように、英語教育に対する関心は年々高くなっており、英語教育に力を入れている自治体に移り住む方も増えてきています。

島本町においても、今後、さらに英語教育に力を入れることで、日本一の英語教育を掲げ、子育て世代の流入を生み、グローバル社会に耐え得る人材を育てていただけるようお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

清水議長 以上で、中嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、山口議員の発言を許します。

山口議員（質問者席へ） それでは、一般質問をします。よろしくお願いします。

「財政状況について」です。

本町の財政状況の基礎的財政収支について、説明をお願いします。

総務部長 それでは、山口議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「財政状況について」のうち、「基礎的財政収支」についてでございます。

基礎的財政収支は、国において、税收・税外収入と国債費を除く歳出との収支のことを表し、その時点で必要とされる社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費を、その時点の税收等でどれだけ賄えているかを示す指標となっております。地方自治体においては、統一的な基準に基づく地方公会計制度の一環として基礎的財政収支を公表しており、業務活動収支と投資活動収支を足したもののから、利息の支払いや基金への積立て・取崩しを控除した額となっております。

なお、令和4年度決算においては、10.3億円の黒字となっております。

以上でございます。

山口議員 もう少し詳しく説明をお願いします。また、令和4年度の基礎的財政収支は例年に比べてどうですか。

総務部長 「基礎的財政収支の詳細」についてでございます。

計算方法は、先ほど御答弁申し上げたとおり、業務活動収支と投資活動収支を足したもののから、利息の支払いや基金への積立て・取崩しを控除した額となっております。

なお、これらは統一的な基準に基づく地方公会計制度において作成する財務書類のうち、資金収支計算書から計算しております。資金収支計算書は、主に業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支からなっており、投資活動収支は建設事業に係る収支、財務活動収支は町債の発行と元金償還に係る収支、業務活動収支はそのほかの収支となっ

ております。このうち、業務活動収支から利息の支払い、投資活動収支から基金への積立て・取崩しを控除し、財務活動収支は算定に入っていないことから、町債や基金に係る歳入歳出の影響を取り除いた収支となっているものでございます。

「令和4年度の数値と例年の比較」でございますが、過去5か年度では、平成30年度から令和2年度まで赤字となっていたものの、普通交付税が増額となったことなどから、令和3年度、4年度については黒字となっております。

以上でございます。

山口議員 平成30年度から令和2年度までは赤字となり、令和3年度、4年度は普通交付税が増額となったことなどから黒字となったとのことですが、普通交付税が増額にならなかったら赤字ということでしょうか。町は、このような状態をどのように考えているか、お尋ねします。

総務部長 仮に、令和3年度及び4年度の普通交付税の額が令和元年度と同じであった場合でも、基礎的財政収支は黒字となっております。これは、主に普通交付税が増額となったほか、地方消費税交付金、法人事業税交付金やふるさと島本応援寄附金が増となっていることによるものです。

なお、地方自治体においては、原則として建設事業にしか地方債を発行できず、地方交付税制度による財源保障があることから、長期的には業務活動収支は収支均衡から黒字になると考えられ、基礎的財政収支の赤字は、おおむね投資活動収支の赤字が業務活動収支の黒字を上回ることにより生じます。このため、今後も多額の建設事業費を要する年度については、基礎的財政収支が赤字になることが想定されますが、業務活動収支はおおむね黒字を推移しており、赤字の年度があるからといって、直ちに問題となることはないものと考えております。

以上でございます。

山口議員 平成30年度から令和2年度までは赤字ということですが、赤字の要因を教えてください。

総務部長 平成30年度については、普通交付税及び町税が例年と比較して少なかったことから赤字となりました。令和元年度についても、令和3年度と比較すると普通交付税が少なく、基礎的財政収支としてはほぼ収支均衡ではあるものの、わずかに赤字となったものです。令和2年度については、同様に令和3年度以降と比較すると普通交付税が少なかったこと及び大規模工事等があったことから、投資活動収支が大幅に赤字となり、その結果、基礎的財政収支も赤字となったものでございます。

以上でございます。

山口議員 次の質問に移ります。

一般会計における現在の基金残高と借入金の高を教えてください。また、借入金のうち、交付税措置のある借入金は幾らありますか。

総務部長 次に、「基金及び借入金」についてでございます。

令和5年度決算における一般会計の基金残高は62億2,413万5,000円、町債残高は116億5,697万9,000円となっております。また、令和5年度末の町債残高に対する交付税措置については、73億1,645万1,000円を見込んでおります。

以上でございます。

山口議員 令和6年度も8か月以上過ぎていきますので、最近の残高をお願いします。また、令和5年度の実質公債比率は6.3%でしたが、今後の実質公債比率はどのようになると推測しますか、お尋ねします。

総務部長 令和6年度11月末時点での一般会計の基金残高、町債残高及び町債残高に対する交付税措置についてでございます。

基金残高につきましては63億2,938万3,000円、町債残高につきましては111億8,216万4,000円となっております。なお、交付税措置につきましては、毎年度決算時に健全化判断比率の算定の一環として計算しており、上半期時点で具体的な数値をお示しするのは困難でございますが、新庁舎建設に係る町債を発行することから、増額するものと見込んでおります。

また、実質公債費比率につきましても、具体的な数値をお示しするのは困難でございますが、新庁舎建設に係る町債の償還が発生することから、少なくとも短期的には上昇するものと見込んでおります。

以上でございます。

山口議員 次の質問に移ります。

島本町の中長期財政シミュレーションにおいて、令和17年度には財政調整基金が枯渇する見通しとありますが、町はどのように感じていますか。また、このことに対して、どのような対策をお考えですか。

総務部長 次に、「中長期財政シミュレーション」についてでございます。

令和4年度決算に基づく島本町の中長期財政シミュレーションにおいては、人口減少に伴う税収減や社会保障経費の増などから、議員御指摘のとおり、令和17年度に財政調整基金が枯渇する見通しとなっております。

中長期財政シミュレーションについては、あくまで直近の決算を基に、一定の伸び率等を掛けるなど機械的に計算したものであり、一般会計には財政調整基金以外の基金もあることから、推計どおりに財政調整基金が枯渇するものではないと考えておりますが、今後においても、社会保障関係経費の増加に加え、人件費や物価の上昇、老朽化した公共施設の改修や建て替えなど、多額の財源が必要となり、同基金の減少が見込まれます。このため、引き続き事業の取捨選択とともに、地方交付税措置のある起債の活用、自主財源の確保など、あらゆる行財政改革に取り組むことにより、財政の健全化に努める必要があるものと考えております。

以上でございます。

山口議員 次の質問に移ります。

今後の大型事業の予定について、事業内容と推定金額をお尋ねします。

総務部長 次に、「今後の大型事業」についてでございます。

現在、町立体育館等の移転建て替え事業を検討しておりますが、今年度に基本計画の策定を進めており、推定金額については、現時点で御答弁はできかねます。

以上でございます。

山口議員 次の質問に移ります。

新庁舎建設事業と新庁舎建設に関連する事業の今後の支出は、幾ら予定しておりますか。

総務部長 次に、「新庁舎建設事業」についてでございます。

新庁舎建設事業につきましては、第92号議案として上程しております変更契約の締結後の金額で申し上げますと、工事費が32億1,358万6,000円、工事監理費が7,798万円となり、そのほか関連する事業として、予算額ベースではございますが、主なものとして、新庁舎オフィス備品等の購入1億4,854万7,000円、新庁舎への備品等の移転2,700万円、新庁舎へのシステム等の移転3億9,460万6,000円、議場家具等の購入3,824万円、木製家具等の購入993万2,000円、電話配線等工事2,077万2,000円、残置物品廃棄等1,001万円を予定しております。

以上でございます。

山口議員 次の質問に移ります。

自主財源の確保をどのように進めていきますか。

総務部長 次に、「自主財源の確保」についてでございます。

これまでに引き続き、ふるさと島本応援寄附金への積極的な働きかけや周知・啓発、使用料・手数料の見直し、保有資産の活用及び基金の債券運用などに取り組み、自主財源の確保に努めてまいります。

以上でございます。

山口議員 企業誘致について、どのような活動を行っていますか。具体的に説明をお願いします。

都市創造部長 まず、企業立地に関する奨励金制度として、平成23年4月に島本町企業立地促進条例を制定し、本制度について、これまでホームページなどにおいて周知を行っているところでございます。次に、都市計画上も産業振興を誘導する区域内などで、既存の町内企業が町外への移転を表明された場合などにおいては、大阪府と連携を行いながら関係者との協議等を重ね、必要に応じて町長をはじめ町職員が本社に出向き、幹部の方に対して操業継続に関する要望活動を行うなどの対応を適宜行っております。併せて、島本町都市計画マスタープランにおきまして、産業の拠点として、操業環境の保全

や研究施設などの集積を促進する区域については、用途地域の変更や地区計画を設定し、土地利用を誘導する取組を行っております。

企業活動による財政上のメリットは高いことから、今後も引き続きこれらの制度の周知等を継続的にを行い、新たな企業誘致の機会をうかがいながら、企業の移転等が行われる場合には、町内で活動を継続していただけるよう適宜丁寧な協議を行ってまいりなど、今後も継続的に取り組み、自主財源の確保に努めてまいります。

以上でございます。

山口議員 令和6年度のふるさと島本応援寄附金は、現在、幾らありますか。

都市創造部長 令和6年11月末時点における本年度のふるさと島本応援寄附金での寄附額としては、約1億104万6,000円となっております。

以上でございます。

山口議員 令和5年度のふるさと島本応援寄附金は3億4,400万円の決算となっており、令和6年度予算では4億円を計上しています。12月には駆け込みによりふるさと島本応援寄附金も増えると思いますが、11月末時点では1億1,000万円と、本年度の予算や前年度の決算に対して大きな差があります。このような状況について、どのようにお考えですか。

都市創造部長 昨年末から、主要な返礼品であるウイスキーにつきまして、品薄の状態が続いていたことにより、寄附額が昨年度に比較すると大幅に減少しております。このような状況を踏まえ、ポータルサイト運営事業者を通じて、これまで取引のある返礼品の提供事業者に対して安定した提供を依頼するとともに、複数の事業者からの提供も行っていただけるかなども含めて、トップセールスにより要望を行ってまいりました。また、供給側のサントリー山崎蒸溜所を通じて、製造者に対しても課題を共有した上で、何らかの対応ができないか、併せて御相談させていただいておりますが、マクロな視点においては、製造者から消費者への供給量は、需要量に対して一定対応できているものと聞き及んでおります。

なお、先般、ポータルサイト運営事業者から、年末にかけてのウイスキーの供給量を増加できる旨の連絡をいただきましたことから、以前に比較すると、短期的には一定の増加を見込んでおります。しかしながら、継続的な提供については確約できないとの回答もいただいておりますことから、引き続き事業者との協議を継続しながら、安定した提供をしていただけるよう、関係事業者に対して働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員 ふるさと島本応援寄附金は、寄附金のうち半額が町の歳入となります。あまり特産品も少ないので、今、ウイスキーのほうに力を注いでおられますが、それ以外にも何とか特産品を見つけて、ふるさと島本応援寄附金が増えるように頑張っていただきたい

いと思います。

自主財源の確保で、「保有資産の活用」と答弁されていますが、説明をお願いします。

総務部長 「保有資産の活用」についてでございます。

これまでも利用予定のない遊休地の賃貸や売却、不要物品の売却、案内板や福祉ふれあいバスを活用した広告料収入等により、自主財源の確保に努めてきたところです。今後も引き続き保有資産を活用し、自主財源の確保に努めてまいります。

以上でございます。

山口議員 私の経験では、私がずっと以前に議員になった頃、町営住宅の跡地を売却することによって財源を生み出してきたと思うんですが、今の島本町は、ほんとに保有資産というのがあるのか、ちょっと私も疑問に思います。

それでは、これまで以上に保有資産の活用ができるところがありますか。

総務部長 「保有資産のこれまで以上の活用」についてでございます。

先ほど御答弁申し上げたほかに、具体的にお示しできるまでに至っているものはございませんが、今後の町の保有資産の状況を勘案し、他市町村の取組等を参考に、保有資産の活用にも努めてまいります。

以上でございます。

山口議員 次の質問に移ります。

令和6年3月付の「島本町のおさいふ事情」では、「短期的には町税が人口増により増加するなど増収傾向にあるものの、長期的には生産人口の減少により町税が減収し、社会保障関係経費や物件費等が増えることから、令和7年度以降、収支不足が発生する見通しとなっています。」とありますが、人口の推移をどのように考えていますか。また、長期的な財政計画をどのように立てていますか。

総務部長 次に、「長期的な財政計画」についてでございます。

人口の推移につき、既存の資料といたしましては、第五次島本町総合計画における上位推計では、令和8年の3万2,848人をピークに減少していくものと見込んでおります。

また、「長期的な財政計画」についてでございますが、本町では、計画といった名称ではないものの、先ほどの質問で挙げられた大阪府と共同で令和元年度決算分から毎年度作成している中長期財政シミュレーションが、それに該当するものと考えております。

以上でございます。

山口議員 次の質問に移ります。

高齢化による社会保障費の増大、生産人口の減少による税収の減少など、財政が厳しくなると思いますが、財政難が懸念された場合、住民サービスにどのような影響が出ると考えていますか。また、対策について、お尋ねします。

総務部長 次に、「住民サービスへの影響」についてでございます。

一般的に財政難となるときには、事業を執行するための財源が不足していることが想

定されることから、財源不足の解消のため、法的義務等のない町単独事業の廃止や縮小、公共施設やインフラ施設の整備時期の見直し等の影響が出るものと考えられます。対策としましては、先ほど答弁いたしました自主財源の確保のほか、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組や近隣自治体との広域連携等による事務の効率化及び歳出の削減、交付税措置のある起債の活用による公債費負担の軽減等、継続的に行財政改革に取り組む必要があるものと考えております。

以上でございます。

山口議員 今後とも、財政上のメリットが高い企業誘致に向けて活動していただくとともに、住民サービスの維持向上のため、歳入の増加と効率的な自治体運営により、歳出削減に引き続き努めていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

清水議長 以上で、山口議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、12月16日午前10時から再開したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は12月16日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変御苦勞さまでございました。

（午後4時32分 延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸 般 の 報 告

第 2 号選挙 島本町選挙管理委員補充員の選挙について

一 般 質 問

- 福 嶋 議 員 1. 町営住宅の退去準備から新規入居まで
 2. 中小企業者の受注機会の増大にむけた取組について
 3. 避難所への避難で真夏・真冬に必要な物
- 大久保議員 1. 島本町の高齢者ごみ出し問題、その後について
 2. 島本町の高齢者移動支援について
- 戸 田 議 員 1. 多様な学びの場の充実と教育の総合的ビジョン
 2. 連続テレビ小説「虎に翼」が伝えたかったこと
- 伊集院議員 1. 生ごみの堆肥を活用し循環型を！
 2. 就学前児童に対する幼児教育・保育について v o l . 2
- 中 田 議 員 1. 文書保存の考え方について
 2. 地球規模のプラスチック汚染について
- 中 嶋 議 員 日本一の英語教育を掲げる町へ舵を切ろう！
- 山 口 議 員 財政状況について

令和 6 年

島 本 町 議 会 1 2 月 定 例 会 議 会 議 録

第 2 号

令 和 6 年 1 2 月 1 6 日 (月)

島本町議会 12月定例会議 会議録（第2号）

年 月 日 令和6年12月16日（月）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり13人である。

1番	川 嶋 玲 子	2番	野 口 日 利 美	3番	山 口 博 好
4番	中 嶋 洵 智	5番	大 久 保 孝 幸	6番	福 嶋 保 雄
8番	中 田 み どり	9番	東 田 正 樹	10番	平 井 均
11番	伊 集 院 春 美	12番	清 水 貞 治	13番	戸 田 靖 子
14番	永 山 優 子				

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	副 町 長	高 岸 信 之	教 育 長	横 山 寛
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	総 務 部 長	川 畑 幸 也	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	近 藤 治 彦	消 防 長	三 浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	柚 木 利 徳		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	多 田 昌 人	書 記	浦 上 隆 志	書 記	村 田 健 一

令和6年島本町議会12月定例会議議事日程

議事日程第2号

令和6年12月16日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 永山議員 1. 共同親権の導入に向けた自治体の課題整理について
2. 香害・化学物質過敏症
～理解をさらに深める取り組みを～

- 川嶋議員 1. 低出生体重児への支援・ケアについて
2. がん罹患者への「アピアランスケア」について

日程第2 第8号報告 令和6年度島本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

日程第3 第9号報告 損害賠償の額を定めることの専決処分について

日程第4 第10号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第5 第91号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第6 第92号議案 工事請負契約の変更について

日程第7 第93号議案 島本町印鑑条例の一部改正について

日程第8 第94号議案 島本町税条例の一部改正について

日程第9 第95号議案 島本町職員定数条例の一部改正について

第96号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第97号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第98号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第99号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第100号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算（第6号）

第101号議案 令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第102号議案 令和6年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第103号議案 令和6年度島本町介護保険事業特別会計補正予算

(第2号)

第104号議案 令和6年度島本町水道事業会計補正予算(第3号)

第105号議案 令和6年度島本町下水道事業会計補正予算(第1号)

日程第10 第1号意見書案 再審法改正を求める意見書

日程第11 第2号意見書案 性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と
体制強化を求める意見書

(午前10時00分 開議)

清水議長 おはようございます。

前会に引き続き、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

前会の議事を継続いたします。

それでは、永山議員の発言を許します。

永山議員 (質問者席へ) おはようございます。

これより、通告に基づきまして、2024年12月定例会議の一般質問を行います。

1つ目の質問、「共同親権の導入に向けた自治体の課題整理について」です。

今年5月、民法等の一部を改正する法律が制定、公布されました。父母の離婚等に直面する子の利益を確保するために、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流などに関する民法の規定が見直されますが、最も注目されるのが、離婚後も父母双方の親権を認める共同親権の制度の導入です。

現在は、離婚後の親権を、どちらか一方の親にだけ認める単独親権に限られています。法律の施行によって、離婚後も両親が親権者となる共同親権も認められるようになります。共同親権については賛否が分かれており、また、様々な疑問や問題が指摘される中、不安の声も挙がっています。質問を通して、こうした疑問点や問題点とされる事項を見ていきたい、このように考えます。

まずは、「施行日について」です。

この法律の施行は、「公布の日から起算して2年を超えない範囲内で政令で定める日」となっていますが、この場合、施行日の上限は2年が1つの目安、つまり、令和8年を限度と受け止めればよいのか、施行期限の見通しなどについて伺います。

総務部長 それでは、永山議員の一般質問に御答弁申し上げます。

1点目、「共同親権の導入に向けた自治体の課題整理について」のうち、「施行時期」についてでございます。

法令における施行期日が、「公布の日から起算して2年を超えない範囲内」等として規定されているものにつきましては、その法令を施行するために必要な準備期間が明らかでない場合などに用いられるものであって、その規定を超えない範囲内で、別途、下位の法令において施行期日を定めることとなります。

なお、このような定めがある場合において、その期間に上限があるものではなく、当該法令を施行するための準備期間に合わせて定められているものであり、特に問題はないものと考えております。

以上でございます。

永山議員 期間については、分かりました。

次に、具体的に問題が想定される場面として、国の制度である児童扶養手当と特別児童扶養手当の支給について、共同親権となることで、これらの手当が受けられなくなるのではないかなど、影響を危惧する声があります。こうした問題点について、伺います。

健康福祉部長 次に、「児童扶養手当、特別児童扶養手当」についてでございます。

独り親家庭を対象とした児童扶養手当につきましては、18歳に到達後、最初の年度末までの児童、一定以上の障害の状態にある場合は20歳未満を監護している母又は監護しかつ生計を同じくする父、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。また、重度の障害児を養育する父母等を対象とした特別児童扶養手当の支給対象につきましては、20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護・養育している父母等に支給されます。

なお、両制度とも、共同親権に関係した国からの通知は現時点で特にございません。通知がございましたら、当該通知を参考に適切に対応してまいりたいと考えておりますが、共同親権の他制度への影響に係る国会質疑によりますと、両手当に関しては、親権の有無に関わらず、対象児童を監護しているかどうかで受給資格を判断するとの答弁もなされており、単独親権であるか共同親権であるかにかかわらず、所得を従来どおりの方法により認定することで、現時点で特に影響があるものとは考えておりません。

以上でございます。

永山議員 御答弁から、質問いたしました手当については、現に子供を監護していることが支給要件であって、親権のあるなしが支給要件に影響しないということは分かりました。今後、心配される方がいるかも知れず、しっかり周知をしていただく必要があるものと考えます。

続いて、本町独自の制度についても伺ってまいります。

支給に所得制限が設けられているような場合、法律の改正によって不都合を生じるようなことがないのか、そのような問題について、洗い出しなどがされているのかを伺います。

健康福祉部長 次に、「本町独自の制度」についてでございます。

町独自の制度でございますが、独り親家庭の関係では、町独自の制度として、父母の一方または両方がいない児童に福祉金を支給するひとり親家庭等児童福祉金があり、支給対象は、町内在住で、町民税非課税の親等に養育されている児童であって、父母の一方、もしくは両方がいない児童、18歳に到達後最初の年度末までの児童を対象としております。また、そのほかにも町独自制度で世帯の所得が関係する制度はございますが、現時点で共同親権が影響する制度の洗い出し等を行っておりません。

今後、国及び府制度につきましては、共同親権の影響について精査された上で、影響

があるものについては通知等が行われるものと認識しておりますことから、それらを踏まえて、町独自制度の取扱いについても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 御答弁をいただきました。

現在、まだ、この制度については法改正が行われたばかりですので、これといった具体的なことについて御答弁いただくのは、ある意味、難しいかと思うところもあります。今後、国や府からの通知などを下に検討を進め、支給を受けておられる方が不安を抱くことがないように情報の周知を徹底していただきたい、このように思います。

教育子ども部の所管についても伺ってまいります。

父母が離婚した家庭で、保育所や学童保育を利用するに当たって、共同親権であるかないかによって世帯所得が保育料に影響する、その具体例というのがあるのか、あるとすれば、どのようなケースが考えられるか、その対応は検討されているのかについて、伺います。

教育子ども部長 次に、「保育料、利用料」についてでございます。

まず、現時点におきましては、特定教育・保育施設等に係る利用者負担額、いわゆる保育所等保育料につきまして、国及び府からの共同親権の導入に伴う通知等は送付されていないところでございます。

子ども・子育て支援法におきまして、保護者とは「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者を言う」と定義されており、市町村民税所得割額の合算による利用者負担額の階層区分につきましても、子どもを現に監護する者において、これを認定するものでございます。

以上の点を踏まえますと、父母の離婚後の親権が単独親権であるか共同親権であるかにかかわらず、従来どおりの方法により階層区分を認定することになるものと見込んでおります。

また、学童保育室保育料につきましては、父母の離婚後の親権が単独親権であるか共同親権であるかにかかわらず、定額8,500円となっております。ただし、児童の属する世帯の市町村民税所得割額が一定額に満たない場合等は減免を適用しておりますが、算定対象となる保護者の考え方につきましては、先ほどの保育所同様に、従来どおりの方法により減免区分を認定するものと見込んでおります。

いずれにいたしましても、国及び府からの本件に係る通知がございましたら、当該通知を参考に、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 保育料について、新たな対応が必要な場面というのが現時点で想定しにくいということ、また、離婚後の親権の在り方によって負担増が生じる懸念は現時点で見当たらないということについては理解をいたしました。

今後、国などの通知に沿って対応するとともに、こちらについても利用者からの問合せ等、これに対して必要な情報発信ができるように整えていただきたい、このように思います。

ここからは教育現場での意思決定などに関わることに、これに話題を移します。

法施行後は、離婚後、共同親権となったような場合は、教育、進学、医療、居所の指定など、子供にとって重要な事項については、父母双方の同意なしに決定できないということになります。そこで、進学や意思決定に関わる場面について、親権の状況を踏まえて対応や対策をする必要があることから、そうした検討が行われているのかについて伺います。

教育こども部長 次に、「進学や意思決定に関わる対応」についてでございます。

学校から、児童生徒に関することについて、保護者に連絡する場合には、基本的に年度当初に保護者に記載していただいている家庭連絡簿を参照して連絡しております。各家庭の事情によって連絡先に留意する必要があるものについては、保護者から連絡先等について学校に情報が提供されなければ、把握が難しいのが現状でございます。保護者から連絡先の変更等について情報提供があれば、その事情も含めて校内で共有し、保護者の意向に沿った対応をしており、現状では児童生徒の監護を行っている保護者に連絡をいたしております。

進路、進学指導等の児童生徒に大きなプレッシャーが加わると想定される事象や、保護者との密な連携が必要となる事象につきましては、これまでと同様に、管理職を含む担当教職員間の丁寧な情報共有等を重視し、保護者との連携に努めてまいります。

以上です。

永山議員 ただいま御答弁いただきました内容から、現状では、学校側が児童生徒の監護権を含めた親権者というのを把握すること、それが単独親権なのか共同親権であるかなど、こういった事情を事前に把握しにくい状況にあること、保護者からの連絡先等について提供される情報から辿っていくということなので、把握しにくいということは分かりました。

この法改正によって、共同親権となった場合でも、例えば、親権者は日常の行為、これは、例えばプールの授業を受けるか休むかといった、こういう日常的な行為については、仮に共同親権を選択された場合であっても、それぞれ個別に判断ができるようになります。例えば、母が休ませるといふ、一方、父は参加させるといった、判断が分かれることも考えられます。学校現場がそもそも共同親権なのか、それぞれの判断がどうか、対応に困ってしまう問題はいわゆるプールループ問題と言いますが、こういったことが起こることが危惧されてまいります。今後、一定の対応が必要な場面が出てきてしまうであろう可能性を指摘しておきたいと思います。

そして、1問目の最後として、このように父母の意見が対立する、高葛藤——葛藤の

度合いが高い場面というのは、子供の側から見ても高葛藤が生じる、つまり、影響を受けることが考えられます。父母の間にはさまれて子供が負担に感じる場面で、学校側が子供に対する配慮、ケアをする必要が出てまいります。

こういったことで、体制の検討が進んでいるかということを伺います。

教育こども部長 次に、「学校側の配慮、ケア体制」についてでございます。

これまでも各学校におきましては、児童生徒に強いストレスがかかっていると想定される事案につきましては、担任等が1人で対応するのではなく、必要に応じてケース会議を開き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町の福祉部局や子ども家庭センターとも情報共有を行い、有識者からの助言を仰ぎながら対応を行ってまいりました。

今後につきましても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の有識者を交え、学校内でも適宜教職員間で情報共有を行い、児童生徒のケアについて、体制を整えて対応してまいります。

以上です。

永山議員 学校現場においても、離婚、共同親権という問題については、個人のプライバシーに関わることであり、把握をして対応を取るということは、かなり難しいことではあると思います。

ただ、今回の法改正は、子供の利益を確保するというのが最大の目的となっておりますので、様々な問題があることを念頭に体制を整えていていただきたい、このように思います。

ここからは、2つ目の質問、「香害・化学物質過敏症 ～理解をさらに深める取り組みを～」について、質問をまいります。

香害（香りの害）については、過去から課題や問題点を取り上げてまいりました。質問を始めた頃に比べて、この香りの害（香害）や化学物質過敏症に対する社会の理解が広がりつつあると感じています。

本町でも、理解と取組が進んでいると感じていますが、いまだに、個人的な感受性や精神的な問題と解釈される場面もあって、なお国や自治体など、公から正しい理解につなげる取組が必要で、かつ有用であると考えるところから、今回の質問を行うものです。

まず、1つ目ですが、現在、役場庁舎をはじめ、複数の公共施設で、国が作成した香害の啓発ポスターを掲示していただいています。ただ貼っているというだけではなく、目にとまりやすい場所を選んで掲示されていまして、その姿勢を今後も継続していただきたいと思いますが、来年の新庁舎への移転を控えており、現行の取組が確実に引き継がれていくのか、この点を伺います。

都市創造部長 続きまして、2点目の「香害・化学物質過敏症 ～理解をさらに深める取り組みを～」のうち、「新庁舎での取組」についてでございます。

香りに関する問題については、国民生活センターにおいても周知を行われているところであり、各公共施設所管課において対応策を検討いただくよう、消費啓発担当課から当該情報の提供を行ってまいりました。

具体的な取組といたしましては、町のホームページでの啓発をはじめ、消費者庁を含む5省庁が合同で作成いたしました香りに関するポスターを掲示しているところでございます。このポスターにつきましては、柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするなど、自分にとって快適な香りでも、不快に感じる方がいることについて理解を促す内容となっております。これまでも本町の消費者相談室や庁内の都市創造部前にも掲示させていただくとともに、各施設管理担当課に対しまして、適宜活用いただけるようデータ情報を提供し、健康福祉部の窓口をはじめ、他の公共施設でも掲示をさせていただいております。

なお、啓発につきましては、新庁舎におけるポスターの掲示を含め、消費者庁等の情報を踏まえながら、引き続き対応してまいります予定としております。

以上でございます。

永山議員 御答弁から、新庁舎移転後も継続をしてポスター掲示などの対応を行っていたけるとのことで、取組継続の必要性について理解いただけていると受け止めました。

ただ、今、御答弁いただいた中の発言について、1点確認いたします。

御答弁では、「柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするなど、自分にとって快適な香りでも、不快に感じる方がいる」と言われましたけれども、頭痛や吐き気というのは、不快に感じるということとは次元が異なるのではないのでしょうか。「頭痛や吐き気」というのは健康被害だと考えます。この点について、改めて見解を伺います。

都市創造部長 消費者庁を含む5省庁が作成したポスターにおける「頭痛や吐き気がする」という相談がある」という表現につきましては、健康被害という文言は使用していないものの、これらの症状は健康被害の1つとして認識された上で使用しているものと推察しております。香りについて不快に感じる方のうち、健康被害に至るケースがあると認識しておりますことから、これらの問題意識は、本町といたしましても同様でございます。

以上でございます。

永山議員 御答弁、町の認識、了解いたしました。

続いて、人工香料や化学物質の使用を極力控えるフレグランスフリーについて、伺います。

多くの住民が利用する公共施設という場で、まずは、行政から取組を始めることが啓発につながることから、これは非常に重要だと考えます。そこで、窓口の対応や訪問に当たる職員について、啓発、実践状況はどうなっているのかを伺います。

総合政策部長 次に、「窓口対応や訪問」についてでございます。

議員御質問の窓口対応や訪問に当たる職員に対する啓発につきましては、香害や化学物質過敏症に特化した取組は実施いたしておりませんが、これまで、接遇マナーにおける身だしなみやエチケットの範疇で、例えば、香りのきつい化粧品や香水などは控えるよう周知啓発に努めてきたところでございます。しかし、近年、香害や化学物質過敏症が社会的問題として全国的にも認知され、本町におきましては、国が作成したポスターを掲示して、来庁者への啓発に努めているところでございます。

そのため、職員といたしましても、香りの感じ方には個人差があることや、健康被害などの影響について、これまで以上に理解を深める必要があると考えておりますことから、今後、職員にも国作成のポスターのデータ配布や先進自治体の取組事例の情報共有など、より一層の周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 香害への現状認識に加え、行政として理解を深める必要性を感じておられる点は評価できると考えます。

その上で、あえて質問いたしますが、健康被害などの影響について、「これまで以上の理解を深める必要がある」と御答弁されましたけれども、情報共有の際には、事例について情報共有する、その事例の背景、つまり、なぜ、その取組が必要なのか、香りに代表される化学物質の過剰使用が人の健康を害している、実際に苦しんでいる方がおられるというところまでしっかり伝えていただく方針と受け取ってもよいのか、再度、確認の質問をいたします。

総合政策部長 現在、町の公式サイトに掲載されている啓発記事には、議員御指摘の点にも触れられており、職員に情報共有する際には、この啓発記事の内容を含めて周知することを想定しております。

以上でございます。

永山議員 お考えについて、よく分かりました。

次に、消防職員についてはどうなのかについて伺います。

特に救急車などの対応については、病気や怪我など、よりダメージを負った方への対応となります。より高度な対策が求められると思ひまして、御答弁を求めるところです。

消防長 次に、「救急隊の対応」についてでございます。

消防活動において、煙の匂い、ガス臭、救急活動時の傷病者が発するアルコール臭、アンモニア臭などの匂いというのは重要な判断項目でありますことから、自らが活動の妨げになる強い香りを発したりしないことについては、普段から周知・徹底しているところでございます。また、救急活動時に必ず着用する感染防止着については、衛生面も含めた装備となりますことから、香りに対しましても、十分な配慮がされているものでございます。

香りや化学物質過敏症に悩まれている方々の知識を深め、引き続き消防活動に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 香りや匂いに対して、どのように対応されているのか、よく分かりました。化学物質過敏症に悩んでおられる方への理解を深めつつ、今後も活動に当たっていただきたいと思います。

次に、公共施設の掃除に使う洗剤や手洗い石けんなどについて、無香料製品の使用が推進されているのかについて、お伺いいたします。

総務部長 次に、「無香料製品の使用促進」についてでございます。

役場庁舎及びふれあいセンター、それぞれの施設での運用について、御答弁申し上げます。

役場庁舎につきましては、施設の清掃等を委託し維持管理を行っておりますが、清掃に用いる洗剤や手洗い石けんについては、一般的に施設の維持管理に用いられているものを使用しております。なお、ふれあいセンターにつきましては、指定管理者により施設の維持管理を行っており、清掃に用いる洗剤や手洗い石けんについては、極力、香料などが含まれていないものを選定されております。

いずれの施設においても、現時点において、従事者を含め、香りに関する御意見が多数寄せられている状況ではないことから、掃除で用いる洗剤や手洗い石けんを特に無香料製品に限定するといった対応は行っておりません。

しかしながら、香りの感じ方は個人によって異なる中で、不快に感じている方もおられる場合もあることから、今後、使用製品において香りに関する御意見を多数いただくような状況になった場合は、特に香料の含まれていないとの観点から、製品の選定についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 現状としては、役場庁舎で使用されている製品については、あえて香りの強い製品を選ぶということはしていないものの、一般的によく使われる商品で、香りについて特に注意を払っていない、このように理解していいのか、改めて聞きます。

総務部長 役場庁舎での製品についての再度の御質問でございます。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、清掃に用いる洗剤や手洗い石けんについては、一般的に施設の維持管理に用いられているものを使用しておりますが、そのような製品に強い香りがあるものはありません。香りの強い商品を選定していないことを含め、特に香りについて注意を払っておらず、結果的に強い香りがあるものは使用していないとの認識でございます。

以上でございます。

永山議員 現状、特に強い香りのものを使用されていないということですが、これは結果

的ということで、特に注意を払っているという結果ではないということは分かりました。

これは、ふれあいセンターでは、極力、香料などを用いない製品を選定しているというのに比べて、配慮の程度に差があるように感じられます。表現の違い以上に実際の差があるのか、差があるとすれば、その理由はどこにあるのか、この点を改めて伺います。

総務部長 ふれあいセンターにつきましては、指定管理者により建物の維持管理を行っているため、使用する製品の選定についても指定管理者が選定することになることから、配慮の程度に差が生じ、指定管理者では、特に香り等のないものとの視点で製品を選定しているところでございます。

以上でございます。

永山議員 施設の管理主体の違いによって、今、御答弁いただきましたような配慮の差が生じているということは理解いたしました。

香料の含まれていない製品への切替えというのが、役場庁舎においても望ましいと考えます。この切替えについては、今後、使用製品において、香りに関する御意見を多数いただくようになった場合、状況に応じてというふうに言われたと受け止めます。

この点、過去にも「私の声」の中に、お声は既にいただいています。公共施設や教育現場において、石けんや消毒剤などの香りのものを無香料のものに代えてくださいというような声が寄せられていました。「意見があれば」、このように言われましたけれども、検討に条件をつけず、速やかに行う必要があるのではないのでしょうか。過去の申出は、この御意見にカウントしないのであれば、その理由を伺います。

総務部長 「今後の使用製品」についての再度の御質問でございます。

議員御指摘のとおり、過去には、意見フォームにて、香りについての御意見等をいただいておりますが、現時点においては、香りに関する御意見等を多数いただいている状況ではなく、特に強い香りを持つ製品は使用していないと認識しているものであり、過去の御意見はカウントしないというものではございません。先ほども申し上げましたが、今後、香りに関する御意見を多数いただくような状況になった場合は、改めて製品の選定についても検討してまいりたいと考えております。

また、香りによって化学物質過敏症を発症されるなど、健康被害を生じさせる一因であることは十分理解しており、必要に応じて対応すべきと考えているところでございます。

以上でございます。

永山議員 ここまでの御答弁を通して、ふれあいセンターでは再委託先の会社ができるだけ化学物質の含まれていない製品、香りを控えた製品を選定するという先進的な方法を取っておられるということは分かりました。これは大変望ましいことだと思います。役場庁舎については、多数のお声かけがあれば対応を検討するというお考えですので、今後について、行政の感度というのが重要になってくると思います。過去のお声も含めて、

社会の理解の深まりや住民からの要望の高まりを敏感に感じ取って、適宜適切に必要な見直しを行っていただくようお願いをします。

ここからは、教育現場について質問を移します。

島本町教育委員会においては、ここで前向きに取り組まれているというふうに受け止めています。香害に特化したオリジナルのリーフレットの作成など、児童生徒への啓発に積極的に取り組んでいただいています。さらなる取組ということで、小中学校での香り害、化学物質過敏症に関するアンケート調査を実施して、実態把握を行うことも必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

教育こども部長 次に、「小中学校での実態把握」についてでございます。

本町では、年度当初に児童生徒の保護者が記載する家庭連絡簿において、記入例として化学物質過敏症を示し、必要に応じて記載できるようにいたしております。また、教科用図書においても、化学物質過敏症の児童生徒に対する対応本の作成・提供について各校から保護者に周知する等して、化学物質過敏症を有する児童生徒の把握に努めているところでございます。

しかしながら、いずれも保護者の申出がなければ把握しがたいことから、今後、児童生徒が直接回答する生活アンケートにおいて項目として追加するなど、本町からの積極的なアプローチ方法について、現在、検討しているところでございます。

以上でございます。

永山議員 保護者が記載する家庭連絡簿に加えて、児童生徒が回答する生活アンケートにおいても追加するという事で検討いただいていることは望ましい、このように考えますが、ただ、低学年の児童では、自分自身で香りや化学物質過敏症による体調変化を認識することが難しく、大人が感じ取っていくことも大変重要であると考えます。そうした意味では、児童生徒だけではなく、また、保護者だけではなく、家庭で保護者と児童生徒が一緒に取り組めるようなアンケートにも意味があるのではないかと考えます。

宝塚市では、保護者に宛てて、インターネット上のアンケートフォームを送って回答できるような方法に工夫しています。設問は、「お子様は、これまで人工的な香料に不快を感じたことがありますか?」「ご家庭で日常的に使用している香料付きの製品はありますか?」など、自由回答欄も含めて、子供に問いかけながら作成するようなアンケートも行っています。これも親の気づき、子供の気づきを得ることができますので、これについて大きな意味があると考えます。アンケートの実施について、見解を求めます。

教育こども部長 次に、「家庭内で取り組めるアンケートの実施」についてでございます。

化学物質過敏症の実態把握につきましては、保護者が記載する家庭連絡簿、学校からの関係文書の配布に加え、今年度からは、児童生徒が直接回答する生活アンケートに必要項目を追加するなど、積極的なアプローチ方法について検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、今年度、新たな試みとして生活アンケートの中で、児童生徒の声を聞いていこうと思いますが、児童生徒にとって快適な教育環境を確保するためにも、今後も、これらのアンケート結果等を踏まえ、また、先進的に取り組まれている他自治体の取組も参考に、より効果的なアプローチの仕方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 御答弁、積極的な姿勢ということで評価をするとともに、より効果的なアプローチとして、ぜひ、アンケートの実施を検討していただきたい、このように思います。

ここまで伺ってまいりましたが、香害（香り害）と化学物質過敏症に対して、島本町はおおむね前向きに取り組もうとしていると受け止めます。

ただ、香り害、化学物質過敏症には難しい側面もあります。強い香りに苦しんでいる方がいる一方で、香りや匂いについて、他者から不快に思われていないか敏感になるあまり、不登校につながるようなケースもあると聞いております。これらについて、私は、香りや匂いを全面に商品展開する企業の側にも問題があるのではないかと考えます。

ただ、香り害や化学物質過敏症のために社会生活を送ることが困難になっている方がいることは間違いありません。本日、御答弁いただいた行政の取組は、根っこの部分で社会的に理解されない、されにくい、圧倒的な少数者となっている方々へ思いを寄せることにつながっていると考えています。

島本町まちづくり基本条例が掲げている、住民一人ひとりの人権尊重という理念にも通じるものであり、今後も取組を続けていただきたい、このように思います。

以上で、一般質問を終わります。

清水議長 以上で、永山議員の一般質問を終わります。

引き続き、川嶋議員の発言を許します。

川嶋議員（質問者席へ） それでは、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目、「低出生体重児への支援・ケアについて」です。

一般的に、出生時の赤ちゃんの体重は3,000グラムから3,200グラムが多いとされておりますが、小さく生まれてくる赤ちゃんも少なくありません。その中でも、2,500グラム未満で生まれてくる新生児を「低出生体重児」と呼びますが、日本では1980年代から生まれる赤ちゃんの総数は減少しておりますが、一方で、低出生体重児の割合は顕著に増加しているそうです。

厚生労働省によれば、現在においては、新生児10人中1人が低出生体重児である状況となっているとのことです。多様な健康上のリスクをもたらす可能性が高く、社会的にも深刻な問題となっております。

妊娠期間が短かった場合や何らかの理由で成長が制限された場合に多く見られ、妊娠

週数が37週未満で出産された赤ちゃんは、特にこのリスクが高いと言われております。しかしながら、近年の医療技術の進歩により、適切な医療ケアによって、生存し、成長するケースも増えているとのことです。

本町でも、毎年、低出生体重の赤ちゃんが誕生しておりますが、推移を伺うとともに、その後の支援体制はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

健康福祉部長 それでは、川嶋議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「低出生体重児への支援・ケアについて」でございます。

出生時の体重が2,500グラム未満の「低出生体重児のお子さんの過去5年間の推移」でございます。

低出生体重児の人数は、令和元年度が17人、令和2年度が19人、令和3年度が22人、令和4年度が34人、令和5年度が21人となっております。また、出生数に占める割合は、令和元年度が6.5%、令和2年度が6.9%、令和3年度が9.6%、令和4年度が13.8%、令和5年度が10.3%となっております。

低出生体重児の支援体制につきましては、出生時の体重や在胎週数、医療的ケアの必要性など、個々の状況に合わせて、保健師や助産師が訪問や電話等により継続して支援をしております。低出生体重児は、入院生活が長期にわたることも多く、必要に応じ、保健師等が入院先の病院へ訪問することや、退院に向けてのカンファレンス等に参加することもございます。また、出産された母親がお子さんより先に退院をしておられる場合は、お子さんの退院前に母親への支援を開始し、産後の体調確認等に加え、小さく産んだことを責める気持ちやこの先の成長を不安に思う気持ちにも寄り添いながら、支援を行っております。

以上でございます。

川嶋議員 低体重で誕生する赤ちゃんが、本町でも例年一定数おられることを確認いたしました。

その中でも、極低出生体重児の推移はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

健康福祉部長 出生体重が1,500グラム未満の極低出生体重児の数の推移につきましては、令和元年度は1人、令和2年度及び3年度は0人、令和4年度は1人、令和5年度は5人でございます。

川嶋議員 ありがとうございます。

この5年間の推移では、極低出生体重児が増加している状況です。このような場合、入院生活が長期にわたることも多く、これまでも必要に応じ、保健師等が入院先の病院へ訪問することや退院に向けてのカンファレンス等に参加することもあるとのことですが、里帰り出産で他府県の病院の場合はどのように対応されるのか、お伺いいたします。

健康福祉部長 保健師等が入院先の病院へ訪問することや退院に向けてのカンファレンス等に参加することは、出生体重が1,500グラム未満の極低出生体重児に多く、里帰り先

等の遠方の病院の場合は、病院からの看護サマリー等の情報提供や電話で情報提供すること等で、お子さんや保護者の状況を把握した上で支援しております。里帰り先で保健師等の支援が必要な場合は、里帰り先自治体に訪問等の支援を依頼し、連携して対応しております。

以上でございます。

川嶋議員 連携されているということで、安心をいたしました。

低出生体重児を出産した母親の方は、自責の念や罪悪感を持つ人が少なくないそうです。そのような中で、他人への自分自身の気持ちを表すことをためらい、支援を求められないこともあると思いますし、計り知れない気持ちの中で出産後の生活が始まるのではないかと推測いたします。

育児の不安や孤独感が少しでも軽減されるように、母親の気持ちに寄り添い、産後うつや虐待、育児放棄等を防ぐためにも、しっかりと見守り、きめ細やかな支援が必要と考えます。見解を伺います。

また、母親の環境整備のために、父親、きょうだいなど、御家族を含めての状況把握や分析をし、その上でどのような支援が必要か、明確にする必要もあると考えますが、併せて見解を伺います。

健康福祉部長 低出生体重児を出産した母親は、小さく産んでしまった私のせいだと自分自身を責めてしまう気持ちを持つことや、その気持ちを表出することにためらいがあると認識しております。保健師等が支援をする上では、その気持ちに寄り添いながら、お子さんの成長と一緒に喜び、心配事を一緒に解決する中で、信頼関係を築くことを大切にしております。

また、低出生体重児のお子さんと母親の状況に加えて、父親やきょうだいの状況も把握し、家族全体をアセスメントした上で、支援内容を検討しております。例えば、父親が家にいるタイミングに合わせて訪問し、父親の気持ちや育児状況等を確認するなどの父親への支援や、母親が入院中のお子様の面会に毎日通うために、きょうだいの預け先が必要となる場合は、一次保育等のサービス利用と一緒に考えるなどの支援をしております。

以上でございます。

川嶋議員 出産後も医療的ケアが必要な場合が多く、発育・発達の課題や障害、成人後も含めた健康に係るリスクが大きいことも認識されております。そのため、保護者は出産後、退院後、乳児期、幼児期、学齢期といったライフステージごとに、様々な不安や育児上の困難を抱えやすいことも指摘されており、長期サポートも必要なケースもあると思いますが、支援の体制整備、連携について、お伺いいたします。

健康福祉部長 医療的ケアが必要な場合は、入院中から病院と連携して支援を開始し、必要に応じ、保健師等が入院先の病院へ訪問しております。また、退院に向けてのカンフ

アレンス等に参加し、退院後は病院や訪問看護等の地域の支援者等とも連携しながら支援を継続しております。児の成長・発達に合わせてリハビリや療育が必要な場合もあり、必要なサービスにつながるよう、病院受診、訪問介護、療育園等に同席・同伴し、サービスを調整するなどの支援もしております。また、就園や就学に際し、所属先での支援が必要な場合は、保護者の希望を把握した上で、お子さんにとって支援保育や支援学級などの必要な支援につなげております。

以上でございます。

川嶋議員 いろいろと連携をされながら支援もされているということは分かりましたが、きめ細やかな対応で、これからも、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、母子健康手帳について伺います。

妊娠期、そして、出産後は、我が子の成長記録等を書き留められるようになっておりますが、既存の母子健康手帳の成長曲線は、体重が1,000グラム、身長が40センチからスタートするため、小さく生まれた赤ちゃんは、記入するところがありません。また、月例に応じた発育状況は「はい・いいえ」の二択であるため、「いいえ」しか丸がつけられず、標準的な成長状況と自分の子供を比較し、不安で落ち込むことも少なくないとのことです。

このような小さな体で産まれてきた赤ちゃんを育てるお母さんたちを応援したいと、当事者の母親たちが考案し、2011年に静岡県でリトルベビーハンドブックが誕生いたしました。リトルベビーハンドブックは、成長記録も体重0グラムから書き込めるようになっており、また、発育状況も書き込むことができ、子供の成長を刻んでいけることで、喜びにつながっているとのことです。そのほかにも、地元の相談機関の記入や同じ体験をしたお母さんからのメッセージも添えられているそうです。現在、都道府県単位での配付の実施が多いようですが、その中でも、市町村でも独自でリトルベビーハンドブックを配付されているところもあります。

大阪府での取組状況はどのようなになっているのか伺うとともに、本町独自の取組について、見解をお伺いいたします。

健康福祉部長 大阪府におけるリトルベビーハンドブック「おおさかりトルベビーハンドブック」につきましては、大阪府内に住んでいる出生体重がおおむね1,500グラム未満のお子さんとその御家族のための手帳でございます。大阪府が作成し、令和2年2月から大阪府内のNICUに入院中の保護者に、病院から配付されております。大阪府外で出生された方などには、住んでいる市町村の母子保健担当窓口から配付することができるため、本町におきましては、すこやか推進課からの配付が可能でございます。

おおさかりトルベビーハンドブックも、議員御紹介の静岡県と同様、発育曲線が体重0グラムから記入するところができ、発達の記録が「はい・いいえ」に丸をつけるものではなく、できるようになった日付や年齢を記録できるものになっております。また、

育児や治療の記録欄や先輩家族からのメッセージが掲載されております。

現在、大阪府内の全ての自治体で、大阪府が作成されているハンドブックを活用しており、統一的な対応がなされていることから、町独自のハンドブックを作成して配付・活用する予定はございません。

以上でございます。

川嶋議員 最後に、このおおさかりトルベビーハンドブックというのは、どのように実際活用されているのか、また、把握されているのか、お伺いいたします。

健康福祉部長 「おおさかりトルベビーハンドブックの活用状況」につきましては、母子健康手帳と一緒に使用されており、リトルベビーハンドブックは発達曲線の体重が0グラムから記入できることから、主に体重の記録として活用されております。また、育児と治療の記録や初めての出来事の記録などの記録欄を詳細に記入されていらっしゃる方もいらっしゃいます。保健師等の支援の中では、訪問等で体重測定の際に、母子健康手帳とともにリトルベビーハンドブックと一緒に記録し、お子さんの成長を確認するなどの対応を行っております。

以上でございます。

川嶋議員 このリトルベビーハンドブックをいただいたとは言え、気持ちの中でなかなか書き切れないお母様もいらっしゃるかと思います。そのような中で、一緒にこれを保健師とともにされているところにおいては、少し安心感があって、よかったかなと思っております。

また、このリトルベビーハンドブックにつきましては、大阪府内に住んでいる出生体重がおおむね1,500グラム未満のお子さんとその家族のために、大阪府が作成し、大阪府内のNICUに入院中の保護者に病院から配付されているとのこと。また、府外で出生された方等には、本町においてすこやか推進課からの配付が可能とのことでした。

現在、大阪府内の全ての自治体で大阪府のリトルベビーハンドブックを活用されており、統一的に対応がなされていることから、本町独自の作成は予定がないということについては理解いたしました。

実際のハンドブックを見せていただきましたが、一般の母子手帳よりも、白紙のページが多く、自由に時々のお子さんの成長記録を書けるものとなっております。母親の精神的・体力的な回復にも、それぞれの時間があると思います。

切れ目のない寄り添いと支援をお願いするとともに、どんな状況で生まれてきても、そこには必ず意味があり、その子の未来がある大切な命です。家族全体のアセスメントと併せて、成長段階におけるサポート体制整備についても、しっかりと行っていただきますよう要望し、2点目の質問に行かせていただきます。

2点目、「がん罹患者への『アピアランスケア』について」。

アピアランスケアとは、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化に起

因するがん患者の苦痛を軽減するケアのことですが、厚生労働省では、がん医療の進歩により治療を継続しながら社会生活を送る方が増加していること、また、治療に伴う外見の変化に対して、医療現場におけるサポートの重要性が認識されていることなどの現状を踏まえ、アピアランスケアの必要性を示しております。

本町において、現在のがん罹患者への支援はどのようなものがあるか、お伺いいたします。

健康福祉部長 続きまして、「がん罹患者への『アピアランスケア』について」でございます。

がん患者の方に対する町の取組といたしましては、ホームページにがんに関する相談窓口として、大阪府が指定するがん診療拠点病院等に設置されているがん相談支援センターの周知に努めているところでございます。また、がん患者の方やその御家族に対する、がんに関するあらゆる相談ができる場である大阪府がん患者サポートセンターやがん患者の外見ケア（アピアランスケア）に関する相談窓口等の情報提供も、併せて行っているところでございます。

併せて、がん治療に対する医療費の負担や治療等により介護が必要になられた場合などの御相談につきましては、国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険などの公的保険で活用できる支援について、個々の状況や所得等に応じた制度の御案内を行っております。

以上でございます。

川嶋議員 それでは、アピアランスケアの助成の必要性や重要性について、どのように認識されているのか、お伺いいたします。

健康福祉部長 がん医療の進歩により、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者の方が増加しておりますが、抗がん剤治療による脱毛や外科手術による乳房の切除などで、外見に変化が生じることなどにより、がん患者の方の多くが精神的苦痛を抱えておられます。

外見の変化ががん患者の方の社会生活に与える影響は大きく、外出の機会が減ったり、仕事や学校を辞めたり休んだりする状況が生じていることから、がん患者の方に対しアピアランスケア（外見の変化による苦痛の緩和）の1つとして、医療用ウィッグや乳房補整具等の購入費用を助成することにより経済的負担を軽減し、また、がんの治療と就労・就学など社会生活の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るものであると認識しております。

以上でございます。

川嶋議員 このアピアランスケアの助成について、大阪府内の市町村の実施状況をお伺いいたします。

健康福祉部長 大阪府内の自治体ホームページを確認いたしましたところ、本年10月時点

で、がん患者のアピアランスケア支援事業等として、医療用ウィッグや乳房補整具等の購入費用の一部を助成されている自治体は29自治体でございます。

以上でございます。

川嶋議員 2人に1人ががんになると言われている時代である中、がん医療の進歩により、治療を継続しながら社会生活を送られるがん患者の方が増加している現状です。アピアランスケアは、人と社会をつなぐ支援と考えます。

国立がん研究センターの調査では、先ほどの御答弁にもありましたが、治療による身体的な痛みより、外見の変化のほうが苦痛だと考える方が多くいらっしゃるということが分かっています。外見的にも、その人らしさを保ち、今までどおりの生活を送ることが、社会の一員として生きること、自分らしく生きることにつながっていると言われてしています。

本町においては、ホームページのがんに関する相談窓口の中に、アピアランスケアについて掲載されておりますが、アピアランスケア助成事業について、住民の方からの要望や問合せ等は、これまでに何件程度あったのか、お伺いいたします。

健康福祉部長 「住民の方等からの問合せ」でございますが、過去に1件あったと記憶をしております。また、令和6年4月から高槻市が助成事業を開始したこともございまして、今年度は現時点において、「私の声」で助成事業創設についての御要望が2件、電話でのお問合せが2件ございました。

以上でございます。

川嶋議員 これまでよりは少し増えているかなという印象ですが、一般的に、医療用ウィッグや乳がんになられた方が乳房を切除された場合に胸部の補整具の購入をされた場合、数万から数十万円と高額であるため、本町としても負担軽減のためのアピアランスケア助成事業を実施することについてはどのようなお考えか、最後にお伺いいたします。

健康福祉部長 先ほども御答弁いたしましたとおり、がん患者の方に対するアピアランスケア支援事業等として医療用ウィッグや乳房補整具等の購入費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、また、がんの治療と就労・就学など、社会生活の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るものであり、大阪府内の自治体におかれましても、令和6年度から9自治体が導入をされており、本事業を実施されている自治体が増加している状況でございます。

町といたしましては、他自治体の実施状況や実績等について把握しながら、今後、助成制度の導入の可能性については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 導入の可能性について検討という御答弁でした。

がん患者の方に対するアピアランスケア支援事業として、医療用ウィッグや乳房補整具等の購入費用の助成制度を導入される自治体も増え、令和6年度からは9自治体が入入されているとのこと、高槻市でも導入されました。

治療による身体的な痛みより、外見の変化のほうが苦痛だと考える方が多いことから、外見的にその人らしさを保ち、社会の一員として、今までどおりの生活を送り、自分らしく生きることにつながるよう、また、経済的負担軽減の観点からも、本町においての助成制度導入を強く要望いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

清水議長 以上で、川嶋議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時02分～午前11時20分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、第8号報告 令和6年度島本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題といたします。

これより、本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第8号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第3、第9号報告 損害賠償の額を定めることの専決処分についてを議題といたします。

これより、本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第9号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第4、第10号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてを議題といたします。

これより、本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第10号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第5、第91号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第91号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第91号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6、第92号議案 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

大久保議員 2点、お伺いします。

新庁舎建設等に係る今現在の総額と、2点目が、新庁舎等に係る予算の増額が本町の予算編成に及ぼす影響について、以上、お願いします。

総務部長 新庁舎建設に係る御質問でございます。

まず、1点目、今現在の総額でございます。

新庁舎建設事業に係る工事費の総額につきましては、現契約の31億8,560万円から33億6,813万4,000円となります。また、工事監理費として7,798万円。そのほか、関連する事業として、予算額ベースではございますが、主なものとして、新庁舎オフィス備品等の購入1億4,854万7,000円、新庁舎への備品等の移転2,700万円、新庁舎へのシステム等の移転3億9,460万6,000円、議場家具等の購入3,824万円、木製家具等の購入993万2,000円、電話配線等工事2,077万2,000円、残置物品廃棄等1,001万円等がございます。

2点目、本町の予算編成に及ぼす影響についてでございます。

工事費の増額により町負担は増額となるものの、令和5年度に設定した債務負担行為の限度額である35億5,000万円の範囲内であること、令和5年度におきましても、公共施設整備積立基金をはじめ各基金へ積立を行っており、基金総額で約5億5,000万円の増加となったこと、また、町債においても交付税措置のある部分のみに発行を抑えるなどの工夫を行っており、影響については限定的であるものと考えております。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第92号議案 工事請負契約の変更について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の討論を行います。

新庁舎建設につきまして、請負契約の契約金額を31億8,560万円から33億6,813万4,000円に変更するものです。

さきの令和6年9月定例会議、第89号議案 一般会計補正予算（第4号）において増額予算を可決しているものです。インフレスライド条項によるものであり、適切な労働環境の下、正確で安全な仕事を行っていただき、予定期日内に竣工していただくためにも必要不可欠な契約変更であると理解し、賛成といたします。

以上です。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第92号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

清水議長 起立全員であります。

よって、第92号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、第93号議案 島本町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

永山議員 今回の印鑑条例の改正の主な目的は、マイナンバーカードを使って、コンビニエンスストアの端末から証明書の交付申請を行えるようにするための必要な条例の整備です。

本条例第13条第1項は、いわゆるコンビニ交付を実施するために必要な改定ですが、第13条第2項では、新たにマイナンバーカードを用いて、役場の窓口で印鑑証明の交付申請を受け付けることについて規定したものです。この規定は、コンビニ交付実施に漏れなく必要な整備ではないと考えますが、今回、新たな申請方法として、これを設けた理由を伺います。

健康福祉部長 今回の条例改正は、印鑑登録証明の申請をコンビニ等でマイナンバーカードを使って申請できるようにするシステム、いわゆるコンビニ交付の導入を第一の目的として改正するものでございます。

しかしながら、コンビニ交付を既に導入済みの他団体の条例を確認いたしましたところ、窓口におきましても、マイナンバーカードで申請ができるよう改正されている団体が複数ございました。現在、印鑑登録証明書の発行は窓口に限っておりまして、印鑑登録証が必要でございます。コンビニ交付導入後に、印鑑登録証を持参せず、マイナンバーカードを持参された方に対して、マイナンバーカードで御申請するのであれば、コンビニに行って申請してくださいと御案内いたしますのは、窓口に来られた方にとって御負担となるため、本町においても、マイナンバーカードを使用しての窓口申請も可能としたものでございます。

以上でございます。

永山議員 分かりました。

利用者からすると、同じくカードを使って申請するのに、印鑑登録証を使えば役場の窓口で交付が受けられるのに、マイナンバーカードを持ってきたら申請できないというのは、混乱する上、本町の場合、すぐ近く、隣にコンビニエンスストアがある、そういう状況にはありませんので、事情を考えると、適切な判断であると思います。

ただ1点、新たな申請方法を設けたとして、人的・物的な措置は不要であると考えますが、これに相違ないか、念のために伺います。

健康福祉部長 役場の窓口でマイナンバーカードを使って印鑑登録証明を御申請いただく場合には、まずは印鑑登録証明の交付申請書を書いていただきます。その上で、本人確認をいたしました後、マイナンバーカードの交付等に使用しております専用のパソコンで暗証番号の照会を行いまして、間違いがなければ、職員が証明書を発行し、申請者にお渡しするという流れになります。従来の発行方法に、暗証番号の照会作業というものはもちろん加わりますが、人員の増を要するほどの事務量ではないと考えております。また、コンビニと異なりまして、自動交付機のようなものを設置するわけでもございませんし、既存のパソコンやプリンターを使用いたしますので、備品の購入などの物的措置もございません。よって、議員のお見込みのとおり、新たに人的・物的な措置は不要でございます。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第93号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第93号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8、第94号議案 島本町税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

山口議員 提案理由で、「令和6年3月31日付け専決処分において改正漏れがあったため、所要の改正を行うもの。」とありますが、なぜ、改正漏れがあったのか、お尋ねします。

総務部長 改正漏れが発生した原因でございますけれども、毎年度、地方税法が改正になった場合に、本町の税条例については、その都度、改正令に基づいて改正を行っているわけでございますけれども、今回、漏れがあった部分については、3か年度に一度、評価替えの年度に、その内容について国が示す方法ではなくて、町独自のみなし方式を採用するというような条文を盛り込まなければならず、そのみなし方式については、特段、町で単独でやっているというわけではなく、全国的にも、通常、国のやり方ではなく、そのみなし方式を採用しているというようなオーソドックスなやり方ではあるんですが、そういった意味で、毎年度の国の例文には載っておらず、なおかつ、この3年に一度とというようなところで漏れ落ちがあったというふうに分析いたしております。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第94号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第94号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9、第95号議案 島本町職員定数条例の一部改正についてから第105号議案 令和6年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）までの11件を一括議題といたします。

なお、本案11件は一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめ御了承願っておきます。

これより、本案11件に対する質疑を行います。

戸田議員 複数の議案の一括質疑となっております。丁寧に聞いていきたいと思っております。

まず、第95号議案 島本町職員定数条例の一部改正についてです。

町長部局の定数を139人から149人に、教育委員会の事務局の定数を75人から73人に、消防本部の定数を46人から48人に改め、職員定数全体としては287人を297人へと、10人の定数増となるものです。

まず、これら3部局について、お尋ねいたします。改正前の定数と実数との差は、それぞれどのようになっていますか。また、改正後の定数と実数との差はどのようになっているのでしょうか。

次に、本町の職員の平均年齢は、全国平均と比べて若いと認識しています。さきの3つの各組織の中で、30歳以下の職員はどれぐらいを占めているのか、率にしてお答えいただくことは可能でしょうか。その上で、昨今の育児休業取得状況を男女それぞれにお示しください。

次に、人事院勧告に準じて給与に関する条例の一部改正に関わる質疑となります。上程の時期についてです。

人事院勧告に準じて行う期末手当の支給月の改正について、私の記憶、印象では、おおむね11月に臨時会議を開いて対応しておりました。まず、どのようなお考えがあったのか、この点、お尋ねいたします。今回、12月定例会議において上程されたのは、どのような理由によるものでしょうか。ここを御説明ください。国の補正予算との関連も含めての御説明をお願いいたします。

次に、影響額と支給時期についてです。今回の改正の影響額を、一般職員、会計年度任用職員、特別職、それぞれにお示しいただきました。一般職員5,649万円、会計年度任用職員6,275万円、特別職18万円とのことです。引上げに伴う差額の支給については、それぞれ、いつになりますか。また、どのような考えに基づき支給月を決められるのでしょうか。特に会計年度任用職員について、現在、国において議論が進められている定額減税、現行の103万円の壁への影響が気になるところです。

次に、第100号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算（第6号）についてです。

ページ100の7になるかと思います。債務負担行為補正のうち、振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務委託について問います。委託契約は、入札を予定されているのでしょうか、それとも随意契約になるのでしょうか。後者の場合は、その理由、すなわち妥当性をお示しください。これは戸籍情報システムに関わるものです。

以上、1回目の質問になります。

総合政策部長 それでは、職員定数条例の一部改正についての御質問に、まず、御答弁を申し上げます。

町長部局など3部局における改正後の職員定数と職員数の差につきましては、令和6年4月1日現在の職員数を基に申し上げますと、町長部局については、改正前が2人、改正後が12人、教育委員会事務局につきましては、改正前が12人、改正後が10人、消防部局につきましては、改正前が0人、改正後が2人となります。

続いて、30歳以下の職員の割合などについてでございます。まず、町長部局など3部局における30歳以下の職員の割合につきましては、それぞれ令和6年4月1日現在の職員の年齢構成を基に申し上げますと、町長部局が12.4%、教育委員会部局が12.7%、消防部局が45.7%でございます。

次に、職員の育児休業の取得状況についてでございます。直近5年間の取得率で申し上げますと、女性職員については各年度とも100%でございます。男性職員については、令和元年度が0%、令和2年度が43%、令和3年度が64%、令和4年度が63%、令和5年度が100%と、ここ5年間で育児休業の取得率が大幅に増加しており、男性職員の育児休業取得の定着が伺えます。

続きまして、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

まず、上程の時期についてでございます。人事院勧告に伴う給与条例の改正に関しましては、令和2年度から令和5年度までは、毎年、11月の臨時会議で改正条例案を上程し、議決をいただいております。この理由といたしましては、主に、その年の人事院勧告が期末手当の支給月数を引き下げる内容であったことから、12月賞与の支給日である12月10日より前に条例を改正し、引下げ後の支給月数をもって賞与を支給する必要があったためでございます。また、令和5年度につきましては、引下げ勧告ではなかったものの、会計年度任用職員の報酬を令和5年12月労働分から引上げ改定し、改定後の報酬額で12月支給分から速やかに支給できるようにするため、11月会議に上程させていただいたものでございます。

国における給与法の改正と給与条例の改正との関係につきましては、国において「地方公共団体における職員の給与改定の実施は国における給与法の改正の措置を待って行うべきものであり、国に先行して行うことのないようにすること」との考えが示されているため、改正条例案の上程時期は、基本的に給与法改正後の11月末頃以降としております。しかし、令和6年度に関しましては、11月の時点で給与法が改正されない中、11

月29日付の総務副大臣通知により、「地方公共団体における職員の給与改定の実施は、均衡の原則にのっとり行うべきものであり、その時期は、国における給与法の改正の措置を待って行うことを基本として、国における給与法の改正の動向を踏まえつつ、地域の実情を踏まえ適切に判断すること。」とされたところでございます。

次に、影響額と支給時期についてでございます。今回の給料表の遡及適用に伴う差額支給につきましては、一般職及び特別職の職員は12月末頃、会計年度任用職員は来年1月を予定しております。

差額支給の時期につきましては、条例改正後、できる限り速やかに行うことが望ましいとの認識の下、基本的には年内の実施を想定しております。しかしながら、会計年度任用職員の差額支給の時期につきましては、本年度初めての事務となりますため、システム処理の確認等において慎重・正確を期する必要があることや、国が今年度実施した定額減税に関して、本年中に差額支給することにより、配偶者の税法上の扶養から外れてしまい、配偶者の勤務先において定額減税の精算処理をする必要が生ずる場合があることなどの事情を考慮いたしまして、来年1月に差額支給を行うこととしております。

来年度以降において差額支給を実施する場合の時期につきましては、現段階では未定ではございますが、年内の支給処理の可否について、国における103万円の壁等の見直しの動向等を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長 債務負担行為補正の振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務委託についてでございます。

振り仮名の法制化に係る改正戸籍法の施行日は令和7年5月26日となっておりますが、全国の市町村は、その日以降、速やかに本籍人に対し、現在、システムに登録されている仮の振り仮名に間違いがないか、郵送により照会する必要があるとございます。本籍人に照会文を郵送するためには戸籍情報システムからの抽出作業が必要となりまして、また、同一事業者に印刷も併せて委託をしたほうが安価になりますことから、本町の戸籍情報システムのベンダーでございます富士フイルムに随意契約で契約を発注する予定としております。

以上でございます。

戸田議員 後ろから2つ目の質問をしていきます。

振り仮名の通知書作成業務委託については、戸籍情報システムのベンダーである富士フイルムに随意契約で発注されるとの御答弁でした。本籍人に郵送で照会文を送付することですが、これ以降、その後の事務手続について、御説明をお願いいたします。

さらに、職員定数条例に戻ります。

総じて高い取得率で推移することが想定される育児休業の取得です。職員が育児休業を取っても業務に支障がない、ゆとりある組織が求められる時代です。心理的に育児休

業が取りやすい環境という意味でも重要です。ところが、現実には、育児休業取得以前の問題として、業務の守備範囲の広さや業務の多様化、困難事例への対応等による常なる超過勤務が、教育委員会事務局にも、町長執行部にも、特定の課において見受けられ、大いに懸念しているところです。

ゆとりなきところに、新たな創造は生まれません。業務の質と量に見合った人材確保による職場環境の改善は本町における重要な課題であり、このたびの改正は必要不可欠と考えるものですが、今後の職員の採用に、この改正をどのように生かされるのか、その辺りの考えをお聞かせください。

人事院勧告に関わりまして、それに準じて行う会計年度任用職員の処遇改善と課題整理について、問います。

会計年度任用職員につき、一般職員の給与が改定された場合には、任用、任期、勤務形態などを考慮の上、改定の実施時期を含め一般職員に準じて改定することを基本とするというのが国の方針ですが、まず、この認識に誤りがないか、改めて確認いたします。

会計年度任用職員の処遇改善については、令和5年5月、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準ずることを基本とする総務省通知があったと記憶しますが、多様な勤務形態等を踏まえて一定の課題整理を行う必要があり、本町においては令和5年度の遡及は見送ることとなっておりました。このたび遡及するに至り、どのような課題整理を、どのように行われたのでしょうか。詳細、御説明をお願いいたします。

次に、財政課にお尋ねいたします。普通交付税の見込額についてです。

国の方針による処遇改善であることからして、それ相当の普通交付税が見込めると思いますが、普通交付税措置の見込額について、お示しいただけるものなのでしょうか。考え方として、会計年度任用職員の給与改定について、遡及するか否かで普通交付税の見込額に差が生じるものなのでしょうか。算定方法、算定の根拠についても、分かりやすく御説明ください。

以上です。

健康福祉部長 振り仮名の法制化に係ります通知事務についての再度の御質問でございます。

通知書送付後につきましては、施行日から1年間、仮の振り仮名に変更がある方からの受付をいたします。変更のある方は、その間に変更の手続きを窓口や郵送、マイナポータルで手続きをしていただけますが、変更なく手続きをされなかった方につきましては、1年後に、仮の振り仮名を正式な振り仮名として職権で登録する流れとなっております。

以上でございます。

総合政策部長 それでは、職員定数条例の一部改正についての2回目の御質問でございます。

今後の職員採用に、この改正をどのように生かすかということでございます。

育児休業による業務の影響につきましては、職員が育児休業を取得する期間や同一部所内で複数の取得者が重なるなど、その時々状況に応じて対応は異なりますが、育児休業をためらうことなく取得できる環境を整えることが大切であると考えております。そのためには、職員採用を検討する際に、一定、考慮する必要があると考えております。

また、府内自治体の中には、この課題に対応するため、正職員を新規採用する際に、長期育休取得者の見込数を採用予定者数に上乗せして募集を行っている自治体もあると聞き及んでおります。本町も、職員採用の募集者を決定する際の参考にさせていただき、必要な職員採用に努めてまいりたいと考えております。一方、近年、行政のデジタル化の取組が急速に進んでおり、本町においてもデジタル人材の継続的な採用に努めているところでございますが、業務の効率化の取組も併行して努める必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、本条例改正により、町長部局、教育委員会の事務部局ともに、直ちに職員定数と同人数の職員を確保するという趣旨の改正ではございませんが、今後、職員の増員によらなければ、事務事業の遂行が困難な事情が生じた際には、今回の条例改正により、適切かつ遅滞なく対応できるものと考えております。

続きまして、人事院勧告に関わって、会計年度任用職員の処遇改善と課題整理についてでございます。

会計年度任用職員の処遇に関しましては、令和5年5月2日付の総務省通知において、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定された常勤職員の給与の種類その他の改定の内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする旨の技術的助言が示されたところでございます。

本町においては、この国通知の趣旨を踏まえ、令和5年度に会計年度任用職員の給料表の遡及適用について検討しましたが、遡及適用をする職員の対象範囲や給与システム上の運用について整理すべき課題がありましたことから、令和5年度の実施は見送り、できる限り早期の実施に向けて、引き続き対応を検討することといたしました。

これらの課題のうち、給与システム上の運用については、令和5年度まで一部の会計年度任用職員のみシステムで支給処理していたものを、令和6年度から全ての会計年度任用職員についてシステムで支給処理し、支給データをシステムで一元管理するようにしたこと、また、遡及適用する職員の対象範囲については、先行自治体の実施状況も踏まえ、任用期間や勤務日数にかかわらず、年度途中の退職者を含めて全ての職員を対象とするよう整理したことにより、令和6年度から、会計年度任用職員についても遡及適用の実施としたものでございます。

以上でございます。

総務部長 人事院勧告に伴う人件費の増加に対する普通交付税措置についてでございます。

人事院勧告に伴う人件費の増加については、令和6年度当初の普通交付税の算定時点では反映されていないことから、国の補正予算において措置されるものと考えておりますが、遡及の有り無しによって、普通交付税の措置額は変わるものではございません。

普通交付税の算定についてでございますが、各費目の基準財政需要額は測定単位、補正係数及び単位費用を掛けたものとなっております。このうち、単位費用については標準団体における1単位当たりの費用となっており、単位費用に自治体ごとに異なる測定単位及び補正係数を掛けることで、各自治体の基準財政需要額が算出されます。

人件費についても、この基準財政需要額の算定に含まれているものの、算定箇所が多岐にわたることや、国の補正予算による追加交付においては、単位費用の修正後の額等が示されないことなどから、見込額をお示しすることは困難でございます。

以上でございます。

清水議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前11時57分～午後1時00分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

戸田議員 3回目の発言になります。

戸籍における振り仮名についてです。

基本、住民票を参考にした仮の振り仮名になることから、本来の氏名と異なってしまうケースは実際にはそれほど多くはないと考えていますが、変更の手続を怠った、あるいはできなかった場合、誤った振り仮名が登録されることになると思います。1年後以降に、振り仮名変更の申出があった場合、行政としてはどのように対応することになるのでしょうか。言い換えれば、登録後の修正は可能かという質問になります。

次に、人事関連につき、全般、誠実な対応、そして、丁寧な御答弁をいただいております。1点、先ほど私の質疑の発言の中で、条例改正による影響額について数字を述べましたが、より正確には、それぞれに「約」幾らと申し上げるべきでした。修正を求めるものではありませんが、そのように発言するべきでしたと申し上げておきます。

職員定数条例の一部改正についてです。

令和5年度は、性別を問わず100%の育児休業取得率ということが分かりました。男性職員の育児休業取得が、この5年間で大きく進んでいることも理解できました。9月定例会議の大綱質疑、常任委員会においても、消防本部における課題認識を問うたところです。消防本部の年齢構成と育児休業の取得率からすると、早急に対策を講じる必要があることが分かります。このたびの定数見直しを、消防本部が現在抱えておられる課題解決に可及的速やかに生かしていただきたいと思っておりますが、この点、どのようにお考えでしょうか。総合政策部長より、御答弁をお願いいたします。

健康福祉部長 振り仮名登録後の修正についての御質問でございます。

今回の法改正の施行日から1年以内に振り仮名の変更手続をされなかった方につきま

しては、一度に限り、家庭裁判所の許可を経ずに変更することができます。

なお、この1年以内に既に振り仮名の変更手続をされた方が、再度、振り仮名の変更をする場合には、家庭裁判所での許可が必要となってまいります。

以上でございます。

総合政策部長 定数条例に関わる消防部局の職員定数の増についてでございます。

このたび、消防部局の職員定数につきましては2人増とする趣旨でございますが、現在、職員数が職員定数に達している状況にある中で、消防職員の育児休業の取得増加の状況等を踏まえ、安定した組織体制の確保を図るために、今回、改正させていただくものでございます。このため、本条例改正を御可決いただいた際には、令和7年度のできる限り早い時期に、採用事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員 まず、職員定数条例の件で質疑です。

町長の事務部局に関して10名の大幅増となっています。デジタル人材の確保による職員数の増加傾向が要因で、配置上限に一定の余裕を持たせるためということですが、この10名を具体的にどの部局に、どれぐらい配置する予定なのか、想定されているのか、伺います。また、現状、管理職も含め特定の部局に超過勤務時間数が多い等の傾向があるのかも伺っておきます。

もう一つ、職員定数条例について、こどもすこやかセンターの設置に伴い、教育委員会から2名減というところは理解するところですが、平成30年に、特に子育て施策への対応に人員が必要ということで、定数条例で教育委員会部局5名の増を行っています。当時の議事録を見ると、68名の職員配置でギリギリということでしたが、現状、教育委員会の事務部局の職員配置は何名か、伺います。

それから、一般会計補正予算の公有財産測量等67万6,000円の減額について伺います。旧教育センター及び半坂広場不動産鑑定評価業務の見送りとのことですが、その要因について伺います。

総合政策部長 それでは、私のほうから職員定数条例の一部改正について、御答弁申し上げます。

まず、今回の条例改正に伴う町長部局における職員の配置につきましては、直ちに職員定数と同人数の職員を採用するものではなく、部局別の細かな配置計画等はございませんが、引き続き事務事業の遂行において職員の増員が必要な事情が生じた際には、適切かつ遅滞なく対応してまいりたいと考えております。

なお、町長部局におきましては、近年のデジタル枠採用や、子育て世代包括支援センターの開設時の教育委員会部局からの職員の異動、こどもすこやかセンターの設置を見据えた保健師の増員などにより、任用上限である職員定数と実際の職員数との差が縮まっており、本年度は当初時点で2名差まで近接しております。このため、このたびのこ

どもすこやかセンター設置に係る教育委員会部局からの業務移管や今後の突発業務等に対し、柔軟な人員配置を行うことができるようにするためには、上限に一定の余裕を持たせる必要がありますことから、改正させていただくものでございます。

次に、超過勤務時間の状況につきましては、ここ数年、全体的には減少傾向にあり、管理職以外の職員の令和5年度の月平均時間数で申しますと、約9時間となっており、町長部局における特定の部局の傾向につきましては、JR島本駅西地区のまちづくりを進めた際には都市創造部、新型コロナワクチン接種を実施していた際には健康福祉部といったように、特定の部局で時間外勤務が増加することや特定の職員の超過勤務が多いこともあり、職務分担の見直しなど、限られた人員の中で職務を遂行しているところでございます。

次に、現状、教育委員会の事務部局の職員配置についてでございます。教育委員会の事務部局の職員数は、平成30年12月現在で68人でありましたが、令和6年4月1日現在で63人となっております。

以上でございます。

総務部長 公有財産測量等の減額につきまして、これは旧教育センター及び半坂広場不動産鑑定評価業務を見送ったものでございます。

まず、旧教育センターに係ります不動産鑑定評価業務の実施見送り要因についてでございます。新庁舎棟完成後の令和7年7月以降、現庁舎を減築し、地下駐車場や各種倉庫を含む広場棟を建築する工事に着手することとしております。現庁舎改修工事期間中、地下に保管している選挙関連備品や防災に係る物品等を一時的に別の場所に移す必要が生じ、その場所として旧教育センターを活用することとなったためでございます。新庁舎棟にも倉庫は設けておりますが、さきにお示した現庁舎に保管している備品等を全て収納することはできません。このことにより、少なくとも広場棟が完成する令和8年5月までは、旧教育センター内に備品等を置くこととなったため、旧教育センターの売却時期が延期されたことから、不動産鑑定評価業務の実施を見送ったものでございます。

なお、広場棟完成後は、順次旧教育センターから備品を現庁舎などに戻し、適切な時期に、改めて不動産鑑定評価業務等の事務を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、半坂広場に係る不動産鑑定評価業務の実施を見送った要因でございます。半坂広場に係る土地境界確定、地積更正等業務の履行が困難となり、それに伴い、その後、実施する予定であった不動産鑑定評価業務についても実施を見送ったものでございます。具体的には、土地境界確定、地積更正等業務を進める中で、隣地の登記情報等を確認したところ、半坂広場の東側の一部の隣地において、町が実質的に管理している道路ではあるものの、登記上、町の所有となっていない土地があることが判明いたしました。当該土地の所有権移転登記を行うに当たって、登記上の所有者の法定相続人と協議などを行うよう事務を進めたものの、連絡が取れない法定相続人がいるなどの問題が生

じ、土地境界確定、地積更正業務の履行が困難な状況に至りました。

なお、今後につきましては、弁護士相談等を通じながら、本件土地の所有権移転登記を行えるよう事務を進めるとともに、所有権移転登記が完了次第、半坂広場の売却に向け事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 分かりました。公有財産測量等に関して、両方とも見送りということで、特に旧教育センターのほうに関しては、令和8年5月までは最低活用するということですので、これを機に貴重な町有地です。また活用のことを考えていただけたらと思います。

それから、職員定数条例のほうです。今後の内訳は特に決まっていないということですし、人員に関して。今後の突発業務等に対し柔軟な人員配置をするということ、理解しました。

それから、先ほど管理職も含め特定の部局に超過勤務が多いか少ないかということをお尋ねしたのですが、管理職以外のところを限定してお答えになったので、状況が把握できないところですが、いずれにせよ、先ほど戸田議員も言われたように、業務の質と量に見合った職員配置は必要なものと考えますので、そのように進めていただけたらと思います。

次の質問です。職員定数条例についてです。

先ほど、教育委員会部局について、当時5名増員したものの、結局、当時68人だったのが、今年の4月現在で63人。その後、増やしたにもかかわらず職員数が減っています。こういった事情があるのでしょうか。学童、学校、保育、体育館、歴史等、依然として課題山積の教育こども部ですが、平成30年度、定数増をしたにもかかわらず、職員配置が進んでいないように見えるのですが、どうなのか、伺っておきます。

もう一つ、全体で見ても平成30年当時の職員数は266人でした。その後、職員定数条例は増やしているものの、結局、これに関しても全体を見たときでも、実質の職員数が267人と、1名しか増えていない状態です。平成30年以降、既に定数増しているにもかかわらず、職員の配置が進んでいないようにも見えるんですが、こういった事情か、この点も伺っておきます。

総合政策部長 それでは、職員定数条例について再度のお尋ねでございます。

教育委員会部局における職員数について、一旦は増やしましたが、現状減っているということで、その理由についてでございますが、教育委員会部局における職員数が以前と比べて減っている理由につきましては、主に平成30年度末をもって第二幼稚園を閉園したこと、そして、令和2年度の子育て世代包括支援センター開設時に健康福祉部への保育士の異動があったこと、そして、令和3年度当初に第四保育所を移転した際に定数規模を縮小したこと、また、第一幼稚園につきましても、在園児数の減少により学級数が減ったことに伴い、平成30年12月時点で35人いた保育士や幼稚園教諭が、令和6年度

当初では21人と、14人減少したことによるものでございます。

一方、そのほかの事務局職員につきましては、ここ5年間で図書館職員や学芸員、家庭児童相談員、指導主事等を増員して、業務体制の充実を図ってきたところであり、平成30年12月時点では33人であったところ、令和6年度当初では42人と、9人の増員となっております。

これらのことから、教育委員会部局における職員配置については、職員定数の範囲内において、その時々必要性等を踏まえながら、職員配置に努めてきたところでございます。

次に、町全体の職員数に大きな増加が見られないということでございます。町全体の職員数が、平成30年度と令和6年度とでは横ばい状況にある事情といたしましては、平成30年度以降、町では事務系職種を消防職員などで増員を進めてきた一方で、保育士や幼稚園教諭、技能労務職は減少したことから、総数で見た場合には、特に大きな増加が見られないというものでございます。

以上でございます。

中田議員 分かりました。いろいろな事情があつて、実態として、総数としてはそれほど変わっていないという現状があるということです。いずれにしても、今回、10名増ということですので、職員の皆さんの仕事の質の担保というところには、ぜひつなげていただきたいと思います。

最後に質問します。

先ほども言いましたように、定数増は一定必要なことだとは思いますが、一方で、仕事の効率化も重要です。現状、どういう取組がなされ、その効果をどのように測っているか、伺っておきます。

総合政策部長 近年、コロナ禍を契機とした業務の見直しやテレワークの導入、行政手続のオンライン化、L G W A N系端末でインターネットを閲覧するためのシステムの構築、文書管理決裁システムの導入など、デジタル化による業務の効率化に様々取り組んでいるところでございます。

その効果を、取組ごとに定量的に測定することは困難であります。これらの取組や各部局における業務改善努力の結果、先ほど御答弁申し上げたとおり、時間外勤務に係る1人当たりの月平均時間数は、平成30年度の約21時間から、令和5年度は約9時間にまで減少しているところでございます。また、テレワークや時差出勤など、子育てや介護の両立などの働き方改革を積極的に進めてきたところでございます。

今後も、窓口業務の改善やA I技術の活用等を含めたD Xの取組などをさらに推進し、引き続き業務の効率化と働きやすい職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第95号議案 島本町職員定数条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第95号議案 島本町職員定数条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の討論を行います。

令和6年人事院勧告は、その特徴として、「人材確保に向けて、多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ」というふうに述べています。給与改定においては約30年振りとなる高水準のベースアップとなっており、大変喜ばしいことですが、適切に、ゆとりを持った職員定数の下、適切に職員を配置することなくして、人事院勧告が言うところの多様で有為な人材の確保、職員の成長支援と組織パフォーマンス向上、Well-beingの実現に向けた環境整備は実現いたしません。

育児休業の取得率がほぼ100%という時代、男女共同参画へのさらなる一歩が組織力の低下を招いたり、他の職員の負担増になったりすることがないように、正規職員のゆとりある配置に努めていただきたいと思います。

コロナ禍を経て、基礎自治体の職員は全てがエッセンシャルワーカーであることに多くの市民が気づいたはずです。住民のウェルビーイングの実現は、町職員のウェルビーイングがあってこそ実現するものです。これを機に、行き過ぎたコストカットによる改悪から、ゆとりから生まれる創造、住民と協働し、住民の期待に応えられる行政へと、真の改革が行われる環境に近づけるよう期待いたしまして、賛成の討論いたします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第95号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

清水議長 起立全員であります。

よって、第95号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第96号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 他に討論ありませんか。

大久保議員 第96号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、大阪維新の会を代表し、討論を行います。

議員のなり手不足について、その原因の1つが町村議会議員の低額な議員報酬、全国平均約21万円であることにあると考えられていることは周知の事実であります。しかしながら、その一方で、国民は物価高などで苦しい、民間の賃金を底上げしてから上げるなら分かるが、税金からもらう側だけが上がるのはおかしいという厳しい御意見があることも事実であります。

基礎自治体の半分以上は町村であり、全国町村議会議長からの議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望の第7番目に、低額な議員報酬の改善と挙げられている中、その議員と一般職職員が同じ制度でよいのか、この議論が進まない中で、今回の条例改正を判断することは難しいと考え、保留の討論といたします。

清水議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

（午後1時24分 山口議員・中嶋議員・大久保議員 退席）

これより、採決を行います。

第96号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

清水議長 起立全員であります。

よって、第96号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

（午後1時25分 山口議員・中嶋議員・大久保議員 出席）

引き続き、第97号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第97号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の討論をいたします。

人事院勧告は、国家公務員の処遇を改善するための仕組みであり、原則としては国家公務員を対象にしたものです。本町職員の給与等の勤務条件については、地方公務員法第14条に規定された情勢適用の原則により、国家公務員や民間人と比べて適切かどうかを常に考えていかなければなりません。

厚生労働省が公表した令和5年度版の労働経済の分析によりますと、日本の1人当たりの賃金は、過去25年間ほぼ横ばいで推移してきたと言います。物価だけが上がって賃金が停滞している状況は、雇用環境としても、社会のありようからしても、決して望ましいものではありません。

このたびの条例の一部改正は、社会情勢を鑑みて、妥当かつ不可欠なものと考え、賛成といたします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第97号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

清水議長 起立全員であります。

よって、第97号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第98号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第98号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

清水議長 起立全員であります。

よって、第98号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第99号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第99号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論いたします。

会計年度任用職員の制度は、地方公務員法及び地方自治法の改正によって、全国全ての市町村で令和2年4月1日から始まったものです。円滑で効率的な行政運営の名の下、人件費の抑制に寄与するものとして当たり前となってきました。しかし、他方で、そこに働くのは「人」であり、生活者として自立して豊かに暮らせなくてはならない点が軽視されてきたという側面は否定できません。効率化の追求が、官製ワーキングプアという社会の歪みを生み出したと言えます。その中で、近年、ようやく待遇改善の必要性・重要性を問う声が挙がってきました。こうした動きは、会計年度任用職員の多くが女性であるということからも、見逃せない変化であると考えます。

本町でも、段階的に待遇改善に取り組まれていることは必然であり、むしろ、もっと早くてもよかったと思うところですが、給与改定、手当のそれぞれについて遡及適用するとの判断は、公平にかなう適切な判断であると考えます。また、さきに述べた待遇改善の必要性・重要性という点では、規則において時間額や月額を定めて任用している消費者相談員、スクールカウンセラーなどなどについても、処遇改善から取りこぼれていることがあってはならず、今後の課題になると考えます。

これらの職種についても、時期を含めて適切な対応が必要である旨を付言し、賛成の討論といたします。

清水議長 反対の討論の方がいないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第99号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

清水議長 起立全員であります。

よって、第99号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第100号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算（第6号）に対する討

論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第100号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

清水議長 起立全員であります。

よって、第100号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第101号議案 令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第101号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

清水議長 起立全員であります。

よって、第101号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第102号議案 令和6年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第102号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第102号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第103号議案 令和6年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第103号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第103号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第104号議案 令和6年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第104号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第104号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第105号議案 令和6年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）に対

する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第105号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第105号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10、第1号意見書案 再審法改正を求める意見書を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第1号意見書案 再審法改正を求める意見書に対しまして、提案理由において賛成させていただき、上程されたこの意見書に対して、自由民主クラブを代表いたし、討論を行います。

冤罪は許されるものではなく、冤罪が起こってしまった事件について、法務省においては再犯防止に向けた検討が行われてきています。再審請求審における検察官手持証拠の全面開示については、平成23年から平成26年にかけて行われた法制審議会一新時代の刑事司法制度特別部会において議論がなされました。当時は、再審請求における証拠開示について一般的なルールを設けること自体が困難である、また、手続の構造の異なる再審請求審において、通常審の証拠開示制度を転用することは整合しないといった問題点が指摘され、制度化するというのがならなかった結論に至った、この経緯においては、私どもの会派としても、この意見書の内容について、この経緯から出されたものと判断し、賛成しております。

平成28年に成立した刑事訴訟法の一部を改正する法律の附則において政府に検討を求められ、平成29年3月から最高裁判所、そして法務省、日本弁護士連合会、警察庁の担

当方で構成する刑事手続に関する協議会において協議、意見交換が行われたと承知しております。さらに、令和４年７月から刑事法研究者等の有識者、そして法曹三者、警察庁及び法務省の担当者によって構成されています改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会が開催されており、この協議会全体の案件、令和６年１１月末で１６回が開催されています。

この中においても、１点、どうしても提案者まで至らない部分においては、検察官の抗告権を排除することについては、やはり違法、不当な再審開始決定があった場合に、法的安定性の見地から、これを是正する余地をなくしてしまうのではないかという問題があることや、また、司法制度全体の在り方とともに関連するものでもあるため、やはり、現在行われております改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会での十分な協議を継続していただきたく、現在、この第１１回の協議においては論点整理案も出されています。

この引き続きの協議を、現在審議中ということで、今回は、内容においては賛成させていただきます。意見書の討論とさせていただきます。

清水議長 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第１号意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第１号意見書案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第１１、第２号意見書案 性暴力救援センター・大阪ＳＡＣＨＩＣＯの存続と体制強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これより、採決を行います。

第２号意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第２号意見書案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、１２月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 御異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを、休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和6年島本町議会12月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、来年2月27日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変御苦勞さまでございました。

(午後1時42分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

- 永山議員 1. 共同親権の導入に向けた自治体の課題整理について
2. 香害・化学物質過敏症
～理解をさらに深める取り組みを～

- 川嶋議員 1. 低出生体重児への支援・ケアについて
2. がん罹患者への「アピアランスケア」について

- 第 8 号報告 令和6年度島本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
第 9 号報告 損害賠償の額を定めることの専決処分について
第 10 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
第 91 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第 92 号議案 工事請負契約の変更について
第 93 号議案 島本町印鑑条例の一部改正について
第 94 号議案 島本町税条例の一部改正について
第 95 号議案 島本町職員定数条例の一部改正について
第 96 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
第 97 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第 98 号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第 99 号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第 100 号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算（第6号）
第 101 号議案 令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
第 102 号議案 令和6年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第 103 号議案 令和6年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
第 104 号議案 令和6年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）
第 105 号議案 令和6年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）
第 1 号意見書案 再審法改正を求める意見書
第 2 号意見書案 性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化を求める意見書

令和6年島本町議会12月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
第 2 号 選 挙	島本町選挙管理委員補充員の選挙について	12月13日 4 名 当 選
一 般 質 問	1. 町営住宅の退去準備から新規入居まで 2. 中小企業者の受注機会の増大にむけた取組について 3. 避難所への避難で真夏・真冬に必要な物	〃 福 嶋 議 員
	1. 島本町の高齢者ごみ出し問題、その後について 2. 島本町の高齢者移動支援について	〃 大 久 保 議 員
	1. 多様な学びの場の充実と教育の総合的ビジョン 2. 連続テレビ小説「虎に翼」が伝えたかったこと	〃 戸 田 議 員
	1. 生ごみの堆肥を活用し循環型を！ 2. 就学前児童に対する幼児教育・保育について v o l . 2	〃 伊 集 院 議 員
	1. 文書保存の考え方について 2. 地球規模のプラスチック汚染について	〃 中 田 議 員
	日本一の英語教育を掲げる町へ舵を切ろう！	〃 中 嶋 議 員
	財政状況について	〃 山 口 議 員
	1. 共同親権の導入に向けた自治体の課題整理について 2. 香害・化学物質過敏症 ～理解をさらに深める取り組みを～	12月16日 永 山 議 員
	1. 低出生体重児への支援・ケアについて 2. がん罹患患者への「アピアランスケア」について	〃 川 嶋 議 員
第 8 号 報 告	令和6年度島本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について	〃 報告を承る
第 9 号 報 告	損害賠償の額を定めることの専決処分について	〃 報告を承る
第 1 0 号 報 告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	〃 報告を承る
第 9 1 号 議 案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 9 2 号 議 案	工事請負契約の変更について	〃 原 案 可 決
第 9 3 号 議 案	島本町印鑑条例の一部改正について	〃 原 案 可 決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 9 4 号 議 案	島本町税条例の一部改正について	1 2 月 1 6 日 原 案 可 決
第 9 5 号 議 案	島本町職員定数条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 9 6 号 議 案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 9 7 号 議 案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につい て	〃 原 案 可 決
第 9 8 号 議 案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につい て	〃 原 案 可 決
第 9 9 号 議 案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す る条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 1 0 0 号 議 案	令和 6 年度島本町一般会計補正予算（第 6 号）	〃 原 案 可 決
第 1 0 1 号 議 案	令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予 算（第 2 号）	〃 原 案 可 決
第 1 0 2 号 議 案	令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 2 号）	〃 原 案 可 決
第 1 0 3 号 議 案	令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）	〃 原 案 可 決
第 1 0 4 号 議 案	令和 6 年度島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）	〃 原 案 可 決
第 1 0 5 号 議 案	令和 6 年度島本町下水道事業会計補正予算（第 1 号）	〃 原 案 可 決
第 1 号意見書案	再審法改正を求める意見書	〃 原 案 可 決
第 2 号意見書案	性暴力救援センター・大阪 S A C H I C O の存続と 体制強化を求める意見書	〃 原 案 可 決

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年12月16日

島本町議会議長

清水貞治

署名議員（1番）

川嶋玲子

署名議員（10番）

平井均

令和 6 年

島本町議会 1 2 月定例会議議案

島 本 町

令和6年島本町議会12月定例会議議事日程

議事日程第1号

令和6年12月13日（金）午前10時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	諸般の報告	
日程第3	第2号選挙	島本町選挙管理委員補充員の選挙について
日程第4	一般質問	
日程第5	第8号報告	令和6年度島本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
日程第6	第9号報告	損害賠償の額を定めることの専決処分について
日程第7	第10号報告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
日程第8	第91号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第9	第92号議案	工事請負契約の変更について
日程第10	第93号議案	島本町印鑑条例の一部改正について
日程第11	第94号議案	島本町税条例の一部改正について
日程第12	第95号議案	島本町職員定数条例の一部改正について
	第96号議案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	第97号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
	第98号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
	第99号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	第100号議案	令和6年度島本町一般会計補正予算（第6号）
	第101号議案	令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第102号議案	令和6年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	第103号議案	令和6年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第104号議案	令和6年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）
	第105号議案	令和6年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）

(議事日程第1号)

日程第4 一般質問

- 福嶋議員 1. 町営住宅の退去準備から新規入居まで
2. 中小企業者の受注機会の増大にむけた取組について
3. 避難所への避難で真夏・真冬に必要な物
- 大久保議員 1. 島本町の高齢者ごみ出し問題、その後について
2. 島本町の高齢者移動支援について
- 戸田議員 1. 多様な学びの場の充実と教育の総合的ビジョン
2. 連続テレビ小説「虎に翼」が伝えたかったこと
- 伊集院議員 1. 生ごみの堆肥を活用し循環型を！
2. 就学前児童に対する幼児教育・保育について v o l . 2
- 中田議員 1. 文書保存の考え方について
2. 地球規模のプラスチック汚染について
- 中嶋議員 日本一の英語教育を掲げる町へ舵を切ろう！
- 山口議員 財政状況について
- 永山議員 1. 共同親権の導入に向けた自治体の課題整理について
2. 香害・化学物質過敏症
～理解をさらに深める取り組みを～
- 川嶋議員 1. 低出生体重児への支援・ケアについて
2. がん罹患者への「アピアランスケア」について

令和6年島本町議会12月定例会議事日程

議事日程第2号

令和6年12月16日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

永山議員 1. 共同親権の導入に向けた自治体の課題整理について
2. 香害・化学物質過敏症
～理解をさらに深める取り組みを～

川嶋議員 1. 低出生体重児への支援・ケアについて
2. がん罹患者への「アピアランスケア」について

日程第2 第8号報告 令和6年度島本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

日程第3 第9号報告 損害賠償の額を定めることの専決処分について

日程第4 第10号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第5 第91号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第6 第92号議案 工事請負契約の変更について

日程第7 第93号議案 島本町印鑑条例の一部改正について

日程第8 第94号議案 島本町税条例の一部改正について

日程第9 第95号議案 島本町職員定数条例の一部改正について

第96号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第97号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第98号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第99号議案 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第100号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算（第6号）

第101号議案 令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第102号議案 令和6年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第103号議案 令和6年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第 1 0 4 号議案 令和 6 年度島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 0 5 号議案 令和 6 年度島本町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第10 第 1 号意見書案 再審法改正を求める意見書

日程第11 第 2 号意見書案 性暴力救援センター・大阪 S A C H I C O の存続と
体制強化を求める意見書

議員の派遣について（報告）

島本町議会会議規則第129条第1項ただし書きの規定に基づき、次のとおり議員を派遣したので報告する。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

島本町議会

議長 清 水 貞 治

1 大阪府北部地区議長会議員研修会

(1) 目 的 議員活動に資する外部専門知識修養のため

(2) 研修内容 「対話する議会・議員」

～SOUNDカードを活用した、住民との意見交換、議員間討議～

(3) 派遣場所 大阪府豊能郡能勢町（能勢町淨るりシアター）

(4) 期 間 令和 6 年 1 1 月 1 4 日

(5) 派遣議員 （出席議員 1 1 名）

川嶋議員、野口議員、山口議員、中嶋議員、
大久保議員、福嶋議員、東田議員、平井議員、
伊集院議員、戸田議員、永山議員

第 2 号 選 挙

島 本 町 選 挙 管 理 委 員 補 充 員 の 選 挙 に つ い て

島 本 町 選 挙 管 理 委 員 補 充 員 の 選 挙 を 行 う べ き 事 由 が 生 じ た た め 、
地 方 自 治 法 第 1 8 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 選 挙 を 行 い ま す 。

令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

島 本 町 議 会 議 長 清 水 貞 治

第 8 号 報 告

令和 6 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）の専
決処分について

令和 6 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）について、地方
自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定によ
り次のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日 提出

島本町長 山 田 紘 平

令和 6 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度島本町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 , 0 7 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 , 5 2 6 , 9 4 3 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 0 月 4 日専決

島本町長 山 田 紘 平

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,662,231	14,079	2,676,310
	3 国庫委託金	6,470	14,079	20,549
歳入	合 計	17,512,864	14,079	17,526,943

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,484,021	14,079	4,498,100
	4 選挙費	5,419	14,079	19,498
歳 出	合 計	17,512,864	14,079	17,526,943

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	2,662,231	14,079	2,676,310
歳入合計	17,512,864	14,079	17,526,943

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,484,021	14,079	4,498,100	14,079	0	0	0	0
歳 出 合 計	17,512,864	14,079	17,526,943	14,079	0	0	0	0

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 3. 国庫委託金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫委託金	261	14,079	14,340	1 選挙費委託金	14,079	衆議院議員選挙事務委託金 14,079
計	6,470	14,079	20,549			

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

(単位 : 千円)

[illegible]

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
										管理職特別勤務手当	470
								7 報償費	12	報償金	12
										選挙協力報償	12
								8 旅費	86	費用弁償	79
										普通旅費	7
								10 需用費	673	消耗品費	312
										事務用消耗品	220
										啓発用消耗品	72
										刊行図書	20
										燃料費	5
										マイクロバス燃料	5
										食糧費	30
										選挙賄	30
										印刷製本費	271
										入場整理券等	110
啓発チラシ	137										
町封筒	24										
修繕料	55										

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他						
									備品修理	55		
									11 役務費	2,781	通信運搬費	2,485
											郵便料	2,401
											臨時電話等使用料	84
											手数料	296
											交付機・計数機点検	296
									12 委託料	2,192	事務等委託料	2,192
											選挙公報配布業務	666
											ポスター掲示場作製等業務	1,395
											鍵開閉等業務	109
											マイクロバス運行業務	19
											体育館受付管理業務	3
									13 使用料及び 賃借料	937	使用料	31
投票所使用料	12											
公営個人演説会場使用料	19											
賃借料	906											

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
									投票箱・立会人送迎用タクシー 借上 投票所机・椅子等借上 仮眠用寝具借上 電子複写機借上	
計	5, 419	14, 079	19, 498	国庫支出金 14, 079	0	0	0		86 710 7 103	

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	3	－	25,920	11,060	1,556	457	38,993	6,861	45,854	
	議 員	14	53,424	－	22,712	－	－	76,136	14,485	90,621	
	その他	660	31,663	－	－	－	－	31,663	－	31,663	
	計	677	85,087	25,920	33,772	1,556	457	146,792	21,346	168,138	
補 正 前	長 等	3	－	25,920	11,060	1,556	457	38,993	6,861	45,854	
	議 員	14	53,424	－	22,712	－	－	76,136	14,485	90,621	
	その他	545	30,693	－	－	－	－	30,693	－	30,693	
	計	562	84,117	25,920	33,772	1,556	457	145,822	21,346	167,168	
比 較	長 等	0	－	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	－	0	－	－	0	0	0	
	その他	115	970	－	－	－	－	970	－	970	
	計	115	970	0	0	0	0	970	0	970	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	242 (417)	533,382	898,563	779,381	2,211,326	396,331	2,607,657
補 正 前	242 (367)	531,112	898,563	775,223	2,204,898	396,331	2,601,229
比 較	0 (50)	2,270	0	4,158	6,428	0	6,428

[注] () 内は、短時間勤務職員【外書】

職員手当 の内訳	区 分	時 間 外 勤務手当 (千円)	管 理 職 特別勤務 手当 (千円)
	補 正 後	74,758	1,670
	補 正 前	71,070	1,200
	比 較	3,688	470

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		備 考	
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		普通昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	4,158	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	4,158	時間外勤務手当 管理職特別勤務手当	3,688 千円 衆議院議員選挙対応 470 千円 衆議院議員選挙対応

[注] 会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増減額は除く。

第 9 号 報 告

損 害 賠 償 の 額 を 定 め る こ と の 専 決 処 分 に つ い て

損 害 賠 償 の 額 を 定 め る こ と に つ い て、地 方 自 治 法（昭 和 2 2 年
法 律 第 6 7 号）第 1 8 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 処 分 し
た の で、同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 報 告 す る。

令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

損害賠償の額を定めることの専決処分について

町立第二保育所及び町立第四保育所の令和6年7月1日から同月31日までの電気使用料支払遅延について、関西電力株式会社を相手方とし、これに対する損害を次のとおり賠償する。

令和 6 年 1 0 月 2 8 日 専 決

島本町長 山 田 紘 平

損害賠償額 1 , 7 2 3 円

第 9 号報告資料

損害賠償の額を定めることの専決処分について

1 報告理由

損害賠償の額を定めることについて、令和 6 年 10 月 28 日に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

2 報告の概要

町立第二保育所及び町立第四保育所の令和 6 年 7 月 1 日から同月 31 日までの電気使用料支払遅延について、関西電力株式会社を相手方とし、これに対する損害を次のとおり賠償したもの。

3 参考資料（別添）

(1) 損害賠償額（延滞利息）の計算方法

(参考資料(1))

損害賠償額（延滞利息）の計算方法

1 電気使用料（令和6年7月1日から令和6年7月31日）

第二保育所 275,385円

第四保育所 163,986円

合 計 439,371円

2 支払期限日

令和6年9月2日

3 支払完了日

令和6年9月20日

4 経過日数

18日間（令和6年9月3日から令和6年9月20日）

5 延滞利息年利

10%

6 計算方法

(1) 第二保育所

$275,385円 - 33,884円（再エネ発電促進賦課金） = 241,501円$

$241,501円 \div 1.1（消費税割戻し） = 219,546円（1円未満切捨）$

$219,546円 \times 10\% \times 18日間 \div 365日 = 1,082円（1円未満切捨）$

(2) 第四保育所

$163,986円 - 20,898円（再エネ発電促進賦課金） = 143,088円$

$143,088円 \div 1.1（消費税割戻し） = 130,080円$

$130,080円 \times 10\% \times 18日間 \div 365日 = 641円（1円未満切捨）$

7 損害賠償額（延滞利息）

第二保育所 1,082円

第四保育所 641円

合 計 1,723円

第 1 0 号 報 告

損 害 賠 償 の 額 を 定 め る こ と 及 び 和 解 の 専 決 処 分 に つ
い て

損 害 賠 償 の 額 を 定 め る こ と 及 び 和 解 に つ い て 、 地 方 自 治 法 （ 昭
和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 次 の と お
り 処 分 し た の で 、 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 報 告 す る 。

令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

令和6年8月8日町立第三学童保育室内において発生した事故について、島本町若山台二丁目地内在住者を相手方とし、これに対する損害を次のとおり賠償し、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により和解する。

令和 6 年 1 1 月 7 日専決

島本町長 山 田 紘 平

損害賠償額 7 , 7 7 0 円

第 10 号報告資料

損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

1 報告理由

損害賠償の額を定めること及び和解について、令和 6 年 11 月 7 日に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

2 報告の概要

令和 6 年 8 月 8 日町立第三学童保育室内において発生した事故について、島本町若山台二丁目地内在住者を相手方とし、これに対する損害を次のとおり賠償し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 695 条の規定により和解したもの。

3 参考資料（別添）

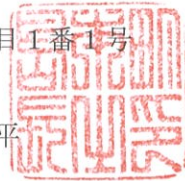
- (1) 示談書（写）
- (2) 物品損傷写真

示 談 書

本件事故に関し、下記のとおり示談が成立しましたので、今後いかなる事情が発生しても、双方とも意義の申し立てをしないことを確約いたします。

令和6年11月 / / 日

第一当事者（甲） 住 所 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
島本町
氏 名 代表者 島本町長 山田 紘平



第二当事者（乙） 住 所 大阪府三島郡島本町若山台二丁目
氏 名 [REDACTED]（親権者： [REDACTED] ・ [REDACTED]）

記

- 1 事故発生日時 令和6年8月8日（木）午後5時00分頃
- 2 事故発生場所 大阪府三島郡島本町桜井二丁目25番1号
町立第三学童保育室内

3 事故の原因状況結果

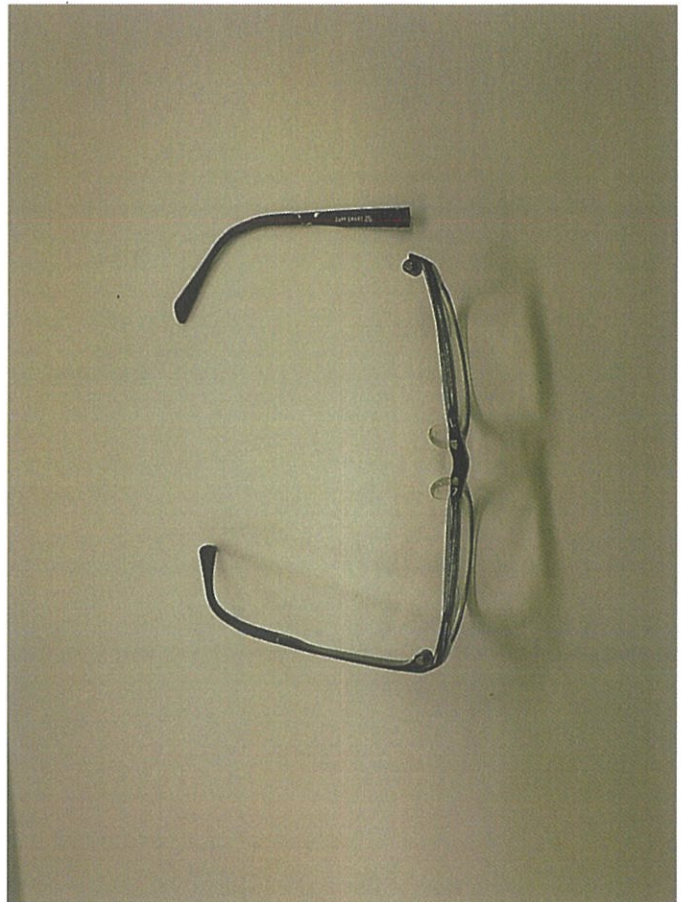
上記日時、場所で（乙）が過ごしていた際に、（乙）が歌を口ずさんでいた。（乙）の後方にいた学童保育室指導員（以下、（丙）という。）がその歌と一緒に歌ったところ、それに気がついた（乙）が急に立ち上がり、教卓のそばに立っていた（丙）の方に走っていき、そのまま顔面から（丙）の腹部にぶつかった。（乙）が（丙）にぶつかった時にパキッと音がし、（乙）がかけていた眼鏡のフレームの左こめかみ辺りが割れた。

なお、本件事故において（乙）に加害性は認められない。

4 示談内容

（甲）は（乙）に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、（甲）の加入する保険会社・損害保険ジャパン株式会社より、眼鏡フレーム修繕費用7,770円を支払う。これにより、本件示談の他（甲）（乙）間に一切の債権債務関係がないことを確認する。

以上



第 9 1 号 議 案

固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 の 選 任 に つ き 同 意 を 求
め る こ と に つ い て

固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 と し て 、 次 の と お り 選 任 し た い の
で 、 地 方 税 法 （ 昭 和 2 5 年 法 律 第 2 2 6 号 ） 第 4 2 3 条 第 3 項 の
規 定 に よ り 、 議 会 の 同 意 を 求 め る 。

令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

氏 名 上 田 秀 樹

住 所 島 本 町 桜 井 五 丁 目

生 年 月 日 昭 和 3 9 年 1 1 月 1 6 日

提 案 理 由

任 期 満 了 に 伴 い 、 再 任 す る も の 。

議案資料

略 歴

最終学歴	昭和 6 3 年 3 月	京都産業大学外国語学部卒業
職 歴	昭和 6 3 年 4 月	株式会社 K S A インターナショナル採用
	平成 1 7 年 6 月	退職
	平成 1 8 年 5 月	有限会社アンドユー採用
	平成 1 9 年 8 月	退職
	平成 2 0 年 1 1 月	上田行政書士事務所開設
	平成 2 2 年 2 月	固定資産評価審査委員会委員（現在に至る。）
	平成 3 0 年 7 月	人権擁護委員（現在に至る。）

第 9 2 号 議 案

工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て

令 和 5 年 6 月 2 6 日 議 決 に 係 る 新 庁 舎 建 設 工 事 請 負 契 約 の 一 部
を 変 更 す る 契 約 を 次 の と お り 締 結 す る。

令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

契 約 金 額	変 更 前	金 3 , 1 8 5 , 6 0 0 , 0 0 0 円
	変 更 後	金 3 , 3 6 8 , 1 3 4 , 0 0 0 円

提 案 理 由

工 事 請 負 契 約 書 第 2 5 条 第 6 項 （ イン フ レ ス ラ イ ド 条 項 ） の
規 定 に よ り 、 請 負 金 額 を 変 更 し た い た め。

第 9 2 号議案資料

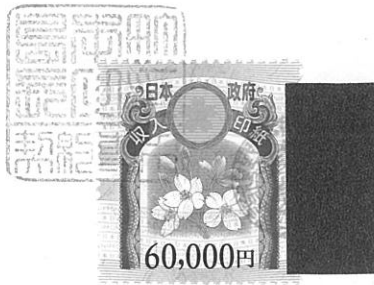
工事請負契約の変更について

1 変更の概要

工事の名称	新庁舎建設工事
契約金額	変更前 金 3, 1 8 5, 6 0 0, 0 0 0 円
	変更後 金 3, 3 6 8, 1 3 4, 0 0 0 円

2 契約の概要

仮契約書（写）（別紙）



工事請負変更契約書

工 事 名 島本町新庁舎建設工事

工事場所 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

令和5年6月26日に島本町議会の議決を得て、発注者と受注者との間に締結した頭書の工事に関する請負契約を変更するため、契約を締結する。

なお、この契約書は、仮契約書につき、発注者がこの契約について、島本町議会の議決を経たときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の契約書とみなす。

1 請負代金額の変更

原契約の請負代金額に金182,534,000円を増額する。

2 消費税及び地方消費税の額の変更

原契約のうち取引に係る消費税及び地方消費税額に金16,594,000円を増額する。

3 第39条第1項に定める債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額を、次のとおり変更する。

令和6年度 2,286,414,000円

令和7年度 157,239,000円

令和8年度 769,933,000円

4 第39条第2項に定める支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額を、次のとおり変更する。

令和6年度 2,540,460,000円

令和7年度 174,710,000円

令和8年度 481,244,000円

5 その他

原請負契約書のとおり

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者受注者が記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和 6 年 1 1 月 1 日

発注者 住 所 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
島 本 町
氏 名 代表者 島本町長 山田 紘平



受注者 住 所 大阪市北区堂島1丁目2番5号堂北ダイビル
北野建設株式会社大阪支店
氏 名 支店長 渡邊 裕司



第 9 3 号 議 案

島 本 町 印 鑑 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

島 本 町 印 鑑 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 次 の よ う に 定 め る。

令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

提 案 理 由

コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 等 に お け る 印 鑑 登 録 証 明 書 の 交 付 実 施 に
伴 い、所 要 の 改 正 を 行 う も の。

島本町条例第 号

島本町印鑑条例の一部を改正する条例

島本町印鑑条例（昭和54年島本町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第13条中「印鑑登録証明」を「、印鑑登録証明」に、「提出して」を「提示して」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証明を受けようとするときは、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示して町長に申請することができる。この場合において、当該印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号）第33条第8項の規定による入力を自ら行わなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器

により印鑑登録証明を受けようとするときは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書その他の同項に規定する利用者証明用電子証明書のうち規則で定めるものを利用して町長に申請しなければならない。この場合において、当該印鑑登録者は、当該通信端末機器に暗証番号の入力その他の操作を行わなければならない。

第15条中「のいずれかに該当するとき」を「に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める場合」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 第13条第1項の規定による申請 次のアからエまでのいずれかに該当する場合

ア 登録証を提出しないとき。

イ 登録証の登録番号が識別できないとき。

ウ 所定の証明方法によらないとき。

エ その他町長が適当でないと認めるとき。

(2) 第13条第2項の規定による申請 次のアからエまでのいずれかに該当する場合

ア 個人番号カードの提示がないとき。

イ 個人番号カードに記載された事項が確認できないとき。

ウ 第13条第2項に規定する入力ができないとき。

エ 前号ウ又はエに該当するとき。

(3) 第 13 条第 3 項の規定による申請 次のアからウまでのいずれかに該当する場合

ア 第 13 条第 3 項に規定する利用者証明用電子証明書を利用しないとき。

イ 第 13 条第 3 項に規定する暗証番号の入力その他の操作を行うことができないとき。

ウ 第 1 号ウ又はエに該当するとき。

第 16 条第 1 項中「第 13 条」を「第 13 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 13 条」を「第 13 条第 1 項」に、「添えて」を「提示して」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 31 日までの間において規則で定める日から施行する。

第 9 3 号議案 島本町印鑑条例の一部改正について

議案提出課 健康福祉部 住民課

1 提案理由

コンビニエンスストア等における印鑑登録証明書の交付実施に伴い、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

マイナンバーカードを用いてコンビニエンスストア等及び窓口で印鑑登録証明書の申請ができるよう規定の整備を行うもの。

3 施行期日

令和 7 年 3 月 3 1 日までの間において規則で定める日

島本町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(登録印鑑) 第 3 条 略 2 略 (1)～(4) 略 (5) 略 (6) 略 3 略 (印鑑登録証明の申請) 第 1 3 条 印鑑登録者は、<u>印鑑登録証明を受けようとするときは、登録証を提示して町長に申請しなければならない。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証明を受けようとするときは、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示して町長に申請することができる。この場合において、当該印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成 2 6 年総務省令第 8 5 号）第 3 3 条第 8 項の規定による入力を自ら行わなければならない。</u> 3 <u>前 2 項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器により印鑑登録証明を受けようとするときは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書その他の同項に規定する利用者</u>	(登録印鑑) 第 3 条 略 2 略 (1)～(4) 略 (5) <u>同一のものが、多量に製造市販されているもの</u> (6) 略 (7) 略 3 略 (印鑑登録証明の申請) 第 1 3 条 印鑑登録者は、<u>印鑑登録証明を受けようとするときは、登録証を提出して町長に申請しなければならない。</u>

改 正 案	現 行
<u>証明用電子証明書のうち規則で定めるものを利用して町長に申請しなければならない。この場合において、当該印鑑登録者は、当該通信端末機器に暗証番号の入力その他の操作を行わなければならない。</u> (印鑑登録証明の制限) 第15条 町長は次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める場合は、印鑑登録証明をすることができない。 (1) <u>第13条第1項の規定による申請 次のアからエまでのいずれかに該当する場合</u> ア 登録証を提示しないとき。 イ 登録証の登録番号が識別できないとき。 ウ 所定の証明方法によらないとき。 エ その他町長が適当でないと認めるとき。 (2) <u>第13条第2項の規定による申請 次のアからエまでのいずれかに該当する場合</u> ア <u>個人番号カードの提示がないとき。</u> イ <u>個人番号カードに記載された事項が確認できないとき。</u> ウ <u>第13条第2項に規定する入力ができないとき。</u> エ <u>前号ウ又はエに該当するとき。</u> (3) <u>第13条第3項の規定による申請 次のアからウまでのいずれかに該当する場合</u> ア <u>第13条第3項に規定する利用者証明用電子証明書を利用しないとき。</u> イ <u>第13条第3項に規定する暗証番号の入力その他の操作を行うことができないとき。</u> ウ <u>第1号ウ又はエに該当するとき。</u> (代理申請等) 第16条 第4条、第5条第2項、第7条第1項、第8条、第9条、第10条、第11条第1項及び第13条<u>第1項</u>の規定による申請等を行おうとする者が、疾病等やむを得ない理由により、自ら行うことができないときは	(印鑑登録証明の制限) 第15条 町長は次の各号の<u>いずれかに該当するとき</u> <u>は</u>、印鑑登録証明をすることができない。 (1) 登録証を提出しないとき。 (2) 登録証の登録番号が識別できないとき。 (3) 所定の証明方法によらないとき。 (4) その他町長が適当でないと認めるとき。 (代理申請等) 第16条 第4条、第5条第2項、第7条第1項、第8条、第9条、第10条、第11条第1項及び第13条<u> </u>の規定による申請等を行おうとする者が、疾病等やむを得ない理由により、自ら行うことができないときは

改 正 案	現 行
代理人により、これを行うことができる。この場合において第13条第1項の申請を除く他の申請等については、登録申請者が作成した委任の旨を証する書面を添えなければならない。 2 第13条第1項の申請について、印鑑登録者以外の者により登録証を提示して申請がなされたときは、当該申請は印鑑登録者の授権による代理人の申請とみなす。	代理人により、これを行うことができる。この場合において第13条____の申請を除く他の申請等については、登録申請者が作成した委任の旨を証する書面を添えなければならない。 2 第13条____の申請について、印鑑登録者以外の者により登録証を添えて申請がなされたときは、当該申請は印鑑登録者の授権による代理人の申請とみなす。

第 9 4 号 議 案

島 本 町 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

島 本 町 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 次 の よ う に 定 め る。

令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

提 案 理 由

令 和 6 年 3 月 3 1 日 付 け 専 決 処 分 に お い て 改 正 漏 れ が あ っ た
た め 、 所 要 の 改 正 を 行 う も の。

島本町条例第 号

島本町税条例の一部を改正する条例

島本町税条例（平成 2 年島本町条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 7 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）」に、「令和 3 年改正法」を「令和 6 年改正法」に、「附則第 1 4 条第 1 項」を「附則第 2 1 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 2 1 条の 3 の 2 中「令和 3 年改正法附則第 1 4 条第 1 項」を「令和 6 年改正法附則第 2 1 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の島本町税条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

第 9 4 号議案資料

島本町税条例の一部改正について

1 提案理由

令和 6 年 3 月 3 1 日付け専決処分において改正漏れがあったため、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置について、所要の規定を整備するもの（附則第 1 7 条の 2 及び第 2 1 条の 3 の 2 関係）。

3 新旧対照表

4 施行期日

公布の日

島本町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
附 則 第17条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「<u>令和6年改正法</u>」という。）<u>附則第21条第1項</u>の規定に基づき、<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税</u>については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。 第21条の3の2 <u>令和6年改正法附則第21条第1項</u>の規定に基づき、<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税</u>については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。	附 則 第17条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「<u>令和3年改正法</u>」という。）<u>附則第14条第1項</u>の規定に基づき、<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税</u>については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。 第21条の3の2 <u>令和3年改正法附則第14条第1項</u>の規定に基づき、<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税</u>については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

第 9 5 号 議 案

島 本 町 職 員 定 数 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

島 本 町 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を 次 の よ う に 定 め る。

令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

提 案 理 由

町 長 の 事 務 部 局 の 職 員 等 の 定 数 を 見 直 す た め 、 所 要 の 改 正 を
行 う も の。

島本町条例第 号

島本町職員定数条例の一部を改正する条例

島本町職員定数条例（昭和４６年島本町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「１３９人」を「１４９人」に改め、同条第３号中「７５人」を「７３人」に改め、同条第１０号中「４６人」を「４８人」に改める。

附 則

この条例は、令和７年１月１日から施行する。

第 9 5 号議案資料

島本町職員定数条例の一部改正について

1 提案理由

町長の事務部局の職員等の定数を見直すため、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

職員の定数

	定 数			備 考
	改正案	現 行	差 引	
(1) 町長の事務部局の職員	149人	139人	10人	
(2) 議会の事務部局の職員	4人	4人	0人	
(3) 教育委員会の事務部局の職員	73人	75人	△2人	
(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員	3人	3人	0人	
(5) 監査委員の事務部局の職員	3人	3人	0人	選管部局兼務
(6) 公平委員会の事務部局の職員	3人	3人	0人	選管部局兼務
(7) 農業委員会の事務部局の職員	2人	2人	0人	町長部局兼務
(8) 固定資産評価審査委員会の事務部局の職員	3人	3人	0人	選管部局兼務
(9) 上下水道事業職員	20人	20人	0人	
(10) 消防職員	48人	46人	2人	
合 計	297人	287人	10人	兼務除く

3 新旧対照表

4 施行期日

令和 7 年 1 月 1 日

島本町職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 町長の事務部局の職員 <u>1 4 9 人</u> (2) 略 (3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>7 3 人</u> (4)～(9) 略 (10) 消防職員 <u>4 8 人</u>	(職員の定数) 第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 町長の事務部局の職員 <u>1 3 9 人</u> (2) 略 (3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>7 5 人</u> (4)～(9) 略 (10) 消防職員 <u>4 6 人</u>

第 9 6 号 議 案 （ 議 員 提 出 議 案 ）

島 本 町 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 及 び 費 用 弁 償 等 に 関 す る
条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

島 本 町 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 及 び 費 用 弁 償 等 に 関 す る 条 例 の 一 部
を 改 正 す る 条 例 を 次 の よ う に 定 め る 。

令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

提 出 者 島 本 町 議 会 議 員

川 嶋 玲 子	野 口 日 利 美
福 嶋 保 雄	中 田 み どり
東 田 正 樹	平 井 均
伊 集 院 春 美	戸 田 靖 子
永 山 優 子	

提 案 理 由

令 和 6 年 人 事 院 勧 告 の 給 与 に 関 す る 勧 告 の 内 容 に 鑑 み 、 改 正
す る も の 。

島本町条例第 号

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和35年島本町条例第93号)の一部を次のように改正す
る。

第7条第2項中「100分の217.5」を「100分の2
27.5」に改める。

第2条 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の227.5」を「100分の2
22.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の
規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の島本町議会議員の議員報酬及び
費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」とい
う。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 令和6年12月1日からこの条例の施行の日の前日まで

の間において、第 1 条の規定による改正前の島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定に基づく期末手当の内払とみなし、その差額があるときは、その差額は、同条の規定の施行の日以後の最初の議員報酬の支給日に支給する。

第 9 6 号議案資料

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1 提案理由

令和 6 年人事院勧告の給与に関する勧告の内容に鑑み、改正するもの。

2 議案の概要

期末手当の支給月数を次のとおりとするもの。

【第 1 条関係】

令和 6 年度 期末手当支給月数

	6 月期	1 2 月期	計
改正案	2. 1 7 5 月	2. 2 7 5 月	4. 4 5 月
改正前（現行）	2. 1 7 5 月	2. 1 7 5 月	4. 3 5 月
増加分	—	0. 1 0 0 月	0. 1 0 月

【第 2 条関係】

令和 7 年 4 月以降 期末手当支給月数

	6 月期	1 2 月期	計
改正案	2. 2 2 5 月	2. 2 2 5 月	4. 4 5 月
改正前（現行）	2. 1 7 5 月	2. 1 7 5 月	4. 3 5 月
増加分	0. 0 5 0 月	0. 0 5 0 月	0. 1 0 月

3 新旧対照表

4 施行期日

(1) 第 1 条関係

公布の日

(2) 第 2 条関係

令和 7 年 4 月 1 日

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○第1条関係（公布日施行）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、特別職の職員の給与に関する条例（昭和53年島本町条例第24号）の規定により期末手当を受ける特別職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は町議会の解散による任期満了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は町議会の解散による選挙により再び町議会議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き町議会議員の職に在ったものとみなす。 3 略	（期末手当） 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、特別職の職員の給与に関する条例（昭和53年島本町条例第24号）の規定により期末手当を受ける特別職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は町議会の解散による任期満了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は町議会の解散による選挙により再び町議会議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き町議会議員の職に在ったものとみなす。 3 略

○第2条関係（令和7年4月1日施行）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、特別職の職員の給与に関する条例（昭和53年島本町条例第24号）の規定により期末手当を受ける特別職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は町議会の解散による任期満了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は町議会の解散による選挙により再び町議会議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き町議会議員の職に在ったものとみなす。 3 略	（期末手当） 第7条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、特別職の職員の給与に関する条例（昭和53年島本町条例第24号）の規定により期末手当を受ける特別職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は町議会の解散による任期満了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は町議会の解散による選挙により再び町議会議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き町議会議員の職に在ったものとみなす。 3 略

第 97 号 議 案

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 13 日 提出

島本町長 山 田 紘 平

提 案 理 由

令和 6 年 人 事 院 勧 告 の 改 正 内 容 に 準 じ て 改 正 す る も の 。

島本町条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年島本町条例第52号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「あるのは、
「100分の68.75」を「あるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」に改め、同条第4項中「あるのは、「100分の217.5」を「あるのは「100分の217.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の222.5」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

(単位:円)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500

45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		

	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
	94		299,400	347,400				
	95		299,700	347,800				
	96		300,100	348,200				
	97		300,300	348,400				
	98		300,600	348,800				
	99		301,000	349,200				
	100		301,400	349,500				
	101		301,600	349,800				
	102		301,900	350,200				
	103		302,200	350,600				
	104		302,500	351,000				
	105		302,700	351,500				
	106		303,000	351,900				
	107		303,300	352,300				
	108		303,600	352,700				
	109		303,800	353,200				
	110		304,200	353,600				
	111		304,600	353,900				
	112		304,900	354,200				
	113		305,100	354,700				
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
	126							
	127							
	128							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員			基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額		
			219,500	260,000	279,700	294,900		

別表第２及び別表第３を次のように改める。

別表第２（第３条の２関係）

特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
1	3 9 2 , 0 0 0 円
2	4 4 0 , 0 0 0 円
3	4 9 2 , 0 0 0 円
4	5 5 5 , 0 0 0 円

別表第３（第３条の３関係）

任期付職員給料表

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給 料 月 額	220,000円	225,600円	230,000円	236,000円	242,000円	247,400円	252,100円	256,400円

第２条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２２．５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」を「１００分の１２５」に改め、同条第３項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の６８．７５」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７１．２５」を「１００分の１２５」とあるのは、「１００分の７０」に改め、同条第４項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の

2 1 7 . 5」と、「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 2 2 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは、「1 0 0 分の 2 2 0」に改める。

第 2 1 条第 2 項第 1 号中「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 2 . 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同項第 2 号中「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 4 8 . 7 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 1 . 2 5」を「1 0 0 分の 5 0」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第 9 7 号議案資料

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

1 提案理由

令和 6 年人事院勧告の改正内容に準じて改正するもの。

2 議案の概要

【第 1 条関係】

(1) 給料

ア 一般職員

人事院勧告に準じ、給料表の引上げ改定を行うもの。

イ 特定任期付職員

人事院勧告に準じ、給料表の引上げ改定を行うもの。

ウ 任期付職員

一般職員に準じ、給料表の引上げ改定を行うもの。

(2) 期末手当・勤勉手当（令和 6 年度）

ア 一般職員

区分	6 月期			1 2 月期			計		
	期末 手当	勤勉 手当	計	期末 手当	勤勉 手当	計	期末 手当	勤勉 手当	計
改正案	1. 225月	1. 025月	2. 25月	1. 275月	1. 075月	2. 35月	2. 50月	2. 10月	4. 60月
改正前 (現行)	1. 225月	1. 025月	2. 25月	1. 225月	1. 025月	2. 25月	2. 45月	2. 05月	4. 50月
増加分	—	—	—	0. 050月	0. 050月	0. 10月	0. 05月	0. 05月	0. 10月

イ 暫定再任用職員

区分	6 月 期			1 2 月 期			計		
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計
改 正 案	0.6875月	0.4875月	1.175月	0.7125月	0.5125月	1.225月	1.400月	1.000月	2.40月
改 正 前 (現 行)	0.6875月	0.4875月	1.175月	0.6875月	0.4875月	1.175月	1.375月	0.975月	2.35月
増 加 分	—	—	—	0.0250月	0.0250月	0.050月	0.025月	0.025月	0.05月

ウ 特定任期付職員

区分	6 月 期			1 2 月 期			計		
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計
改 正 案	2.175月	—	2.175月	2.225月	—	2.225月	4.40月	—	4.40月
改 正 前 (現 行)	2.175月	—	2.175月	2.175月	—	2.175月	4.35月	—	4.35月
増 加 分	—	—	—	0.050月	—	0.050月	0.05月	—	0.05月

【第2条関係】

期末手当・勤勉手当（令和7年度以降）

ア 一般職員

区分	6 月 期			1 2 月 期			計		
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計
改 正 案	1.250月	1.050月	2.30月	1.250月	1.050月	2.30月	2.50月	2.10月	4.60月
改 正 前 (現 行)	1.225月	1.025月	2.25月	1.225月	1.025月	2.25月	2.45月	2.05月	4.50月
増 加 分	0.025月	0.025月	0.05月	0.025月	0.025月	0.05月	0.05月	0.05月	0.10月

イ 暫定再任用職員

区分	6 月 期			1 2 月 期			計		
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計
改 正 案	0.7000月	0.5000月	1.200月	0.7000月	0.5000月	1.200月	1.400月	1.000月	2.40月
改 正 前 (現 行)	0.6875月	0.4875月	1.175月	0.6875月	0.4875月	1.175月	1.375月	0.975月	2.35月
増 加 分	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.025月	0.025月	0.05月

ウ 特定任期付職員

区分	6 月 期			1 2 月 期			計		
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計
改 正 案	2.200月	—	2.200月	2.200月	—	2.200月	4.40月	—	4.40月
改 正 前 (現 行)	2.175月	—	2.175月	2.175月	—	2.175月	4.35月	—	4.35月
増 加 分	0.025月	—	0.025月	0.025月	—	0.025月	0.05月	—	0.05月

3 新旧対照表

4 施行期日

(1) 第 1 条関係

公布の日（令和 6 年 4 月 1 日から適用）

(2) 第 2 条関係

令和 7 年 4 月 1 日

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条関係（公布日施行）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。 4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の217.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の222.5」とする。 5～8 略 （勤勉手当） 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に町長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の1	（期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5 _____を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75 _____」とする。 4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の217.5 _____」とする。 5～8 略 （勤勉手当） 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に町長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5 _____

改 正 案	現 行																																																								
<u>02.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 <u>別表第1（第3条関係）</u> (別紙) <u>別表第2（第3条の2関係）</u> 特定任期付職員給料表 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td><u>1</u></td><td><u>392,000円</u></td></tr><tr><td><u>2</u></td><td><u>440,000円</u></td></tr><tr><td><u>3</u></td><td><u>492,000円</u></td></tr><tr><td><u>4</u></td><td><u>555,000円</u></td></tr></table> <u>別表第3（第3条の3関係）</u> 任期付職員給料表 <table><tr><th>職務の級</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th><th>7級</th><th>8級</th></tr><tr><th>給料月額</th><td>220,000円</td><td>225,600円</td><td>230,000円</td><td>236,000円</td><td>242,000円</td><td>247,400円</td><td>252,100円</td><td>256,400円</td></tr></table>	号給	給料月額	<u>1</u>	<u>392,000円</u>	<u>2</u>	<u>440,000円</u>	<u>3</u>	<u>492,000円</u>	<u>4</u>	<u>555,000円</u>	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	給料月額	220,000円	225,600円	230,000円	236,000円	242,000円	247,400円	252,100円	256,400円	_____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>_____を乗じて得た額の総額 3～5 略 <u>別表第1（第3条関係）</u> (別紙) <u>別表第2（第3条の2関係）</u> 特定任期付職員給料表 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td><u>1</u></td><td><u>380,000円</u></td></tr><tr><td><u>2</u></td><td><u>427,000円</u></td></tr><tr><td><u>3</u></td><td><u>477,000円</u></td></tr><tr><td><u>4</u></td><td><u>539,000円</u></td></tr></table> <u>別表第3（第3条の3関係）</u> 任期付職員給料表 <table><tr><th>職務の級</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th><th>7級</th><th>8級</th></tr><tr><th>給料月額</th><td>196,200円</td><td>202,400円</td><td>208,000円</td><td>214,400円</td><td>221,100円</td><td>226,800円</td><td>232,400円</td><td>238,100円</td></tr></table>	号給	給料月額	<u>1</u>	<u>380,000円</u>	<u>2</u>	<u>427,000円</u>	<u>3</u>	<u>477,000円</u>	<u>4</u>	<u>539,000円</u>	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	給料月額	196,200円	202,400円	208,000円	214,400円	221,100円	226,800円	232,400円	238,100円
号給	給料月額																																																								
<u>1</u>	<u>392,000円</u>																																																								
<u>2</u>	<u>440,000円</u>																																																								
<u>3</u>	<u>492,000円</u>																																																								
<u>4</u>	<u>555,000円</u>																																																								
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																																																	
給料月額	220,000円	225,600円	230,000円	236,000円	242,000円	247,400円	252,100円	256,400円																																																	
号給	給料月額																																																								
<u>1</u>	<u>380,000円</u>																																																								
<u>2</u>	<u>427,000円</u>																																																								
<u>3</u>	<u>477,000円</u>																																																								
<u>4</u>	<u>539,000円</u>																																																								
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																																																	
給料月額	196,200円	202,400円	208,000円	214,400円	221,100円	226,800円	232,400円	238,100円																																																	

○第2条関係（令和7年4月1日施行）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。 4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の220</u>」とする。 5～8 略	（期末手当） 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の217.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」とする。 5～8 略
（勤勉手当） 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に町長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>	（勤勉手当） 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に町長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分</u>

改 正 案	現 行
を乗じ て得た額の総額 3～5 略	の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じ て得た額の総額 3～5 略

【新旧対照表別紙】

別表第 1（第 3 条関係）

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
再任用職員以外の職員	1	162,100	183,500	208,000	230,000	240,900	261,300	271,600	287,300	295,400	309,800	323,100	335,000	365,500	373,400
	2	163,200	184,600	209,700	231,500	242,400	262,300	273,200	288,900	297,500	311,500	325,300	336,900	368,100	376,000
	3	164,400	185,800	211,400	233,000	243,800	263,300	274,700	290,400	299,500	313,200	327,500	338,700	370,500	378,300
	4	165,500	186,900	212,900	234,500	245,200	264,300	276,300	291,900	301,400	314,700	329,500	340,500	372,900	380,500
	5	166,600	188,000	214,400	236,000	246,400	265,300	277,800	293,400	303,200	316,100	331,500	342,200	374,800	382,400
	6	167,700	189,700	216,200	237,500	248,000	266,300	279,500	294,900	305,000	317,400	333,500	343,900	377,300	384,700
	7	168,800	191,300	217,900	239,000	249,500	267,300	281,300	296,300	306,600	318,700	335,400	345,500	379,600	386,800
	8	169,900	192,900	219,600	240,500	250,900	268,300	283,100	297,600	308,200	320,000	337,300	347,200	382,100	388,800
	9	170,900	194,500	221,100	242,000	252,000	269,300	284,800	298,800	309,800	321,300	339,200	348,800	384,500	390,800
	10	172,300	196,200	222,600	243,400	253,400	270,300	286,700	300,300	312,000	323,100	341,200	350,500	387,100	393,100
	11	173,600	197,800	224,100	244,800	254,900	271,300	288,500	301,800	314,200	324,900	343,200	352,100	389,700	395,300
	12	174,900	199,400	225,600	246,200	256,200	272,300	290,300	303,200	316,200	326,600	345,200	353,700	392,300	397,500
	13	176,100	201,000	226,800	247,400	257,500	273,300	292,100	304,600	318,200	328,300	347,000	355,200	394,600	399,700
	14	177,600	202,700	228,200	248,600	258,700	274,300	293,700	305,700	320,200	330,000	349,000	356,900	396,900	402,000
	15	179,100	204,400	229,600	249,800	259,900	275,300	295,100	306,700	322,100	331,700	350,900	358,500	399,100	404,200
	16	180,700	206,100	231,000	251,000	261,100	276,400	296,500	307,900	324,000	333,400	352,800	360,100	401,400	406,500
	17	181,800	207,400	232,400	252,100	262,300	277,400	298,000	309,100	325,900	335,000	354,500	361,700	403,200	408,300
	18	183,200	209,000	234,000	253,200	263,600	278,700	300,000	310,700	327,900	336,700	356,500	363,500	405,100	410,200
	19	184,600	210,600	235,500	254,300	264,900	280,000	302,000	312,300	329,800	338,400	358,300	365,000	407,000	412,100
	20	186,000	212,100	236,900	255,400	266,200	281,200	303,800	313,900	331,700	340,000	360,200	366,600	408,800	413,900
	21	187,300	213,600	238,100	256,400	267,600	282,500	305,500	315,400	333,400	341,500	362,100	368,000	410,600	415,700
	22	189,600	215,200	239,700	257,400	269,100	283,800	307,400	317,000	335,400	343,100	364,000	369,600	412,400	417,500
	23	191,800	216,800	241,200	258,400	270,700	285,000	309,300	318,600	337,400	344,700	365,900	371,200	414,200	419,300
	24	194,000	218,400	242,600	259,400	272,200	286,200	311,100	320,200	339,300	346,200	367,800	372,700	416,000	421,100
	25	196,200	220,000	243,600	260,400	273,800	287,300	312,800	321,700	340,700	347,600	369,700	374,600	417,600	422,700
	26	197,900	221,700	245,100	261,300	275,500	288,500	314,800	323,400	342,600	349,300	371,600	376,500	419,100	424,200
	27	199,400	223,000	246,400	262,200	277,100	289,800	316,800	325,000	344,500	350,900	373,500	378,400	420,600	425,700
	28	200,900	224,300	247,600	263,100	278,700	291,100	318,700	326,600	346,400	352,500	375,400	380,200	422,100	427,200
	29	202,400	225,600	248,700	263,900	280,300	292,400	320,400	328,000	348,000	353,700	376,900	381,700	423,600	428,700
	30	203,800	226,700	249,700	264,700	281,800	293,400	322,400	329,700	349,900	355,200	378,700	383,500	424,900	430,000
	31	205,200	227,800	250,600	265,500	283,300	294,400	324,400	331,400	351,700	356,700	380,500	385,200	426,200	431,300
	32	206,600	228,900	251,500	266,300	284,800	295,500	326,400	333,000	353,500	358,200	382,100	386,800	427,400	432,500
	33	208,000	230,000	252,400	267,000	285,900	296,600	327,600	334,200	355,300	359,900	383,800	388,500	428,600	433,700
	34	209,300	231,100	253,300	267,800	287,500	297,800	329,600	336,100	357,100	361,700	385,200	389,900	429,900	435,000
	35	210,600	232,200	254,100	268,600	289,000	298,900	331,500	337,800	358,800	363,400	386,600	391,300	431,200	436,300
	36	211,900	233,300	254,900	269,300	290,500	300,100	333,500	339,400	360,500	365,100	388,000	392,700	432,400	437,500
	37	213,200	234,400	255,600	270,000	291,900	301,300	335,400	340,900	361,900	366,500	389,400	394,100	433,600	438,700
	38	214,400	235,400	256,700	270,800	293,500	302,600	337,300	342,500	363,200	367,800	390,600	395,300	434,400	439,500
	39	215,600	236,400	257,900	271,600	295,100	303,900	339,200	344,100	364,500	369,000	391,800	396,500	435,200	440,300
	40	216,700	237,300	259,000	272,300	296,700	305,200	341,100	345,700	365,900	370,400	392,800	397,500	436,000	441,100
	41	217,800	238,200	260,200	273,000	298,200	306,500	342,900	347,400	367,000	371,500	393,900	398,600	436,600	441,700
	42	218,900	239,100	261,400	273,800	299,800	307,800	344,800	349,200	367,900	372,400	395,100	399,800	437,300	442,300
	43	219,900	239,900	262,500	274,600	301,300	309,100	346,600	351,000	368,900	373,400	396,200	400,900	438,000	442,900
	44	220,900	240,700	263,600	275,300	302,800	310,400	348,400	352,800	370,000	374,500	397,300	402,000	438,700	443,500
	45	221,800	241,400	264,700	276,000	304,400	311,700	349,900	354,300	370,800	375,300	398,000	402,700	439,500	444,200
	46	222,700	242,000	265,800	276,700	306,000	313,000	351,300	355,700	371,700	376,200	398,700	403,400	440,300	445,000
	47	223,600	242,600	266,900	277,400	307,600	314,300	352,700	357,100	372,600	377,100	399,400	404,100	440,700	445,400
	48	224,500	243,200	267,900	278,100	309,100	315,400	354,200	358,500	373,400	377,900	400,100	404,800	441,400	446,100

職員の区分	職務の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
	49	225,400	243,800	268,900	278,800	310,000	316,300	355,700	360,000	374,200	378,700	400,700	405,400	441,900	446,600
	50	226,300	244,400	269,900	279,500	311,500	317,600	356,500	360,800	375,000	379,500	401,300	406,000	442,300	447,000
	51	227,200	245,000	270,900	280,200	313,000	318,900	357,500	361,800	375,800	380,300	401,800	406,500	442,700	447,400
	52	228,100	245,500	271,800	280,900	314,600	320,200	358,500	362,800	376,500	381,000	402,200	406,900	443,100	447,800
	53	228,900	246,000	272,700	281,500	316,200	321,400	359,400	363,700	377,200	381,700	402,600	407,300	443,500	448,200
	54	229,800	246,400	273,600	282,200	317,800	322,700	360,500	364,800	377,900	382,400	402,900	407,500	443,900	448,600
	55	230,700	246,700	274,500	282,800	319,300	323,900	361,400	365,700	378,600	383,100	403,200	407,800	444,300	449,000
	56	231,500	247,000	275,400	283,500	320,800	325,100	362,400	366,700	379,300	383,800	403,500	408,100	444,600	449,300
	57	231,800	247,300	276,300	284,100	322,200	326,400	363,300	367,600	379,800	384,300	403,800	408,400	444,900	449,600
	58	232,600	247,600	277,200	284,800	323,400	327,500	364,000	368,300	380,400	384,900	404,100	408,700	445,300	450,000
	59	233,300	247,900	278,100	285,400	324,500	328,600	364,700	369,000	381,000	385,500	404,400	409,000	445,600	450,300
	60	233,900	248,200	279,000	286,100	325,600	329,700	365,300	369,600	381,700	386,200	404,700	409,300	445,900	450,600
	61	234,500	248,500	280,000	286,700	326,300	330,400	365,700	370,000	382,100	386,600	405,000	409,500	446,200	450,900
	62	235,200	248,800	281,000	287,400	327,200	331,300	366,300	370,600	382,800	387,200	405,300	409,800		
	63	235,800	249,100	281,900	288,000	328,000	332,000	367,000	371,300	383,400	387,800	405,600	410,100		
	64	236,300	249,400	282,800	288,500	328,800	332,800	367,700	372,000	384,000	388,300	405,900	410,400		
	65	236,800	249,700	283,300	289,000	329,600	333,600	368,000	372,300	384,400	388,700	406,200	410,600		
	66	237,300	250,000	284,000	289,600	330,000	334,000	368,700	373,000	385,000	389,300	406,500	410,900		
	67	237,800	250,300	284,700	290,100	330,600	334,600	369,400	373,700	385,600	389,900	406,800	411,200		
	68	238,400	250,600	285,600	290,700	331,300	335,300	370,000	374,300	386,200	390,400	407,100	411,500		
	69	238,900	250,900	286,600	291,200	332,100	336,100	370,300	374,600	386,600	390,800	407,300	411,700		
	70	239,400	251,200	287,400	291,700	332,800	336,800	370,900	375,100	387,100	391,300	407,600	412,000		
	71	239,900	251,500	288,200	292,300	333,500	337,500	371,600	375,700	387,600	391,800	407,900	412,300		
	72	240,400	251,800	289,000	292,900	334,100	338,100	372,200	376,300	388,200	392,400	408,100	412,500		
	73	240,900	252,100	289,700	293,400	334,600	338,600	372,500	376,600	388,500	392,700	408,300	412,700		
	74	241,400	252,400	290,200	293,900	335,200	339,200	373,100	377,200	388,900	393,100	408,600	413,000		
	75	241,800	252,700	290,600	294,300	335,700	339,700	373,800	377,900	389,300	393,500	408,900	413,300		
	76	242,300	253,000	291,000	294,600	336,300	340,300	374,400	378,500	389,700	393,900	409,100	413,500		
	77	242,800	253,300	291,200	294,800	336,600	340,600	374,800	378,900	390,000	394,200	409,300	413,700		
	78	243,300	253,600	291,500	295,100	337,100	341,100	375,300	379,400	390,300	394,500	409,600	414,000		
	79	243,800	253,900	291,700	295,300	337,500	341,500	375,900	380,000	390,600	394,800	409,900	414,300		
	80	244,300	254,200	292,000	295,600	337,900	341,900	376,400	380,500	390,800	395,000	410,100	414,500		
	81	244,700	254,500	292,200	295,800	338,300	342,300	376,900	381,000	391,000	395,200	410,300	414,700		
	82	245,200	254,800	292,400	296,000	338,800	342,800	377,500	381,600	391,300	395,500	410,600	415,000		
	83	245,600	255,100	292,700	296,300	339,300	343,300	378,000	382,100	391,600	395,800	410,900	415,300		
	84	246,000	255,400	292,900	296,500	339,800	343,800	378,300	382,400	391,800	396,000	411,100	415,500		
	85	246,400	255,700	293,200	296,800	340,100	344,100	378,700	382,800	392,000	396,200	411,300	415,700		
	86	246,800	256,000	293,500	297,100	340,500	344,500	379,200	383,300	392,300	396,500				
	87	247,200	256,300	293,800	297,400	341,000	344,900	379,600	383,700	392,600	396,800				
	88	247,600	256,600	294,100	297,700	341,400	345,300	380,000	384,100	392,800	397,000				
	89	248,000	256,900	294,400	298,000	341,700	345,600	380,400	384,500	393,000	397,200				
	90	248,500	257,200	294,800	298,300	342,100	346,000	380,900	385,000	393,300	397,500				
	91	248,800	257,500	295,100	298,600	342,600	346,400	381,300	385,400	393,600	397,800				
	92	249,100	257,800	295,500	299,000	343,000	346,800	381,700	385,800	393,800	398,000				
	93	249,400	258,100	295,700	299,200	343,200	347,000	382,000	386,100	394,000	398,200				
	94			295,900	299,400	343,600	347,400								
	95			296,200	299,700	344,100	347,800								
	96			296,600	300,100	344,500	348,200								
	97			296,800	300,300	344,700	348,400								
	98			297,100	300,600	345,100	348,800								
	99			297,500	301,000	345,500	349,200								
	100			297,900	301,400	345,800	349,500								

職員の区分	職務の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
	101			298,100	301,600	346,100	349,800								
	102			298,400	301,900	346,500	350,200								
	103			298,800	302,200	346,900	350,600								
	104			299,100	302,500	347,300	351,000								
	105			299,300	302,700	347,800	351,500								
	106			299,600	303,000	348,200	351,900								
	107			300,000	303,300	348,600	352,300								
	108			300,300	303,600	349,000	352,700								
	109			300,500	303,800	349,500	353,200								
	110			300,900	304,200	349,900	353,600								
	111			301,300	304,600	350,200	353,900								
	112			301,600	304,900	350,500	354,200								
	113			301,800	305,100	351,000	354,700								
	114			302,000	305,300										
	115			302,300	305,600										
	116			302,700	306,000										
	117			302,900	306,200										
	118			303,100	306,400										
	119			303,400	306,700										
	120			303,700	307,000										
	121			304,100	307,400										
	122			304,300	307,600										
	123			304,600	307,900										
	124			304,900	308,200										
	125			305,200	308,500										
	126														
	127														
	128														
定年前再任用短時間勤務職員				基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額					
				216,200	219,500	256,200	260,000	275,600	279,700	290,700	294,900				

第 98 号 議 案

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 13 日 提出

島本町長 山 田 紘 平

提 案 理 由

一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し、改正するもの。

島本町条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和53年島本町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の210」を「、6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の220」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の220」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 令和6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの

間において、第 1 条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定に基づく期末手当の内払とみなす。

第 9 8 号議案資料

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

1 提案理由

一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し、改正するもの。

2 議案の概要

【第 1 条関係】

期末手当（令和 6 年度）

	6 月期	1 2 月期	計
改正案	2 . 1 0 月	2 . 2 0 月	4 . 3 0 月
改正前（現行）	2 . 1 0 月	2 . 1 0 月	4 . 2 0 月
増加分	—	0 . 1 0 月	0 . 1 0 月

【第 2 条関係】

期末手当（令和 7 年度以降）

	6 月期	1 2 月期	計
改正案	2 . 1 5 月	2 . 1 5 月	4 . 3 0 月
改正前（現行）	2 . 1 0 月	2 . 1 0 月	4 . 2 0 月
増加分	0 . 0 5 月	0 . 0 5 月	0 . 1 0 月

3 新旧対照表

4 施行期日

(1) 第 1 条関係

公布の日（令和 6 年 4 月 1 日から適用）

(2) 第 2 条関係

令和 7 年 4 月 1 日

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条関係（公布日施行）

改 正 案	現 行
（諸手当） 第4条 略 2 略 3 第1項による期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年島本町条例第52号。以下「一般職給与条例」という。）第20条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4～7 略	（諸手当） 第4条 略 2 略 3 第1項による期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に<u>100分の210</u> <u>を乗じて得た額に、基準日以前6</u> <u>か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年島本町条例第52号。以下「一般職給与条例」という。）第20条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u> 4～7 略

○第2条関係（令和7年4月1日施行）

改 正 案	現 行
(諸手当) 第4条 略 2 略 3 第1項による期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に<u>100分の215</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年島本町条例第52号。以下「一般職給与条例」という。）第20条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4～7 略	(諸手当) 第4条 略 2 略 3 第1項による期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年島本町条例第52号。以下「一般職給与条例」という。）第20条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 4～7 略

第 99 号議案

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 13 日提出

島本町長 山 田 紘 平

提案理由

令和 6 年人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うもの。

島本町条例第 号

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

第 1 条 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年島本町条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 7 5」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 7 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 8 0」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 （第 1 6 条関係）

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	1 8 3 , 5 0 0	2 3 0 , 0 0 0	2 6 1 , 3 0 0
2	1 8 4 , 6 0 0	2 3 1 , 5 0 0	2 6 2 , 3 0 0
3	1 8 5 , 8 0 0	2 3 3 , 0 0 0	2 6 3 , 3 0 0
4	1 8 6 , 9 0 0	2 3 4 , 5 0 0	2 6 4 , 3 0 0
5	1 8 8 , 0 0 0	2 3 6 , 0 0 0	2 6 5 , 3 0 0
6	1 8 9 , 7 0 0	2 3 7 , 5 0 0	2 6 6 , 3 0 0
7	1 9 1 , 3 0 0	2 3 9 , 0 0 0	2 6 7 , 3 0 0

8	1 9 2 , 9 0 0	2 4 0 , 5 0 0	2 6 8 , 3 0 0
9	1 9 4 , 5 0 0	2 4 2 , 0 0 0	2 6 9 , 3 0 0
1 0	1 9 6 , 2 0 0	2 4 3 , 4 0 0	2 7 0 , 3 0 0
1 1	1 9 7 , 8 0 0	2 4 4 , 8 0 0	2 7 1 , 3 0 0
1 2	1 9 9 , 4 0 0	2 4 6 , 2 0 0	2 7 2 , 3 0 0
1 3	2 0 1 , 0 0 0	2 4 7 , 4 0 0	2 7 3 , 3 0 0
1 4	2 0 2 , 7 0 0	2 4 8 , 6 0 0	2 7 4 , 3 0 0
1 5	2 0 4 , 4 0 0	2 4 9 , 8 0 0	2 7 5 , 3 0 0
1 6	2 0 6 , 1 0 0	2 5 1 , 0 0 0	2 7 6 , 4 0 0
1 7	2 0 7 , 4 0 0	2 5 2 , 1 0 0	2 7 7 , 4 0 0
1 8	2 0 9 , 0 0 0	2 5 3 , 2 0 0	2 7 8 , 7 0 0
1 9	2 1 0 , 6 0 0	2 5 4 , 3 0 0	2 8 0 , 0 0 0
2 0	2 1 2 , 1 0 0	2 5 5 , 4 0 0	2 8 1 , 2 0 0
2 1	2 1 3 , 6 0 0	2 5 6 , 4 0 0	2 8 2 , 5 0 0
2 2	2 1 5 , 2 0 0	2 5 7 , 4 0 0	2 8 3 , 8 0 0
2 3	2 1 6 , 8 0 0	2 5 8 , 4 0 0	2 8 5 , 0 0 0
2 4	2 1 8 , 4 0 0	2 5 9 , 4 0 0	2 8 6 , 2 0 0
2 5	2 2 0 , 0 0 0	2 6 0 , 4 0 0	2 8 7 , 3 0 0
2 6	2 2 1 , 7 0 0	2 6 1 , 3 0 0	2 8 8 , 5 0 0
2 7	2 2 3 , 0 0 0	2 6 2 , 2 0 0	2 8 9 , 8 0 0
2 8	2 2 4 , 3 0 0	2 6 3 , 1 0 0	2 9 1 , 1 0 0
2 9	2 2 5 , 6 0 0	2 6 3 , 9 0 0	2 9 2 , 4 0 0
3 0	2 2 6 , 7 0 0	2 6 4 , 7 0 0	2 9 3 , 4 0 0

3 1	2 2 7 , 8 0 0	2 6 5 , 5 0 0	2 9 4 , 4 0 0
3 2	2 2 8 , 9 0 0	2 6 6 , 3 0 0	2 9 5 , 5 0 0
3 3	2 3 0 , 0 0 0	2 6 7 , 0 0 0	2 9 6 , 6 0 0
3 4	2 3 1 , 1 0 0	2 6 7 , 8 0 0	2 9 7 , 8 0 0
3 5	2 3 2 , 2 0 0	2 6 8 , 6 0 0	2 9 8 , 9 0 0
3 6	2 3 3 , 3 0 0	2 6 9 , 3 0 0	3 0 0 , 1 0 0
3 7	2 3 4 , 4 0 0	2 7 0 , 0 0 0	3 0 1 , 3 0 0
3 8	2 3 5 , 4 0 0	2 7 0 , 8 0 0	3 0 2 , 6 0 0
3 9	2 3 6 , 4 0 0	2 7 1 , 6 0 0	3 0 3 , 9 0 0
4 0	2 3 7 , 3 0 0	2 7 2 , 3 0 0	3 0 5 , 2 0 0
4 1	2 3 8 , 2 0 0	2 7 3 , 0 0 0	3 0 6 , 5 0 0
4 2	2 3 9 , 1 0 0	2 7 3 , 8 0 0	3 0 7 , 8 0 0
4 3	2 3 9 , 9 0 0	2 7 4 , 6 0 0	3 0 9 , 1 0 0
4 4	2 4 0 , 7 0 0	2 7 5 , 3 0 0	3 1 0 , 4 0 0
4 5	2 4 1 , 4 0 0	2 7 6 , 0 0 0	3 1 1 , 7 0 0
4 6	2 4 2 , 0 0 0	2 7 6 , 7 0 0	3 1 3 , 0 0 0
4 7	2 4 2 , 6 0 0	2 7 7 , 4 0 0	3 1 4 , 3 0 0
4 8	2 4 3 , 2 0 0	2 7 8 , 1 0 0	3 1 5 , 4 0 0
4 9	2 4 3 , 8 0 0	2 7 8 , 8 0 0	3 1 6 , 3 0 0
5 0	2 4 4 , 4 0 0	2 7 9 , 5 0 0	3 1 7 , 6 0 0
5 1	2 4 5 , 0 0 0	2 8 0 , 2 0 0	3 1 8 , 9 0 0
5 2	2 4 5 , 5 0 0	2 8 0 , 9 0 0	3 2 0 , 2 0 0
5 3	2 4 6 , 0 0 0	2 8 1 , 5 0 0	3 2 1 , 4 0 0

5 4	2 4 6 , 4 0 0	2 8 2 , 2 0 0	3 2 2 , 7 0 0
5 5	2 4 6 , 7 0 0	2 8 2 , 8 0 0	3 2 3 , 9 0 0
5 6	2 4 7 , 0 0 0	2 8 3 , 5 0 0	3 2 5 , 1 0 0
5 7	2 4 7 , 3 0 0	2 8 4 , 1 0 0	3 2 6 , 4 0 0
5 8	2 4 7 , 6 0 0	2 8 4 , 8 0 0	3 2 7 , 5 0 0
5 9	2 4 7 , 9 0 0	2 8 5 , 4 0 0	3 2 8 , 6 0 0
6 0	2 4 8 , 2 0 0	2 8 6 , 1 0 0	3 2 9 , 7 0 0
6 1	2 4 8 , 5 0 0	2 8 6 , 7 0 0	3 3 0 , 4 0 0
6 2	2 4 8 , 8 0 0	2 8 7 , 4 0 0	3 3 1 , 3 0 0
6 3	2 4 9 , 1 0 0	2 8 8 , 0 0 0	3 3 2 , 0 0 0
6 4	2 4 9 , 4 0 0	2 8 8 , 5 0 0	3 3 2 , 8 0 0
6 5	2 4 9 , 7 0 0	2 8 9 , 0 0 0	3 3 3 , 6 0 0
6 6	2 5 0 , 0 0 0	2 8 9 , 6 0 0	3 3 4 , 0 0 0
6 7	2 5 0 , 3 0 0	2 9 0 , 1 0 0	3 3 4 , 6 0 0
6 8	2 5 0 , 6 0 0	2 9 0 , 7 0 0	3 3 5 , 3 0 0
6 9	2 5 0 , 9 0 0	2 9 1 , 2 0 0	3 3 6 , 1 0 0
7 0	2 5 1 , 2 0 0	2 9 1 , 7 0 0	3 3 6 , 8 0 0
7 1	2 5 1 , 5 0 0	2 9 2 , 3 0 0	3 3 7 , 5 0 0
7 2	2 5 1 , 8 0 0	2 9 2 , 9 0 0	3 3 8 , 1 0 0
7 3	2 5 2 , 1 0 0	2 9 3 , 4 0 0	3 3 8 , 6 0 0
7 4	2 5 2 , 4 0 0	2 9 3 , 9 0 0	3 3 9 , 2 0 0
7 5	2 5 2 , 7 0 0	2 9 4 , 3 0 0	3 3 9 , 7 0 0
7 6	2 5 3 , 0 0 0	2 9 4 , 6 0 0	3 4 0 , 3 0 0

7 7	2 5 3 , 3 0 0	2 9 4 , 8 0 0	3 4 0 , 6 0 0
7 8	2 5 3 , 6 0 0	2 9 5 , 1 0 0	3 4 1 , 1 0 0
7 9	2 5 3 , 9 0 0	2 9 5 , 3 0 0	3 4 1 , 5 0 0
8 0	2 5 4 , 2 0 0	2 9 5 , 6 0 0	3 4 1 , 9 0 0
8 1	2 5 4 , 5 0 0	2 9 5 , 8 0 0	3 4 2 , 3 0 0
8 2	2 5 4 , 8 0 0	2 9 6 , 0 0 0	3 4 2 , 8 0 0
8 3	2 5 5 , 1 0 0	2 9 6 , 3 0 0	3 4 3 , 3 0 0
8 4	2 5 5 , 4 0 0	2 9 6 , 5 0 0	3 4 3 , 8 0 0
8 5	2 5 5 , 7 0 0	2 9 6 , 8 0 0	3 4 4 , 1 0 0
8 6	2 5 6 , 0 0 0	2 9 7 , 1 0 0	3 4 4 , 5 0 0
8 7	2 5 6 , 3 0 0	2 9 7 , 4 0 0	3 4 4 , 9 0 0
8 8	2 5 6 , 6 0 0	2 9 7 , 7 0 0	3 4 5 , 3 0 0
8 9	2 5 6 , 9 0 0	2 9 8 , 0 0 0	3 4 5 , 6 0 0
9 0	2 5 7 , 2 0 0	2 9 8 , 3 0 0	3 4 6 , 0 0 0
9 1	2 5 7 , 5 0 0	2 9 8 , 6 0 0	3 4 6 , 4 0 0
9 2	2 5 7 , 8 0 0	2 9 9 , 0 0 0	3 4 6 , 8 0 0
9 3	2 5 8 , 1 0 0	2 9 9 , 2 0 0	3 4 7 , 0 0 0
9 4		2 9 9 , 4 0 0	3 4 7 , 4 0 0
9 5		2 9 9 , 7 0 0	3 4 7 , 8 0 0
9 6		3 0 0 , 1 0 0	3 4 8 , 2 0 0
9 7		3 0 0 , 3 0 0	3 4 8 , 4 0 0
9 8		3 0 0 , 6 0 0	3 4 8 , 8 0 0
9 9		3 0 1 , 0 0 0	3 4 9 , 2 0 0

1 0 0		3 0 1 , 4 0 0	3 4 9 , 5 0 0
1 0 1		3 0 1 , 6 0 0	3 4 9 , 8 0 0
1 0 2		3 0 1 , 9 0 0	3 5 0 , 2 0 0
1 0 3		3 0 2 , 2 0 0	3 5 0 , 6 0 0
1 0 4		3 0 2 , 5 0 0	3 5 1 , 0 0 0
1 0 5		3 0 2 , 7 0 0	3 5 1 , 5 0 0
1 0 6		3 0 3 , 0 0 0	3 5 1 , 9 0 0
1 0 7		3 0 3 , 3 0 0	3 5 2 , 3 0 0
1 0 8		3 0 3 , 6 0 0	3 5 2 , 7 0 0
1 0 9		3 0 3 , 8 0 0	3 5 3 , 2 0 0
1 1 0		3 0 4 , 2 0 0	3 5 3 , 6 0 0
1 1 1		3 0 4 , 6 0 0	3 5 3 , 9 0 0
1 1 2		3 0 4 , 9 0 0	3 5 4 , 2 0 0
1 1 3		3 0 5 , 1 0 0	3 5 4 , 7 0 0
1 1 4		3 0 5 , 3 0 0	
1 1 5		3 0 5 , 6 0 0	
1 1 6		3 0 6 , 0 0 0	
1 1 7		3 0 6 , 2 0 0	
1 1 8		3 0 6 , 4 0 0	
1 1 9		3 0 6 , 7 0 0	
1 2 0		3 0 7 , 0 0 0	
1 2 1		3 0 7 , 4 0 0	
1 2 2		3 0 7 , 6 0 0	

1 2 3		3 0 7 , 9 0 0	
1 2 4		3 0 8 , 2 0 0	
1 2 5		3 0 8 , 5 0 0	

第 2 条 島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 7 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 8 0」を「1 0 0 分の 7 7 . 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第 9 9 号議案資料

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

1 提案理由

令和 6 年人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 議案の概要

【第 1 条 関係】

(1) 給料

一般職員に準じ、給料表の引上げ改定を行うもの。

(2) 期末手当・勤勉手当（令和 6 年度）

区分	6 月 期			1 2 月 期			計		
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計
改正案	0.750月	1.025月	1.775月	0.800月	1.075月	1.875月	1.55月	2.10月	3.65月
改正前 (現行)	0.750月	1.025月	1.775月	0.750月	1.025月	1.775月	1.50月	2.05月	3.55月
増加分	—	—	—	0.050月	0.050月	0.100月	0.05月	0.05月	0.10月

【第 2 条 関係】

期末手当・勤勉手当（令和 7 年度以降）

区分	6 月 期			1 2 月 期			計		
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計	期 末 手 当	勤 勉 手 当	計
改正案	0.775月	1.050月	1.825月	0.775月	1.050月	1.825月	1.55月	2.10月	3.65月
改正前 (現行)	0.750月	1.025月	1.775月	0.750月	1.025月	1.775月	1.50月	2.05月	3.55月
増加分	0.025月	0.025月	0.050月	0.025月	0.025月	0.050月	0.05月	0.05月	0.10月

3 新旧対照表

4 施行期日

(1) 第 1 条関係

公布の日（令和 6 年 4 月 1 日から適用）

(2) 第 2 条関係

令和 7 年 4 月 1 日

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例新旧対照表

○第 1 条関係（公布日施行）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第 1 0 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 7 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 8 0</u>を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前 6 月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3・4 略 <u>別表第 1（第 1 6 条関係）</u> （別紙）	（期末手当） 第 1 0 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 7 5</u>を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前 6 月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3・4 略 <u>別表第 1（第 1 6 条関係）</u> （別紙）

○第2条関係（令和7年4月1日施行）

改 正 案	現 行
（期末手当） 第10条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の77.5</u> _____を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3・4 略	（期末手当） 第10条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の80</u>を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3・4 略

【新旧対照表別紙】

別表第 1（第 16 条関係）

（単位：円）

職務の級 号給	1 級		2 級		3 級	
	給料月額		給料月額		給料月額	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
1	162,100	183,500	208,000	230,000	240,900	261,300
2	163,200	184,600	209,700	231,500	242,400	262,300
3	164,400	185,800	211,400	233,000	243,800	263,300
4	165,500	186,900	212,900	234,500	245,200	264,300
5	166,600	188,000	214,400	236,000	246,400	265,300
6	167,700	189,700	216,200	237,500	248,000	266,300
7	168,800	191,300	217,900	239,000	249,500	267,300
8	169,900	192,900	219,600	240,500	250,900	268,300
9	170,900	194,500	221,100	242,000	252,000	269,300
10	172,300	196,200	222,600	243,400	253,400	270,300
11	173,600	197,800	224,100	244,800	254,900	271,300
12	174,900	199,400	225,600	246,200	256,200	272,300
13	176,100	201,000	226,800	247,400	257,500	273,300
14	177,600	202,700	228,200	248,600	258,700	274,300
15	179,100	204,400	229,600	249,800	259,900	275,300
16	180,700	206,100	231,000	251,000	261,100	276,400
17	181,800	207,400	232,400	252,100	262,300	277,400
18	183,200	209,000	234,000	253,200	263,600	278,700
19	184,600	210,600	235,500	254,300	264,900	280,000
20	186,000	212,100	236,900	255,400	266,200	281,200
21	187,300	213,600	238,100	256,400	267,600	282,500
22	189,600	215,200	239,700	257,400	269,100	283,800
23	191,800	216,800	241,200	258,400	270,700	285,000
24	194,000	218,400	242,600	259,400	272,200	286,200
25	196,200	220,000	243,600	260,400	273,800	287,300
26	197,900	221,700	245,100	261,300	275,500	288,500
27	199,400	223,000	246,400	262,200	277,100	289,800
28	200,900	224,300	247,600	263,100	278,700	291,100
29	202,400	225,600	248,700	263,900	280,300	292,400
30	203,800	226,700	249,700	264,700	281,800	293,400
31	205,200	227,800	250,600	265,500	283,300	294,400
32	206,600	228,900	251,500	266,300	284,800	295,500
33	208,000	230,000	252,400	267,000	285,900	296,600
34	209,300	231,100	253,300	267,800	287,500	297,800
35	210,600	232,200	254,100	268,600	289,000	298,900
36	211,900	233,300	254,900	269,300	290,500	300,100
37	213,200	234,400	255,600	270,000	291,900	301,300
38	214,400	235,400	256,700	270,800	293,500	302,600
39	215,600	236,400	257,900	271,600	295,100	303,900
40	216,700	237,300	259,000	272,300	296,700	305,200
41	217,800	238,200	260,200	273,000	298,200	306,500
42	218,900	239,100	261,400	273,800	299,800	307,800
43	219,900	239,900	262,500	274,600	301,300	309,100
44	220,900	240,700	263,600	275,300	302,800	310,400
45	221,800	241,400	264,700	276,000	304,400	311,700
46	222,700	242,000	265,800	276,700	306,000	313,000
47	223,600	242,600	266,900	277,400	307,600	314,300
48	224,500	243,200	267,900	278,100	309,100	315,400

職務の級 号給	1 級		2 級		3 級	
	給料月額		給料月額		給料月額	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
49	225,400	243,800	268,900	278,800	310,000	316,300
50	226,300	244,400	269,900	279,500	311,500	317,600
51	227,200	245,000	270,900	280,200	313,000	318,900
52	228,100	245,500	271,800	280,900	314,600	320,200
53	228,900	246,000	272,700	281,500	316,200	321,400
54	229,800	246,400	273,600	282,200	317,800	322,700
55	230,700	246,700	274,500	282,800	319,300	323,900
56	231,500	247,000	275,400	283,500	320,800	325,100
57	231,800	247,300	276,300	284,100	322,200	326,400
58	232,600	247,600	277,200	284,800	323,400	327,500
59	233,300	247,900	278,100	285,400	324,500	328,600
60	233,900	248,200	279,000	286,100	325,600	329,700
61	234,500	248,500	280,000	286,700	326,300	330,400
62	235,200	248,800	281,000	287,400	327,200	331,300
63	235,800	249,100	281,900	288,000	328,000	332,000
64	236,300	249,400	282,800	288,500	328,800	332,800
65	236,800	249,700	283,300	289,000	329,600	333,600
66	237,300	250,000	284,000	289,600	330,000	334,000
67	237,800	250,300	284,700	290,100	330,600	334,600
68	238,400	250,600	285,600	290,700	331,300	335,300
69	238,900	250,900	286,600	291,200	332,100	336,100
70	239,400	251,200	287,400	291,700	332,800	336,800
71	239,900	251,500	288,200	292,300	333,500	337,500
72	240,400	251,800	289,000	292,900	334,100	338,100
73	240,900	252,100	289,700	293,400	334,600	338,600
74	241,400	252,400	290,200	293,900	335,200	339,200
75	241,800	252,700	290,600	294,300	335,700	339,700
76	242,300	253,000	291,000	294,600	336,300	340,300
77	242,800	253,300	291,200	294,800	336,600	340,600
78	243,300	253,600	291,500	295,100	337,100	341,100
79	243,800	253,900	291,700	295,300	337,500	341,500
80	244,300	254,200	292,000	295,600	337,900	341,900
81	244,700	254,500	292,200	295,800	338,300	342,300
82	245,200	254,800	292,400	296,000	338,800	342,800
83	245,600	255,100	292,700	296,300	339,300	343,300
84	246,000	255,400	292,900	296,500	339,800	343,800
85	246,400	255,700	293,200	296,800	340,100	344,100
86	246,800	256,000	293,500	297,100	340,500	344,500
87	247,200	256,300	293,800	297,400	341,000	344,900
88	247,600	256,600	294,100	297,700	341,400	345,300
89	248,000	256,900	294,400	298,000	341,700	345,600
90	248,500	257,200	294,800	298,300	342,100	346,000
91	248,800	257,500	295,100	298,600	342,600	346,400
92	249,100	257,800	295,500	299,000	343,000	346,800
93	249,400	258,100	295,700	299,200	343,200	347,000
94			295,900	299,400	343,600	347,400
95			296,200	299,700	344,100	347,800
96			296,600	300,100	344,500	348,200
97			296,800	300,300	344,700	348,400
98			297,100	300,600	345,100	348,800
99			297,500	301,000	345,500	349,200
100			297,900	301,400	345,800	349,500

職務の級 号給	1 級		2 級		3 級	
	給料月額		給料月額		給料月額	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
101			298,100	301,600	346,100	349,800
102			298,400	301,900	346,500	350,200
103			298,800	302,200	346,900	350,600
104			299,100	302,500	347,300	351,000
105			299,300	302,700	347,800	351,500
106			299,600	303,000	348,200	351,900
107			300,000	303,300	348,600	352,300
108			300,300	303,600	349,000	352,700
109			300,500	303,800	349,500	353,200
110			300,900	304,200	349,900	353,600
111			301,300	304,600	350,200	353,900
112			301,600	304,900	350,500	354,200
113			301,800	305,100	351,000	354,700
114			302,000	305,300		
115			302,300	305,600		
116			302,700	306,000		
117			302,900	306,200		
118			303,100	306,400		
119			303,400	306,700		
120			303,700	307,000		
121			304,100	307,400		
122			304,300	307,600		
123			304,600	307,900		
124			304,900	308,200		
125			305,200	308,500		

第 1 0 0 号 議 案

令和 6 年度 島 本 町 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 6 号 ）

令和 6 年度 島 本 町 の 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 6 号 ） は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

（ 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 ）

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 2 0 7 , 3 3 4 千 円 を 追 加 し、歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 7 , 7 3 4 , 2 7 7 千 円 と す る。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 予 算 の 金 額 は、
「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 」 に よ る。

（ 債 務 負 担 行 為 の 補 正 ）

第 2 条 債 務 負 担 行 為 の 追 加 及 び 変 更 は、「 第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正 」 に よ る。

（ 地 方 債 の 補 正 ）

第 3 条 地 方 債 の 変 更 は、「 第 3 表 地 方 債 補 正 」 に よ る。

令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		184,000	11,087	195,087
	1 地方特例交付金	184,000	11,087	195,087
11 地方交付税		1,678,000	293,195	1,971,195
	1 地方交付税	1,678,000	293,195	1,971,195
15 国庫支出金		2,676,310	2,360	2,678,670
	2 国庫補助金	936,573	2,042	938,615
	3 国庫委託金	20,549	318	20,867
16 府支出金		1,115,957	793	1,116,750
	2 府補助金	281,446	793	282,239
21 町債		2,855,100	△100,101	2,754,999
	1 町債	2,855,100	△100,101	2,754,999
歳入合計		17,526,943	207,334	17,734,277

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		125,228	1,055	126,283
	1 議会費	125,228	1,055	126,283
2 総務費		4,498,100	154,695	4,652,795
	1 総務管理費	4,198,415	145,975	4,344,390
	2 徴税費	161,411	6,161	167,572
	3 戸籍住民基本台帳費	117,211	2,149	119,360
	4 選挙費	19,498	410	19,908
3 民生費		6,286,189	14,472	6,300,661
	1 社会福祉費	3,169,170	1,406	3,170,576
	2 児童福祉費	2,784,668	4,446	2,789,114
	3 生活保護費	332,350	8,620	340,970
4 衛生費		1,321,235	6,031	1,327,266

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 保健衛生費	625,356	3,894	629,250
	2 環境衛生費	48,714	1,899	50,613
	3 清掃費	647,165	238	647,403
5 農林水産業費		67,459	△349	67,110
	1 農業費	56,450	△349	56,101
6 商工費		252,212	547	252,759
	1 商工費	252,212	547	252,759
7 土木費		932,259	△688	931,571
	1 土木管理費	124,715	△979	123,736
	4 都市計画費	592,044	291	592,335
8 消防費		434,308	10,044	444,352
	1 消防費	434,308	10,044	444,352

一般会計

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
コピー用紙購入	(自)令和6年度 (至)令和7年度	9, 2 1 8 千円
振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務委託	(自)令和6年度 (至)令和7年度	2, 4 3 1 千円
清掃工場使用薬品購入	(自)令和6年度 (至)令和7年度	1 7, 4 9 0 千円
美化推進業務委託	(自)令和6年度 (至)令和7年度	2, 7 5 0 千円
学童保育室おやつ購入	(自)令和6年度 (至)令和7年度	1 2, 8 5 2 千円
町立小中学校・保育所給食用食材購入	(自)令和6年度 (至)令和7年度	1 9 8, 9 1 3 千円

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新庁舎移転関連事業	(自)令和6年度 (至)令和7年度	4 2 , 5 3 4 千円	(自)令和6年度 (至)令和7年度	4 3 , 1 1 6 千円

第 3 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起債の目的	補 正 前								補 正 後							
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法					限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法				
				資金 区分	償還 期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他				資金 区分	償還 期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他
臨時財政対策債	千円 133,400	証書借入	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府及 びその他 の資金に ついて、 利率の見 直 し を 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政 府 その他	年以内 20	年以内 3	年賦又は 半年賦 元利均等 又は 元金均等	町財政の 都合又は 融通条件 により、据 置期間及 び償還期 限の短縮 又は繰上 償還若し くは借換 をすること ができる。	千円 33,299		%以内		年以内	年以内		

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金	184,000	11,087	195,087
11 地方交付税	1,678,000	293,195	1,971,195
15 国庫支出金	2,676,310	2,360	2,678,670
16 府支出金	1,115,957	793	1,116,750
21 町債	2,855,100	△100,101	2,754,999
歳入合計	17,526,943	207,334	17,734,277

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	125,228	1,055	126,283	0	0	0	0	1,055
2 総務費	4,498,100	154,695	4,652,795	1,455	0	0	0	153,240
3 民生費	6,286,189	14,472	6,300,661	577	611	0	0	13,284
4 衛生費	1,321,235	6,031	1,327,266	302	182	0	0	5,547
5 農林水産業費	67,459	△349	67,110	0	0	0	0	△349
6 商工費	252,212	547	252,759	0	0	0	0	547
7 土木費	932,259	△688	931,571	0	0	0	0	△688
8 消防費	434,308	10,044	444,352	0	0	0	0	10,044
9 教育費	2,399,455	27,414	2,426,869	26	0	0	0	27,388
11 公債費	1,173,474	△5,887	1,167,587	0	0	0	0	△5,887
歳 出 合 計	17,526,943	207,334	17,734,277	2,360	793	0	0	204,181

2. 歳入

(款) 10. 地方特例交付金

(項) 1. 地方特例交付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	184,000	11,087	195,087	1 地方特例交付金	11,087	減収補填特例交付金 11,087
計	184,000	11,087	195,087			

(款) 11. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

1 地方交付税	1,678,000	293,195	1,971,195	1 地方交付税	293,195	普通交付税 293,195
計	1,678,000	293,195	1,971,195			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	466,611	1,137	467,748	1 戸籍住民基本台帳 費補助金	1,137	個人番号通知書・個人番号カード関連事務交付金 1,137
2 民生費国庫補助金	163,003	776	163,779	1 児童福祉費補助金	776	子ども・子育て支援交付金 2,495 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金 △ 1,719
3 衛生費国庫補助金	69,488	103	69,591	1 保健衛生費補助金	103	出産・子育て応援交付金 103
5 教育費国庫補助金	149,925	26	149,951	1 社会教育費補助金	26	埋蔵文化財緊急調査費補助金 26
計	936,573	2,042	938,615			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 3. 国庫委託金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫委託金	14,340	318	14,658	1 選挙費委託金	318	衆議院議員選挙事務委託金 318
計	20,549	318	20,867			

(款) 16. 府支出金

(項) 2. 府補助金

2 民生費府補助金	222,260	742	223,002	1 地域福祉・子育て支援交付金	82	新子育て支援交付金 82
				2 児童福祉費補助金	660	子ども・子育て支援交付金 660
3 衛生費府補助金	7,611	51	7,662	1 保健衛生費補助金	51	出産・子育て応援交付金 51
計	281,446	793	282,239			

(款) 21. 町債

(項) 1. 町債

7 臨時財政対策債	133,400	△ 100,101	33,299	1 臨時財政対策債	△ 100,101	臨時財政対策債 △ 100,101
計	2,855,100	△ 100,101	2,754,999			

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議会費	125, 228	1, 055	126, 283	0	0	0	1, 055	2 給料	221	職員給	221
										一般職給	221
								3 職員手当等	750	諸手当	750
										地域手当	14
										期末手当	98
勤勉手当	134										
		議員期末手当	504								
								4 共済費	84	職員共済組合	
計	125, 228	1, 055	126, 283	0	0	0	1, 055				

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1 一般管理費	571,759	△4,777	566,982	0	0	0	△4,777	1 報酬	1,439	会計年度任用職員報酬 1,439 安全管理専門員 95 事務職 1,344
								2 給料	△5,782	職員給 △5,782 一般職給 △5,782
								3 職員手当等	△294	諸手当 △294

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
									地域手当 △346 会計年度任用職員期末手当 24 会計年度任用職員勤勉手当 28	
								18 負担金、補 助及び交付 金	△140	補助金 △140 水道事業会計補助金（児童手当 給付分） △140
2 財産管理費	2, 376, 226	△676	2, 375, 550	0	0	0	△676	12 委託料	△676	事務等委託料 △676 公有財産測量等 △676
3 防災計画費	16, 881	200	17, 081	0	0	0	200	10 需用費	200	印刷製本費 200 土砂災害警戒区域等周知マップ 200
4 電算処理費	380, 589	152	380, 741	0	0	0	152	1 報酬	152	会計年度任用職員報酬 152 事務職 152
7 広報費	19, 317	899	20, 216	0	0	0	899	1 報酬	884	会計年度任用職員報酬 884 事務職 619 広報編集 265

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
								8 旅費	15	費用弁償
11 人権文化センター費	18,149	112	18,261	0	0	0	112	1 報酬	112	会計年度任用職員報酬 事務職
13 財政調整基金等積立金	431,181	150,065	581,246	0	0	0	150,065	24 積立金	150,065	積立金 公共施設整備積立基金積立て
計	4,198,415	145,975	4,344,390	0	0	0	145,975			150,065

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

1 税務総務費	129,000	6,161	135,161	0	0	0	6,161	1 報酬	1,238	会計年度任用職員報酬 事務職	1,238 1,238
								2 給料	△4,790	職員給 一般職給	△4,790 △4,790
								3 職員手当等	△287	諸手当 地域手当	△287 △287

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
計	117,211	2,149	119,360	国庫支出金 1,137	0	0	1,012			

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

3 町長及び町 議会議員選 挙費	4,680	92	4,772	0	0	0	92	1 報酬	92	会計年度任用職員報酬 事務職	92 92
4 衆議院議員 選挙費	14,079	318	14,397	国庫支出金 318	0	0	0	1 報酬	318	会計年度任用職員報酬 事務職	318 318
計	19,498	410	19,908	国庫支出金 318	0	0	92				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1 社会福祉総 務費	200,486	△5,650	194,836	0	0	0	△5,650	1 報酬	149	会計年度任用職員報酬 事務職	149 149
								2 給料	△5,471	職員給	△5,471

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
									一般職給△5,471	
								3 職員手当等△328	諸手当△328 地域手当△328	
2 障害者福祉費	969,426	2,292	971,718	0	0	0	2,292	1 報酬1,747	会計年度任用職員報酬1,747 障害者相談支援員1,137 手話通訳461 事務補助員149	
								3 職員手当等545	諸手当545 会計年度任用職員期末手当237 会計年度任用職員勤勉手当308	
4 高齢者福祉費	27,200	357	27,557	0	0	0	357	1 報酬357	会計年度任用職員報酬357 水中歩行監視員191 事務職166	
5 国民健康保険費	292,343	2,951	295,294	0	0	0	2,951	27 繰出金2,951	他会計繰出金2,951 国民健康保険事業特別会計繰出し2,951	

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
6 後期高齢者 医療費	534, 867	453	535, 320	0	0	0	453	27 繰出金	453	他会計繰出金 後期高齢者医療特別会計繰出し	453 453
7 介護保険費	487, 243	658	487, 901	0	0	0	658	27 繰出金	658	他会計繰出金 介護保険事業特別会計繰出し	658 658
9 国民年金費	3, 967	345	4, 312	0	0	0	345	1 報酬	254	会計年度任用職員報酬 年金相談員	254 254
								3 職員手当等	91	諸手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当	91 40 51
計	3, 169, 170	1, 406	3, 170, 576	0	0	0	1, 406				

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明				
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額			
				国府支出金	地 方 債	そ の 他							
1 児童福祉総務費	235, 790	△2, 336	233, 454	国庫支出金	0	0	△1, 522	1 報酬	△1, 356	会計年度任用職員報酬	△1, 356		
				△695							家庭児童相談員	△1, 886	
				府支出金							事務補助員	142	
				△119							管理栄養士	388	
										3 職員手当等	△800	諸手当	△800
												会計年度任用職員期末手当	△336
												会計年度任用職員勤勉手当	△464
							8 旅費	△112	費用弁償	△93			
									普通旅費	△19			
								10 需用費	△32	消耗品費	△32		
										事務用消耗品	△32		
									13 使用料及び賃借料	△36	賃借料	△36	
											電子複写機借上	△36	
2 児童措置費	1, 369, 167	△76	1, 369, 091	国庫支出金	0	0	△26	12 委託料	△76	事務等委託料	△76		
				△25						子育て短期支援業務	△76		

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
				府支出金 △25						
3 児童福祉施設費	343,074	2,279	345,353	国庫支出金 △134	0	0	2,525	1 報酬	△437	会計年度任用職員報酬 事務補助員 家庭児童相談スーパーバイザー (心理職) △41
				府支出金 △112				3 職員手当等	2,865	諸手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当
								7 報償費	△50	報償金 要保護児童対策研修講師謝礼 △50
								10 需用費	△17	消耗品費 ファミリーサポートセンター消 耗品 △17
								11 役務費	△82	通信運搬費 △82

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
									郵便料 △82	
4 ひとり親家庭福祉費	140,413	265	140,678	0	0	0	265	1 報酬	188	会計年度任用職員報酬 188 ひとり親家庭・女性支援員 188
								3 職員手当等	77	諸手当 77
										会計年度任用職員期末手当 34
										会計年度任用職員勤勉手当 43
6 こども家庭費	0	4,314	4,314	国庫支出金 1,431	0	0	2,016	1 報酬	2,793	会計年度任用職員報酬 2,793 家庭児童相談員 2,355 事務補助員 396 家庭児童相談スーパーバイザー（心理職） 42
				府支出金 867						3 職員手当等

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他						
									会計年度任用職員勤勉手当	637		
									7 報償費	50	報償金	50
											要保護児童対策研修講師謝礼	50
									8 旅費	114	費用弁償	94
											普通旅費	20
									10 需用費	50	消耗品費	50
											事務用消耗品	33
											ファミリーサポートセンター消耗品	17
11 役務費	83	通信運搬費	83									
		郵便料	83									
12 委託料	77	事務等委託料	77									
		子育て短期支援業務	77									
13 使用料及び賃借料	36	賃借料	36									
		電子複写機借上	36									

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
									会計年度任用職員期末手当 90	
									会計年度任用職員勤勉手当 112	
								4 共済費	1,427 職員共済組合	
計	332,350	8,620	340,970	0	0	0	8,620			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1 保健衛生総務費	142,550	3,077	145,627	0	0	0	3,077	1 報酬	297	会計年度任用職員報酬 事務職 297
								2 給料	1,390	職員給 一般職給 1,390
								3 職員手当等	1,115	諸手当 地域手当 84 期末手当 587 勤勉手当 444
								4 共済費	496	職員共済組合

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
								11 役務費	△221	通信運搬費 △221 電話使用料 △221
2 保健ヘルス 事業費	68,650	18	68,668	0	0	0	18	1 報酬	18	会計年度任用職員報酬 18 保育士 10 看護師・保健師 8
3 子育て支援 事業費	105,966	678	106,644	国庫支出金 302 府支出金 182	0	0	194	1 報酬	550	会計年度任用職員報酬 550 看護師・保健師・助産師・管理栄養士 231 保育士・発達支援指導員・発達相談員 176 事務職 143
								3 職員手当等	163	諸手当 163 会計年度任用職員期末手当 77 会計年度任用職員勤勉手当 86
								11 役務費	△35	通信運搬費 △35 電話使用料 △35

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
4 予防費	305, 200	121	305, 321	0	0	0	121	1 報酬	82	会計年度任用職員報酬	82
										看護師等（予防接種）	82
								3 職員手当等	39	諸手当	39
										会計年度任用職員期末手当	18
										会計年度任用職員勤勉手当	21
計	625, 356	3, 894	629, 250	国庫支出金	0	0	3, 410				
				302							
				府支出金							
				182							

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 環境衛生費

1 生活環境総務費	34,454	1,899	36,353	0	0	0	1,899	1 報酬	144	会計年度任用職員報酬 144
										事務職 144
								2 給料	1,017	職員給 1,017
										一般職給 1,017

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
								3 職員手当等	504	諸手当 504 地域手当 62 期末手当 270 勤勉手当 172
								4 共済費	234	職員共済組合
計	48,714	1,899	50,613	0	0	0	1,899			

(款) 4. 衛生費

(項) 3. 清掃費

1 清掃総務費	25,961	238	26,199	0	0	0	238	2 給料	127	職員給 127 一般職給 127
								3 職員手当等	111	諸手当 111 地域手当 8 期末手当 87 勤勉手当 16
計	647,165	238	647,403	0	0	0	238			

(款) 5. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 農業総務費	26, 806	△497	26, 309	0	0	0	△497	2 給料	△469	職員給 △469 一般職給 △469
								3 職員手当等	△28	諸手当 △28 地域手当 △28
3 農業振興費	3, 567	148	3, 715	0	0	0	148	1 報酬	148	会計年度任用職員報酬 148 事務職 148
計	56, 450	△349	56, 101	0	0	0	△349			

(款) 6. 商工費

(項) 1. 商工費

1 商工振興費	249,673	547	250,220	0	0	0	547	1 報酬	35	会計年度任用職員報酬 35 事務職 35
								2 給料	298	職員給 298 一般職給 298
								3 職員手当等	18	諸手当 18 地域手当 18
								4 共済費	196	職員共済組合
計	252,212	547	252,759	0	0	0	547			

(款) 7. 土木費

(項) 1. 土木管理費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 土木総務費	79,622	△979	78,643	0	0	0	△979	1 報酬	634	会計年度任用職員報酬 634 作業員 634
								2 給料	△1,752	職員給 △1,752 一般職給 △1,752
								3 職員手当等	139	諸手当 139 地域手当 △105 会計年度任用職員期末手当 107 会計年度任用職員勤勉手当 137
計	124,715	△979	123,736	0	0	0	△979			

(款) 7. 土木費

(項) 4. 都市計画費

1 都市計画総務費	84,653	291	84,944	0	0	0	291	1 報酬	149	会計年度任用職員報酬 149 事務職 149
								2 給料	111	職員給 111 一般職給 111

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
								3 職員手当等	7	諸手当 地域手当	7 7
								4 共済費	24	職員共済組合	
計	592,044	291	592,335	0	0	0	291				

(款) 8. 消防費

(項) 1. 消防費

2 常備消防費	411,438	10,044	421,482	0	0	0	10,044	1 報酬	148	会計年度任用職員報酬 148 事務職 148
								2 給料	5,721	職員給 5,721 一般職給 5,721
								3 職員手当等	2,384	諸手当 2,384 地域手当 344 期末手当 1,656 勤勉手当 384
								4 共済費	1,791	職員共済組合
計	434,308	10,044	444,352	0	0	0	10,044			

(款) 9. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
2 事務局費	228, 931	6, 345	235, 276	0	0	0	6, 345	1 報酬	1, 035	会計年度任用職員報酬	1, 035
										事務職	812
										栄養士	222
										看護師	1
								2 給料	1, 102	職員給	1, 102
										一般職給	1, 102
								3 職員手当等	3, 363	諸手当	3, 363
		地域手当	67								
		時間外勤務手当	2, 300								
		勤勉手当	412								
		会計年度任用職員期末手当	252								
		会計年度任用職員勤勉手当	332								
		4 共済費	845	職員共済組合							
3 教育センタ ー費	17, 240	539	17, 779	0	0	0	539	1 報酬	448	会計年度任用職員報酬	448
										事務職	203
										支援講師	245

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
								3 職員手当等	91	諸手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当
4 放課後子ども支援費	194,311	97	194,408	0	0	0	97	22 償還金、利子及び割引料	97	償還金 教育総務費国庫補助金返還金
計	441,454	6,981	448,435	0	0	0	6,981			

(款) 9. 教育費

(項) 3. 中学校費

2 教育振興費	31,109	7,407	38,516	0	0	0	7,407	10 需用費	7,407	消耗品費 7,407 教科書・指導書 7,407
計	343,731	7,407	351,138	0	0	0	7,407			

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
									勤勉手当 516	
								4 共済費 933	職員共済組合	
3 文化財保護費	28, 845	1, 650	30, 495	国庫支出金 26	0	0	1, 624	1 報酬 1, 395	会計年度任用職員報酬 1, 395	
									埋蔵文化財等調査員 355	
									文化財整理作業員 847	
									遺跡範囲確認調査員 193	
							8 旅費 255	費用弁償		
4 歴史文化資料館管理費	18, 343	765	19, 108	0	0	0	765	1 報酬 588	会計年度任用職員報酬 588	
									歴史文化資料館長 233	
									事務職 355	
									3 職員手当等 177	
									諸手当 177	
									会計年度任用職員期末手当 78	
									会計年度任用職員勤勉手当 99	
6 図書館費	48, 970	3, 789	52, 759	0	0	0	3, 789	1 報酬 3, 061	会計年度任用職員報酬 3, 061	
									司書事務補助 2, 839	
									事務職 222	

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
								3 職員手当等	792	諸手当 792 会計年度任用職員期末手当 346 会計年度任用職員勤勉手当 446
								11 役務費	△64	通信運搬費 △64 電話使用料 △64
計	244,516	11,881	256,397	国庫支出金 26	0	0	11,855			

(款) 11. 公債費

(項) 1. 公債費

1 元金	1,132,986	159	1,133,145	0	0	0	159	22 償還金、利 子及び割引 料	159	償還金 159 財務省 55 地方公共団体金融機構 104
2 利子	40,488	△6,046	34,442	0	0	0	△6,046	22 償還金、利 子及び割引 料	△6,046	利子及び割引料 △6,046 財務省 △818 地方公共団体金融機構 △4,417

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
									大阪府市町村振興協会 430 銀行等 △1,241	
計	1,173,474	△5,887	1,167,587	0	0	0	△5,887			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの
支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 府	地方債	その他	
コピー用紙購入	千円 9,218	—	千円 —	(自) 令和6年度 (至) 令和7年度	千円 9,218	千円 0	千円 0	千円 0	千円 9,218
振り仮名の法改正に伴う通知書 作成業務委託	2,431	—	—	(自) 令和6年度 (至) 令和7年度	2,431	2,134	0	0	297
清掃工場使用薬品購入	17,490	—	—	(自) 令和6年度 (至) 令和7年度	17,490	0	0	0	17,490
美化推進業務委託	2,750	—	—	(自) 令和6年度 (至) 令和7年度	2,750	0	0	0	2,750
学童保育室おやつ購入	12,852	—	—	(自) 令和6年度 (至) 令和7年度	12,852	0	0	12,852	0
町立小中学校・保育所給食用食 材購入	198,913	—	—	(自) 令和6年度 (至) 令和7年度	198,913	0	0	186,247	12,666

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1. 普通債	6,451,994	6,367,161	2,770,500	605,058	8,532,603
(1)総務債	480,313	624,669	1,939,300	64,059	2,499,910
(2)民生債	409,479	467,397	47,700	25,915	489,182
(3)衛生債	879,366	872,659	139,600	128,217	884,042
(4)農林水産業債	1,300	1,138	0	162	976
(5)土木債	1,227,774	1,071,388	79,400	146,730	1,004,058
(6)消防債	94,117	80,623	52,700	11,901	121,422
(7)教育債	3,339,207	3,233,586	511,800	225,124	3,520,262
(8)災害復旧債	20,438	15,701	0	2,950	12,751
2. その他	5,742,006	5,289,818	33,299	528,087	4,795,030
(1)減税補填債	26,389	14,614	0	7,514	7,100
(2)減収補填債	19,138	19,138	0	1,126	18,012
(3)臨時財政対策債	5,696,479	5,256,066	33,299	519,447	4,769,918
合 計	12,194,000	11,656,979	2,803,799	1,133,145	13,327,633

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	3	-	25,920	11,244	1,556	457	39,177	6,861	46,038	
	議 員	14	53,424	-	23,216	-	-	76,640	14,485	91,125	
	その他	660	31,663	-	-	-	-	31,663	-	31,663	
	計	677	85,087	25,920	34,460	1,556	457	147,480	21,346	168,826	
補 正 前	長 等	3	-	25,920	11,060	1,556	457	38,993	6,861	45,854	
	議 員	14	53,424	-	22,712	-	-	76,136	14,485	90,621	
	その他	660	31,663	-	-	-	-	31,663	-	31,663	
	計	677	85,087	25,920	33,772	1,556	457	146,792	21,346	168,138	
比 較	長 等	0	-	0	184	0	0	184	0	184	
	議 員	0	0	-	504	-	-	504	0	504	
	その他	0	0	-	-	-	-	0	-	0	
	計	0	0	0	688	0	0	688	0	688	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	242 (419)	552,503	898,736	795,620	2,246,859	402,361	2,649,220
補 正 前	242 (417)	533,382	898,563	779,381	2,211,326	396,331	2,607,657
比 較	0 (2)	19,121	173	16,239	35,533	6,030	41,563

〔注〕（ ）内は、短時間勤務職員【外書】

職員手当 の内訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	会計年度 任用職員 期末手当 (千円)	会計年度 任用職員 勤勉手当 (千円)
	補 正 後	58,520	31,932	77,058	217,305	181,187	50,256	67,725
	補 正 前	58,484	31,632	74,758	213,196	178,263	47,171	64,240
	比 較	36	300	2,300	4,109	2,924	3,085	3,485

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	備 考																														
給 料	173	給与改定に伴う増減分	28,020																														
		給与改定の状況 ＜給料表の改定＞ 給料の改定率 実施時期	2.68% 令和6年4月1日																														
		普通昇給に伴う増加分	0																														
		その他の増減分	△ 27,847																														
職員手当	9,669	制度改正に伴う増減分	21,941																														
		地域手当 期末手当 勤勉手当 期末・勤勉手当の支給月数	1,682 千円 10,623 千円 9,636 千円																														
		<table><tr><th rowspan="2">期</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr><tr><td rowspan="2">6月期</td><td>一般職</td><td>1.225</td><td>1.025</td><td>1.225</td><td>1.025</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td></tr><tr><td rowspan="2">12月期</td><td>一般職</td><td>1.225</td><td>1.025</td><td>1.275</td><td>1.075</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td><td>0.7125</td><td>0.5125</td></tr></table>	期	区分	改正前		改正後		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	6月期	一般職	1.225	1.025	1.225	1.025	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.6875	0.4875	12月期	一般職	1.225	1.025	1.275	1.075	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.7125
期	区分	改正前			改正後																												
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当																												
6月期	一般職	1.225	1.025	1.225	1.025																												
	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.6875	0.4875																												
12月期	一般職	1.225	1.025	1.275	1.075																												
	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.7125	0.5125																												
		その他の増減分	△ 12,272																														
		地域手当 扶養手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当	△ 1,646 千円 300 千円 2,300 千円 △ 6,514 千円 △ 6,712 千円																														

[注] 会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増減額は除く。

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	全職種
補正後 令和6年4月1日現在	平均給料月額 (円) 321,610
	平均給与月額 (円) 383,943
	平均年齢 (歳) 40
補正前 令和6年4月1日現在	平均給料月額 (円) 311,330
	平均給与月額 (円) 373,045
	平均年齢 (歳) 40

イ 初任給

区 分	全職種	国の制度 一般行政職
高 校 卒	207,400円	188,000円
大 学 卒	230,000円	総合職 230,000円
		一般職 220,000円

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有	
補 正 前	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.5 (2.35)	有	
国の制度	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有	

[注] () 内は、暫定再任用職員

債務負担行為(追加設定)に関する資料

(単位:千円)

事 項 名	限度額	財 源 内 訳			
コピー用紙購入	9,218	一 般 財 源	9,218	特 定 財 源 ()	0
事 業 の 内 容					
役場庁舎、ふれあいセンター、歴史文化資料館、消防本部、第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、第一中学校、第二中学校が使用するコピー用紙(更紙含む。)を購入するもの。					
追加設定の理由					
令和7年度当初から業務を実施できるよう、令和6年度中に入札を実施し、契約を締結する必要があるため。					

(単位:千円)

事 項 名	限度額	財 源 内 訳			
振り仮名の法改正に伴う通知書作成業務委託	2,431	一 般 財 源	297	特 定 財 源 (国庫支出金)	2,134
事 業 の 内 容					
戸籍への振り仮名記載のために仮の振り仮名の抽出及び通知するハガキの印刷について委託するもの。					
追加設定の理由					
振り仮名の法制化に係る改正戸籍法の施行日である令和7年5月26日以降、速やかに通知を行うため、令和6年度中に契約を締結する必要があるため。					

(単位:千円)

事 項 名	限度額	財 源 内 訳			
清掃工場使用薬品購入	17,490	一 般 財 源	17,490	特 定 財 源 ()	0
事 業 の 内 容					
ごみの焼却により発生する排気ガスから有害物質を除去し、焼却灰及び飛灰に含まれる重金属類を除去するために必要となる薬品(液体キレート・高流動性消石灰入り活性炭・尿素水)を購入するもの。					
追加設定の理由					
令和7年度当初から業務を実施できるよう、令和6年度中に入札を実施し、契約を締結する必要があるため。					

(単位:千円)

事 項 名	限度額	財 源 内 訳			
美化推進業務委託	2,750	一 般 財 源	2,750	特 定 財 源 ()	0
事 業 の 内 容					
町内の道路・水路・公園等のごみ回収、自治会の地域清掃で発生したごみの回収を実施するもの。					
追加設定の理由					
令和7年度当初から業務を実施できるよう、令和6年度中に入札を実施し、契約を締結する必要があるため。					

(単位:千円)

事 項 名	限度額	財 源 内 訳			
学童保育室おやつ購入	12,852	一 般 財 源	0	特 定 財 源 (そ の 他)	12,852
事 業 の 内 容					
学童保育室で提供するおやつを年間購入するもの。					
追加設定の理由					
令和7年度当初から業務を実施できるよう、令和6年度中に入札を実施し、契約を締結する必要があるため。					

(単位:千円)

事 項 名	限度額	財 源 内 訳			
町立小中学校・保育所給食用食材購入	198,913	一 般 財 源	12,666	特 定 財 源 (そ の 他)	186,247
事 業 の 内 容					
小・中学校及び保育所で提供する給食に係る食材を年間購入するもの。					
追加設定の理由					
令和7年度当初から業務を実施できるよう、令和6年度中に入札を実施し、契約を締結する必要があるため。					

第 1 0 1 号 議 案

令和 6 年度 島 本 町 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）

令和 6 年度 島 本 町 の 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ） は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

（ 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 ）

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 2 , 9 5 1 千 円 を 追 加 し、歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 3 , 3 5 7 , 6 8 9 千 円 と す る。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 予 算 の 金 額 は、
「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 」 に よ る。

令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		295,654	2,951	298,605
	1 一般会計繰入金	292,343	2,951	295,294
歳入	合 計	3,354,738	2,951	3,357,689

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		67,567	2,740	70,307
	1 総務管理費	65,003	2,740	67,743
4 保健事業費		41,869	211	42,080
	1 特定健康診査等事業費	27,704	211	27,915
歳	出	合	計	
		3,354,738	2,951	3,357,689

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	295,654	2,951	298,605
歳入合計	3,354,738	2,951	3,357,689

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	67,567	2,740	70,307	0	0	0	0	2,740
4 保健事業費	41,869	211	42,080	0	0	0	0	211
歳 出 合 計	3,354,738	2,951	3,357,689	0	0	0	0	2,951

2. 歳入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	292,343	2,951	295,294	1 職員給与費等繰入金	2,951	職員給与費等繰入金 2,951
計	292,343	2,951	295,294			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	65,003	2,740	67,743	0	0	0	2,740	1 報酬	148	会計年度任用職員報酬 148 事務職 148
								2 給料	878	職員給 878 一般職給 878
								3 職員手当等	917	諸手当 917 地域手当 67 扶養手当 240 通勤手当 △347 期末手当 384 勤勉手当 293 児童手当 280
								4 共済費	659	職員共済組合
								17 備品購入費	138	電算関連備品費 138 電算機器 138
計	65,003	2,740	67,743	0	0	0	2,740			

(款) 4. 保健事業費

(項) 1. 特定健康診査等事業費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
1 特定健康診 査等事業費	27,704	211	27,915	0	0	0	211	1 報酬	178	会計年度任用職員報酬	178
										保健師	30
										事務職	148
								3 職員手当等	33	諸手当	33
										会計年度任用職員期末手当	16
										会計年度任用職員勤勉手当	17
計	27,704	211	27,915	0	0	0	211				

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	5 (4)	7,201	19,338	14,577	41,116	7,063	48,179
補 正 前	5 (4)	6,875	18,460	13,907	39,242	6,404	45,646
比 較	0 (0)	326	878	670	1,874	659	2,533

〔注〕（ ）内は、短時間勤務職員【外書】

職員手当 の内訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	会計年度 任用職員 期末手当 (千円)	会計年度 任用職員 勤勉手当 (千円)
	補 正 後	1,215	240	324	4,607	3,826	372	504
	補 正 前	1,148	0	671	4,223	3,533	356	487
	比 較	67	240	△ 347	384	293	16	17

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	備 考																																	
給 料	878	給与改定に伴う増減分	568	給与改定の状況 ＜給料表の改定＞ 給料の改定率 2.68% 実施時期 令和6年4月1日																																
		普通昇給に伴う増加分	0																																	
		その他の増減分	310																																	
職員手当	637	制度改正に伴う増減分	459	地域手当 35 千円 期末手当 223 千円 勤勉手当 201 千円 期末・勤勉手当の支給月数 <table><tr><th rowspan="2">期</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr><tr><td rowspan="2">6月期</td><td>一般職</td><td>1.225</td><td>1.025</td><td>1.225</td><td>1.025</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td></tr><tr><td rowspan="2">12月期</td><td>一般職</td><td>1.225</td><td>1.025</td><td>1.275</td><td>1.075</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td><td>0.7125</td><td>0.5125</td></tr></table>	期	区分	改正前		改正後		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	6月期	一般職	1.225	1.025	1.225	1.025	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.6875	0.4875	12月期	一般職	1.225	1.025	1.275	1.075	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.7125	0.5125
		期	区分				改正前		改正後																											
					期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当																												
6月期	一般職	1.225	1.025	1.225	1.025																															
	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.6875	0.4875																															
12月期	一般職	1.225	1.025	1.275	1.075																															
	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.7125	0.5125																															
		その他の増減分	178																																	

[注] 会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増減額は除く。

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員 1 人当たり給与

区 分		全職種
補正後 令和6年4月1日現在	平均給料月額 (円)	321,340
	平均給与月額 (円)	361,907
	平均年齢 (歳)	41
補正前 令和6年4月1日現在	平均給料月額 (円)	311,720
	平均給与月額 (円)	351,710
	平均年齢 (歳)	41

イ 初任給

区 分	全職種	国の制度 一般行政職
高 校 卒	207,400円	188,000円
大 学 卒	230,000円	総合職 230,000円
		一般職 220,000円

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有	
補 正 前	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.5 (2.35)	有	
国の制度	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有	

[注] () 内は、暫定再任用職員

第 1 0 2 号 議 案

令和 6 年度 島 本 町 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）

令和 6 年度 島 本 町 の 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ） は、次 に 定 め る と こ ろ に よ る。

（ 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 ）

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 4 5 3 千 円 を 追 加 し、歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 7 3 8 , 0 5 7 千 円 と す る。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 予 算 の 金 額 は、
「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 」 に よ る。

令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		122,371	453	122,824
	1 一般会計繰入金	122,371	453	122,824
歳 入	合 計	737,604	453	738,057

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		16,697	453	17,150
	1 総務管理費	15,283	453	15,736
歳 出	合 計	737,604	453	738,057

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	122,371	453	122,824
歳入合計	737,604	453	738,057

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	16,697	453	17,150	0	0	0	0	453
歳 出 合 計	737,604	453	738,057	0	0	0	0	453

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事務費繰入金	17,286	453	17,739	1 事務費繰入金	453	事務費繰入金 453
計	122,371	453	122,824			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	15,283	453	15,736	0	0	0	453	2 給料	373	職員給 373
										一般職給 373
								3 職員手当等	54	諸手当 54
										地域手当 22
										住居手当 △336
										通勤手当 △15
										期末手当 206
		勤勉手当 177								
4 共済費	26	職員共済組合								
計	15,283	453	15,736	0	0	0	453			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	2 (0)	6,079	5,008	11,087	1,907	12,994
補 正 前	2 (0)	5,706	4,954	10,660	1,881	12,541
比 較	0 (0)	373	54	427	26	453

[注] () 内は、短時間勤務職員【外書】

職員手当 の内訳	区 分	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補 正 後	365	396	52	1,432	1,203
	補 正 前	343	732	67	1,226	1,026
	比 較	22	△ 336	△ 15	206	177

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	備 考																																
給 料	373	給与改定に伴う増減分	425																																
		給与改定の状況 ＜給料表の改定＞ 給料の改定率 実施時期	2.68% 令和6年4月1日																																
		普通昇給に伴う増加分	0																																
		その他の増減分	△ 52																																
職員手当	54	制度改正に伴う増減分	258																																
		地域手当 期末手当 勤勉手当 期末・勤勉手当の支給月数	26 千円 124 千円 108 千円																																
			<table><tr><th rowspan="2">期</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr><tr><td rowspan="2">6月期</td><td>一般職</td><td>1.225</td><td>1.025</td><td>1.225</td><td>1.025</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td></tr><tr><td rowspan="2">12月期</td><td>一般職</td><td>1.225</td><td>1.025</td><td>1.275</td><td>1.075</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td><td>0.7125</td><td>0.5125</td></tr></table>	期	区分	改正前		改正後		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	6月期	一般職	1.225	1.025	1.225	1.025	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.6875	0.4875	12月期	一般職	1.225	1.025	1.275	1.075	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.7125	0.5125
期	区分	改正前				改正後																													
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当																														
6月期	一般職	1.225	1.025	1.225	1.025																														
	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.6875	0.4875																														
12月期	一般職	1.225	1.025	1.275	1.075																														
	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.7125	0.5125																														
		その他の増減分	△ 204																																

〔注〕会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増減額は除く。

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		全職種
補正後 令和6年4月1日現在	平均給料月額 (円)	246,200
	平均給与月額 (円)	293,972
	平均年齢 (歳)	27
補正前 令和6年4月1日現在	平均給料月額 (円)	225,600
	平均給与月額 (円)	272,136
	平均年齢 (歳)	27

イ 初任給

区 分	全職種	国の制度 一般行政職
高 校 卒	207,400円	188,000円
大 学 卒	230,000円	総合職 230,000円
		一般職 220,000円

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有	
補 正 前	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.5 (2.35)	有	
国の制度	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有	

[注] () 内は、暫定再任用職員

第 1 0 3 号 議 案

令和 6 年度 島 本 町 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ）

令和 6 年度 島 本 町 の 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 （ 第 2 号 ） は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

（ 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 ）

第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 , 1 9 6 千 円 を 追 加 し、歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 3 , 2 0 6 , 4 6 1 千 円 と す る。

2 歳 入 歳 出 予 算 の 補 正 の 款 項 の 区 分 及 び 当 該 区 分 ご と の 金 額 並 び に 補 正 後 の 歳 入 歳 出 予 算 の 金 額 は、
「 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正 」 に よ る。

令 和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		626, 172	250	626, 422
	2 国庫補助金	105, 391	250	105, 641
4 支払基金交付金		794, 331	9	794, 340
	1 支払基金交付金	794, 331	9	794, 340
5 府支出金		436, 452	124	436, 576
	2 府補助金	23, 437	124	23, 561
7 繰入金		597, 622	813	598, 435
	1 一般会計繰入金	487, 096	658	487, 754
	2 基金繰入金	110, 526	155	110, 681
歳入	合 計	3, 205, 265	1, 196	3, 206, 461

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		76,588	534	77,122
	1 総務管理費	52,152	△529	51,623
	2 介護認定審査会費	24,436	1,063	25,499
3 地域支援事業費		154,915	662	155,577
	2 一般介護予防事業費	1,729	36	1,765
	3 包括的支援事業費	55,965	626	56,591
歳 出	合 計	3,205,265	1,196	3,206,461

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	626,172	250	626,422
4 支払基金交付金	794,331	9	794,340
5 府支出金	436,452	124	436,576
7 繰入金	597,622	813	598,435
歳入合計	3,205,265	1,196	3,206,461

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	76,588	534	77,122	0	0	0	0	534
3 地域支援事業費	154,915	662	155,577	250	124	0	288	0
歳 出 合 計	3,205,265	1,196	3,206,461	250	124	0	288	534

2. 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業交付金	42,147	250	42,397	1 地域支援事業交付金	250	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 9 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業） 241
計	105,391	250	105,641			

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

2 地域支援事業支援交付金	17,449	9	17,458	1 地域支援事業支援交付金	9	地域支援事業支援交付金（第2号被保険者分） 9
計	794,331	9	794,340			

(款) 5. 府支出金

(項) 2. 府補助金

1 地域支援事業交付金	23,437	124	23,561	1 地域支援事業交付金	124	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 4 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業） 120

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	23,437	124	23,561			

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

2 地域支援事業繰入金	23,437	124	23,561	1 地域支援事業繰入金	124	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 4 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業） 120
3 職員給与費等繰入金	36,500	△ 529	35,971	1 職員給与費等繰入金	△ 529	職員給与費等繰入金 △ 529
5 その他一般会計繰入金	42,057	1,063	43,120	1 その他一般会計繰入金	1,063	その他一般会計繰入金 1,063
計	487,096	658	487,754			

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1 介護保険給付準備基金繰入金	110,526	155	110,681	1 介護保険給付準備基金繰入金	155	介護保険給付準備基金繰入金 155

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	110,526	155	110,681			

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	52, 152	△529	51, 623	0	0	0	△529	2 給料	191	職員給 191
										一般職給 191
								3 職員手当等	△578	諸手当 △578
										地域手当 11
										通勤手当 △71
										期末手当 △267
										勤勉手当 △236
										児童手当 △15
								4 共済費	△142	職員共済組合
計	52, 152	△529	51, 623	0	0	0	△529			

(款) 1. 総務費

(項) 2. 介護認定審査会費

1 介護認定審査会費	24,436	1,063	25,499	0	0	0	1,063	1 報酬	867	会計年度任用職員報酬 867 事務職 143 認定調査員 724
								3 職員手当等	183	諸手当 183

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
									会計年度任用職員期末手当	
									81	
									会計年度任用職員勤勉手当	
									102	
								4 共済費	13 社会保険料等	
計	24,436	1,063	25,499	0	0	0	1,063			

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 2. 一般介護予防事業費

1 一般介護予防事業費	1,729	36	1,765	国庫支出金 9	0	23	0	1 報酬	36	会計年度任用職員報酬 36
				府支出金 4						管理栄養士 36
計	1,729	36	1,765	国庫支出金 9	0	23	0			
				府支出金 4						

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業費

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
1 包括的支援 事業費	55,965	626	56,591	国庫支出金	0	265	0	1 報酬	192	会計年度任用職員報酬	192
				241						認知症地域支援推進員	192
				府支出金				2 給料	△151	職員給	△151
				120						一般職給	△151
								3 職員手当等	566	諸手当	566
										地域手当	5
										扶養手当	240
										通勤手当	△4
										期末手当	8
										児童手当	240
							会計年度任用職員期末手当				
								34			
							会計年度任用職員勤勉手当				
								43			
							4 共済費	19	職員共済組合	1	
									社会保険料等	18	

(単位 : 千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
計	55,965	626	56,591	国庫支出金	0	265	0			
				241						
				府支出金						
				120						

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	7 (6)	10,794	24,973	20,168	55,935	9,625	65,560
補 正 前	7 (6)	9,699	24,933	20,222	54,854	9,735	64,589
比 較	0 (0)	1,095	40	△ 54	1,081	△ 110	971

[注] () 内は、短時間勤務職員【外書】

職員手当 の内訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	会計年度 任用職員 期末手当 (千円)	会計年度 任用職員 勤勉手当 (千円)
	補 正 後	1,582	720	338	5,483	4,569	1,052	1,425
	補 正 前	1,566	480	413	5,742	4,805	937	1,280
	比 較	16	240	△ 75	△ 259	△ 236	115	145

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		備 考																																							
給 料	40	給与改定に伴う増減分	857	給与改定の状況 ＜給料表の改定＞ 給料の改定率 2.68% 実施時期 令和6年4月1日																																							
		普通昇給に伴う増加分	0																																								
		その他の増減分	△ 817																																								
職員手当	△ 314	制度改正に伴う増減分	601	地域手当 52 千円 期末手当 289 千円 勤勉手当 260 千円 期末・勤勉手当の支給月数 <table><tr><th rowspan="2">期</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr><tr><td rowspan="2">6月期</td><td>一般職</td><td>1.225</td><td>1.025</td><td>1.225</td><td>1.025</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td></tr><tr><td rowspan="2">12月期</td><td>一般職</td><td>1.225</td><td>1.025</td><td>1.275</td><td>1.075</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td><td>0.7125</td><td>0.5125</td></tr></table>								期	区分	改正前		改正後		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	6月期	一般職	1.225	1.025	1.225	1.025	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.6875	0.4875	12月期	一般職	1.225	1.025	1.275	1.075	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.7125	0.5125
		期	区分	改正前		改正後																																					
期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当																																						
6月期	一般職	1.225	1.025	1.225	1.025																																						
	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.6875	0.4875																																						
12月期	一般職	1.225	1.025	1.275	1.075																																						
	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.7125	0.5125																																						
		その他の増減分	△ 915	地域手当 △ 36 千円 扶養手当 240 千円 通勤手当 △ 75 千円 期末手当 △ 548 千円 勤勉手当 △ 496 千円																																							

[注] 会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増減額は除く。

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員 1 人当たり給与

区 分		全職種
補正後 令和6年4月1日現在	平均給料月額 (円)	301,450
	平均給与月額 (円)	348,694
	平均年齢 (歳)	37
補正前 令和6年4月1日現在	平均給料月額 (円)	291,400
	平均給与月額 (円)	338,041
	平均年齢 (歳)	37

イ 初任給

区 分	全職種	国の制度 一般行政職
高 校 卒	207,400円	188,000円
大 学 卒	230,000円	総合職 230,000円
		一般職 220,000円

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有	
補 正 前	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.5 (2.35)	有	
国の制度	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有	

[注] () 内は、暫定再任用職員

第 1 0 4 号 議 案

令和 6 年度 島本町 水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度 島本町の水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度 島本町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款 水道事業収益	6 7 7 , 8 9 0	△ 1 4 0	6 7 7 , 7 5 0
第 2 項 営業外収益	1 2 0 , 8 5 3	△ 1 4 0	1 2 0 , 7 1 3

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款 水道事業費用	6 1 7 , 9 1 0	△ 7 , 3 3 0	6 1 0 , 5 8 0
第 1 項 営業費用	5 9 1 , 7 7 0	△ 7 , 3 3 0	5 8 4 , 4 4 0

（資本的支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5 2 6 , 0 2 2 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4 4 , 8 1 5 千円、減債積立金 1 7 , 2 2 3 千円、建設改良積立金 1 0 0 , 0 0 0 千円及び過年度分損益勘定留保資金 3 6 3 , 9 8 4 千円で補填するものとする。）。

支 出

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	5 9 7 , 2 0 0	6 , 0 7 8	6 0 3 , 2 7 8
第 1 項 建設改良費	5 7 9 , 9 7 7	6 , 0 7 8	5 8 6 , 0 5 5

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
（ 1 ） 職員給与費	1 0 0 , 3 5 0	△ 8 , 2 5 2	9 2 , 0 9 8

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条に定めた補助金の金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 収益的収入 (他会計繰入金)	9 1 6	△ 1 4 0	7 7 6

(重要な資産の取得)

第6条 予算第10条に定めた重要な資産の取得を次のとおり追加する。

種 類	名 称	数 量
工具、器具及び備品	上下水道部庁舎事務機器	一 式

令和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

令和6年度 島本町水道事業会計補正予算総括

(収益的収入及び支出)

(単位：千円)

款	項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 水 道 事 業 収 益		677,890	△ 140	677,750
	2 営 業 外 収 益	120,853	△ 140	120,713
1 水 道 事 業 費 用		617,910	△ 7,330	610,580
	1 営 業 費 用	591,770	△ 7,330	584,440
差	引	59,980	7,190	67,170

(資本的収入及び支出)

(単位：千円)

款	項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 資 本 的 収 入		77,256	0	77,256
1 資 本 的 支 出		597,200	6,078	603,278
	1 建 設 改 良 費	579,977	6,078	586,055
差	引	△ 519,944	△ 6,078	△ 526,022

令和6年度 島本町水道事業会計補正予算実施計画

(収益的収入)

1 収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			677,890	△ 140	677,750	
	2 営業外収益		120,853	△ 140	120,713	
		4 他会計繰入金	3,216	△ 140	3,076	

(収益的支出)

2 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			617,910	△ 7,330	610,580	
	1 営業費用		591,770	△ 7,330	584,440	
		1 原水及び浄水費	193,850	534	194,384	
		2 配水及び給水費	54,236	1,303	55,539	
		3 受託工事費	4,650	324	4,974	
		4 総 係 費	108,180	△ 9,491	98,689	

(資本的支出)

2 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 支 出			597,200	6,078	603,278	
	1 建 設 改 良 費		579,977	6,078	586,055	
		1 事 務 費	15,439	△ 922	14,517	
		4 固 定 資 産 取 得 費	22,373	7,000	29,373	

令和6年度 島本町水道事業会計補正予算計画説明書

(収益の収入)

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 水道事業収益				677,890	△ 140	677,750	
	2 営業外収益			120,853	△ 140	120,713	
		4 他会計繰入金		3,216	△ 140	3,076	
			他会計繰入金	3,216	△ 140	3,076	児童手当繰入金 △ 140

(収益の支出)

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 水道事業費用				617,910	△ 7,330	610,580	
	1 営業費用			591,770	△ 7,330	584,440	
		1 原水及び浄水費		193,850	534	194,384	
			給料	3,213	177	3,390	一般職 1名 177
			手当	2,309	195	2,504	地域手当 11 期末手当 72 勤勉手当 62 期末手当（会計年度任用職員） 23 勤勉手当（会計年度任用職員） 27
			賞与引当金繰入額	520	60	580	賞与引当金繰入額 60
			報酬	3,763	62	3,825	会計年度任用職員 62
			法定福利費	1,656	40	1,696	職員共済組合 40

(収益的支出)

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
		2 配水及び給水費		54,236	1,303	55,539	
			給 料	6,596	304	6,900	一般職 2名 304
			手 当	3,832	267	4,099	地域手当 18 期末手当 99 勤勉手当 96 期末手当（会計年度任用職員） 24 勤勉手当（会計年度任用職員） 30
			賞与引当金繰入額	640	550	1,190	賞与引当金繰入額 550
			報 酬	1,614	132	1,746	会計年度任用職員 132
			法 定 福 利 費	2,247	50	2,297	職員共済組合 37 社会保険料（会計年度任用職員） 13
		3 受託工事費		4,650	324	4,974	
			報 酬	1,786	147	1,933	会計年度任用職員 147
			手 当	422	167	589	期末手当（会計年度任用職員） 104 勤勉手当（会計年度任用職員） 63
			法 定 福 利 費	338	10	348	社会保険料（会計年度任用職員） 10
		4 総 係 費		108,180	△ 9,491	98,689	
			給 料	27,767	△ 5,427	22,340	一般職 6名 △ 5,427
			手 当	14,535	△ 1,603	12,932	地域手当 △ 330

(収益の支出)

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
							扶養手当 △ 78
							期末手当 △ 481
							勤勉手当 △ 334
							住居手当 △ 210
							通勤手当 △ 125
							児童手当 △ 45
			賞与引当金繰入額	4,790	△ 790	4,000	賞与引当金繰入額 △ 790
			法定福利費	8,971	△ 1,671	7,300	職員共済組合 △ 1,671

(資本の支出)

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 資本の支出	1 建設改良費			597,200	6,078	603,278	
				579,977	6,078	586,055	
		1 事務費		15,439	△ 922	14,517	
			給料	7,647	△ 58	7,589	一般職 2名 △ 58
			手当	5,260	△ 737	4,523	地域手当 △ 10
							扶養手当 △ 120
							期末手当 △ 243
							勤勉手当 △ 268

(資本的支出)

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
							通勤手当 24
							児童手当 △ 120
		4 固定資産取得費	法 定 福 利 費	2,444	△ 127	2,317	職員共済組合 △ 127
				22,373	7,000	29,373	
			工具、器具及び備品	15,473	7,000	22,473	上下水道部庁舎 事務機器 7,000

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定支弁職員	9 (3)	7,504	32,630	※ ¹ 24,847	64,981	※ ² 12,313	77,294
	資本勘定支弁職員	2 (0)	0	7,589	4,403	11,992	2,317	14,309
	合 計	11 (3)	7,504	40,219	29,250	76,973	14,630	91,603
補 正 前	損益勘定支弁職員	9 (3)	7,163	37,576	※ ³ 25,810	70,549	※ ⁴ 14,030	84,579
	資本勘定支弁職員	2 (0)	0	7,647	5,020	12,667	2,444	15,111
	合 計	11 (3)	7,163	45,223	30,830	83,216	16,474	99,690
比 較	損益勘定支弁職員	0 (0)	341	△ 4,946	△ 963	△ 5,568	△ 1,717	△ 7,285
	資本勘定支弁職員	0 (0)	0	△ 58	△ 617	△ 675	△ 127	△ 802
	合 計	0 (0)	341	△ 5,004	△ 1,580	△ 6,243	△ 1,844	△ 8,087

〔注〕（ ）内は、短時間勤務の暫定再任用職員及び会計年度任用職員【外書】

※¹ 賞与引当金繰入額 5, 0 9 8 千円を含む。

※² 賞与引当金繰入額 6 7 2 千円を含む。

※³ 賞与引当金繰入額 5, 1 3 2 千円を含む。

※⁴ 賞与引当金繰入額 8 1 8 千円を含む。

手当の 内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	2,587	1,152	402	595	10,963	9,755
	補正前	2,898	1,350	612	696	11,390	10,088
	比 較	△ 311	△ 198	△ 210	△ 101	△ 427	△ 333

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定支弁職員	9 (0)	0	32,630	※ ¹ 22,562	55,192	※ ² 10,817	66,009
	資本勘定支弁職員	2 (0)	0	7,589	4,403	11,992	2,317	14,309
	合 計	11 (0)	0	40,219	26,965	67,184	13,134	80,318
補 正 前	損益勘定支弁職員	9 (0)	0	37,576	※ ³ 23,796	61,372	※ ⁴ 12,557	73,929
	資本勘定支弁職員	2 (0)	0	7,647	5,020	12,667	2,444	15,111
	合 計	11 (0)	0	45,223	28,816	74,039	15,001	89,040
比 較	損益勘定支弁職員	0 (0)	0	△ 4,946	△ 1,234	△ 6,180	△ 1,740	△ 7,920
	資本勘定支弁職員	0 (0)	0	△ 58	△ 617	△ 675	△ 127	△ 802
	合 計	0 (0)	0	△ 5,004	△ 1,851	△ 6,855	△ 1,867	△ 8,722

〔注〕（ ）内は、短時間勤務の暫定再任用職員【外書】

※¹ 賞与引当金繰入額 5, 0 9 8 千円を含む。

※² 賞与引当金繰入額 6 7 2 千円を含む。

※³ 賞与引当金繰入額 5, 1 3 2 千円を含む。

※⁴ 賞与引当金繰入額 8 1 8 千円を含む。

手当の内 訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補正後	2,587	1,152	402	595	9,993	8,440
	補正前	2,898	1,350	612	696	10,571	8,893
	比 較	△ 311	△ 198	△ 210	△ 101	△ 578	△ 453

イ 会計年度任用職員

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定支弁職員	(3)	7,504	0	2,285	9,789	1,496	11,285
補正前	損益勘定支弁職員	(3)	7,163	0	2,014	9,177	1,473	10,650
比 較		(0)	341	0	271	612	23	635

手当の内 訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	970	1,315
	補正前	0	0	0	0	819	1,195
	比 較	0	0	0	0	151	120

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考																																
給 料	△ 5,004	給与改定に伴う増減分	1,377		給与改定の状況 ＜給料表の改定＞ 給料の改定率 2.68% 実施時期 令和6年4月1日																																
		昇給に伴う増加分	0																																		
		その他の増減分	△ 6,381																																		
手 当	△ 1,851	制度改正に伴う増減分	998	地域手当 83千円 期末手当 473千円 勤勉手当 442千円	期末・勤勉手当の支給月数 <table><tr><th rowspan="2">期</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr><tr><td rowspan="2">6月期</td><td>一般職</td><td>1.225</td><td>1.025</td><td>1.225</td><td>1.025</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td></tr><tr><td rowspan="2">12月期</td><td>一般職</td><td>1.225</td><td>1.025</td><td>1.275</td><td>1.075</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td><td>0.7125</td><td>0.5125</td></tr></table>	期	区分	改正前		改正後		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	6月期	一般職	1.225	1.025	1.225	1.025	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.6875	0.4875	12月期	一般職	1.225	1.025	1.275	1.075	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.7125	0.5125
		期	区分	改正前				改正後																													
期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当																																
6月期	一般職	1.225	1.025	1.225	1.025																																
	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.6875	0.4875																																
12月期	一般職	1.225	1.025	1.275	1.075																																
	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.7125	0.5125																																
		その他の増減分	△ 2,849	地域手当 △ 394千円 扶養手当 △ 198千円 住居手当 △ 210千円 通勤手当 △ 101千円 期末手当 △ 1,051千円 勤勉手当 △ 895千円																																	

[注]会計年度任用職員の報酬及び手当の増減額は除く。

3 給料及び手当の状況

(1) 職員 1 人当たり給与

区 分		全職種
補 正 後 令和6年4月1日現在	平均給料月額(円)	322,360
	平均給与月額(円)	378,313
	平均年齢(歳)	42
補 正 前 令和6年4月1日現在	平均給料月額(円)	312,140
	平均給与月額(円)	367,480
	平均年齢(歳)	42

[注]短時間勤務の暫定再任用職員は除く。

(2) 初任給

区 分	全職種 (円)	一般会計の制度・全職種 (円)
高 校 卒	207,400	207,400
大 学 卒	230,000	230,000

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月(月分)	1 2 月(月分)			
補 正 後	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有	
補 正 前	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.5 (2.35)	有	
一般会計 の制度	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有	

[注] () 内は、暫定再任用職員

第 1 0 5 号議案

令和 6 年度島本町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度島本町の下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第 2 条 令和 6 年度島本町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 下水道事業費用	9 0 0 , 2 0 0	1 7 5	9 0 0 , 3 7 5
第 1 項 営業費用	8 2 5 , 3 8 8	1 7 5	8 2 5 , 5 6 3

（資本的支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 5 5 , 5 2 2 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2 3 , 0 7 0 千円、減債積立金 3 0 0 , 0 0 0 千円、過年度分損益勘定留保資金 8 0 , 9 6 6 千円及び当年度分損益勘定留保資金 5 1 , 4 8 6 千円で補填するものとする。）。

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第 1 款 資 本 的 支 出	9 4 2 , 2 3 0	9 9 2	9 4 3 , 2 2 2
第 1 項 建 設 改 良 費	4 5 8 , 8 2 2	9 9 2	4 5 9 , 7 4 4

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	3 9 , 3 2 1	1 , 0 9 7	4 0 , 4 1 8

令和 6 年 1 2 月 1 3 日 提 出

島 本 町 長 山 田 紘 平

令和6年度 島本町下水道事業会計補正予算総括

(収益的収入及び支出)

(単位：千円)

款	項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 下 水 道 事 業 収 益		1,038,100	0	1,038,100
1 下 水 道 事 業 費 用		900,200	175	900,375
	1 営 業 費 用	825,388	175	825,563
差 引		137,900	△ 175	137,725

(資本的収入及び支出)

(単位：千円)

款	項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 資 本 的 収 入		487,700	0	487,700
1 資 本 的 支 出		942,300	922	943,222
	1 建 設 改 良 費	458,822	922	459,744
差 引		△ 454,600	△ 922	△ 455,522

令和6年度 島本町下水道事業会計補正予算実施計画

(収益的支出)

2 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			900,200	175	900,375	
	1 営業費用		825,388	175	825,563	
		5 総 係 費	18,045	175	18,220	

(資本的支出)

2 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			942,300	922	943,222	
	1 建設改良費		458,822	922	459,744	
		1 公共下水道整備事業費	425,120	922	426,042	

令和6年度 島本町下水道事業会計補正予算計画説明書

(収益的支出)

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 下水道事業費用				900,200	175	900,375	
	1 営業費用			825,388	175	825,563	
		5 総 係 費		18,045	175	18,220	
			給 料	4,163	45	4,208	一般職 1名 45
			手 当	2,899	61	2,960	地域手当 3 期末手当 30 勤勉手当 28
			法 定 福 利 費	1,376	69	1,445	職員共済組合 69

(資本的支出)

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 資 本 的 支 出				942,300	922	943,222	
	1 建設改良費			458,822	922	459,744	
		1 公共下水道整備事業費		425,120	922	426,042	
			給 料	14,969	△ 300	14,669	一般職 4 名 △ 300
			手 当	9,472	1,092	10,564	地域手当 △ 14 管理職手当 △ 60 扶養手当 120 期末手当 318 勤勉手当 305 住居手当 336 通勤手当 △ 153 児童手当 240
			法定福利費	4,715	130	4,845	職員共済組合 130

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定支弁職員	1 (0)	0	4,208	※ ¹ 4,571	8,779	※ ² 1,561	10,340
	資本勘定支弁職員	4 (0)	0	14,669	10,204	24,873	4,845	29,718
	合 計	5 (0)	0	18,877	14,775	33,652	6,406	40,058
補 正 前	損益勘定支弁職員	1 (0)	0	4,163	※ ³ 4,510	8,673	※ ⁴ 1,492	10,165
	資本勘定支弁職員	4 (0)	0	14,969	9,352	24,321	4,715	29,036
	合 計	5 (0)	0	19,132	13,862	32,994	6,207	39,201
比 較	損益勘定支弁職員	0 (0)	0	45	61	106	69	175
	資本勘定支弁職員	0 (0)	0	△ 300	852	552	130	682
	合 計	0 (0)	0	△ 255	913	658	199	857

[注] ()内は、短時間勤務の暫定再任用職員及び会計年度任用職員【外書】

※¹ 賞与引当金繰入額 5 7 9 千円を含む。 ※² 賞与引当金繰入額 1 1 6 千円を含む。

※³ 賞与引当金繰入額 5 7 9 千円を含む。 ※⁴ 賞与引当金繰入額 1 1 6 千円を含む。

手当の内 訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	管 理 職 当 手 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	1,214	678	336	319	660	4,589	3,828
	補正前	1,225	558	0	472	720	4,241	3,495
	比 較	△ 11	120	336	△ 153	△ 60	348	333

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	損益勘定支弁職員	1 (0)	0	4,208	※1 4,571	8,779	※2 1,561	10,340
	資本勘定支弁職員	4 (0)	0	14,669	10,204	24,873	4,845	29,718
	合 計	5 (0)	0	18,877	14,775	33,652	6,406	40,058
補 正 前	損益勘定支弁職員	1 (0)	0	4,163	※3 4,510	8,673	※4 1,492	10,165
	資本勘定支弁職員	4 (0)	0	14,969	9,352	24,321	4,715	29,036
	合 計	5 (0)	0	19,132	13,862	32,994	6,207	39,201
比 較	損益勘定支弁職員	0 (0)	0	45	61	106	69	175
	資本勘定支弁職員	0 (0)	0	△ 300	852	552	130	682
	合 計	0 (0)	0	△ 255	913	658	199	857

〔注〕（ ）内は、短時間勤務の暫定再任用職員【外書】

※1 賞与引当金繰入額 5 7 9 千円を含む。

※2 賞与引当金繰入額 1 1 6 千円を含む。

※3 賞与引当金繰入額 5 7 9 千円を含む。

※4 賞与引当金繰入額 1 1 6 千円を含む。

手当の 内 訳	区 分	地 域 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	管 理 職 当 手 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
	補正後	1,214	678	336	319	660	4,589	3,828
	補正前	1,225	558	0	472	720	4,241	3,495
	比 較	△ 11	120	336	△ 153	△ 60	348	333

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考																																
給 料	△ 255	給与改定に伴う増減分	568		給与改定の状況 ＜給料表の改定＞ 給料の改定率 2.68% 実施時期 令和6年4月1日																																
		昇給に伴う増加分	0																																		
		その他の増減分	△ 823																																		
手 当	913	制度改正に伴う増減分	428	地域手当 35千円 期末手当 210千円 勤勉手当 183千円	期末・勤勉手当の支給月数 <table><tr><th rowspan="2">期</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr><tr><td rowspan="2">6月期</td><td>一般職</td><td>1.225</td><td>1.025</td><td>1.225</td><td>1.025</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td></tr><tr><td rowspan="2">12月期</td><td>一般職</td><td>1.225</td><td>1.025</td><td>1.275</td><td>1.075</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.6875</td><td>0.4875</td><td>0.7125</td><td>0.5125</td></tr></table>	期	区分	改正前		改正後		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	6月期	一般職	1.225	1.025	1.225	1.025	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.6875	0.4875	12月期	一般職	1.225	1.025	1.275	1.075	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.7125	0.5125
		期	区分	改正前				改正後																													
期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当																																
6月期	一般職	1.225	1.025	1.225	1.025																																
	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.6875	0.4875																																
12月期	一般職	1.225	1.025	1.275	1.075																																
	暫定再任用	0.6875	0.4875	0.7125	0.5125																																
		その他の増減分	485	地域手当 △ 46千円 扶養手当 120千円 住居手当 336千円 通勤手当 △ 153千円 管理職手当 △ 60千円 期末手当 138千円 勤勉手当 150千円																																	

[注]会計年度任用職員の報酬及び手当の増減額は除く。

3 給料及び手当の状況

(1) 職員 1 人当たり給与

区 分		全職種
補 正 後 令和6年4月1日現在	平均給料月額(円)	313,060
	平均給与月額(円)	364,382
	平均年齢(歳)	41
補 正 前 令和6年4月1日現在	平均給料月額(円)	303,600
	平均給与月額(円)	354,355
	平均年齢(歳)	41

[注] 短時間勤務の暫定再任用職員は除く。

(2) 初任給

区 分	全職種 (円)	一般会計の制度・全職種 (円)
高 校 卒	207,400	207,400
大 学 卒	230,000	230,000

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月(月分)	1 2 月(月分)			
補 正 後	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有	
補 正 前	2.25 (1.175)	2.25 (1.175)	4.5 (2.35)	有	
一般会計 の制度	2.25 (1.175)	2.35 (1.225)	4.6 (2.4)	有	

[注] () 内は、暫定再任用職員

第 1 号意見書案

再審法改正を求める意見書

標記の意見書案を島本町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり提出いたします。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日 提出

提 出 者 島 本 町 議 会 議 員

川 嶋 玲 子	野 口 日 利 美
山 口 博 好	中 嶋 洵 智
大 久 保 孝 幸	中 田 み どり
東 田 正 樹	平 井 均
戸 田 靖 子	永 山 優 子

提案理由

えん罪は国家による最大の人権侵害の一つであり、えん罪被害者の救済を目的として、国において速やかに刑事訴訟法の再審規定を改正するよう求めるため。

再審法改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求、手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

以上の２点以外にも、冒頭で指摘したように再審法の規定が少なく、とりわけ、審理の在り方については、明文の規定が存在せず、裁判所の広汎な裁量に委ねられていることから、証拠開示以外の局面でも、時に「再審格差」と呼ばれるように、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じるという問題がある。そこで、再審請求手続における手続規定に関しても、速やかに整備する必要がある。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、今こそ次の点について、再審法を速やかに改正すべきである。

- 1 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
- 3 再審請求手続における手続規定の整備

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、本意見書を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

大阪府三島郡島本町議会

第 2 号意見書案

性暴力救援センター・大阪 S A C H I C O の存続と
体制強化を求める意見書

標記の意見書案を島本町議会会議規則第 1 4 条の規定により、
次のとおり提出いたします。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日提出

提出者 島本町議会議員

川 嶋 玲 子	野 口 日利美
山 口 博 好	中 嶋 洵 智
大久保 孝 幸	福 嶋 保 雄
中 田 みどり	東 田 正 樹
平 井 均	伊集院 春 美
戸 田 靖 子	永 山 優 子

提案理由

大阪府として性暴力被害者へのワンストップ支援の再構築を
求めるため。

性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化を求める意見書

性暴力救援センター・大阪SACHICO（以下「SACHICO」という。）は、日本初の病院拠点型のワンストップ支援センターとして、平成22(2010)年度から14年間、松原市の阪南中央病院内にて24時間体制のもと性暴力被害者の支援を行ってきた。電話相談件数52,198件、来所のべ件数14,610件、診療及び支援した実人数3,722人に上り、大阪府下の性暴力被害者支援において中心的な役割を果たしてきた。特に幼いこどもの被害者の診察、治療、寄り添いが行える高い専門性とスキルを有している医師や相談員がしっかりと被害者救済を行ってきた。

このように必要不可欠な機関でありながら、国や大阪府からの補助金は、運営費のごく一部でしかなく、維持費の多くを阪南中央病院が負担し、さらに不足分を寄付金等で補ってきた。医師・看護師は通常の病院の診察・看護の業務を行いつつ、SACHICOでの診察に当たってきたが、これらは善意の超過勤務で支えられていたと言える。昨今、医療現場での働き方改革もあり、一民間医療機関での負担は限界を超えている。現SACHICOは令和7(2025)年3月末で阪南中央病院から撤退せざるを得ない状況にあり、すでに現在も個人クリニックの善意で対応する状況となっている。大阪府下にはSACHICOと連携する医療機関が10機関あるが、いずれにしても性暴力被害者のすべてに対応できているとは言えない状況である。

これまでSACHICOは、被害者の安心のために支援員が常に寄り添ってサポートすることを大切にしてきたが、現状では支援員と医療者によるサポート体制を確保し続けることも困難になっている。緊急避妊薬の投与、証拠物の採取、医師による外傷の記録など、72時間以内に診察を行うことは必要不可欠な条件である。また、年齢、性別問わず被害者になり得ることから、産婦人科だけでなく、精神科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科等の総合的に診療が可能な医療機関であることが望ましいとされている。

よって、本町議会は大阪府に対して、以下の点を強く求め、早急に対処することを要望する。

記

1. 令和7(2025)年3月末をもって阪南中央病院から撤退せざるを得ない性暴力救援センター・大阪SACHICOの活動拠点を大阪府の責任において速やかに確保し、運営にかかる費用の支援協力を保障して、持続可能なワンストップセンターの機能を維持すること。
2. ワンストップセンターについて府下の公立病院を中心に複数の拠点を置き、医療機関の連携を密にし、性暴力被害者の速やかな救済を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日

大阪府三島郡島本町議会

令和 6 年

島本町議会 1 2 月定例会議議案

議案説明

島 本 町

令和 6 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分について 説明

それでは、第 8 号報告「令和 6 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分について」御説明申し上げます。

令和 6 年 1 0 月 9 日付けで、衆議院が解散となり、同月 2 7 日に衆議院議員総選挙が執行されることとなりました。

このため、同選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る必要な予算について、令和 6 年 1 0 月 4 日に地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、報告するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 4, 0 7 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 7, 5 2 6, 9 4 3 千円とするもので、款項別の内容については、8 の 5 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

続いて、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

8 の 9 ページからの歳入です。

第 1 5 款 国庫支出金 第 3 項 国庫委託金 第 1 目 総務費国庫委託金 第 1 節 選挙費委託金 1 4, 0 7 9 千円の増額については、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る財源として計上したものです。

続いて、8 の 1 0 ページからの歳出です。

第 2 款 総務費 第 4 項 選挙費 第 4 目 衆議院議員選挙費 1 4, 0 7 9 千円の増額については、1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費として計上したものです。

以上、簡単ではありますが、令和 6 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

損害賠償の額を定めることの専決処分について 説明

それでは、第 9 号報告「損害賠償の額を定めることの専決処分について」御説明申し上げます。

損害賠償の額を定めることについて、令和 6 年 10 月 28 日に地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、報告するものです。

報告の概要について、御説明申し上げます。

町立第二保育所及び町立第四保育所の令和 6 年 7 月 1 日から同月 31 日までの電気使用料支払遅延について、関西電力株式会社を相手方とし、これに対する損害を賠償したものです。

なお、損害賠償額は 1,723 円となります。

以上、簡単ではありますが、損害賠償の額を定めることの専決処分についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について 説明

それでは、第10号報告「損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について」御説明申し上げます。

損害賠償の額を定めること及び和解について、令和6年11月7日に地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告するものです。

報告の概要について、御説明申し上げます。

令和6年8月8日町立第三学童保育室内において発生した事故について、島本町若山台二丁目地内在住者を相手方とし、これに対する損害を賠償し、民法第695条の規定により和解したものです。

なお、損害賠償額は7,770円となります。

以上、簡単ではありますが、損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて(案)

説明

それでは、第 9 1 号議案「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

提案理由は、任期満了に伴い、再任するものです。

今回、選任の同意を求めます上田 秀樹（うへだ ひでき）氏については、平成 22 年 2 月から固定資産評価審査委員会委員をお願いしており、現在 5 期目です。略歴については、9 1 の 2 ページに記載しているとおりです。

任期については、令和 7 年 2 月 18 日から令和 10 年 2 月 17 日までです。

以上、簡単ではありますが、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

工事請負契約の変更について（案）説明

それでは、第 9 2 号議案「工事請負契約の変更について」御説明申し上げます。

本契約の変更については、令和 5 年 6 月 2 6 日議決に係る「新庁舎建設工事請負契約」の一部を変更する契約で、契約金額の変更が生じることから、議会の議決を求めるものです。

第 9 2 号議案資料を御覧ください。

変更の概要については、工事請負契約書第 2 5 条第 6 項の規定による、いわゆるインフレスライド条項に伴い契約金額を記載のとおり変更するもので、令和 6 年 9 月定例会議（後半）において、令和 6 年度一般会計補正予算（第 4 号）として御可決賜りました新庁舎建設工事（増加分）に係るものです。

続いて、仮契約書（写）を御覧ください。請負代金額の変更のほか、各会計年度における支払の限度額及び出来高予定額を併せて変更するものです。

以上、簡単ではありますが、工事請負契約の変更についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町印鑑条例の一部改正について（案）説明

それでは、第 9 3 号議案「島本町印鑑条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、コンビニエンスストア等における印鑑登録証明書の交付実施に伴い、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、議案参考資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

第 3 条第 2 項は、印鑑登録に適さない印鑑について規定したのですが、運用上、多量に製造されているかどうかの判断が困難であることから、削除するものです。

第 1 3 条は、印鑑登録証明の申請方法について改めるものです。

同条第 1 項は、文言の修正を行うものです。

同条第 2 項は、マイナンバーカードを用いて窓口で申請する場合を規定したもので、本人が窓口でマイナンバーカードを提示し、暗証番号を入力することにより申請が可能となります。

同条第 3 項は、マイナンバーカードを用いてコンビニ等で申請する場合を規定したもので、暗証番号を通信端末機器に入力することにより申請が可能となります。

第 1 5 条は、印鑑登録証明の制限について規定したもので、第 1 3 条で申請方法を新たに追加したことにより、新たに規定を加えるものです。

第 1 6 条は、印鑑登録に係る手続で代理申請ができる場合を規定したもので、第 1 3 条の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和 7 年 3 月 3 1 日までの間において規則で定める日とし、コンビニ交付の稼働日が確定次第、同日を施行日とする規則を制定します。

以上、簡単ではありますが、島本町印鑑条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町税条例の一部改正について（案）説明

それでは、第 9 4 号議案「島本町税条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、令和 6 年 3 月 3 1 日付け専決処分において改正漏れがあったため、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

附則第 1 7 条の 2 及び附則第 2 1 条の 3 の 2 については、改正漏れに伴い、所要の規定を整備するものです。

具体的には、令和 6 年度の固定資産の評価替えに伴い、用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置について、3 年延長するものです。

施行期日は、公布の日とし、令和 6 年 4 月 1 日からの遡及適用を設けています。

以上、簡単ではありますが、「島本町税条例の一部改正について」の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町職員定数条例の一部改正について（案）説明

それでは、第 9 5 号議案「島本町職員定数条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、町長の事務部局の職員等の定数を見直すため、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき、御説明申し上げます。

「2 議案の概要」を御覧ください。

今回の改正は、まず、町長の事務部局において、こどもすこやかセンターの設置に伴う教育委員会部局からの事務の一部移管、また、デジタル人材等の確保による職員数の増加傾向を踏まえ、職員の配置上限に一定の余裕を持たせるため、職員定数を現行の 1 3 9 人から 1 0 人増の 1 4 9 人に改めるものです。

次に、教育委員会の事務部局において、同センターの設置に伴う町長部局への事務の一部移管を踏まえ、職員定数を現行の 7 5 人から 2 人減の 7 3 人に改めるものです。

最後に、消防部局において、消防士の育児休業の取得増加の状況等を踏まえ、安定した組織体制の確保を図るため、職員定数を現行の 4 6 人から 2 人増の 4 8 人に改めるものです。

これらに伴い、職員定数の合計は、2 8 7 人から 1 0 人増の 2 9 7 人となるものです。

施行期日は、令和 7 年 1 月 1 日です。

以上、簡単ではありますが、島本町職員定数条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について（案）説明

それでは、第 9 6 号議案「島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

提案理由は、令和 6 年人事院勧告の給与に関する勧告の内容に鑑み、改正するものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

「2 議案の概要」を御覧ください。

今回の改正については、2 条から成る条建てとしています。

始めに、第 1 条における改正内容についてです。

令和 6 年度の期末手当について、支給月数を改正するものです。1 2 月期における期末手当の支給月数について、現行の 2 . 1 7 5 月から 2 . 2 7 5 月へと 0 . 1 月を加え、年間支給月数を 4 . 3 5 月から 4 . 4 5 月へ改正するものです。

続いて、第 2 条における改正内容についてです。

令和 7 年 4 月以降の期末手当について、支給月数を改正するものです。令和 6 年度支給分については、既に 6 月期を支給していることから、1 2 月期において 0 . 1 月分を加えていましたが、令和 7 年度以降については、その増加分の 0 . 1 月分を 6 月と 1 2 月とで按分し、それぞれ 0 . 0 5 月分ずつを加えるものです。具体的には、6 月期、1 2 月期とも現行の 2 . 1 7 5 月から 2 . 2 2 5 月へと、0 . 0 5 月を加えるものです。

施行期日は、第 1 条については、公布の日とし、令和 6 年 1 2 月 1 日から適用するものです。また、第 2 条については、令和 7 年 4 月 1 日とするものです。

これらの改正による 0 . 1 月分の増加による影響額としましては、年間約 5 0 万円です。

以上、簡単ではありますが、島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第 97 号議案「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、令和 6 年人事院勧告の改正内容に準じて改正するものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき、御説明申し上げます。

「2 議案の概要」を御覧ください。

今回の改正については、2 条から成る条建てとしています。

始めに、第 1 条における改正内容についてです。

まず、給料について、一般職員、特定任期付職員（高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者で任期付の者）及び任期付職員の給料表の引上げ改定を行うものです。

次に、令和 6 年度の期末・勤勉手当について、一般職員、暫定再任用職員及び特定任期付職員の支給月数をそれぞれ記載のとおり改正するものです。

一般職員については、12 月期における期末手当の支給月数を現行の 1.225 月から 1.275 月に、勤勉手当の支給月数を現行の 1.025 月から 1.075 月にそれぞれ 0.05 月分引き上げ、期末・勤勉手当の年間支給月数を 4.5 月から 4.6 月に改正するものです。

暫定再任用職員については、12 月期における期末手当の支給月数を現行の 0.6875 月から 0.7125 月に、勤勉手当の支給月数を現行の 0.4875 月から 0.5125 月にそれぞれ 0.025 月分引き上げ、期末・勤勉手当の年間支給月数を 2.35 月から 2.4 月に改正するものです。

特定任期付職員については、12 月期における期末手当の支給月数を現行の 2.175 月から 2.225 月に 0.05 月分引き上げ、年間支給月数を 4.35 月から 4.4 月に改正するものです。

第 1 条の規定の施行期日は、公布の日とし、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものです。

続いて、第 2 条における改正内容についてです。

令和 6 年度の期末・勤勉手当支給分については、一般職の職員の給与に関する法律の改正と同様に、12 月期において支給月数の引上げを行いました。令和

7年度以降については、その増加分を6月期と12月期とで等分し、一般職員、暫定再任用職員及び特定任期付職員の支給月数をそれぞれ記載のとおり改正するものです。

第2条の規定の施行期日は、令和7年4月1日です。

今回の給与改定の実施による影響額は、全会計で約5,649万円を見込んでいます。

以上、簡単ではありますが、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第 98 号議案「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し、改正するものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

「2 議案の概要」を御覧ください。

今回の改正については、2 条から成る条建てとしています。

始めに、第 1 条における改正内容についてです。

令和 6 年度の期末手当について、支給月数を記載のとおり改正するものです。

12 月期における期末手当の支給月数を現行の 2.1 月から 2.2 月に 0.1 月分引き上げ、年間支給月数を 4.2 月から 4.3 月に改正するものです。

第 1 条の規定の施行期日は、公布の日とし、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものです。

続いて、第 2 条における改正内容についてです。

令和 6 年度の期末手当支給分については、第 1 条における改正のとおり、12 月期において支給月数の引上げを行いました。令和 7 年度以降については、その増加分を 6 月期と 12 月期とで等分し、支給月数を記載のとおり改正するものです。

第 2 条の規定の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日です。

今回の給与改定の実施による影響額は、約 18 万円を見込んでいます。

以上、簡単ではありますが、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第 99 号議案「島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、令和 6 年人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うものです。具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

「2 議案の概要」を御覧ください。

今回の改正については、2 条から成る条建てとしています。

始めに、第 1 条における改正内容についてです。

まず、給料について、一般職員に準じ、給料表の引上げ改定を行うものです。

次に、令和 6 年度の期末・勤勉手当について、支給月数を記載のとおり改正するものです。

12 月期における期末手当の支給月数を現行の 0.75 月から 0.8 月に、勤勉手当の支給月数を現行の 1.025 月から 1.075 月にそれぞれ 0.05 月分引き上げ、期末・勤勉手当の年間支給月数を 3.55 月から 3.65 月に改正するものです。

第 1 条の規定の施行期日は、公布の日とし、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものです。

続いて、第 2 条における改正内容についてです。

令和 6 年度の期末・勤勉手当支給分については、第 1 条における改正のとおり、12 月期において支給月数の引上げを行いました。令和 7 年度以降については、その増加分を 6 月期と 12 月期とで等分し、支給月数を記載のとおり改正するものです。

第 2 条の規定の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日です。

今回の改定による本年度の影響額は、あくまで概算ではありますが、全会計で約 6,275 万円を見込んでいます。

以上、簡単ではありますが、島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町一般会計補正予算（第 6 号）（案）説明

それでは、第 100 号議案「令和 6 年度島本町一般会計補正予算（第 6 号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、新たな課の創設に伴う予算の組替え、令和 6 年人事院勧告に準じた給料等の改定に係る予算等について提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 207,334 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 17,734,277 千円とするもので、款項別の内容については、100 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

次に、第 2 条の債務負担行為の追加及び変更については、100 の 7 ページの「第 2 表 債務負担行為補正」にお示ししている 7 件となり、追加に係る内容については、100 の 46 ページの次に添付しています「債務負担行為（追加設定）に関する資料」に記載のとおりです。

次に、100 の 9 ページの「第 3 表 地方債補正」についてです。

臨時財政対策債については、限度額の確定によるものです。

続いて、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

100 の 13 ページからの歳入です。

第 10 款 地方特例交付金 第 1 項 地方特例交付金 第 1 目 地方特例交付金 第 1 節 地方特例交付金 11,087 千円の増額については、交付額の確定によるものです。

第 11 款 地方交付税 第 1 項 地方交付税 第 1 目 地方交付税 第 1 節 地方交付税 293,195 千円の増額については、交付額の確定によるものです。

第 15 款 国庫支出金 第 2 項 国庫補助金 第 1 目 総務費国庫補助金 第 1 節 戸籍住民基本台帳費補助金 1,137 千円の増額については、人件費の増額に伴うものです。

第 2 目 民生費国庫補助金 第 1 節 児童福祉費補助金 776 千円の増額については、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金から子ども・子育て支援

交付金への移行及び人件費の増額に伴うものです。

第3目 衛生費国庫補助金 第1節 保健衛生費補助金 103千円の増額については、人件費の増額に伴うものです。

第5目 教育費国庫補助金 第1節 社会教育費補助金 26千円の増額については、旅費の増額に伴うものです。

第3項 国庫委託金 第1目 総務費国庫委託金 第1節 選挙費委託金 318千円の増額については、人件費の増額に伴うものです。

第16款 府支出金 第2項 府補助金 第2目 民生費府補助金 第1節 地域福祉・子育て支援交付金 82千円の増額については、人件費の増額に伴うものです。

第2節 児童福祉費補助金 660千円の増額については、人件費の増額に伴うものです。

第3目 衛生費府補助金 第1節 保健衛生費補助金 51千円の増額については、人件費の増額に伴うものです。

第21款 町債 第1項 町債 第7目 臨時財政対策債 第1節 臨時財政対策債 100, 101千円の減額については、先程御説明しました「第3表 地方債補正」のとおりです。

続いて、100の15ページからの歳出です。

人件費については、多岐に渡ることから、最後一括して御説明申し上げます。

第2款 総務費 第1項 総務管理費 第1目 一般管理費 第18節 負担金、補助及び交付金 140千円の減額については、地方公営企業操出金に係る基準に基づくものです。

第2目 財産管理費 第12節 委託料 676千円の減額については、旧教育センター及び半坂広場における不動産鑑定評価業務の実施を見送ることとしたため減額するものです。

第3目 防災計画費 第10節 需用費 200千円の増額については、配布するハザードマップが不足することから増刷するものです。

第7目 広報費 第8節 旅費 15千円の増額については、会計年度任用職員の任用に伴うものです。

第13目 財政調整基金等積立金 第24節 積立金 150, 065千円の増

額については、財源調整によるものです。

第2項 徴税費 第1目 税務総務費 第22節 償還金、利子及び割引料 10,000千円の増額については、法人町民税の還付金の増加によるものです。

第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第5目 国民健康保険費 第27節 繰出金 2,951千円の増額については、人件費の増額及び備品の購入に伴うものです。

第6目 後期高齢者医療費 第27節 繰出金 453千円の増額については、人件費の増額に伴うものです。

第7目 介護保険費 第27節 繰出金 658千円の増額については、人件費の増額に伴うものです。

第2項 児童福祉費 第1目 児童福祉総務費、第2目 児童措置費、第3目 児童福祉施設費及び第6目 こども家庭費については、新課の創設に伴い事務に係る予算をこども家庭費へ移管するものです。

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第1目 保健衛生総務費 第11節 役務費 221千円の減額及び第3目 子育て支援事業費 第11節 役務費 35千円の減額については、ひかり電話の導入に伴うものです。

第9款 教育費 第1項 教育総務費 第4目 放課後子ども支援費 第22節 償還金、利子及び割引料 97千円の増額については、過年度の国庫支出金の返還によるものです。

第3項 中学校費 第2目 教育振興費 第10節 需用費 7,407千円の増額については、教科書の採択替えに伴い教員用指導書・教科書を購入するものです。

第5項 社会教育費 第3目 文化財保護費 第8節 旅費 255千円の増額については、会計年度任用職員の任用等に伴うものです。

第6目 図書館費 第11節 役務費 64千円の減額については、ひかり電話の導入に伴うものです。

第11款 公債費 第1項 公債費 第1目 元金 第22節 償還金、利子及び割引料 159千円の増額については、利率見直しに伴うものです。

第2目 利子 第22節 償還金、利子及び割引料 6,046千円の減額については、利率見直し及び令和5年度の町債の借入利率等の確定によるものです。

最後に、人件費についてです。

新たな課の創設に伴う予算の組替え、令和6年人事院勧告に準じた一般職及び会計年度任用職員に係る給料表及び期末・勤勉手当の改定並びに特別職及び議会議員の期末手当の改定、職員の休職等に伴う会計年度任用職員の配置等によるものです。

以上、簡単ではありますが、令和6年度島本町一般会計補正予算（第6号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）説
明

それでは、第 1 0 1 号議案「令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和 6 年人事院勧告の改正内容に準じた給料等の引上げ、令和 6 年度当初の人事異動に基づく人件費等について提案するものです。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2, 9 5 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、3, 3 5 7, 6 8 9 千円とするもので、款項別の内容は、1 0 1 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

まず、1 0 1 の 7 ページの歳入です。

第 5 款 繰入金 第 1 項 一般会計繰入金 第 1 目 一般会計繰入金 2, 9 5 1 千円の増額については、人件費の増額及び備品の購入に伴うものです。

次に、1 0 1 の 8 ページの歳出です。

第 1 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 1 目 一般管理費 2, 7 4 0 千円の増額及び第 4 款 保健事業費 第 1 項 特定健康診査等事業費 第 1 目 特定健康診査等事業費 2 1 1 千円の増額については、人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正、人事異動に基づく人件費、会計年度任用職員報酬単価等の引上げ及び備品の購入に伴う補正です。

以上、簡単ではありますが、令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（案）説明

それでは、第 102 号議案「令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和 6 年人事院勧告の改正内容に準じた給料等の引上げ及び令和 6 年度当初の人事異動に基づく人件費について提案するものです。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 453 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 738,057 千円とするもので、款項別の内容は、102 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

まず、102 の 7 ページの歳入です。

第 3 款 繰入金 第 1 項 一般会計繰入金 第 1 目 事務費繰入金 453 千円の増額については、人件費の増額に伴うものです。

次に、102 の 8 ページの歳出です。

第 1 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 1 目 一般管理費 453 千円の増額については、人事院勧告の改正内容に準じた給料等の引上げ及び人事異動に基づく人件費の補正です。

以上、簡単ではありますが、令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）説明

それでは、第 103 号議案「令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和 6 年人事院勧告の改正内容に準じた給料、期末手当及び勤勉手当並びに会計年度任用職員の報酬単価及び期末手当の引上げ並びに令和 6 年度当初の人事異動に伴う人件費の補正について提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1, 196 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、3, 206, 461 千円とするもので、款項目の内容は、103 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

続いて、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

103 の 7 ページからの歳入です。

第 3 款 国庫支出金 第 2 項 国庫補助金 第 2 目 地域支援事業交付金 250 千円の増額、第 4 款 支払基金交付金 第 1 項 支払基金交付金 第 2 目 地域支援事業支援交付金 9 千円の増額、第 5 款 府支出金 第 2 項 府補助金 第 1 目 地域支援事業交付金 124 千円の増額、第 7 款 繰入金 第 1 項 一般会計繰入金 第 2 目 地域支援事業繰入金 124 千円の増額及び第 2 項 基金繰入金 第 1 目 介護保険給付準備基金繰入金 155 千円の増額については、いずれも人事院勧告の改正内容に準じた給料等の引上げ、会計年度任用職員報酬単価等の引上げ及び人事異動に伴う人件費のうち、一般介護予防事業及び包括的支援事業の人件費の増額によるものです。

第 7 款 繰入金 第 1 項 一般会計繰入金 第 3 目 職員給与費等繰入金 529 千円の減額については、人事院勧告の改正内容に準じた給料等の引上げ及び人事異動に伴う人件費のうち、一般管理費の人件費の減額によるものです。

第 7 款 繰入金 第 1 項 一般会計繰入金 第 5 目 その他一般会計繰入金 1,063 千円の増額については、会計年度任用職員報酬単価等の改正に伴う人件費のうち、介護認定審査会費の人件費の増額によるものです。

続いて、103 の 10 ページの歳出です。

第 1 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 1 目 一般管理費 5 2 9 千円の減額、
第 1 款 総務費 第 2 項 介護認定審査会費 第 1 目 介護認定審査会費 1 , 0
6 3 千円の増額、第 3 款 地域支援事業費 第 2 項 一般介護予防事業費 第 1
目 一般介護予防事業費 3 6 千円の増額、第 3 款 地域支援事業費 第 3 項 包
括的支援事業費 第 1 目 包括的支援事業費 6 2 6 千円の増額については、先程
歳入でも御説明しましたとおり、令和 6 年人事院勧告の改正内容に準じた給料等
の引上げ、会計年度任用職員報酬単価等の改正及び令和 6 年度当初の人事異動に
伴う人件費の増額及び減額によるものです。

以上、簡単ではありますが、令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算
(第 2 号)の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）説明

それでは、第 104 号議案「令和 6 年度島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和 6 年人事院勧告の改正内容に準じた給料、期末手当及び勤勉手当並びに会計年度任用職員の報酬単価及び期末手当の引上げに伴う予算等について提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第 1 条は、総則、第 2 条は、収益的収入及び支出の予定額の補正、第 3 条は、資本的支出の予定額の補正、第 4 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額の補正、第 5 条は、他会計からの補助金の補正、第 6 条は、重要な資産の取得を追加するものです。

続いて、補正予算の内容について、計画説明書により御説明申し上げます。

104 の 8 ページ、収益的収入です。

第 1 款 水道事業収益 第 2 項 営業外収益 第 4 目 他会計繰入金 140 千円の減額については、職員の異動により、児童手当に係る一般会計からの繰入金を減額するものです。この繰入れについては、基準内の繰入金です。

次に、収益的支出です。

第 1 款 水道事業費用 第 1 項 営業費用 第 1 目 原水及び浄水費 534 千円の増額、第 2 目 配水及び給水費 1,303 千円の増額、第 3 目 受託工事費 324 千円の増額及び第 4 目 総係費 9,491 千円の減額については人件費によるものです。

次に、104 の 10 ページ、資本的支出です。

第 1 款 資本的支出 第 1 項 建設改良費 第 1 目 事務費 922 千円の減額については人件費の補正、第 4 目 固定資産取得費 7,000 千円の増額については上下水道部庁舎事務機器として、平成 8 年度から使用している事務机や椅子等を更新するものです。

人件費の補正については、令和 6 年人事院勧告の改正内容に準じた給料、期末手当及び勤勉手当の引上げ、人事異動、各種手当等の増減、会計年度任用職員の報酬単価の引上げ等に伴うものです。

以上、簡単ではありますが、令和 6 年度島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）
についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年度島本町下水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）説明

それでは、第 1 0 5 号議案「令和 6 年度島本町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和 6 年人事院勧告の改正内容に準じた給料、期末手当及び勤勉手当の引上げに伴う予算等について提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第 1 条は、総則、第 2 条は、収益的支出の予定額の補正、第 3 条は、資本的支出の予定額の補正、第 4 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額の補正です。

続いて、補正予算の内容について、計画説明書により御説明申し上げます。

1 0 5 の 5 ページ、収益的支出です。

第 1 款 下水道事業費用 第 1 項 営業費用 第 5 目 総係費 1 7 5 千円の増額については、人件費の増額によるものです。

次に、1 0 5 の 6 ページ、資本的支出です。

第 1 款 資本的支出 第 1 項 建設改良費 第 1 目 公共下水道整備事業費 9 2 2 千円の増額については、人件費の増額によるものです。

人件費の補正については、令和 6 年人事院勧告の改正内容に準じた給料、期末手当及び勤勉手当の引上げ、人事異動、各種手当等の増減に伴うものです。

以上、簡単ではありますが、令和 6 年度島本町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

再審法改正を求める意見書（説明）

それでは、第1号意見書案につきまして、御説明申し上げます。

第1号意見書案 再審法改正を求める意見書。

標記の意見書案を島本町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり提出いたします。

令和6年12月16日提出。

提出者 島本町議会議員 川嶋 玲子 野口 日利美 山口 博好 中嶋 洵智 大久保 孝幸 中田 みどり 東田 正樹 平井 均 戸田 靖子 永山 優子。

提案理由は、えん罪は国家による最大の人権侵害の一つであり、えん罪被害者の救済を目的として、国において速やかに刑事訴訟法の再審規定を改正するように求めるためです。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つです。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえます。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」があります。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられています。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求、手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれています。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であります。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっています。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であります。現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はありません。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、

証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠です。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられています。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられています。したがって、再審開始決定がされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではありません。

以上の２点以外にも、冒頭で指摘したように再審法の規定が少なく、とりわけ、審理の在り方については、明文の規定が存在せず、裁判所の広汎な裁量に委ねられていることから、証拠開示以外の局面でも、時に「再審格差」と呼ばれるように、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じるという問題があります。そこで、再審請求手続における手続規定に関しても、速やかに整備する必要があります。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、今こそ次の点について、再審法を速やかに改正すべきです。

- １ 再審請求手続における証拠開示の制度化
- ２ 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
- ３ 再審請求手続における手続規定の整備

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、本意見書を提出する。

令和６年１２月１６日 大阪府三島郡島本町議会。

以上、よろしく御可決いただきますようお願いいたします。

性暴力救援センター・大阪 S A C H I C O の存続と体制強化を求める意見書（説明）

それでは、第 2 号意見書案につきまして、御説明申し上げます。

第 2 号意見書案 性暴力救援センター・大阪 S A C H I C O の存続と体制強化を求める意見書。

標記の意見書案を島本町議会会議規則第 1 4 条の規定により、次のとおり提出いたします。

令和 6 年 1 2 月 1 6 日提出。

提出者 島本町議会議員 川嶋 玲子 野口 日利美 山口 博好 中嶋 洵智 大久保 孝幸 福嶋 保雄 中田 みどり 東田 正樹 平井 均 伊集院 春美 戸田 靖子 永山 優子。

提案理由は、大阪府として性暴力被害者へのワンストップ支援の再構築を求めるためです。

性暴力救援センター・大阪 S A C H I C O は、日本初の病院拠点型のワンストップ支援センターとして、平成 22 (2010) 年度から 14 年間、松原市の阪南中央病院にて 24 時間体制のもと性暴力被害者の支援を行ってきました。電話相談件数 52,198 件、来所のべ件数 14,610 件、診療及び支援した実人数 3,722 人に上り、大阪府下の性暴力被害者支援において中心的な役割を果たしてきました。特に幼いこどもの被害者の診察、治療、寄り添いが行える高い専門性とスキルを有している医師や相談員がしっかりと被害者救済を行ってきました。

このように必要不可欠な機関でありながら、国や大阪府からの補助金は、運営費のごく一部でしかなく、維持費の多くを阪南中央病院が負担し、さらに不足分を寄付金等で補ってきました。医師・看護師は通常の病院の診察・看護の業務を行いつつ、S A C H I C O での診察に当たってきましたが、これらは善意の超過勤務で支えられていたと言えます。昨今、医療現場での働き方改革もあり、一民間医療機関での負担は限界を超えています。現 S A C H I C O は令和 7 (2025) 年 3 月末で阪南中央病院から撤退せざるを得ない状況にあり、すでに現在も個人クリニックの善意で対応する状況となっています。大阪府下には S A C H I C O と連携する医療機関が 10 機関ありますが、いずれにしても性暴力被害者のすべてに対

応できているとは言えない状況です。

これまでSACHICOは、被害者の安心のために支援員が常に寄り添ってサポートすることを大切にしてきましたが、現状では支援員と医療者によるサポート体制を確保し続けることも困難になっています。緊急避妊薬の投与、証拠物の採取、医師による外傷の記録など、72時間以内に診察を行うことは必要不可欠な条件です。また、年齢、性別問わず被害者になり得ることから、産婦人科だけでなく、精神科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科等の総合的に診療が可能な医療機関であることが望ましいとされています。

よって、本町議会は大阪府に対して、以下の点を強く求め、早急に対処することを要望します。

1. 令和7(2025)年3月末をもって阪南中央病院から撤退せざるを得ない性暴力
救援センター大阪SACHICOの活動拠点を大阪府の責任において速やかに確保し、運営にかかる費用の支援協力を保障して、持続可能なワンストップセンターの機能を維持すること。
2. ワンストップセンターについて府下の公立病院を中心に複数の拠点を置き、
医療機関の連携を密にし、性暴力被害者の速やかな救済を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月16日 大阪府三島郡島本町議会。

以上、よろしく御可決いただきますようお願いいたします。